

加 賀 市 地 域 防 災 計 画

雪害対策編
(令和7年度)

加賀市防災会議

目 次

第1章 総 則	1
第1節 目 的	1
第2節 性格及び基本理念	1
1 性 格	1
2 基本理念等	1
第3節 市、県及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	3
第4節 市の特質と既往の雪害	6
1 地 勢	6
2 山雪・里雪	6
3 日本海寒帯気団収束帯（JPCZ:Japan-Sea Polar-Airmass Convergence Zone）	7
4 気 象	7
5 社会的要因とその変化	8
6 既往の主な雪害とその被害	8
7 過去に災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された雪害	18
8 既往の主な雪害と県、市町の対策組織	18
第2章 雪害予防計画	20
第1節 防災知識の普及	21
1 基本方針	21
2 職員に対する防災教育	21
3 学校教育における防災教育	21
4 市民に対する防災知識の普及	22
5 市民等の雪害に対する心構え	22
6 防災相談及び意識調査	22
7 災害教訓の伝承	22
第2節 市民及び事業者等のとるべき措置	24
1 基本方針	24
2 市民のとるべき措置	24
3 事業者等のとるべき措置	25
4 市民及び事業者等による地区内の防災活動の推進	26
第3節 自主防災組織の育成	27
1 基本方針	27
2 市民等の自主防災組織	27
第4節 防災ボランティアの活動環境の整備	29
1 基本方針	29
2 防災ボランティアの環境整備	29
3 防災ボランティアの受入体制等	29
4 防災ボランティアの育成	30

第5節 防災訓練の充実	31
1 基本方針	31
2 防災訓練計画	31
第6節 防災体制の整備	32
1 基本方針	32
2 市の活動体制	32
3 防災関係機関の活動体制	34
4 人材確保方策	34
第7節 防災気象観測網等の整備	35
1 基本方針	35
2 気象観測予報体制の整備	35
3 観測値等の総合利用体制の整備	35
第8節 通信及び放送施設災害予防	36
1 基本方針	36
2 通信用施設設備の整備	36
3 石川県総合防災情報システム	36
4 有線電話回線の故障復旧体制	37
5 有線電話回線の維持体制	37
6 放送施設設備の整備	38
7 アマチュア無線協会との連携	38
第9節 道路等の交通確保対策	39
1 基本方針	39
2 交通安全の啓発等	39
3 県道、市道等の交通確保	39
4 公共交通機関の確保	39
5 交通情報の共有	40
6 事業者の措置	40
第10節 消防力の充実、強化	41
1 基本方針	41
2 出火防止、初期消火	41
3 火災予防上の通知等	41
4 火災警報の発令	41
5 所要地域の警戒措置等	41
6 消防力の強化	42
7 消防機械器具等の点検整備	42
8 消防機関の警戒警備体制の確保	42
9 火災発生防止の徹底	42
10 救助・救急体制の整備	43
第11節 避難体制の整備	44
1 基本方針	44

2	指定避難所、避難路の指定等	44
3	福祉避難所への避難等に係る支援体制の整備	45
4	交通規制	45
5	避難誘導標識等の設置	46
6	安全確保計画	46
7	避難所運営マニュアルの作成	46
8	情報連絡体制の整備	46
第1 2節	要配慮者対策	47
1	基本方針	47
2	在宅の要配慮者対策	47
3	社会福祉施設等の管理、保全対策	50
4	外国人等に対する防災対策	50
5	障がい者に対する情報伝達等	50
第1 3節	緊急輸送体制の整備	51
1	基本方針	51
2	緊急輸送道路ネットワークの整備	51
3	臨時離着陸場の整備	52
4	漁港の整備	52
5	民間事業者等の活用	52
第1 4節	医療体制の整備	54
1	基本方針	54
2	医療救護体制の整備	54
3	情報連絡体制	55
4	保険医療福祉調整本部等の設置及び運営に関する訓練等	56
5	医薬品等及び輸血用血液の備蓄・供給体制	56
第1 5節	健康管理活動体制の整備	57
1	基本方針	57
2	平常時の健康管理対策	57
3	災害時の健康管理体制の整備	57
4	情報連絡体制の整備	57
第1 6節	こころのケア体制の整備	58
1	基本方針	58
2	活動体制の整備	58
3	情報連絡体制の整備	58
第1 7節	食料及び生活必需品等の確保	59
1	基本方針	59
2	市、市民等の役割分担	59
3	食料及び生活物資の確保	60
4	消費者米穀の確保	60
5	青果物の確保	60

6	畜水産物の確保	60
7	その他の食料品の確保	60
8	ドライバー等への食料・飲料水等の確保	61
9	物資の集積、配送地の整備	61
10	義援金及び義援物資の受け入れ・配分マニュアルの作成	61
第18節	産業物資確保対策	62
1	基本方針	62
2	物資確保対策	62
第19節	農林水産災害予防	63
1	基本方針	63
2	農作物対策	63
3	畜産対策	64
4	林業対策	65
5	水産対策	66
第20節	なだれ危険地域対策	67
1	基本方針	67
2	なだれ対策	67
第21節	防災パトロール	68
1	基本方針	68
2	調査対象	68
3	実施方法	68
4	実施機関	68
5	調査結果	68
第22節	孤立集落対策	69
1	基本方針	69
2	孤立可能性の把握と防止対策の実施	69
3	孤立予想集落の資機材整備等に対する支援	69
4	積雪期のヘリコプター運用	69
5	市民等の役割	69
6	市の役割	69
第23節	建築物等災害予防	70
1	基本方針	70
2	防災上重要な公共建築物等の雪害予防	70
3	一般建築物の雪害予防	70
4	文化財雪害予防	70
第24節	公共施設災害予防	72
1	基本方針	72
2	上水道、下水道の整備対策	72
3	電力施設の整備対策	73
4	通信施設の整備対策	73

5	交通施設等の整備対策	75
6	一般廃棄物処理施設の整備対策	75
第24節	防災資機材等の点検整備	76
1	基本方針	76
2	救助用備蓄物資の整備点検	76
3	その他資機材の整備点検	76
第3章	雪害応急対策計画	77
第1節	初動体制の確立	77
1	基本方針	77
2	災害対策本部設置等に係る配備体制及び基準等	77
3	通報連絡体制及び職員の参集	78
4	雪害対策本部	79
5	災害対策本部	79
6	現地災害対策本部	81
7	災害対策本部等設置の表示等	81
8	意思決定手続	81
9	災害応急対策の総合調整	81
10	受援体制の確立	82
11	広域応援協力体制の確立	83
12	職員等の安否確認及び勤務ローテーションの確立と健康管理	84
第2節	事前措置及び応急措置	85
1	基本方針	85
2	市長の事前措置	85
3	市長の応急措置等	85
4	市の委員会並びに委員の応急措置	87
5	警察官、海上保安官又は部隊等の自衛官の応急措置	87
6	被害の発生及び拡大防止体制	87
第3節	雪に関する防災気象情報	88
1	基本方針	88
2	注意報・警報の対象区域	88
3	雪に関する特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準	88
4	降雪予報	90
5	天気分布予報（降雪量）	94
第4節	災害予警報の伝達体制	95
1	基本方針	95
2	市長、その他の機関が発する警告等の放送	95
3	災害応急対策責任者の体制整備	95
4	非常時における予警報の伝達方策	95
第5節	災害予警報別の伝達	96
1	基本方針	96

2	気象警報等の伝達	96
3	気象注意報等の伝達	96
4	市長、その他の機関が行う警告等の伝達	96
第6節	雪害情報の収集・伝達	98
1	基本方針	98
2	情報収集体制及び伝達系統の確立	98
3	収集すべき情報	100
第7節	通信手段の確保	102
1	基本方針	102
2	通信手段の利用方法等	102
3	通信設備の応急復旧	103
第8節	県消防防災ヘリコプターの活用等	105
1	基本方針	105
2	消防防災ヘリコプターの活動内容	105
3	運航基準	105
4	支援要請	105
5	防災関係機関のヘリコプターとの連携	106
第9節	災害広報	107
1	基本方針	107
2	広報機関	107
3	広報の内容	107
4	広報手段等	108
5	被災地域の相談・要望等の対応	108
6	安否情報の提供等	108
7	ライフライン情報の提供等	109
第10節	道路等の交通確保対策	110
1	基本方針	110
2	道路の除雪	110
3	交通対策	113
4	公共交通の確保	114
第11節	消防活動	115
1	基本方針	115
2	出火防止、初期消火	115
3	応援要請	115
4	消防活動	116
5	救助・救急活動	116
6	惨事ストレス対策	116
第12節	自衛隊の災害派遣	117
1	基本方針	117
2	災害派遣の適用	117

3	派遣の要請	118
4	派遣部隊の受け入れ	118
5	活動の内容	119
6	使用資機材の準備	119
7	経費の負担区分	119
8	自衛隊航空機を行う災害活動に対する諸準備	120
第13節	避難誘導等	122
1	基本方針	122
2	避難の指示の実施	122
3	避難の指示の内容、時期及びその周知	122
4	警戒区域の設定	123
5	警戒区域設定の周知等	123
6	避難者の誘導	123
7	避難所の開設及び運営	124
8	広域避難対策（災害発生前）	126
10	帰宅困難者対策	127
11	避難所外避難者対策	127
第14節	要配慮者の安全確保	128
1	基本方針	128
2	在宅の要配慮者に対する対策	128
3	社会福祉施設等における対策	128
4	医療機関における対策	129
5	外国人に対する対策	129
第15節	災害医療及び救急医療	130
1	基本方針	130
2	情報収集・提供	130
3	DMAT・医療救護班派遣・受入体制	131
4	救護所の設置	134
5	災害時後方医療体制	134
6	重症患者等の搬送体制	135
7	他県等からの傷病者の受入体制	135
8	医薬品等及び輸血用血液の供給体制	135
9	他県等からの医薬品等の受入体制	135
10	医薬品等の輸送手段	135
11	医療機関のライフラインの確保	136
12	個別疾患対策	136
第16節	健康管理活動	137
1	基本方針	137
2	実施体制	137
3	健康管理活動従事者の派遣体制	137

4	健康管理活動	137
第17節	救助・救急活動	139
1	基本方針	139
2	実施体制	139
3	惨事ストレス対策	139
4	医療救護活動	139
5	災害救助法による措置	139
第18節	災害救助法の適用	140
1	基本方針	140
2	適用基準（災害救助法施行令）	140
3	適用手続	141
4	災害救助法に基づく救助の種類	141
5	災害救助法に基づく救助の実施	141
6	従事命令等	141
7	災害救助法が適用されない場合の救助	141
第19節	災害警備	142
1	基本方針	142
2	災害警備体制	142
第20節	行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬	144
1	基本方針	144
2	行方不明者及び遺体の捜索	144
3	遺体の検視（見分）及び処理	144
4	遺体の埋葬	144
5	安否確認	144
6	警察の措置	145
7	災害救助法による措置	145
第21節	飲料水・食料の供給	146
1	基本方針	146
2	実施体制	146
3	飲料水の確保	146
4	主食の供給	146
5	副食及び調味料の確保	146
6	共助による食料の確保	147
7	災害救助法による措置	147
第22節	生活必需品の供給	148
1	基本方針	148
2	実施体制	148
3	生活必需品等の確保	148
4	物資の輸送拠点（配送）の確保と運営	148
5	災害救助法による措置	148

第23節	こころのケア活動	149
1	基本方針	149
3	実施体制	149
4	D P A T活動	149
第24節	防疫、保健衛生活動	150
1	基本方針	150
2	実施体制	150
3	連携体制	150
4	避難所の防疫措置	150
5	防疫用資材の備蓄、調達	150
6	感染症患者発生時の対応	151
7	ペット動物の保護対策	151
8	特定動物の逸走対策	151
第25節	ボランティア活動の支援	152
1	基本方針	152
2	ボランティアの受け入れ	152
3	災害ボランティアセンターの機能	152
4	ボランティア現地本部の機能	153
5	ボランティアの活動拠点及び資機材の提供	153
6	協力体制	153
第26節	雪、し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理	154
1	基本方針	154
2	実施体制	154
3	被災地の状況把握	154
4	雪処理	154
5	し尿処理	154
6	ごみ処理	154
7	がれき等の処理	154
8	産業廃棄物の処理	155
第27節	住宅の応急対策	156
1	基本方針	156
2	実施体制	156
3	災害救助法による措置	156
4	住宅確保等の種別	157
第28節	ライフライン施設の応急対策	158
1	基本方針	158
2	電力施設	158
3	通信施設	158
4	ガス施設	159
5	水道施設	160

6	下水道施設	160
第29節	輸送手段の確保	161
1	基本方針	161
2	輸送の対象	161
3	実施機関	161
4	要員、物資輸送車両等の確保	161
5	従事命令	162
6	災害救助法による措置	162
第30節	文教対策	163
1	基本方針	163
2	児童生徒の危害防止対策	163
3	校舎等の雪害保全対策	163
4	文教施設の応急復旧対策	163
5	応急教育実施の予定施設	163
6	応急教育計画	164
7	教材、学用品の調達及び給与方法	164
8	授業料の免除及び育英資金	164
9	給食措置	165
10	保健衛生	165
11	教職員の健康管理	165
12	避難所協力	165
13	文化財対策	165
第31節	応急金融対策	167
1	基本方針	167
2	銀行券の発行並びに通貨及び金融の調整	167
3	資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置	167
4	金融機関の業務運営の確保に係る措置	167
5	金融機関による金融上の措置の実施に係る要請	167
6	各種措置に関する広報	168
第32節	農林水産物災害応急対策	169
1	基本方針	169
2	農作物対策	169
3	畜産対策	169
4	林産対策	169
5	水産対策	169
第4章	復旧・復興計画	170
第1節	市民除雪デーの実施	170
1	基本方針	170
2	実施方法	170
第2節	公共施設災害の復旧	171

1	基本方針	171
2	実施責任者	171
3	復旧事業の方針	171
4	職員の確保	171
第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成		173
1	基本方針	173
2	助成制度	173
3	激甚災害の早期指定	173
4	激甚災害指定の手續	173
5	激甚災害に係る財政援助措置	174
第4節 災害復旧資金		175
1	基本方針	175
2	県の措置	175
3	北陸財務局の措置	175
4	郵便事業株式会社（加賀支店）の特例措置	175
第5節 被災者への支援		176
1	基本方針	176
2	農林漁業制度金融の確保	176
3	中小企業融資の確保	176
4	住宅金融支援機構資金のあっせん	176
5	生活福祉資金の貸付	177
6	母子福祉資金、父子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付	177
7	災害援護資金の貸付	177
8	災害弔慰金の支給	177
9	災害障害見舞金の支給	177
10	被災者生活再建支援金の支給	177
11	制度の周知	177
第6節 被災者の生活確保のための緊急措置		178
1	基本方針	178
2	被災者台帳の作成	178
3	生活相談	178
4	こころのケア活動の継続	178
5	罹災証明の交付	178
6	被災者に対する職業のあっせん	178
7	国税等の徴収猶予及び減免の措置	179
8	公営住宅等の整備	179
9	国有財産の無償借受等	179
10	災害廃棄物の処理等	179
第7節 災害義援金及び義援物資の配分		180
1	基本方針	180

2	義援物資の募集.....	180
3	義援金及び義援物資の受付.....	180
4	義援金の配分.....	180
5	義援金及び義援物資の輸送.....	180
6	義援物資保管場所.....	180
第8節	復興計画.....	181
1	基本方針.....	181
2	基本方向の決定.....	181
3	計画的復興の進め方.....	181

第1章 総 則

第1節 目 的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、豪雪から、加賀市の地域並びに市民等の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

第2節 性格及び基本理念

1 性 格

この計画は、雪害対策の一貫性を保つため、加賀市における一般災対策、地震災害対策、津波災害対策及び事故災害対策を除く雪害に係る対策等を体系化したものである。

2 基本理念等

(1) 用 語

この計画において掲げる防災関係機関等の用語は、次に示すところによる。

ア 防災関係機関

指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者をいう。

イ 指定地方行政機関

災害対策基本法第2条第4号に定める行政機関で、この計画では、加賀公共職業安定所、小松労働基準監督署等をいう。

ウ 指定公共機関・指定地方公共機関

災害対策基本法第2条第5号及び第6号に定める公共機関で、この計画では、西日本電信電話株式会社（北陸支店）、北陸電力株式会社（小松支社）、北陸電力送配電株式会社（小松配電部・電力部）、西日本旅客鉄道株式会社（加賀温泉駅）、I Rいしかわ鉄道株式会社、社団法人加賀市医師会、報道機関、日本郵便株式会社（加賀支店）、及び加賀温泉バス株式会社をいう。

エ 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者

災害対策基本法第2条第6号に定める公共的団体その他防災上重要な施設の管理者で、この計画では次の機関をいう。

土地改良区、医療機関、社会福祉施設、加賀農業協同組合、石川県漁業協同組合（加賀支所）、かが森林組合（加賀・山中支所）、加賀商工会議所、山中商工会、加賀建設業協会、加賀管工事協同組合、金融機関、自動車輸送機関、危険物関係施設、加賀市消防団、加賀市防犯交通推進隊、自主防災組織（まちづくり推進協議会、区長会・町内会など）、その他団体（加賀市アマチュア無線クラブ、山中温泉ハムクラブ、加賀市各種団体女性連絡協議会、日本赤十字社石川県支部（加賀市地区）、加賀市社会福祉協議会、民生・児童委員、ボランティア団体、加賀市保健推進員協議会、加賀市防災協議会など）

(2) 基本理念

この計画は、市、防災関係機関、事業所及び市民等がとるべき基本的事項等を定めたものである。

市及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、それぞれ全機能を有効に発揮し、相互に協力して、さまざまな対策を組み合わせた総合的な防災対策を講じ、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

このため、市は、実施計画の作成などにより本計画の具体化を図るとともに、常に本市をとりまく諸条件を見極め、必要に応じて修正を加えるなど、その弾力的な運用を図る。また、事業者及び市民等は、それぞれ自助・共助の精神に基づいて自ら災害への備えの充実に努めることが大

切である。

なお、災害対策の実施に当たっては、市、指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。併せて、市を中心に、市民一人ひとりが自ら行う防災活動や地域の防災力向上のために、自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進し、市、防災関係機関、事業者及び市民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。

施策を実施するため、災害応急対策のための災害救助関係費用の支弁に要する財源はもとより、災害対策全般に要する経費の財源にあてるため、市は、災害対策基金等の積立、運用等に努める。

第3節 市、県及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

市、県及び防災関係機関は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて加賀市の地域に係る防災に寄与すべきものである。それぞれが防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 加賀市防災会議に関する事。 ○ 防災に関する施設及び組織の整備並びに充実に関する事。 ○ 災害用物資及び資機材の整備並びに備蓄に関する事。 ○ 防災思想の普及、教育及び必要な訓練の実施に関する事。 ○ 災害に関する被害の調査、報告並びに情報の収集及び伝達に関する事。 ○ 災害の防御と拡大の防止に関する事。 ○ 災害時における文教対策に関する事。 ○ 緊急輸送の確保及び交通対策に関する事。 ○ 消防、水防その他の応急措置に関する事。 ○ 災害対策に関する隣接市・町の相互協力体制に関する事。 ○ 自主防災組織の育成及び指導に関する事。 ○ ボランティア活動に対する環境整備に関する事。 ○ 災害復旧の実施に関する事。
県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害に関する行政機関、公共機関及び市町相互の連絡調整に関する事。 ○ 市が処理する事務・事業及び総合調整に関する事。 ○ 災害発生時における災害応急対策の実施に関する事。 ○ 県の管理に属する施設の災害復旧に関する事。 ○ 災害対応業務を具体化した各種マニュアルの作成及び充実化に関する事。 ○ 国・市町等との合同訓練や研修の実施に関する事。
大聖寺警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害に関する情報収集に関する事。 ○ 避難指示及び誘導に関する事。 ○ 被災者等の救出、救護に関する事。 ○ 交通混乱の防止及び避難路、緊急輸送路の確保等交通規制に関する事。 ○ 犯罪の予防、警戒、取締り活動等治安維持活動に関する事。 ○ 遺体の検死、見分及び行方不明者に対する措置に関する事。 ○ 社会秩序回復のための広報活動に関する事。
南加賀土木総合事務所 大聖寺土木事務所	土木関係全般の災害対策に関する事。
南加賀保健所 ※南加賀保健福祉センター 加賀地域センター	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時の医療、防疫及び衛生管理に関する事。 ○ その他、保健衛生関係の災害対策に関する事。
南加賀農林総合事務所	農林関係事業全般の災害対策に関する事。
行 地 政 方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害救助に係る労働者等の確保対策に関する事。 ○ 被災者に対する職業の斡旋等に関する事。

	小松労働基準監督署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業場における防災体制樹立の指導に関すること。 ○ 災害時における労働災害防止対策の指導に関すること。 ○ 災害時において事業場に発生した労働災害の原因調査に関すること。
	金沢地方気象台	<ul style="list-style-type: none"> ○ 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行うこと。 ○ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行うこと。 ○ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること。 ○ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと。 ○ 防災情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること。
指定公共機関・指定地方公共機関	西日本電信電話株式会社（北陸支店）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公衆電気通信施設の防災対策及び復旧対策に関すること。 ○ 災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。
	北陸電力株式会社（小松支店）及び北陸電力送配電株式会社（石川支社）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電力施設の防災対策及び復旧対策に関すること。 ○ 災害時における電力供給の確保に関すること。
	西日本旅客鉄道株式会社（加賀温泉駅）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 鉄道施設の整備及び安全輸送に関すること。 ○ 被災時における輸送に関すること。
	I Rいしかわ鉄道株式会社（小松駅）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策用物資、被災者等の緊急輸送に関すること。 ○ 被災鉄道施設の復旧に関すること。
	加賀市医師会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時における医療救護活動に関すること。 ○ 医師会救護班の編成及び連絡調整に関すること。
	報道機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民等に対する防災知識の普及及び予警報等の迅速な周知に関すること。 ○ 市民等に対する災害応急処置内容の周知に関すること。 ○ 義援金の募集の周知に関すること。
	日本郵便株式会社（加賀支店）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時における郵便業務の確保に関すること。 ○ 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
	加賀温泉バス株式会社	災害時における陸路の緊急輸送に関すること。
公益的事業を営む法人その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	土地改良区	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水門、水路、ため池等の施設管理及びその防災管理並びに災害復旧に関すること。 ○ 土地改良事業によって造成された施設の維持管理に関すること。 ○ 災害復旧等に関すること。
	医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 ○ 災害時の病人等の収容、保護に関すること。 ○ 災害時における負傷者等の医療、助産、救助に関すること。
	社会福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 ○ 災害時における収容者の保護に関すること。
	加賀農業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市、県が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。 ○ 農作物の被害応急対策の指導に関すること。 ○ 被災組合員に対する融資又は斡旋に関すること。 ○ 農業生産資材及び農家生活資材の確保又はその斡旋に関すること。 ○ 農作物の需給調整に関すること。

	石川県漁業協同組合 (加賀支所)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。 ○ 組合員の被害状況調査及び応急対策に関すること。 ○ 漁船、共同利用施設の応急対策及びその復旧に関すること。 ○ 被災組合員に対する融資又は斡旋に関すること。 ○ 防災に関する情報提供に関すること。
	かが森林組合 (加賀・山中支所)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。 ○ 組合員の被害状況調査及び応急対策に関すること。 ○ 被災組合員に対する融資又は斡旋に関すること。
公益的 事業を 営む 法人 その他 公共的 団体 及び 防災 上重要 な施設 の管理 者	加賀商工会議所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。 ○ 会員の被害状況調査及び応急対策に関すること。 ○ 商工業者への融資又は斡旋に関すること。 ○ 災害時における中央資金源の導入に関すること。 ○ 物価の安定についての協力に関すること。
	山中商工会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救援用物資、復旧資材の確保についての協力及び斡旋に関すること。
	加賀建設業協会	倒壊家屋等の処理及び道路確保に関すること。
	加賀管工事協同組合	損壊上下水道施設の応急復旧作業に関すること。
	金融機関	被災事業者等に対する資金の融資に関すること。
	自動車輸送機関	○
	危険物関係施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 危険物、液化石油ガス等の貯蔵、取扱いの徹底 ○ 安全管理の徹底
	加賀市消防団	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災訓練の指導 ○ 災害時の救助救出、避難誘導に関すること。 ○ 災害時の消火活動 ○ 情報収集及び広報活動 ○ 消防本部への協力
	加賀市防犯交通推進隊	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時における市民等の生命、身体及び財産の保護 ○ 災害時における交通誘導の実施 ○ 社会公共秩序の維持及び安全の保持 ○ 情報収集及び広報活動
	自主防災組織 まちづくり推進協議会、 区長会、町内会など	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自主防災組織等の確立及び避難訓練の実施 ○ 災害時の救助救出、避難誘導への協力 ○ その他市が行う応急対策への協力
	その他の団体 加賀市アマチュア無線クラブ、山中温泉ハムクラブ、加賀市各種 団体女性連絡協議会、 日本赤十字社石川県 支部（加賀市地区）、 加賀市社会福祉協議 会、民生・児童委員、 ボランティア団体、加 賀市健康づくり推進 協議会、加賀市防災協 議会など	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時の救助救出、避難誘導に関すること。 ○ 情報収集及び伝達に関すること。 ○ その他市が行う応急対策への協力に関すること。

第4節 市の特質と既往の雪害

1 地 勢

本市は、県最南端に位置し、小松市、福井県に接しており、面積305.99k㎡、地勢は東南に高く、白山連峰を望み、白山山系の大日山、富士写ヶ岳を源とする大聖寺川と動橋川が沃野を貫き、日本海に注いでいる。南は緑豊かな丘陵、山地が連なり、北は広大な森林に囲まれた越前加賀海岸国定公園を擁し、中央部には肥沃な平野が広がり、さらには千古の由来を誇る温泉や、四季の変化に富んだ自然環境のもと立地している。

2 山雪・里雪

(1) 山 雪

冬季、わが国の日本海側において、寒気の吹き出しの際に主に山岳部で降る雪を山雪という。地上の気圧配置が冬の西高東低型となり、本州を縦断して等圧線が南北に並ぶ時には山雪型の降雪となる。暖かい海面から蒸発した水蒸気は海上で既にかんりの降水をもたらすが、さらに脊梁山脈で強制的に上昇させられて大雪を降らせる（参考 [1]）。

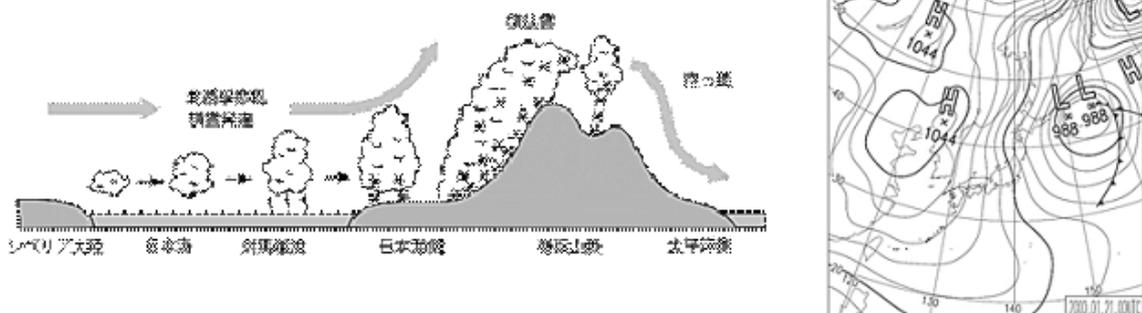


図1 山雪型の概念図（左）と気圧配置（右）（参考 [2]）

(2) 里 雪

冬季、わが国の日本海側は多雪地帯となるが、主に日本海側の海外平野部で降る雪を里雪型の降雪という。里雪の場合でも、降雪は山岳部にも及ぶ。里雪の場合の地上の気圧配置は袋型が多い。西高東低型が緩んだ後に、この気圧配置になる。また、海岸線近くの日本海上に小低気圧がある場合、北陸前線などの局地前線がある場合にも里雪が降る（参考 [1]）。

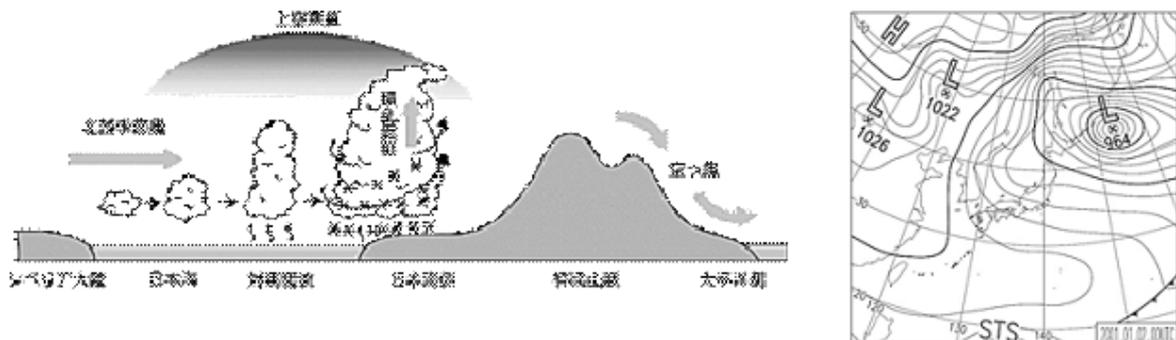


図2 里雪型の概念図（左）と気圧配置（右）（参考 [2]）

3 日本海寒帯気団収束帯 (JPCZ: Japan-Sea Polar-Airmass Convergence Zone)

冬季、北西季節風が卓越するとき、日本海上で寒帯気団内に見られる収束帯をいう。この気象状況のとき、朝鮮半島の東側のつけ根から日本海を横切って北陸・山陰付近に達する帯状の雲がこの収束帯で発達する(参考 [1])。

JPCZ 雲帯が日本列島にかかる沿岸地域では、多くの雪が降りやすい(参考 [5])。

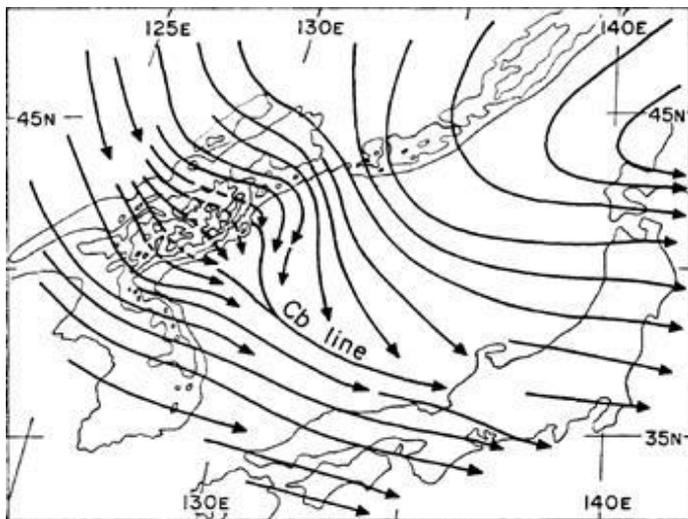


図3 山岳まわりの気流系とCbライン(帯状の積乱雲列)の発生モデル(参考 [3])

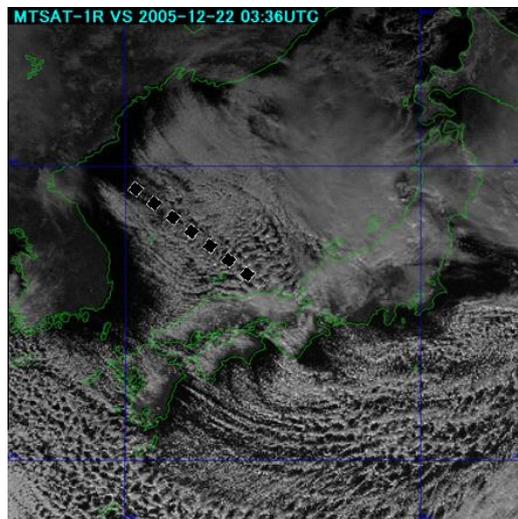


図4 気象衛星画像(可視)

2005(平成17)年12月22日13時観測
長白(チャンバイ)山脈を迂回した気流が山脈風下で合流して帯状の積乱雲列(点線で示した部分)を形成している(参考 [4])。

参考

- [1] 日本気象学会編、気象科学辞典、東京書籍 1998 年
- [2] 松江地方気象台ホームページ
冬の天気
<http://www.jmanet.go.jp/matsue/chisiki/column/cloud/winter.html>
- [3] 八木正允、村松照男、内山徳栄、黒川信彦、1986 :
大陸沿岸の地形の影響を受けた日本海上の帯状収束雲と Cu-Cb ライン、天気、33, 453-465.
- [4] 気象庁資料、雪に関する予報と気象情報について
<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/minkan/koushu121207/shiryu2.pdf>
- [5] 小倉義光著、日本の天気その多様性とメカニズム、東京大学出版会 2015 年

4 気象

冬は、大陸の優勢な高気圧から吹き出す強い北西の季節風が、日本海を吹走中に水蒸気を補給し、県内に雨や雪を降らせる。北陸地方は、世界有数の多雪地で雪害をもたらすが、貴重な水資源でもある。また、冬の雷は、日本で一番多い。

(1) 降積雪の状況

金沢地方気象台における観測開始以来(1891年:明治24年~)の最深積雪及び降雪量の状況は、次のとおりである。

- 「年」の区分は寒候期（前年11～当該年3月）による。
 - 平年値は、1991年～2020年の30年平均値である。
- | | | |
|-----|------|-------|
| 平年値 | 最深積雪 | 32cm |
| 平年値 | 降雪量 | 157cm |

5 社会的要因とその変化

雪害は、気象、地形等の自然条件に起因するものに加えて、人口密集や都市化等の社会的条件によっても被害が拡大する恐れがある。

被害を拡大する社会的要因としては、主として次のような点が指摘される。

(1) 都市化の進展

市街地では過密化が進展してきている。

このため、オープンスペースの減少等により、災害時には、被災人口の増大や火災の多発、延焼地域の拡大等の危険性を高めている。

(2) 交通機関の発達

自動車、鉄道、航空等の高速交通機関の発達は市民等の利便性を向上してきたといえるが、反面これらの依存度が高くなればなるほど、一旦、豪雪により交通がストップした場合には、生活や社会経済活動において混乱を招くことが予想される。

また、自動車保有台数が急速に増加してきているが、豪雪時には大量の路上放置車両の発生により除排雪活動や各種の応急対策に支障をきたす危険性も予想される。

(3) 工業化の進展

工場自体が災害発生の危険性を内蔵していることなど地域に及ぼす影響が大きく、被害拡大の危険性を高めている。

(4) 交流人口の増大・国際化の進展

毎年多くの観光客が本市を訪れるなど、交流人口が増大している。加えて、国境を越えた経済社会活動の拡大とともに、在り市・来り市外国人も増加している。したがって、災害時に要配慮者としての旅行者や外国人にも十分配慮する必要がある。

(5) 生活環境の変化

近代生活を営むに当たっては、電話、電気、水道、ガス等のライフラインに加え、携帯電話やインターネットなどの情報通信ネットワーク等は欠かせないものとなっているが、生活水準の向上に伴い、これらは急速に整備されてきている。

このため、いったん雪害が発生すると、生活面及び情報面での不安が増大し、心理的にも危険な状態に陥ることが予想される。

(6) 市民等の共同意識の変化

今日の社会経済の発展は、物質的に豊かな社会を出現させた反面、生活様式の多様化や都市化の進展に伴い、市民等の地域的連帯感が希薄化してきている。

このため、いったん雪害が発生すると、混乱を増幅させ、被害が拡大することが予想される。

(7) 新たな感染症への対策

新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

(8) 情報通信技術の発達

効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

6 既往の主な雪害とその被害

県内に特に大きな被害をもたらした豪雪・大雪として、「38豪雪」、「52豪雪」、「56豪雪」、「59豪雪」、「61豪雪」、「平成13年大雪」、「平成18年豪雪」、「平成30年大雪」、「令和5年大雪」、「令和5年12月大雪」、「令和7年大雪」がある。

(1) 「38豪雪」（昭和38年1月～3月：1963年）

ア 気象の状況【資料：「石川県災異誌」昭和47年3月石川県発行、「石川県災害史」昭和42年3月石川県発行】

昭和38年1月10日夜から発生した日本海の低気圧は、沿海州から南下する大寒波の侵入に伴って猛風雪をもたらした。この大寒波の勢力は強く27日に至る17日間、殆ど休みなく風雪が続き、記録的な豪雪となった。

この大風雪は里雪型で、県下平野部で連日多量の降雪があった。特に1日の降雪量は金沢市で22日57cm、羽咋市では23日に60cmを記録した。金沢での11日から27日の降雪総合計は343cmであり、積雪深は27日に181cmを観測し、金沢地方気象台観測開始(明治24年)以来の最高記録となった。

各地の積雪は、加賀地方の平野部で150～300cm、山間部は、400cm～700cm、能登地方は、50～150cmを記録し、県下の観測地の最大は、目附谷の637cmだった。

気象庁で「昭和38年1月豪雪」と命名。

降積雪の状況【金沢地方気象台調べ】

観測地点 要素	白峰	鳥越	小松	金沢	宇ノ気	羽咋	七尾	富来	門前	輪島	珠洲
降雪の総量(cm)	1949	1070	435	587	344	452	262	74	123	171	274
降雪の最深(cm) 起因日	130 1/24	55 1/23	54 1/22	57 1/22	61 1/11	51 1/23	40 1/22	6 1/23	10 1/23	29 1/23	30 1/23
積雪の最深(cm) 起因日	420 1/27	308 1/31	160 1/27	181 1/27	155 1/28	110 1/26	134 1/27	25 1/28	30 2/1	60 1/24	95 1/25

イ 被害の状況【資料：「石川県災異誌」昭和47年3月石川県発行、「石川県災害史」昭和42年3月石川県発行】

○ 被害総額 24,174,327千円

人的	死者	24名
	行方不明	1名
	重傷者	31名
	軽傷者	120名

非住家	全壊	538棟
	半壊	726棟
	一部破損	— 棟

住家	全壊	132棟
	半壊	405棟
	一部破損	13,583棟
	床上浸水	64棟
	床下浸水	776棟

ウ 主な雪害対策の状況【資料：「38・1豪雪被害の状況」昭和38年3月石川県発行、「石川県災害史」昭和42年3月石川県発行】

(ア) 対策組織

昭和38年1月16日午前8時30分「県災害対策本部」設置

(イ) 自衛隊の災害派遣状況

a 北陸本線沿線除雪

陸上自衛隊：石川県内1月23日～2月11日延べ11,894人出動

b 道路除雪

陸上自衛隊：1月30日～2月28日延べ1,876人出動

航空自衛隊：1月24日～2月14日延べ1,227人出動

c 救急患者救出(自衛隊ヘリコプターによる)

- 航空自衛隊10名、陸上自衛隊1名搬送
 - d 孤立無医村部落の診療（航空自衛隊医師のヘリコプター搭乗による）
白山市白峰、小松市新保、白山市尾口尾添、白山市吉野谷中宮で実施
 - e 孤立部落道路偵察（自衛隊ヘリコプター、雪上車による）
 - f 災害救助法適用地域および孤立部落に対する物資輸送
 - g 県外からの救援物資、緊急薬品、血清等の輸送
- (ウ) 災害救助法の適用
以下の2市1町5村に災害救助法を適用（2月5日）して、收容施設の供与、炊出しその他による食品の給与による救助を実施し、民政の安定を図った。

金沢市、小松市、山中町、白峰村、河内村、鳥越村、尾口村、吉野谷村

(エ) 道路除雪作業の状況
国・県・市・民間が一体となり、県内除雪機械の総出動による徹夜の除排雪作業と自衛隊建設大隊の協力により除雪を実施した。

2月26日までの除雪機械の延べ出動台数は石川県の756台をはじめとする合計6,240台となった。

(2) 「52豪雪」(昭和51年12月～3月：1976年)

ア 気象の状況【資料：「石川県災異誌」昭和57年3月石川県発行、「52豪雪災害記録」昭和52年石川県発行】

昭和52年の冬期間（12月27日～2月22日）、日本付近は異常な寒波の来襲を受け、県下は波状的な大雪に見舞われ、金沢市では12月28日43cm、52年1月1日41cm、21日23cm、2月4日27cm、16日58cmの降雪があり、積雪深は2月17日126cmに達した。

また、2月17日には輪島上空5,500mの気温が-46℃まで下がり、測候所開設以来の低温を記録した。

降積雪の状況【金沢地方气象台調べ】

観測地点 要素	白山 白峰	栢野	白山 吉野	小松	金沢	宇ノ気	羽咋	七尾	志賀	輪島	珠洲
降雪の総量(cm)	1747	823	1068	435	589	477	345	408	339	250	537
降雪の最深(cm) 起因日	75 3/4	65 12/28	65 2/4	48 2/16	58 2/16	35 2/22	38 1/28	30 3/3	35 3/4	27 3/4	31 3/4
積雪の最深(cm) 起因日	255 2/17	193 2/17	240 2/19	111 2/18	126 2/17	85 2/5	58 2/4	65 2/6	60 2/5	47 2/6	100 2/6

イ 被害の状況【資料：「石川県災異誌」昭和57年3月石川県発行】

人的	死者	4名	非住家	全壊	5棟
	負傷者	11名		半壊	2棟
住家	一部破損	5棟	一部破損	3棟	
	床上浸水	3棟	客車運休	1,152本	
			貨車運休	4,175本	

ウ 主な雪害対策の状況【資料：「石川県災異誌」昭和57年3月石川県発行】

(ア) 対策組織

市町：雪害対策本部（4市1町）

金沢市、加賀市、小松市、七尾市、山中町

(イ) 自衛隊の災害派遣状況

融雪期、航空自衛隊ヘリコプターによる雪崩発生危険箇所のパトロールを実施

(3) 「56豪雪」(昭和55年12月～3月：1981年)

ア 気象の状況【資料：「石川県災異誌」昭和57年3月石川県発行】

昭和55年12月26日降り始めた雪は、12月28日から冬型の気圧配置が強まり、加賀地方山間部を中心にして大雪に見舞われた。なかでも白峰村は、29日9時に日降雪量が110cmに達し、12月としては観測以来2番目の記録を更新した。

1月2日から再び冬型の気圧配置が強まり、1月15日9時の積雪深が白峰村480cmを記録したのを始め、白山麓一帯で38年豪雪を上回る大雪となり、金沢市内でも平野部で125cm、山沿いでは200cmを超える積雪となった。

降積雪の状況【金沢地方気象台調べ】

観測地点 要素	白山 白峰	栢野	白山 吉野	小松	金沢	宇ノ気	羽咋	七尾	志賀	門前	輪島	珠洲
降雪の総量(cm)	1930	662	790	369	523	388	292	273	253	64	195	353
降雪の最深(cm) 起因日	110 12/28	44 1/10	61 12/28	38 1/10	62 1/11	48 1/10	45 1/10	18 1/10	20 1/10	13 1/15	23 2/26	30 1/11
積雪の最深(cm) 起因日	480 1/15	236 1/18	308 1/15	101 1/23	125 1/13	75 1/22	60 1/22	57 1/17	45 1/22	15 1/16	36 1/23	71 1/22

イ 被害の状況【資料：「石川県災異誌」昭和57年3月石川県発行】

○ 被害総額 7,885,623千円

人的	死者	3名
	重傷者	30名
	軽傷者	30名
住家	全壊	16棟
	半壊	12棟
	一部破損	619棟
	床下浸水	138棟

非住家	公共建物	30棟
	その他	215棟

列車運休	5,529本
運転取止	2,900本
全日空欠航	58便

ウ 主な雪害対策の状況【資料：「石川県災異誌」昭和57年3月石川県発行】

(ア) 対策組織

県：雪害対策本部(昭和56年1月13日～2月16日)

市町村：雪害対策本部(5市8町6村)

金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、松任市、山中町、辰口町、鶴来町、野々市町、河内村、吉野谷村、鳥越村、尾口村、白峰村、津幡町、宇ノ気町、内灘町、鹿島町、柳田村

(イ) 自衛隊の活動状況

- a 孤立集落に対する物資の輸送の実施(小松市、山中町)
- b 雪崩発生危険箇所パトロール実施(白山麓地帯2回)
- c 道路除雪の協力(小松市：1月17日～20日、金沢市：1月18日)

(4) 「59豪雪」(昭和59年1月～3月：1984年)

ア 気象の状況【資料：「石川県災異誌」平成5年3月石川県発行】

昭和58年12月中旬から昭和59年3月にかけて、強い寒気が相次いで日本付近に南下したため、日本海側を中心に強い降雪が断続し、北陸地方では、2月末まで積雪が増え続けた。

昭和59年1月22日早朝、日本海中部と本州南岸にそれぞれ低気圧があり、共に北東に進んだ後、本州付近は強い冬型の気圧配置が月末まで続いた。

このため石川県地方は、23～29日まで連日降雪が続き、特に24～26日にかけて奥能登地方で一時的に強く降り、珠洲では26日に100cm以上の積雪となった。

2月に入り、2日後半から雪となり、3日21時に輪島上空500hpaで-38.1℃を観測し、3日から4日にかけて能登地方では降雪30cm以上、加賀山間部では50cmの大雪となった。また、6日から8日にかけても県下全般に大雪となって、各地で今冬一番の積雪となった。

3月1日は輪島で前夜からの降雪で、積雪深は測候所開設以来3月として第1位の70cmを記録した。

これら的大雪は、金沢、輪島共に3月24日まで積雪が残り、金沢では第3位の長期積雪の終日となった。輪島では開設以来第1位の最大継続日数100日の記録となる大雪となった。

今冬の大雪は、12月15～19日は加賀地方山間部、1月15～17日は加賀地方、1月23～28日及び2月27～29日は能登地方と県下全域に大雪となり、56年豪雪以来の大雪となった。

降積雪の状況【金沢地方気象台調べ】

観測地点 要素	白山 白峰	栢野	白山 吉野	小松	金沢	宇ノ気	羽咋	七尾	志賀	門前	輪島	珠洲
降雪の総量(cm)	1611	808	1006	376	502	466	408	525	392	280	418	826
降雪の最深(cm) 起因日	63 1/16	64 2/3	38 2/3	30 1/28	29 2/3	31 2/3	25 2/8	24 1/25	38 1/24	33 2/5	37 1/25	47 1/25
積雪の最深(cm) 起因日	290 2/10	175 2/9	202 2/9	80 2/4	90 2/9	65 2/18	53 2/9	57 2/9	60 2/19	50 2/6	70 3/1	141 2/29

イ 被害の状況【資料：「石川県災異誌」平成5年3月石川県発行】

○ 被害総額 3,344,017千円

人的	死者	1名
	重傷者	15名
	軽傷者	27名

非住家	公共建物	2棟
	その他	60棟

住家	全壊	8棟
	半壊	2棟
	一部破損	15棟
	床上浸水	1棟
	床下浸水	3棟

ウ 主な雪害対策の状況【資料：「石川県災異誌」平成5年3月石川県発行】

対策組織

県：雪害対策本部（昭和59年2月10日～3月23日）

市町村：災害対策本部（4市10町1村）

柳田村、山中町、小松市、津幡町、穴水町、門前町、鶴来町、内浦町、珠洲市、能都町、輪島市、内灘町、宇ノ気町、七尾市、高松町

(5) 「61豪雪」(昭和60年12月～3月：1986年)

ア 気象の状況【資料：「石川県気象年報昭和60年」、石川県気象年報昭和61年】(金沢地方気象台発行)

超1級の寒気の南下で、県内は12月15日から17日にかけて低温と降雪が続き、加賀南部を主に40～130cmの積雪となった。12月上・中旬としては、昭和22年以来38年ぶりの大雪で、加賀南部は、100cmを超える積雪で、12月の記録を更新した。

61年1月6日から再び冬型の気圧配置が強まり、1月から2月にかけて厳しい低温状態が続くとともに、断続的に大雪を降らせ、総降雪量が金沢で688cm、輪島で377cmと3年連続の大雪を記録した。

降積雪の状況【金沢地方気象台調べ】

観測地点 要素	白山 白峰	栢野	白山 吉野	小松	金沢	宇ノ気	羽咋	七尾	志賀	門前	輪島	珠洲
降雪の総量(cm)	1789	1063	1246	565	688	554	443	543	399	218	377	768
降雪の最深(cm) 起因日	115 1/5	63 12/15	69 1/10	66 1/10	67 1/10	54 12/16	44 1/10	30 1/25	30 1/10	31 12/16	49 2/4	48 1/5
積雪の最深(cm) 起因日	315 3/1	221 1/28	234 2/28	125 1/28	113 1/28	104 1/28	90 1/28	58 1/26	55 1/12	50 12/17	78 2/5	132 2/5

イ 被害の状況【資料：「石川県災異誌」平成5年3月石川県発行】

○被害総額 1,180,000千円

人的	死者	3名	住家損壊	4棟	
	重傷者	22名		床下浸水	33棟
	軽傷者	18名			

ウ 主な雪害対策の状況【資料：前同】

対策組織

市町村：災害対策本部（2市）

加賀市、羽咋市

：雪害対策本部（1市6町）

金沢市、津幡町、高松町、宇ノ気町、七塚町、内灘町、山中町

：豪雪対策本部（1村）

柳田村

(6) 「平成13年大雪」（平成13年1月12日～1月18日：2001年）

ア 気象の状況【資料：「21世紀初冬の大雪」平成13年1月金沢地方気象台】

平成13年1月9日に低気圧が発達しながら日本海中部を北東に進み、12日から強い冬型となった。13日から輪島上空500hpaで-36.0℃以下の寒気が流入し、15日には、-42.5℃の強烈な寒気が流入した。

このため、13日から17日にかけて県内全域で断続的に雪が降り続いた。特に15日夜明け前から16日にかけて小松市、金沢市、宇ノ気町、羽咋市の海岸部で大雪となった。

金沢では、昭和61年の大雪以来の15年ぶりの80cmをこえる積雪の深さを記録した。

降積雪の状況【金沢地方気象台調べ】

観測地点 要素	白山 白峰	栢野	白山 吉野	小松	金沢	宇ノ気	羽咋	七尾	志賀	門前	輪島	珠洲
降雪の総量(cm)	240	155	154	113	147	155	151	84	64	58	56	105
降雪の最深(cm) 起因日	72 1/14	52 1/15	40 1/15	51 1/14	61 1/15	74 1/15	50 1/16	21 1/16	32 1/16	25 1/14	17 1/13	34 1/12
積雪の最深(cm) 起因日	205 1/15	120 1/17	124 1/15	81 1/16	88 1/16	118 1/16	110 1/17	56 1/17	40 1/17	30 1/15	32 1/17	63 1/17

イ 被害の状況【石川県危機対策課調べ】

人的	死者	5名
	負傷者	137名

死者の内訳：一酸化炭素中毒(3名)
除雪作業中の事故(1名)
凍死(1名)

住家	全壊	1棟
	半壊	1棟
非住家損壊		53棟
床上浸水		1棟
床下浸水		1棟

ウ 主な雪害対策の状況【資料：前同】

対策組織

県：道路雪害対策本部（平成13年1月15日～1月22日）

市町村：災害対策本部（2市3町）

加賀市、押水町、鹿島町、鹿西町、羽咋市

：雪害対策本部（4市15町1村）

美川町、小松市、七塚町、金沢市、辰口町、津幡町、宇ノ気町、高松町、川北町、内灘町、野々市町、志雄町、山中町、鶴来町、松任市、穴水町、田鶴浜町、鳥屋町、七尾市、柳田村

：道路雪害対策本部（1市）

珠洲市

(7)「平成18年豪雪」（平成17年12月～2月：2006年）

ア 気象の状況

12月から1月上旬にかけて厳冬期並の強い寒気が日本付近に南下し、強い冬型の気圧配置が断続的に現れ、平野部でも福井県・石川県・富山県を中心に大雪となった。1月中旬からは天気は数日の周期で変わり、気温の高い時期と低い時期が交互に現れた。

12月の降雪量の平年比は金沢で248%（114cm）と多く、輪島では300%（93cm）とかなり多くなった。県内の全ての観測所では、1月7日から1月8日に今冬の最深積雪を観測した。

なお、気象庁は、平成18年の冬に発生した大雪について「平成18年豪雪」と命名した。

降積雪の状況【金沢地方気象台調べ】

観測地点 要素	加賀 山中	白山 吉野	金沢	七尾	輪島	珠洲
降雪の総量(cm)	550	661	253	323	194	347
降雪の最深(cm)	41	51	20	24	18	22
起因日	12/14	12/13	1/5	2/4	1/7	1/7
積雪の最深(cm)	152	173	55	59	29	71
起因日	1/7	1/8	1/8	1/8	1/7	1/7

イ 被害の状況【石川県危機対策課調べ】

人的	死者	6名
	負傷者	24名

死者の内訳：屋根の雪下ろし作業中(3名)
家屋の倒壊(2名)
除雪作業中(1名)

住家	全壊	1棟
	半壊	1棟
	一部損壊	3棟
非住家損壊		28棟
床上浸水		1棟
床下浸水		6棟

ウ 主な雪害対策の状況【資料：前同】

対策組織

市町村：災害対策本部（1市1町）

津幡町（12/19～12/26）、白山市（1/6～2/28）

（8）「平成30年大雪」（平成30年1月～2月：2018年）

ア 気象の状況

1月10日から13日にかけて、北陸地方の上空約5,500mに氷点下30.0℃以下の寒気が流れ込み、強い冬型の気圧配置となった。県内では断続的に雪が降り、1月11日から12日にかけて県内全域で大雪警報が発表された。この大雪により各地で被害が発生した。

2月4日から8日にかけて、北陸地方の上空約5,000mに氷点下36.0℃以下の寒気が流れ込み、強い冬型の気圧配置となった。県内では断続的に雪が降り、2月5日から7日にかけて能登北部を除く県内全域で大雪警報が発表された。

この大雪により、金沢では2月として第3位となる日降雪量52cmを記録するなど、県内各地に大きな影響をもたらした。

降雪量の状況【資料：金沢地方気象台調べ】

（平成30年1月～2月）

観測地点 要素	金沢	輪島	加賀菅谷	白山河内	七尾	珠洲
降雪の総量(cm)	272	191	532	558	246	328
降雪の最深(cm)	52	33	79	74	31	40
起因日	2/5	1/11	2/6	2/6	2/5	1/11
積雪の最深(cm)	87	49	197	194	57	71
起因日	2/8	1/12	2/7	2/7	2/6	1/12

イ 被害の状況【資料：石川県危機対策課調べ】

人的	死者	2名
	重症者	16名
	軽症者	68名

死者の内訳：除雪作業中（1名）
ビニールハウスの倒壊（1名）

住家	全壊	1棟
	半壊	5棟
	一部損壊	12棟
	床上浸水	1棟
	床下浸水	2棟
非住家損壊		20棟

ウ 主な雪害対策の状況【資料：前同】

（ア）対策組織

県：道路雪害対策本部（2/6～2/21）

市町村：雪害対策本部（6市1町）

能美市（2/5～3/14）、小松市（2/5～3/16）、野々市市（2/6～2/16）、加賀市（2/6～2/27）、
金沢市（2/6～2/28）、白山市（2/6～3/6）、内灘町（2/8～3/16）

（イ）自衛隊の活動状況

水道管凍結による断水のため、給水活動を実施（輪島市：1/30～2/2）

（9）令和5年大雪（令和4年12月～2月：2023年）

ア 気象の状況

12月18日から19日にかけて、北陸地方の上空約1500mに氷点下9.0℃以下の寒気が流れ込んだため、強い冬型の気圧配置となった。このため、県内では能登を中心に大雪となり、19日には珠洲市、穴水町、能登町に大雪警報が発表された。19日の最深積雪は、珠洲で44cm、輪島で30cmを観測した。樹木等への着雪により雪の重みで樹木が倒れ、電線を切断するなど停電が発生した。また、倒れた樹木が道路をふさいで孤立集落が発生した。

12月23日から25日にかけて、北陸地方の上空約5000メートルには氷点下39度以下の寒気が流れ込んだため、強い冬型の気圧配置となった。県内では大雪となり、23日には金沢市を対象に

「顕著な大雪に関する気象情報」が発表された。

1月24日から26日にかけて、北陸地方の上空約5000メートルには氷点下42度以下の非常に強い寒気が流れ込んだため、強い冬型の気圧配置となった。県内では、冷え込みが厳しく、25日の最低気温は、金沢で氷点下5.1度、輪島市三井では氷点下8.1度を観測した。水道管の凍結や破裂が相次ぎ、各地で断水が発生した。

降雪量の状況【資料：金沢地方气象台調べ】

(令和4年12月～2月)

観測地点 要素	金沢	輪島	加賀菅谷	白山河内	七尾	珠洲
降雪の総量(cm)	146	125	252	439	127	167
降雪の最深(cm)	37	19	42	48	25	24
起因日	12/23	12/23	12/23	12/23	12/23	12/19
積雪の最深(cm)	36	31	46	65	41	50
起因日	12/23	1/29	1/29	1/28	1/27	1/29

イ 被害の状況【資料：石川県危機対策課調べ】

人的	死者	2名
	重傷者	1名
	軽傷者	7名

住家	一部破損	4棟
----	------	----

死者の内訳：除雪作業中（2名）

ウ 主な雪害対策の状況【資料：前同】

(ア) 対策組織

県：災害対策本部（12/22～12/28）

市町：災害対策本部（3市1町）

輪島市(12/20～12/24、1/27～1/30)、羽咋市(1/27～1/29)、かほく市(1/27～2/2)、

宝達志水町(1/26～1/30)

雪害対策本部

金沢市(12/23～12/28)

(イ) 自衛隊の活動状況

水道管凍結による断水のため、給水活動を実施(輪島市：1/28～1/30)

(10) 令和5年12月大雪（2023年）

ア 気象の状況 12月22日、日本付近は強い冬型の気圧配置となった。このため、県内では能登・加賀ともに大雪となり、県内全市町を対象に大雪警報が発表され、金沢市、輪島市、七尾市、志賀町を対象に「顕著な大雪に関する気象情報」が発表された。22日から23日にかけての最深積雪は、珠洲で59cm、輪島で60cm、七尾32cm、金沢39cm、白山河内で79cm、加賀中津原で54cmを観測した。樹木等への着雪により雪の重みで樹木が倒れ、電線を切断するなど停電が発生した。また、倒れた樹木が道路をふさいで孤立集落が発生した。

イ 降雪量の状況【資料：金沢地方气象台調べ】

(令和5年12月～2月)

観測地点 要素	金沢	輪島	加賀中津原	白山河内	七尾	珠洲
降雪の総量(cm)	77	89	139	269	89	123
降雪の最深(cm)	34	48	30	47	19	33
起因日	12/22	12/22	12/22	12/22	12/22	12/22
積雪の最深(cm)	29	60	54	79	32	59
起因日	12/23	12/22	12/23	1/23	12/22	12/22

ウ 被害の状況【資料：石川県危機対策課調べ】

人的	重傷者	2名
	軽傷者	7名

住家	一部破損	5棟
----	------	----

エ 主な雪害対策の状況【資料：前同】

(ア) 対策組織

県：災害対策本部（12/22～12/25）

市町：災害対策本部（2市町）

輪島市(12/20～12/25)、志賀町(12/22～12/23)

(イ) 自衛隊の活動状況

水道管凍結による断水のため、給水活動を実施（輪島市：1/28～1/30）

(11) 令和7年大雪（令和7年2月：2025年）

ア 気象の状況 2月4日から8日にかけて、日本付近は強い冬型の気圧配置となり、北陸地方の上空 約 5000メートルには氷点下 36度以下の強い寒気が流れ込み、石川県では大気の状態が不安定となった。このため、4日に加賀地方の市町に大雪警報を発表した。また、7日には日本海の気圧の谷が夕方以降に県内を通過したため、「顕著な大雪に関する石川県気象情報」を発表するなど、能登地方で局地的に降雪量が多くなり、能登南部の市町に大雪警報を発表した。なお、この期間は、海上では非常につい夜風が吹き、海は大しけとなった。この期間の最深積雪は、珠洲で 48cm（8日）、輪島で 32cm（7日）、七尾で 48cm（8日）、金沢で 42cm（8日）、白山河内 で 122cm（8日）及び加賀中津原で87cm（8日）を観測した。2月20日から24日にかけて、日本付近は冬型の気圧配置が続き、北陸地方の上空約 5000メートルには氷点下 33度以下の強い寒気が流れ込み、石川県では大気の状態が非常に不安定となった。このため、能登地方を中心に一時的に降雪量が多くなり、21日08時37分と22日05時34分に「顕著な大雪に関する石川県気象情報」を発表するなど、21日と22日に能登地方の市町に大雪警報を発表した。この期間の最深積雪は、珠洲で 24cm（22日）、輪島で 32cm（22日）、七尾で 16cm（23日）、金沢で 30cm（24日）、白山河内 で 128cm（23日）及び加賀中津原で 69cm（24日）を観測した。

イ 降積雪の状況【資料：金沢地方气象台調べ】

観測地点 要素	金沢	輪島	加賀中津原	白山河内	七尾	珠洲
降雪の総量(cm)	133	86	193	258	135	111
降雪の最深(cm)	24	28	39	64	24	21
起因日	2/7	2/22	2/4	2/4	2/7	2/7
積雪の最深(cm)	42	32	87	133	48	48
起因日	2/8	2/22	2/8	2/9	2/10	2/8

ウ 被害の状況【資料：石川県危機対策課調べ】

人的	死者	1名
	重症者	3名
	軽症者	16名

エ 主な雪害対策の状況【資料：前同】

対策組織

県：災害対策本部（2/7～2/14、2/21～2/26）

市町：災害対策本部（1市1町）

宝達志水町（2/21）、輪島市（2/22）

7 過去に災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された雪害

年月日 (西暦)	災害の種類	概要
昭和38. 1. 11~27 (1963)	豪雪 (昭和38年1月豪雪)	<ul style="list-style-type: none"> ・1月に大陸から張り出して来た非常に寒冷な高気圧により、特に11~27日に北陸地方平野部は記録的な大雪となり、交通機関の不通をはじめ、死者や家屋の倒壊など大きな被害を出した。 ・金沢の積算降雪量計343cm(11~27日)、最深積雪181cm(27日) ・被害状況：死者24名、行方不明者1名、負傷者151名、住家全壊132棟、住家半壊405棟など 被害総額 24,174,327千円 ・2月5日、次の市町村に災害救助法適用 金沢市、小松市、(江沼郡)山中町、(石川郡)白峰村、河内村、鳥越村、尾口村、吉野谷村

8 既往の主な雪害と県、市町の対策組織

災害発生年月日	災害の種類	県、市町村設置の対策組織
昭和38年1月11日 ~ 1月27日	38豪雪	県：災害対策本部（期間：1月16日~3月）
昭和51年12月26日 ~52年2月24日	52豪雪	市町村：雪害対策本部 金沢市、加賀市、小松市、七尾市、 山中町、宇ノ気町
昭和55年12月末 ~56年1月23日	56豪雪	県：雪害対策本部（期間：1月13日~2月16日） 市町村：雪害対策本部 金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、松任市、山中町、 辰口町、鶴来町、野々市町、河内村、吉野谷村、鳥越 村、尾口村、白峰村、尾口村、津幡町、宇ノ気町、内 灘町、鹿島町、柳田村
昭和59年2月2日 ~ 2月10日	59豪雪	県：雪害対策本部（期間：2月10日~3月23日） 市町村：災害対策本部 柳田村、山中町、小松市、津幡町、穴水町、門前町、 鶴来町、内浦町、珠洲市、能都町、輪島市、内灘町、 宇ノ気町、七尾市、高松町
昭和61年1月1日 ~ 1月31日	61豪雪	市町村：災害対策本部 加賀市、羽咋市 ：雪害対策本部 金沢市、津幡町、高松町、宇ノ気町、七塚町、内灘町、 山中町 ：豪雪対策本部 柳田村
平成13年1月12日 ~ 1月18日	平成13年 大雪	県：道路雪害対策本部（期間：1月15日~1月22日） 市町村：災害対策本部 加賀市、押水町、鹿島町、鹿西町、羽咋市 ：雪害対策本部 美川町、小松市、七塚町、金沢市、辰口町、津幡町、 宇ノ気町、高松町、柳田村、川北町、内灘町、野々市 町、志雄町、山中町、鶴来町、松任市、穴水町、田

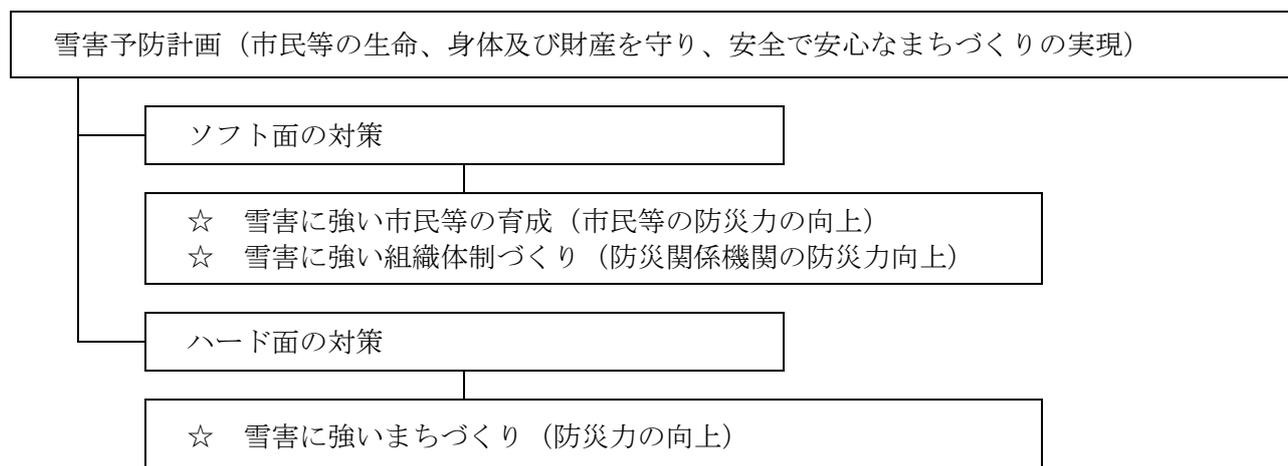
		鶴浜町、鳥屋町、七尾市 ：道路雪害対策本部 珠洲市
平成17年12月 ～18年2月	平成18年 豪雪	市町：雪害対策本部 津幡町、白山市
平成30年1月～2 月	平成30年 大雪	県：道路雪害対策本部（期間：2月6日～2月21日） 市町：雪害対策本部 能美市、小松市、野々市市、加賀市、金沢市、白山市、 内灘町
令和4年12月 ～令和5年1月	令和5年 大雪	県：道路雪害対策本部（期間：12月22日～12月28日） 市町：災害対策本部 輪島市、羽咋市、かほく市、宝達志水町 雪害対策本部 金沢市
令和5年12月	令和5年 12月大雪	県：災害対策本部（期間：12月22日～12月25日） 市町：災害対策本部 輪島市、志賀町
令和7年2月	令和7年 大雪	県：災害対策本部 （期間：2月7日～2月14日、2月21日～2月26日） 市町：災害対策本部 輪島市、宝達志水町

第2章 雪害予防計画

【雪害予防計画の体系】

雪害から市民等の生命、身体及び財産を守り、安全で安心なまちづくりを実現するために必要な対策を市及び防災関係機関等が一丸となって講じる。また、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。

なお、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。



【雪害に強い市民等の育成】

市及び防災関係機関等は、防災知識の普及、啓発活動、自主防災組織の育成事業、防災訓練の実施などを通じて、職員や市民等の防災対策上の役割と責務を周知させる。

災害時においては、状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。また、防災行動力を向上させ、市民一人ひとりが雪害に対する心構えを持ち、雪害発生時においても、行動力と助け合いの精神を発揮するなど適切な行動がとれるようにする。

第1節 防災知識の普及

1 基本方針

雪害対策は人的被害防止を最優先とし、市及び防災関係機関は平素から防災関係職員はもとより、初等教育段階から社会人教育に至るまで、市民一人ひとりに対し、様々な機会をとらえ、防災知識の普及徹底を図り、もって防災意識の高揚に資する。また、「自らの身の安全は自らが守る」、「自らの地域は皆で守る」という自主防災意識を持った雪害に強い市民等の育成に努める。

2 職員に対する防災教育

市及び防災関係機関は、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な活動を期すため、全ての職員に対し、職員研修所等で防災教育を取り組むなど、あらゆる機会を利用して防災教育の普及徹底を図る。この際、防災担当職員以外の職員には、全庁的な取り組みを必要とすることから、学習会の実施や担当業務を中心とした計画の見直しの実施を継続する等、意識の高揚を図ることに留意する。

(1) 教育の方法

- ア 講習会、研修会等の実施
- イ 見学、現地調査等の実施
- ウ 雪害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した防災活動手引等印刷物の配布等

(2) 教育の内容

- ア 加賀市地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- イ 雪についての知識及びその特性
- ウ 防災知識と技術
- エ 防災関係法令の運用
- オ その他災害対策に必要な事項

3 学校教育における防災教育

児童生徒が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い市民等を育成するうえで重要である。そのため、教育委員会及び学校長は、学校における防災訓練等では、消防団員等が参画した体験的・実践的なものにするとともに、学校の教育活動全体を通じて、継続的な防災教育を推進する。

なお、防災教育を含めた安全教育については、様々な機会における指導を密接に関連付けながら、学校安全計画に位置づけ、教職員の共通理解の下で、学校全体で取り組みを進める。

(1) 大規模な災害から児童生徒等の安全の確保を図るため、保護者をはじめ、当該学校が所在する地域の実情に応じて、市その他関係機関、地域の市民等との連携を図り、より実践的な防災訓練の実施に努める。

(2) 児童生徒の発達段階に応じて、地域の実情を踏まえた防災教育用教材やパンフレット等を作成・活用して、以下の事項等について指導を行う。また、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。

- ア 防災教育の充実
- イ 積雪・降雪時の登下校中、在宅中に起きる様々な危険とその際の対処の方法
- ウ 具体的な危険箇所、事故等
- エ 災害時におけるボランティアの重要性
- オ 乳幼児、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、病人、難病等の患者、高齢者、妊産婦、食物アレルギーのある人、外国人など特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に対する配慮
- カ その他災害対策に必要な事項

4 市民に対する防災知識の普及

市及び防災関係機関は、防災思想の高揚を図り、自主防災体制の確立を期するため、市民等に対して、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等あらゆる機会を利用して防災知識の普及の徹底を図る。

なお、防災マップの作成にあたっては市民等も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する市民等の理解の促進を図るよう努める。また、雪崩発生危険箇所等（資料編参照）の存在、融雪時の対応、雪崩に関する情報等についてわかり易くとりまとめた災害発生時の行動マニュアルやハザードマップ等の作成、配布に努め市民等に周知徹底を図る。

(1) 普及の方法

ア 生涯学習教育を通じての普及

教育内容の中に防災関係の事項をとりあげるほか、防災関連の講座等を実施して、防災上必要な知識の普及に努める。

イ 自動車運転者に対する啓発

(ア) 警察は、運転免許更新時の講習、各種交通安全講習等地域の実情に応じた各種研修等を通じて、冬用タイヤの早めの交換、降積雪時における安全運転、自家用車の自粛、運転する際の必要な準備等、車両の運転者への周知に努める。

(イ) (社)石川県トラック協会、(社)石川県バス協会、石川県タクシー協会などの運輸関係団体は、運輸事業者に対し、積雪時の冬用タイヤ、チェーン着装の周知徹底を図る。

ウ 広報媒体等による普及

(ア) ラジオ、テレビ、インターネット、携帯電話等

(イ) 新聞、雑誌

(ウ) 印刷物

(エ) ビデオ、映画、スライド

(オ) 広報車の巡回

(2) 普及の内容

ア 地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制

イ 雪についての知識及びその特性

ウ 普段からの心がけ（住宅の点検、火災の防止、非常用食料の備蓄）

エ 除雪作業の危険性と対応策（既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置、除排雪の安全を確保するための装備、克雪に係る技術）

オ 除雪作業中の事故防止に役立つ道具や装備品、これらの安全な使用方法

カ 要配慮者に対する配慮

キ 自主防災組織の活動

ク 降積雪時の心得（交通対策、除雪計画、落雪・転倒注意、渋滞時の車内での一酸化炭素中毒）

ケ 最低3日分、できれば1週間分の食品、飲料水、携帯トイレ等の家庭内備蓄の促進

コ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方

サ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

5 市民等の雪害に対する心構え

(1) 集中的な大雪が予測される場合は、市民一人一人が非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の外出を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要である。

(2) 雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者はスタッドレスタイヤ・タイヤチェーンの装着、車内にスコップ、砂、食料、毛布及び携帯トイレ等を備えておくよう心がける。

6 防災相談及び意識調査

市及び防災関係機関は、その所管する事項について、市民等の雪害対策の相談に積極的に応じるとともに、防災意識を把握するため、市民等に雪害対策の意識調査を必要に応じて実施する。

7 災害教訓の伝承

(1) 市は、令和6年能登半島地震など、過去に起こった災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝え

ていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

- (2) 市民等は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、市民等が災害教訓を伝承する取組を推進する。

第2節 市民及び事業者等のとるべき措置

1 基本方針

雪害等における被害及び混乱を防止するため、市民及び事業者等の果たす役割が極めて大きいことから、市民及び事業者等は、自ら防災対策をとり、冷静かつ的確な行動をとる。

2 市民のとるべき措置

(1) 平素から次のことに留意し、雪害時に備えておく。

平時の心得	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日頃から出火の防止に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 火を使う場所の不燃化及び整理整頓 ・ ガソリン、灯油等の危険物類の容器及び保管場所の注意 ・ プロパンガスボンベ等は固定し、止め金具、鎖の緩み、腐食の点検 ○ 消火用具を準備する。 消火器等を備え、日頃から点検し、いつでも使用できる場所に設置 ○ 除排雪用具を準備する。 冬季前に、除排雪をするための用具を準備し、すぐに使用できる場所に保管する。 ○ マイカーの冬への備えをする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 冬期には、早めに、冬用タイヤに交換する。 ・ 日頃から、除排雪作業に支障をきたさないよう、路上駐車をしない。 ○ 降積雪期に向け、住宅の屋内外を点検する。 積雪に耐えられるよう修繕することや落雪によるガラス等の破損防止策を講じる。 ○ 側溝や下水を清掃する。 日頃からの側溝や下水の清掃 ○ 食料・飲料水・燃料など次のものを備蓄しておく。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 家族が必要とする「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水（家族構成（乳幼児、高齢者、アレルギー、慢性疾患等）を考慮した食料及び飲料水の備蓄）、燃料 ・ 携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー ・ 風邪薬などの医薬品等 ・ ラジオ、懐中電灯等の防災用品 ・ ロープ、バール、スコップなどの避難救助用具等 ・ 自動車へのこまめな満タン給油 ○ 家族で次の対応措置を話し合っておく。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 雪害発生時の情報収集、除雪等の役割分担及び避難所、避難路 ・ 毎日の行動予定及び雪害時の連絡先と連絡方法 ○ ペット動物との同行避難や避難所での飼育について準備する。 ○ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを講じる。 ○ 地域等の防災訓練に積極的に参加し、雪害時の行動力を身につけ、正しい情報を市民自ら収集する意識を持ち、多様な収集手段の利用に慣れておく。
-------	--

(2) 雪害時には、次のことに留意し、落ち着いて行動する。

雪害時の心得	<ul style="list-style-type: none"> ○ ラジオやテレビで気象情報、防災上の注意事項をよく聞く。 ○ 外出は見合わせる。 ○ 不要・不急の道路利用は控え、自家用車の使用は極力さける（公共交通機関等の積極的利用）。 ○ 渋滞防止のための時差出勤を行う。 ○ エンジンをかけたままの駐車における一酸化炭素中毒に注意する。 ○ 隣近所等と協力し、消火栓等の防災設備の周り等を除排雪する。 ○ 水道管の破裂に注意する。 ○ 火が出たら隣近所で初期消火する。 ○ 消防車や救急車等の緊急車両が通行できるよう、生活道路の除雪等に協力する。 ○ 屋根雪下ろしは、安全確保のため、命綱や滑り止めの着用をするとともに、複数で作業を行うなどに留意する。 ○ 屋根雪の落下に注意し、極力、屋根下に近づかないようにする。 ○ 屋根雪の落下や積雪によるガス事故防止に必要な措置を行う。 ○ 雪崩に注意し、がけ、川べりには近づかない。 ○ 協力しあって応急救護する。 ○ 協力しあって生活道路、歩道等を除排雪する。 ○ 上水栓メータやトイレ吸引口を除排雪する。
--------	--

3 事業者等のとるべき措置

(1) 事業者等は、自らの防災計画（事業継続計画（BCP）、消防計画、予防規定その他の規定等を含む。）に基づくなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努め、雪害時に備えておく。

平常時の心得	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自主防災体制の確立を図る。 ○ 情報収集、伝達方法を確認しておく。 ○ 事業所の耐雪化に努める。 ○ 積雪等による危害防止措置を講じる。 ○ 防火用品等の備蓄をしておく。 ○ 除排雪用具を準備しておく。 ○ 冬期は早めに、事業所車両等を冬用タイヤに交換し、滑り止め装置等を準備しておく。 ○ 出火防止対策を講じる。 ○ 市民等との協力体制 ○ 防災訓練等の実施及び地域の防災訓練に積極的に参加する。 ○ 燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応措置を講じる。 ○ 取引先とのサプライチェーンの確保等を図る。 ○ 従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や物資等の備蓄など帰宅困難者対策に努める。 ○ 損害保険への加入など資金の確保を図ること。 ○ 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市及び県との協定の締結に努める。
--------	--

なお、防災計画等の作成上の留意事項は、次のとおりとする。

防災計画作成上の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市の地域防災計画に留意するとともに、事業所の立地条件（交通手段、建築構造及び周辺市街地の状況等）、事業内容等を考慮した実効性のあるものとする。 ○ 従業員、顧客及び周辺の市民等の生命の安全確保、出火の防止、混乱の防止等、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生についての対策を重点に作成する。 ○ 責任者の不在時についても考慮する。 ○ 防災訓練等の実施及び地域の防災訓練への積極的な参加に努める。 ○ 他の防災又は保安等の規程がある場合は、それらの計画と整合性を図る。 ○ 事業所内外の情勢に応じて、逐次見直しを行い、実情にあったものにしておく。 ○ 建築物の防火又は避難上重要な施設及び消防用設備等を点検し、使用準備（消火用水を含む。）等の保安措置を講じる。
--------------	--

(2) 雪害時には、次の事項に留意し、被害の拡大及び混乱の防止に努める。

雪害時の心得	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要に応じて対策本部の設置、自衛消防組織の出動、防災要員の参集及び配備等の体制をとる。 ○ テレビ、ラジオ等により必要な情報を入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。 ○ 顧客、従業員等が適正な行動がとれるよう事業所の利用状況等により判断して、指示、案内等を行う。この場合、災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になりやすい要配慮者の安全に特に留意する。 ○ 電話がかかりにくくなった場合には、不要不急の電話は中止するとともに、特に、市、県、警察、消防、放送局、鉄道等に対する問い合わせは控える。 ○ バス、タクシー、生活物資輸送車等、市民生活上必要な車両以外の車両の使用は、できるかぎり控える。 ○ 渋滞や交通規制を考慮した業務を実施する。 ○ 救助、救急資機材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等、応急対策の実施に必要な資機材を配備する。 ○ 建築工事、隧道工事及び金属溶接作業、高速回転機械の運転等、災害発生により危険が予想される作業は、原則中止とし、応急補強等必要な措置を講じる。 ○ 屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講じるよう努める。
--------	---

4 市民及び事業者等による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の市民等及び当該地区に事業所を有する事業者等は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を共同して作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

なお、市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。さらに、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の市民等及び当該地区に事業所を有する事業者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

第3節 自主防災組織の育成

1 基本方針

雪害は、被害が長期かつ広範囲に及ぶことが予想され、道路交通の混乱等から災害応急対策の活動が阻まれ、十分な活動が行われない場合が予測される。このため、被害の拡大防止を図るためには、防災関係機関の活動のみならず「自らの地域は皆で守る」という共助意識のもとに、初期における自主的な防災活動が重要である。

市は、市民及び事業所自らが出火防止、初期消火、救出救護活動及び地域ぐるみの除排雪を実施できる自主防災組織の組織づくりを推進し、その充実強化を図るとともに、消防団や婦人会等地域の各種団体等との連携を通じて、一体となって地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

2 市民等の自主防災組織

(1) 組織の育成

市は、市民等の自主的な防災組織の重要性を認識し、多様な世代が参加できるような地域ぐるみの自主防災組織の設立や県の自主防災組織アドバイザー派遣制度を活用するなどし、意識啓発及び防災リーダー等の防災人材育成、強化を図り、組織率の向上、共助意識の向上、活動の活性化及び地域ごとの連携促進、消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等を通じた地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

その際、自主防災組織が有効に機能し、円滑な避難や避難所運営が行われるためには、地域の実情を把握し防災知識等を有する防災士等の防災リーダーが必要であることから、自主防災組織リーダー育成研修会の実施などを通じてその計画的な育成に努めるとともに、フォローアップ研修を通じて、その技術・技能の維持向上を図る。

なお、特に女性防災士の育成など女性の参画促進や、地域の実情に応じた防災資機材の整備に努めるものとし、必要な財政措置等を講じる。

また、各町の自主防災組織や防災士会との連携・交流を促進することで、防災士等のスキルアップを図り、防災士等が中心となった自主防災組織の充実につなげるほか、災害時に各町の自主防災組織や防災士会が相互に連携できるような関係の構築を支援するよう努める。

(2) 活動内容

自主防災組織は、地域の実情に応じた活動計画を策定するとともに、これに基づき、平常時及び雪害時において効果的な防災活動を次により行う。

なお、市は、雪害時における自主防災組織の役割について効果的な周知を行う。

平時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報の収集伝達体制の確立 ○ 防災知識の普及 ○ 火気使用設備器具等の点検 ○ 防災資機材の備蓄及び管理 ○ 地域における避難行動要支援者の把握 ○ 避難所となる学校との連携・情報交換、協力体制の確立
雪害時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市と連携し、生活道路等の地域ぐるみの除排雪 ○ 出火防止、初期消火活動 ○ 地域内の被害状況等の情報収集、市民等に対する避難命令の伝達 ○ 救出救護の実施及び協力 ○ 避難場所の開錠・開放の実施及び協力 ○ 集団避難の実施 ○ 避難所運営の実施及び協力 ○ 炊き出しや救助物資の配分に対する協力 ○ 避難行動要支援者の避難行動への支援

(3) 避難行動要支援者に対する地域協力体制

避難行動要支援者は、雪害が発生した場合には、自力による避難が困難である。このため、自主防災組織は、市と連携しながらねたきりや一人暮らしの高齢者等に対する地域の協力体制づくり及び社会福祉施設等に対する地域の協力体制づくりを推進する。また、屋根雪おろし等の実施に協力する。

3 事業所の自衛消防隊等

事業所は、家庭に比べて使用する火気使用設備・器具や、貯蔵又は取扱う危険物が質、量ともに大きく、被害拡大の危険性が高い。このため、事業者は、市、県及び防災関係機関の実施する防災事業に協力するとともに、その社会的責任を自覚し、地域社会の一構成員として、地域の自主防災組織と相互に協力、連携できる体制の整備に努める。さらに、自ら防災施設や消防設備を整備するとともに、自衛消防隊等を充実・強化し、その活動能力を高めることにより、被害の軽減、防止に努める。

1 基本方針

- (1) 災害による被害の拡大を防止するため、市及び防災関係機関の迅速かつ的確な対応にあわせ、市民等による自主的かつきめ細かな対応も必要である。

このため、市は、ボランティアの防災活動が円滑に行えるよう活動環境の整備を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、市社会福祉協議会、NPO、町会（自治会）、民生・児童委員、防災士、災害ボランティアコーディネーターなどとの連携強化を図る。特に、災害支援NPO等の民間支援団体と連携できるよう、平時からネットワーク化し、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携を深める仕組み（中間支援機能）の構築を図る。また、大規模・広域災害発生時においても、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようコーディネート機能の強化を図るとともに、防災ボランティア活動に対する市民等の理解促進のための広報活動に努める。

- (2) 市は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進し、実効性向上を図る。また、市は災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市内において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努めるとともに、国が整備する被災者援護協力団体データベースを活用し、NPO・ボランティア団体との関係構築に努める。
- (3) 市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、災害協定に基づき、加賀市市民会館、その他支援活動を実施するために最適な場所とする。

2 防災ボランティアの環境整備

防災ボランティアの活動には、無線通信、医療看護、被災建築物・宅地の危険度判定等一定の知識、経験や特定の資格を要するものや、避難所における炊出し、清掃作業、除雪作業等特に資格や経験を必要としないものがあるが、当面、次の業務に区分し、被災者ニーズ等の情報提供を適切に行ったうえで、その効果的な活用が図られるよう、市及び県の各担当部局と関係機関とが連携して環境整備を行う。

- (1) アマチュア無線通信業務
- (2) 医療看護業務
- (3) 建築物の危険度判定業務及び被災宅地の危険度判定業務
- (4) 通訳業務
- (5) その他の専門的な技術、知識を要する業務
- (6) その他の業務

3 防災ボランティアの受入体制等

- (1) 防災ボランティアの柔軟な受け入れ

市は、雪害時において2の防災ボランティアを効果的に活用できるよう、氏名、連絡先、活動の種類等を把握し、事前登録に努める。

(2) 災害対策ボランティア現地本部の運営訓練

市及び(公財)石川県県民ボランティアセンター(以下「県民ボランティアセンター」という。)は、ボランティア活動の支援に必要な事務用品や各種資機材を確保しておくとともに、迅速にボランティアへの情報提供、相談体制を構築できるよう、平常時より災害対策ボランティア現地本部(以下「ボランティア現地本部」という。)の運営訓練を行う。

(3) 被災宅地危険度判定体制の整備

緊急の判定活動に対応するため、市は、全国被災宅地危険度判定連絡協議会と連携しながら、地域連絡協議会を組織し被災宅地危険度判定の活動体制の整備を図る。

(4) 災害廃棄物等の撤去等に係る連絡体制の構築等

市は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。また、市は、市民等やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進める。

4 防災ボランティアの育成

(1) 市及び関係機関は、平時より積極的に防災ボランティアとして支援活動を行う上での知識や技術について講習会、研修会を開催するとともに、地域における防災訓練等においても町会(自治会)、民生・児童委員、防災士、NPO・ボランティアなど市民等と一体となった訓練を実施する。

(2) 市は、防災ボランティアに関する普及啓発を行い、市民や学生、企業、NPO・ボランティア等に積極的に参加を呼びかける。

(3) 市は、被災地のニーズに即した防災ボランティアの受入れや派遣、支援物資の調達などの総合的な調整を行う災害ボランティアコーディネーターを継続的に養成するとともに、コーディネーター力向上のための研修等を行う。また、日本赤十字社等も災害ボランティアコーディネーターの養成等に努める。

(4) 市は、市民等、県及び関係機関と連携して、災害ボランティアコーディネーターの活用を中心に、被災者ニーズに即したボランティア活動が効果的に行える体制作りに努める。

第5節 防災訓練の充実

1 基本方針

市は、雪害予防に万全を期するため、単独又は県及び防災関係機関等と共同して、能登半島地震や東日本大震災の教訓等を踏まえ、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、冬期間におけるより実践的な防災訓練を継続的に実施する。また、市は、特に自主防災組織や市民等に参加を求めて、降積雪時の初期消火、避難等をより多くの市民等が身をもって体験できるようにする。

なお、訓練の実効性を高めるため、訓練終了後、評価及び課題の整理等を行い、事後の訓練や防災計画、各種マニュアルの見直しに反映する。

2 防災訓練計画

市は、雪害予防に万全を期するため、単独又は県及び防災関係機関と共同して、次に定めるところにより防災訓練を行う。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。**要**配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

さらに、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

(1) 図上訓練

図上訓練は、災害応急対策を地図等を使用して実施するもので、訓練実施項目は、次のとおりとする。

- ア 迅速、的確な情報の収集、伝達
- イ 広域応援の要請
- ウ 防災関係機関相互の緊密な連絡、調整
- エ 多種多様に発生する非常事態に対応する措置の実施
- オ その他災害対策事務又は業務の迅速的確な処理

(2) 実地訓練

積雪時の災害の発生を想定し、学校、自主防災組織、市民等の地域に関する多様な主体の協力を得て、次の訓練を実地に行う。

- ア 非常参集訓練
- イ 非常通信訓練

【雪害に強い組織体制づくり】

豪雪等による雪害に、市、県及び防災関係機関が迅速かつ的確に対処できるようにするためには、日頃からの備えが重要であり、雪害時における通信、放送施設、交通確保や避難、緊急輸送、医療などの体制整備を行うとともに、雪害時における拠点整備を行う。

1 基本方針

雪害時における応急、復旧対策を円滑に推進するには、平常時から防災に係る組織体制の整備、充実に努めるとともに、各対策に必要な機能をできる限り集約化していくことが必要である。

このため、市は、応急復旧活動のみならず、予防活動にも活用できる拠点として防災活動施設を整備する。また、市及び防災関係機関は、雪崩災害の危険箇所等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実に努めるとともに、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。さらに、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立に努めるほか、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

2 市の活動体制

(1) 災害対策本部要員等の確保

市は、雪害発生時の初動体制に万全を期し、特に災害対策本部要員等の確保に努める。

ア 即応体制の確立

市は、雪害情報の収集、伝達体制を確保するため、情報機器の活用と宿日直者による通報体制を整備する。

イ 災害対策本部要員等への連絡手段の確保

市の幹部職員等は、携帯電話を携行する。

(2) 地域防災計画に基づく防災活動要領（マニュアル）等の整備

市の各部長等は、地域防災計画の内容に基づき、雪害時の応急対策活動を円滑に行えるよう、雪害発生時の職員の配備計画、連絡体制（参集伝達系統）、担当業務及び参集場所（登庁不能時を含む。）を盛り込んだ防災活動要領（マニュアル）の整備を行う。

なお、防災活動要領は、組織の改編や人事異動、地域防災計画の見直し等の状況の変化に対応して毎年度検討を加え、必要がある場合は直ちに修正し、防災担当課長に報告する。

(3) 災害対策本部室、地域防災拠点等の整備

市は、雪害発生時に災害対策本部を速やかに設置できるよう災害対策本部室の場所（市庁舎会議室201又は会議室302）、設置手順等（雪害対策計画）を定めるとともに、職員の参集、配備、任務等をあらかじめ明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備する。また、市は、応急対策活動の中核拠点として、地域の防災拠点を整備するとともに、災害現場での応急対策活動を行う地区拠点の整備に努める。

(4) 除雪対策協議会の設置

道路除雪計画の遂行に当たり、屋根の雪下ろし等との関係から市街地部分（人家連担地区）の除雪が隘路となっていることから、市に、市、国、県の出先機関、警察署、商工団体、建設業者、交通運輸業者及び町内会等の各代表者をもって構成する除雪対策協議会を設置し、除雪作業の調整、受益者及び市民等の協力確保等を図り、除雪計画の遂行を期する。

また、各拠点には、被災地外からの人員や物資を集積、配送するための広場や緊急情報の通信施設を整備し、避難者数を考慮した物資の集積面積の確保に努める。

(5) 国、県との連絡体制等の整備

ア 市は、避難指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

イ 市は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

(6) 災害情報の収集

市は、災害情報の収集にあたっては平常時から地区、町会ごとに収集・伝達体制を整える。

(7) 情報発信

市は、避難所、地区・町会ごとの情報提供手段の充実に努める。

なお、在宅被災者など、避難所以外における情報提供が十分確保されるよう努めるとともに、居住地以外の市町村に避難する被災者を想定し、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

(8) 他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等

ア 市は、必要に応じて、被災時に周辺の地方公共団体が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置づけるなど、必要な準備を整える。

イ 市は、応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平常時から連携を強化することにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努めるものとし、協定締結などの連携強化にあたっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。

なお、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。その際、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な雪害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮する。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

ウ 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災市民等（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

エ 燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

オ 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

(9) 業務継続計画の策定等

市は、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

(10) 受援計画の策定等

ア 市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるとともに関係機関との情報の共有に努める。

イ 市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースとなる会議室等の確保を行う。災害時の会議室の使用にあたっては、事前にルールを定める。また、デジタルを活用した災害対応をより円滑に実施するため、デジタル技術に関して知見を有する者の受援体制の整備に努める。

なお、感染症対策として、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するほか、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員健康管理等を徹底する。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、

応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリストを整備する。

ウ 市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

(11) 罹災証明交付体制の確立

市は、速やかに罹災証明を交付できるよう、平時から次の措置を講じる。

ア 住家被害の調査や罹災証明書等の交付の担当課を定めること。

イ 罹災証明交付のための調査や発行事務の効率化を図るため、マニュアルの作成に努めるとともに、先導的な事例やGIS（地理情報システム）、被災者支援システム等の活用について検討を行い、所要の体制の整備を図ること。

ウ 自治体間の支援体制を確立するための協定などを締結すること。

エ 国、県等が実施する罹災証明事務等の研修に対し、職員を積極的に参加させること。

オ 民間の調査要員の確保策について検討すること。

カ 必要な資機材について、あらかじめ調達ルートを確保すること。

(12) 災害廃棄物の仮置き場の確保

市は、災害廃棄物処理計画を作成し、災害廃棄物の仮置き場の確保に努める。

(13) 被災者生活再建支援制度の周知

市は、被災者の早期生活再建を図るため、平時から、被災者生活再建支援制度、罹災証明制度及び住宅応急修理制度について、市民等にわかりやすい制度の周知に努める。

(14) 情報のバックアップ化

市は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じる。

(15) 事業継続計画(BCP)の策定支援及び事業継続マネジメント(BCM)の構築支援

市は、事業所等の事業継続計画(BCP)策定及び事業継続マネジメント(BCM)構築を支援するため、情報提供に努める。

(16) 事業継続力強化支援計画の策定

市は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工会・商工会議所と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

(17) 災害発生時の中小企業等の被害状況の把握

市は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

(18) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制

市は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行う。また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

(19) 代替水源の確保

市は、代替水源（生活用水）として井戸水、河川水及び湧水等の確保に努める。

(20) システムの整備・利活用

市は、各種防災関連システムの利活用の促進や操作習熟を図るため、研修や訓練の実施に努める。

3 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、雪害発生時に災害応急活動を円滑に行えるよう職員の参集、配備、任務等をあらかじめ明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備する。

4 人材確保方策

市及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

第7節 防災気象観測網等の整備

1 基本方針

雪害対策上、局地的気象状況等の把握が極めて重要であることに鑑み、気象観測施設等の整備を図るとともに、防災関係機関相互の連絡通報体制等の整備を図る。

2 気象観測予報体制の整備

予報の精度を高め、局地的予報を的確に行い、適切な予警報を適時に発表できるよう、気象官署は降積雪現象の観測及び予報に必要な施設並びに設備の整備に努める。

3 観測値等の総合利用体制の整備

異常降積雪時における積雪量等災害応急対策上、必要な各種観測値の総合的利用を図るため、災害応急対策関係機関は、緊急時の雪害情報収集の一環として、協議のうえ雪害が発生するおそれがあるときの観測値等の相互連絡、利用体制の整備に努める。

第8節 通信及び放送施設災害予防

1 基本方針

豪雪等によりアンテナが破損するなどの通信施設の被害により市民等が災害の各種情報が得られなくなるおそれがあり、また、防災関係機関相互間の情報伝達も確保できなくなることが予想されるので、市及び防災関係機関は、情報通信設備の安全性の確保に努めるとともに、多ルート化の整備や衛星通信機材の配備など、災害時の迅速な通信手段の確保に向けた体制づくり等必要な措置を講じる。特に、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星ネットワークについて一体的な整備を図る。

なお、要配慮者、災害により孤立化した危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与された賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。特に、高齢者等による電子機器での防災情報の利活用を平時から推進するほか、災害時には、必要に応じて紙媒体の配布を行うなど、デジタル・アナログの両面での情報発信に努める。

2 通信用施設設備の整備

(1) 市の整備

ア 市は、市民等に対する雪害時の情報の迅速かつ的確な収集、伝達を図るため、地域の実情に応じて、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、衛星携帯電話、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ケーブルテレビ、公共安全モバイルシステム、ソーシャルメディア、ワンセグ、Lアラート（災害情報共有システム）等の多様な情報伝達手段の整備促進を図り、通信の確保に努める。また、IP通信網やケーブルテレビ網等のほか、ヘリコプター映像等の外部からの被災情報を入手するため、防災行政無線衛星系（VSAT）の活用を図る。

さらに、孤立化が懸念される山間地集落等には、衛星携帯電話等の災害に強い通信機器の配備に努める。

イ 市等は、119番通信回線が確保されるよう設備等の保守点検に努める。

(2) 防災関係機関の整備

防災関係機関は、有線通信の途絶に備えて、情報を迅速かつ的確に収集、伝達を図るため、衛星携帯電話などの整備を図り、通信の確保に努める。

(3) 応急用資機材の整備

市及び防災関係機関は、停電による通信不能を回避するため、非常用電源（自家発電用設備、電池等）、移動無線、可搬型無線機等の仮回線などの応急用資機材の確保充実を図り、非常災害時に使用できるよう対策を講じるとともに、これらの点検整備に努め、緊急連絡体制を確保する。また、災害時において各種通信手段が円滑に運用されるよう、通信活用マニュアルを作成するとともに平常時から機器操作及び通信要領の習熟を目的に、情報伝達訓練等を定期的実施する。

(4) 災害時優先電話の確保

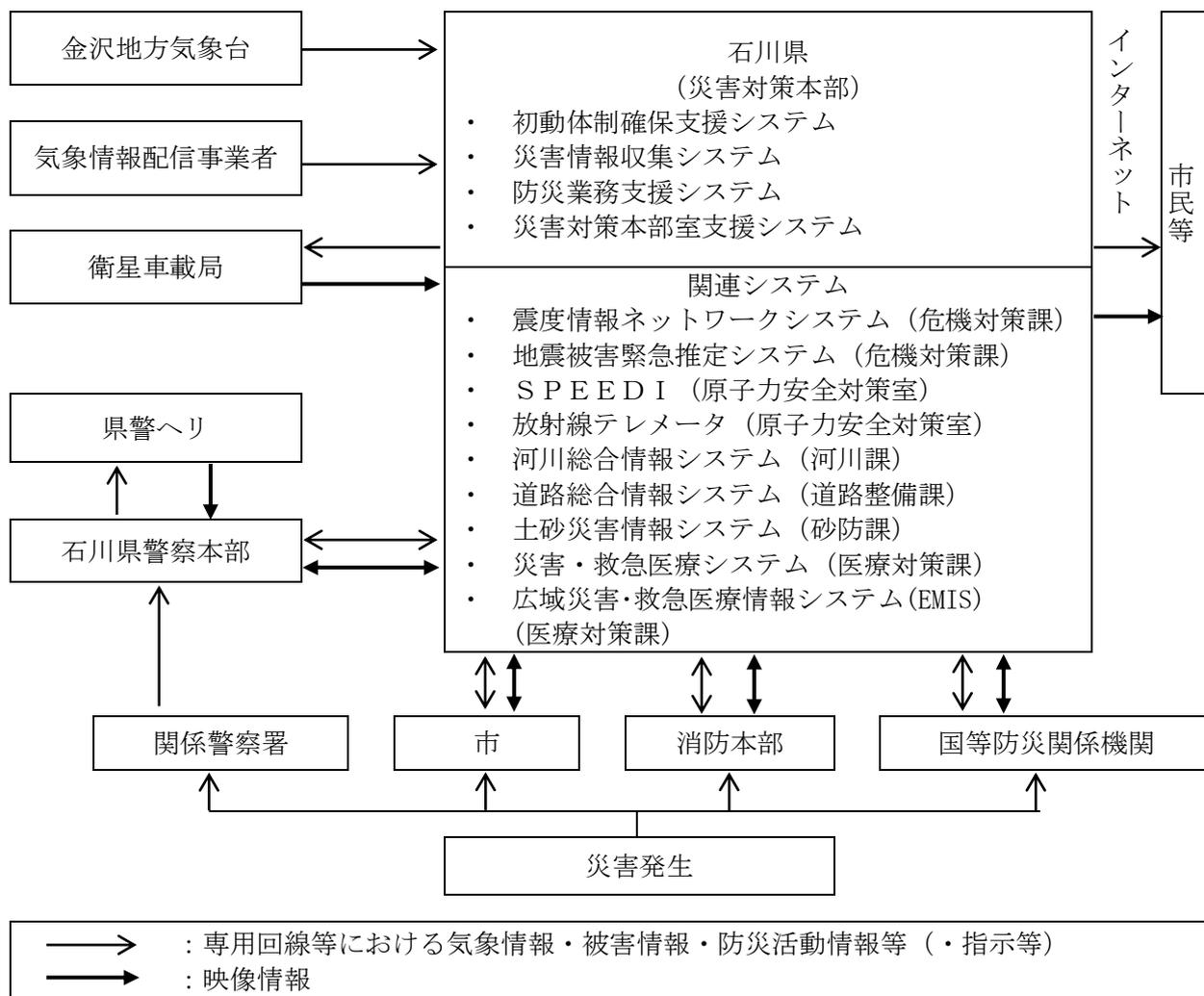
市及び防災関係機関は、災害時の電話の利用制限を回避するため、平常時から防災関係機関・団体間の優先電話の確保に努める。

3 石川県総合防災情報システム

市は、災害時の災害情報を共有し、的確な意思決定を図るため、県庁内防災関係課、出先機関、市町、消防本部、国等の防災関係機関（各防災拠点）をネットワークで結んだ「石川県総合防災情報システム」を活用し、災害情報の収集、伝達に努める。また、各機関が横断的に共有すべき防災情報を新総合防災情報システム（SOBO-WEB）に集約できるよう努めるとともに、必要に応じて、収集した被災現場の画像情報を、防災IoTシステム等を活用し、防災関係機関への共有を図る。

加えて、複数の手段で情報を入力できるよう入力手段の多様化に向けたシステム改修やマイナン

バーコード等のデジタル技術を活用したデータ入力・更新の省力化を見据えたシステム改修の検討など、デジタル技術の活用促進に努める。



4 有線電話回線の故障復旧体制

(1) 復旧資材の配備

西日本電信電話株式会社 (以下「NTT西日本」という。) 金沢支店は、応急復旧用ケーブルとして、応急市内・外ケーブル、応急同軸ケーブル、応急光ケーブル、応急屋外線を、保安器、保安器用ヒューズなど必要な宅内関係資材を関係機関に分配配置する。

(2) 停電時の緊急措置

予備エンジンの点検、整備を再確認し、重軽油の補給を行い、所要見込量を確保する。

なお、関係機関は無人局の長時間にわたる商用電源停電に対処するため、道路事情などを勘案して携帯用発動発電機を事前に配備する。

5 有線電話回線の維持体制

(1) 回線の切替

雪害等により、電話回線に重大な障害が発生した場合、通話への影響を極力少なくするため、NTT西日本金沢支店は、定められた回線切替装置及び復旧順位により、重要回線の手ルートへの切替等の措置をし、回線の確保に努める。

(2) 移動無線機の配置

有線回線が障害となり、一定エリアの通話が不能 (通信そ通上の孤立状態) になった場合、N

TT西日本金沢支店は、移動無線機を配備し、有事即応の体制を整える。

6 放送施設設備の整備

- (1) 市は、有線通信施設設備、無線通信施設設備により通信ができないとき、又は著しく困難な場合において、放送事業者に対し放送要請を行うための協力体制の確保に努める。放送事業者は、雪害時においても放送施設設備が円滑に機能するよう努める。
- (2) 放送事業者は、放送設備が故障又は被災し、放送が中断した場合等に備えて、速やかに放送を再開するために、次の対策の推進に努める。
 - ア 演奏所が被災しても放送ができるよう可能なかぎり送信所内に最小限の演奏設備を設ける。
 - イ 中波放送については、可能なかぎり非常用放送設備を設ける。
 - ウ 放送番組中継回線及び防災関係機関との連絡回線が不通となった場合は、臨時無線回線を設定し、放送の継続や災害情報の収集を図るような措置を講じる。

7 アマチュア無線協会との連携

市は、災害に関しアマチュア無線協会に対し、災害時の情報収集、伝達の協力が得られるよう連携を図る。

第9節 道路等の交通確保対策

1 基本方針

降積雪、凍結等による交通障害を排除し道路、公共交通機関等を確保するため、市は、国、県及び関係機関と連携し諸施設の整備や除雪計画を積極的に推進する。

2 交通安全の啓発等

特に、交通安全県民運動期間〔12月11日から12月20日（北陸三県統一）〕を中心に、市及び交通安全推進機関・団体等の協力を得て、運転者・事業所・市民等に対し次の事項等について道路交通安全対策の啓発普及を推進する。

- (1) 除排雪の妨害となる違法駐車防止
- (2) すべり止め装置（冬用タイヤ等）の完全装着（早めの交換を含む。）とスコップ等冬道走行用具の常時携行
- (3) 交通渋滞時の一酸化炭素中毒の防止
- (4) 積雪時の二輪車、自転車及び自家用乗用車利用の自粛
- (5) ゆとりをもった運転計画による安全走行の実践
- (6) 自宅前・事業所前道路の自主除排雪の励行
- (7) 屋根雪下ろし等による交通障害の防止
- (8) 路上でのスキー・そり等危険な遊びの防止
- (9) 薄暮時における前照灯の「早めの点灯運動」の推進
- (10) 公共交通機関の率先利活用

3 県道、市道等の交通確保

(1) 冬期道路交通の確保

国土交通省、中日本高速道路㈱、市及び県の各道路管理者は、冬期間における道路交通の確保を目途として、冬期の交通確保計画を策定し、適正な人員配置及び除雪機械の配備を行い、除雪体制の強化に努める。また、必要に応じ、除雪機械の整備、増強を行い、効率的・効果的な除雪作業を行うとともに、流雪施設、消融雪施設の整備等を推進し、道路交通を確保する。特に、集中的な大雪に対しては、国、中日本高速道路㈱、市は、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整し、集中的な除雪作業を行うなど、道路管理者相互の連携の下、迅速・適切に対応するよう努める。

(2) 除雪作業体制の維持・確保

熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、市は、担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努める。

4 公共交通機関の確保

(1) 鉄道の除雪体制の強化

西日本旅客鉄道株式会社（以下「JR西日本」という。）、日本貨物鉄道株式会社（以下「JR貨物」という。）、IRいしかわ鉄道株式会社（以下「IRいしかわ鉄道」という。）は、冬期間における主要な鉄道輸送の確保を目途として、積雪に伴う列車運転の混乱防止のため、それぞれ除雪機械及び要員の配備を行い除雪体制の強化に努める。

(2) 鉄道等による客貨輸送の確保

JR西日本、JR貨物、IRいしかわ鉄道は、除雪車両及び除雪機械を整備し、鉄道除雪の機械化による効率的な実施を図るとともに、流雪こう、電気融雪器等により、構内除雪を促進し、列車の運行を確保する。

(3) バス、タクシーの運行の確保

ア バス運行事業者は、市民生活に重要な交通手段として、積降雪時において道路情報及び渋滞情報の把握に努め、安全確保を第一に、特に路線バスにあっては、市民生活に支障をきたさないよう、十分な運行本数を確保するよう努める。

イ タクシーは、重要な交通手段の1つであり、道路情報及び渋滞情報の把握に努め、安全運転に留意する。

なお、緊急でない限り、雪害時における危険箇所及び渋滞箇所の通行は避ける。

5 交通情報の共有

交通情報を共有するため国、県、市町、その他の防災関係機関は、相互に連絡をする。

市は、収集した交通情報について関係機関等に提供する。また、次の機関は、必要の都度、交通情報を相互に交換し共有する。

種類	提供先	TEL	FAX
防災情報	石川県危機管理監室危機対策課	076-225-1482	076-225-1484
一般国道 (指定区間外) 一般県道	石川県土木部道路整備課	076-225-1727	076-225-1728
高速道路	中日本高速道路(株)金沢支社	076-249-8111	076-249-8119
一般国道 (指定区間)	北陸地方整備局金沢河川国道事務所	076-264-8800	076-233-9632
一般道	道路交通情報センター	076-266-3161	076-266-3161
JR	西日本旅客鉄道(株)金沢支社	076-253-5204	076-253-5207
IRいしかわ鉄道	IRいしかわ鉄道(株)	076-256-0560	076-256-0561
一般道	加賀温泉バス(株)	0761-77-3080	0761-77-3082

6 事業者の措置

積雪時には、従業員に対して自家用車での通勤の自粛を促し、物資等の陸上輸送を極力控え、更なる交通渋滞を拡大させないように努める。

1 基本方針

積雪時は、道路及び水利の事情が極めて悪く、このため、消防自動車や救急車等の活動が非常に困難になる。したがって、消火困難による火災の拡大、延焼等、また、救急業務の遅れなどの事態が生ずる恐れがあり、市は、消火活動が迅速に行えるよう、消防力の充実・強化、火災予防のための指導の徹底、危険物等の安全確保に努める。

2 出火防止、初期消火

(1) 出火防止

ア 火の使用に関する制限等は、加賀市火災予防条例の定めるところであり、火を使用する設備等の所有者・使用者は、出火の予防についてそれぞれの責任において必要な措置をとる。

イ 市及び消防本部は、防火思想の普及、火気器具の取扱い、消火器具の使用方法等に関し、火災予防運動等を通して指導を行い、出火防止の徹底を図る。

(2) 初期消火体制の確立

火災による被害防止、又は被害の軽減を図るには、初期消火が基本である。市は、防火用水の確保、可搬式小型動力ポンプの設置及び化学消火剤の備蓄等により初期消火体制の確立を図る。特に、市民等に対して、家庭での住宅用火災警報器や消火器の設置の普及促進に努めるとともに、自主防災組織、自衛消防隊等、市民等による初期消火活動が積極的に行われるよう指導育成に努める。

3 火災予防上の通知等

知事により、全県的な規模における気象状況が次のとおり火災の延焼防止上危険な状況であると認めるときは、災害対策基本法第55条の規定に基づき、予想される災害の事態及びこれに対したるべき措置について、市長に必要な通知又は要請される。

- (1) 季節風などによる強風時で気象状況が火災の延焼防止上危険であると認められるとき
- (2) その他警戒上特に必要があると認められるとき

4 火災警報の発令

市長は、消防法第22条の規定により知事から火災気象通報を受けた場合のほか、地域的気象の状況が火災の予防上危険であると認める場合には、次の基準により火災警報を発令する。

- (1) 実効湿度が65%以下であって、最低湿度40%を下り、最大風速が7メートルを超え、又は超える見込みのとき
- (2) 平均風速10メートル以上の風が一時間以上連続して吹く見込みのとき
- (3) その他市長において、必要と認めるとき

5 所要地域の警戒措置等

(1) 所要地域の防火のための警戒

ア 市長は、季節風などによる強風時等大規模火災が発生するおそれがある気象状況下における所要地域の防火のための警戒措置が十分行われるよう必要に応じて消防機関に出動を命ずる。

イ 市長は、木造大規模建築物、危険物等貯蔵所、大量火気使用場等火災発生危険の大きいもの、若しくは火災が発生した場合著しく拡大延焼するおそれのある防火対象物又は文化財等については、防火管理者の協力等により特別な警戒措置がとられるようあらかじめ指導協議の上、所要の警戒計画を定めておく。

(2) 破壊消防による防ぎょ線の設定等

市長は、火災被害の想定をもとに、破壊消防による防ぎょ線の設定場所、方法、補償、破壊用具の整備又は調達などについて事前に検討し、計画をたてておく。

6 消防力の強化

市長は、消防施設装備等の強化や消防体制の充実、消防水利の多様化及び消防団の活性化を図るなど、消防力の強化に努める。

(1) 消防施設装備等の強化

市長は、「消防力の整備指針」に定められた施設及び人員を目標として、消防の責任を十分に果たすために必要な消防体制の確立に努める。

(2) 消防水利の強化

市長は、危険地域における消火栓、耐震性貯水槽、防火水槽などの消防水利を増設及び維持管理し、その適正配置を推進する。また、積雪時は河川等の自然水利は渇水になりがちなので、地域のため池、ダム、農業用水及び工業用水なども、消防水利として利用できるよう事前に検討し、利用計画をたてる。

(3) 消防団の活性化

市は、地域における消防防災の中核として活躍し、有事の際の市民保護等ますます重要な役割が期待されている消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実を図る。また、消防団については、団員の条例定数確保を当面の目標とし、女性消防団員の入団促進、事業所の消防団活動への理解促進、将来の消防の担い手となる子どもに対する啓発等を推進するとともに、機能別団員制度の導入を検討するなど、地域ぐるみで活性化を図る。

(4) 関係機関の連携強化

市は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、消防防災体制の整備に努める。

(5) 市消防の広域化

消防組織法に基づき策定された県消防広域化推進計画（平成20年3月28日策定）における広域化対象市長は、広域消防運営計画の作成等を進め、広域化の実現を図る。

7 消防機械器具等の点検整備

消防ポンプ自動車エンジンの冷却及び凍結等により出動が遅れることや積雪のため出動不能となることも考えられるので、消防機械器具は絶えず点検整備をするとともに、その置き場に通ずる道路の除雪に努める。また、小型動力ポンプを搬送するそり、スノーボート等を準備し、不時の火災に対処できるよう留意する。

8 消防機関の警戒警備体制の確保

市長は、季節風などの強風時等、大規模火災が発生するおそれがある気象状況下における消防機関の警戒警備体制の確保に努めるものとし、おおむね次の事項についてあらかじめ警戒警備計画を定めておく。

(1) 警戒のための組織体制

(2) 警戒区域の分掌

(3) 警戒出動のための要員招集又は伝達方法

(4) 煙火打上げ、火入れ等の火気使用制限など予防措置の対象別地域別規制計画

(5) 消防無線、防災行政無線、有線放送等の通信の確保

(6) 上水道、用水路等の水利統制のための要員待機計画

9 火災発生防止の徹底

各種広報機関を利用し、積雪多量時は消火活動が非常に困難なことを市民等に徹底させて、防火思想の普及徹底を図るとともに、消火活動に必要な道路や、消火栓付近の除雪励行を呼びかけるため、次の措置を講じる。

(1) ラジオ、テレビ等による広報

市長は、県を通じて、ラジオ、テレビ、新聞社等報道機関の協力を得て、市民等に火災発生の防止を図る。

(2) 予防広報等

市長は、広報車等による巡回予防広報、有・無線放送施設を利用したの一斉広報等により、火災予防上必要な事項について市民等に徹底を図る。

(3) 特別予防査察

市長は、火災予防上特に危険な地域及び防火対象物に対し火気使用制限の措置事項等について必要な特別予防査察を実施するものとし、あらかじめ特別予防査察実施計画を定めておく。

10 救助・救急体制の整備

(1) 市は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、関係省庁との連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

(2) 積雪時の救急業務については、特に警察、医療機関及び交通機関と連携を密にし、救急体制に支障のないよう万全を期する。また、災害時に迅速に医療機関に搬送するため、県の広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の活用を図る。

1 基本方針

市は、雪害による建物倒壊及び出火、延焼、感染症対策等を踏まえ、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所及び避難路をあらかじめ指定し、平時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受け入れ方法等について、町内会、自主防災組織等を通じて市民等に周知徹底を図るとともに、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

- (1) 防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効活用を図る。
- (2) 指定避難所については、救護所及び仮設トイレの設置など生活環境の整備のほか要配慮者にも配慮した施設等の整備に努める。
- (3) あらかじめ自助、共助による運営を基本とした避難所運営マニュアルを作成し、普及に努める。
この際、市民等への普及に当たっては、市民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。
- (4) 市は、市民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、市民等が避難するための施設を開放し、市民等に対し周知徹底を図る。
- (5) 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。
- (6) 大規模災害においては避難所運営について、県と連携して対応することを踏まえ、被災者支援に関するマニュアルを整備するとともに、生活環境（給水・入浴支援、見守り・健康管理）の各分野の対応力強化に努める。
- (7) 避難所環境向上に必要な資機材や、飲料水、食料、ミルク、段ボールベッド、毛布等の避難所開設後直ちに必要となるものについては、各地区に分散整備・備蓄する。
- (8) 避難者名簿の作成・情報共有の体制を整備するため、マイナンバーカード等のデジタル・新技術等の活用促進に努めるほか、被災者支援で重要となる健康情報等について、県に加えて保健医療・福祉団体と連携し、健康管理データの標準化に努める。

2 指定避難所、避難路の指定等

市は、雪害時に市民等が安全かつ迅速に避難できるよう次の事項に留意し、指定避難所、避難路等をあらかじめ指定するとともに、町内会、自主防災組織等を通じて、避難所開設・運営訓練等の防災訓練の実施や防災マップの作成・配布により、その内容の市民等への周知徹底を図る。

(1) 指定避難所の指定

ア 指定避難所の要件

- (ア) 避難者等を滞在させるために必要となる適切な規模を有するものであること。
- (イ) 速やかに、避難者等を受け入れ、又は生活関連物資を避難者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- (ウ) 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。
- (エ) 災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所であること。
- (オ) 火災に対し、周囲から火災が迫ってきた場合でも、避難所内で市民等の身体の安全が確保できる広さを有するとともに、危険物等が蓄積されていない所であること。
- (カ) 常に避難所を開設できるように、避難所周辺の除排雪に努める。

イ 指定避難所の整備

- (ア) 避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。
- (イ) 停電時に施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。
- (ウ) ペット動物の飼育場所等について検討する。
- (エ) 避難所の規模(受入可能人数)・設備内容について、定期的に点検を行い、適切な配置に努めるとともに、避難が長期化した場合に備えて、被災者の健康管理等の観点から、あらかじめ

め公営や民間の宿泊施設の指定に努める。

- (オ) 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や市民等の関係者と調整を図る。
- (カ) 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
- (キ) 避難者情報の共有方法について、平時から関係機関と協議・検討を行い、発災時において円滑かつ的確な対応が図られるよう、必要なマニュアル等の整備に努める。
- (ク) 地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえる。
- (ケ) 感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用も含めて検討するよう努める。
- (コ) 市は、平時から、避難所におけるNPO・ボランティア等の外部支援を受ける体制整備に努める。
- (サ) 市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。
- (シ) 市は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。
- (ス) 市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

ウ 施設・設備や体制の整備

避難所において、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、ガス設備、備蓄倉庫、非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む。）、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備や相談等の支援を受けることができる体制の整備し、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

(2) 避難路の指定

- ア 土砂崩れ、がけ崩れ、雪崩、浸水などの危険性がないこと。
- イ 自動車の交通量が少ない道路であること。

(3) 避難指示等発令の代理規程

市は、市長不在時における発災に備え、避難指示等発令に係る代理規程を次のようにする。

第1：副市長（防災担当）	第2：副市長	第3：総務部長
--------------	--------	---------

3 福祉避難所への避難等に係る支援体制の整備

高齢者や障害者等の要配慮者については避難所内の一般避難スペースでは健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、市は、地区ごとの福祉避難所の指定など受入・支援体制の整備を図り、個別避難計画等により、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。また、要配慮者が指定避難所の一般避難スペースに避難した場合には、県の災害派遣福祉チーム（DWAT）や関係団体との連携により、福祉避難所への避難、又は社会福祉施設への緊急入所、若しくは、医療機関への緊急入院を円滑に行う体制の確保に努める。

4 交通規制

警察は、雪害時の避難を容易にするため、避難所の周辺及び周辺道路において、交通規制を実施

するなど交通混乱の防止を図る。

5 避難誘導標識等の設置

- (1) 市は、避難場所等について、町内会、自主防災組織等を通じて周知徹底を図るとともに、避難誘導標識及び避難場所等の表示標識を設置する。
- (2) 市は、誘導標識について、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。このため、市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。
- (3) 市は、観光客等土地に不慣れな方にもわかりやすい視認性の良い避難誘導標識や、外部電源が遮断された際にも夜間発光する再生可能エネルギーと蓄電池を併設した避難誘導灯等の設置に努める。

6 安全確保計画

(1) 児童生徒の安全確保

教育委員会及び学校長は、雪害時における避難誘導計画をあらかじめ策定し、避難経路の安全を確認するとともに、市長、PTA等と協議し、保護者等との連絡方法や引き渡し、下校の方法、及び飲料水、医薬品等の調達等についても定めておく。また、平素からこの計画に基づく訓練等を実施し、避難に万全を期す。

なお、集団登下校の実施や場合によっては臨時休校の措置を講じる。

(2) 事業所等の安全確保

病院、社会福祉施設、興業場及び事業所等、多人数が利用入所又は勤務する施設その他防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ設備等の定期確認や避難等の計画を定め、関係職員に周知を図るとともに、訓練等を実施し、避難に万全を期す。

7 避難所運営マニュアルの作成

市は、避難所における円滑な救護活動や要配慮者及び自宅に留まっている避難者への適切な対応を図るため、「石川県避難所運営マニュアル策定指針」等を活用し、自助、共助による運営を基本とした、避難所運営マニュアルを作成する。

8 情報連絡体制の整備

保健所は、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時における自宅療養者等の被災に備えて、災害発生前から、管内の市の防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、市の保健福祉担当部局、防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努める。

9 孤立集落対策マニュアルの作成

市は、孤立集落等発生時に円滑に救助・避難などの対応ができるよう、県と連携し、孤立集落対策マニュアルの作成に努め、関係機関との研修・訓練等の実施に留意する。

10 被災者支援業務の迅速化・効率化

市は、クラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討する。

第12節 要配慮者対策

1 基本方針

災害発生時、要配慮者は、災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になり易く被害を受ける可能性が高まっている。

このため、市及び社会福祉施設等の関係機関は、市民、自主防災組織等と平時から顔の見える関係を構築し、災害時の連携体制を確立するなど、雪害から要配慮者を守るための防災対策の一層の充実を図る。

2 在宅の要配慮者対策

(1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等

市は、市地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

ア 避難行動要支援者名簿の作成

市は、市地域防災計画に基づき、防災関係部局や福祉関係部局など関係部局との連携の下、平常時より県との連携及び民生・児童委員、自主防災組織、ボランティア、自治会等の活動を通じて、避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿(以下「名簿」という。)を作成する。

イ 名簿に掲載する者の範囲

名簿に掲載する者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者とする。

- (ア) 75歳以上の一人暮らしの者・高齢者世帯の者
- (イ) 寝たきり・認知症(概ね要介護3以上)の者
- (ウ) 身体障がい者(肢体不自由1・2級、視覚1・2級、聴覚1・2級)
- (エ) 知的障がい者(療育手帳A・B)
- (オ) 精神障がい者(1・2級)
- (カ) 内部障がい者
- (キ) 乳幼児・児童(0～9歳)
- (ク) その他支援が必要と思われる者(妊産婦、外国人等)

ウ 名簿の作成に必要な記載事項

名簿には、次に掲げる事項を記載(災害対策基本法第49条の10第2項)し、又は記録する。

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所又は居所
- (オ) 電話番号その他の連絡先
- (カ) 避難支援等を必要とする事由
- (キ) 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

エ 名簿の作成に必要な個人情報の入手方法

市は、名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係部課で把握している情報を集約するよう努める(災害対策基本法第49条の10第3項)。

オ 名簿の更新に関する事項

市は、市民等の転入・転出、介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて名簿を定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

(2) 避難支援等関係者等

ア 避難支援等関係者への情報提供

市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿に記載された情報を提供する。ただし、名簿情報を提供することについて本人の同意が得られていない場合は、この限りではない。

なお、市は、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれがある場合には、本人の同意の有無にかかわらず、必要に応じ、避難支援等関係者に情報提供を行う（災害対策基本法第49条の11第3項）。

イ 避難支援等関係者となる者

避難支援等関係者となる者は、以下に掲げる団体及び個人とする。

(ア) 加賀市消防本部

(イ) 加賀市民生・児童委員協議会

(ウ) 加賀市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会

(エ) 自治会および町内会

(オ) 大聖寺警察署

(カ) 自主防災組織

(キ) その他避難支援等の実施に携わる関係者で市と名簿の取扱いに関する協定を締結した者

ウ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置および市が講じる措置

市は、名簿の提供に際して、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講じる。

(ア) 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること。

(イ) 避難支援等関係者に対し、秘密保持義務が課せられていることを十分に説明すること。

(ウ) 名簿は、厳重なる保管を行うよう指導すること。

(エ) 名簿を複製しないよう指導すること。

(オ) 名簿の提供先が団体の場合には、その団体内部で名簿を取扱う者を限定するよう指導すること。また、この場合、必要に応じて協定を締結するよう努めること。

エ 避難行動要支援者の避難場所から避難所への移送

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

オ 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等に際しては、避難支援等関係者本人又は避難支援等関係者の家族等の生命及び身体の安全が確保されていることが大前提であり、避難支援等関係者は、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行う。

カ 要配慮者に対する避難のための情報伝達

市は、要配慮者が円滑に避難のための立退きができるよう、避難準備・高齢者等避難開始の発令・伝達に配慮する。また、情報伝達に際しては、多様な伝達手段の活用を努める。

(3) 避難行動要支援者の個別避難計画の策定等

ア 市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、市民等、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者名簿の情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。

特に、市レベルでの避難支援の対象者の範囲、避難行動要支援者情報の収集・共有の方法、避難支援体制など要配慮者対策の取り組み方針を明らかにした個別避難計画の全体計画を早期に作成する。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意する。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

イ 市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう努める。

ウ 市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

エ 市は、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意がある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

オ 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

カ 市は、個別避難計画に係る取組において、県から事例や留意点などの提示、研修会の実施等の支援を受ける。

(4) 生活情報の提供と生活相談体制の整備

市においては、要配慮者がいたずらに生活不安を引き起こさないよう、適時、必要な生活情報を提供するとともに、生活全般についての相談等に対して、在宅介護支援センターや社会福祉協議会の活用などにより、対応できる体制を整備する。

(5) 要配慮者への支援体制の整備

市においては、積雪時には、民生・児童委員等との連携により、要配慮者の安否確認など生活状況の把握に努め、速やかに医療機関への送迎や食糧調達支援など必要な対応ができるよう体制を整備する。また、除雪（雪下ろしを含む。）に当たっては、社会福祉協議会をはじめ、地域内各組織の協力を結集するなど社会連帯し、組織的活用を図るとともに、安全確保に十分配慮した除雪に努める。

(6) 関係機関・組織との連携・協力体制の推進等

市は、福祉事務所、民生・児童委員、訪問介護員、各種相談員、社会福祉協議会、ボランティアグループなどが連携した地域の協力体制づくりを推進するとともに、警察署、消防署、保健福祉センター等の機関との連絡体制を整備する。

(7) 情報収集、連絡調整

市は、県等と連携しながら、市民等への支援を行うとともに、雪害情報の収集に努め、また、県への要請後、関係機関や近隣市町との連絡調整など必要な措置をとる。

(8) 防災マップの作成

市は、要配慮者の円滑な避難等に資するため、防災意識の普及啓発及び災害時に活用できる、コミュニティ単位の防災マップの作成に努める。

(9) 福祉避難所の指定

ア 市は、高齢者や障がい者、医療的ケアを必要とする者等は避難所内の一般避難スペースでは健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、地区ごとの福祉避難所の指定を進める。

(ア) 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。

(イ) 災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備されていること。

(ウ) 主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されていること。

(エ) 医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めること。

(オ) 要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう多様な情報伝達手段の確保に努めること。

イ 受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、福祉避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するほか、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等により、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

(10) 福祉避難所への避難等に係る支援体制の整備

ア 県により、避難者の生活改善や相談対応、福祉避難所への誘導など、福祉サービス面での支援を行う災害派遣福祉チーム（DWA T）を派遣する体制が整備され、関係団体や市との協力体制の構築が図られる。

イ 市は、国の福祉避難所の確保・運営ガイドラインを踏まえ、福祉避難所マニュアルを作成し、関係団体との連携により、福祉避難所への避難、緊急入所や緊急入院の必要な要配慮者の受入

体制の確保に努める。

- (11) その他
火災予防には充分の配慮を行う。

3 社会福祉施設等の管理、保全対策

(1) 管理、保全及び防災組織体制の整備

ア 社会福祉施設等の管理者は、地域社会の協力を得ながら、通園（所）路の確保を含め適時適切な除排雪を行う。特に入所施設については、多数の高齢者、心身障がい者などの生活の場であり、規模も大きいことから、組織的に対応する必要がある。

このため、施設の除雪（雪下ろしを含む。）に当たっては、消防団、町内会、青・壮年団、地域女性団体、ボランティアグループなど地域の団体の支援、協力が得られるよう図る。また、積雪の状況に応じた適時適切な防災対策を樹立するとともに、あらゆる観点から再点検する。

なお、施設においても、地域社会の一員として、地域の雪害・防災対策に積極的に協力する。

イ 市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

(2) 防災教育、防災訓練の充実

ア 社会福祉施設等の管理者は、雪害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等についての理解、関心を高めるため、施設の職員等に対して防災教育を実施する。

イ 災害時の切迫した状況下においても、適切な行動がとれるよう各々の施設の構造や利用者の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。特に、自力避難が困難な者等が利用している施設にあっては、職員が手薄になる夜間における防災訓練についても配慮する。

(3) 防災設備等の整備

社会福祉施設等の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む。）を確保するよう努め、その設置場所を工夫する。

4 外国人等に対する防災対策

市は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者が雪害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、以下の防災環境づくりに努める。

- (1) 避難誘導標識及び避難所の表示標識を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。
- (2) 訪日外国人旅行者等の避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。
- (3) 多言語による防災知識の普及を推進する。
- (4) 外国人等の防災訓練への参加を推進する。
- (5) 地域全体で、外国人等への支援システムや救助体制の整備などに努める。
- (6) 石川県災害多言語支援センターが設置された際には、大使館や宿泊施設などと連携し、SNS等を活用した情報の周知に努める。

5 障がい者に対する情報伝達等

市は、障害の種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講じる。また、障害の種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講じる。

第13節 緊急輸送体制の整備

危機対策課、農林水産課、
土木課、都市計画課

1 基本方針

道路管理者は、災害応急対策を実施するための要員及び物資等の輸送に必要な緊急輸送道路を定め、整備に努める。また、緊急輸送道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

- (1) 道路管理者は、災害発生後の道路の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む）による道路啓開を迅速に行うため、道路法等に基づき、協議会の設置によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画を作成するとともに、定期的な見直しを行うものとする。さらに、道路管理者は、当該計画を踏まえて、道路啓開、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結を推進するものとする。
- (2) 市は、県と多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点、ヘリコプター臨時離着陸場（以下「臨時離着陸場」という。）の適地をあらかじめ把握しておき、緊急事態時のアクセス手法を検討するとともに、大量輸送を行うための船舶の確保や漁港の整備を図る。
- (3) 市は、県及び関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。

2 緊急輸送道路ネットワークの整備

市は、設定基準及び接続される防災拠点等に基づき選定された緊急輸送道路ネットワークを、次の3つに区分し整備する。

区分	道路種別	路線名
第1次緊急輸送道路 初動体制の確保、地域間相互の連携等に対応する路線	高速道路	北陸自動車道
	国道	一般国道8号
	国道	一般国道305号
	主要地方道	小松加賀線
	主要地方道	山中伊切線
	主要地方道	加賀インター線
	一般県道	片山津山代線
第2次緊急輸送道路 飲料水・食料品等の最低限必要な物資の供給確保、救急活動等の地域相互の支援体制の確保に対応する路線	国道	一般国道364号
	主要地方道	橋立港線
	主要地方道	小松加賀線
	主要地方道	山中伊切線
	主要地方道	小松山中線
	一般県道	塩屋港線
	一般県道	串加賀線
第3次緊急輸送道路 復旧活動、路線の多重化・迂回路確保等に対応する路線	主要地方道	小松山中線
	一般県道	荒木田原町線
	一般県道	小塩潮津線
	一般県道	水田丸黒瀬線
	一般県道	潮津串線
	一般県道	加賀温泉停車場線
	市道	A375号線、C432号線、C463号線

3 臨時離着陸場の整備

市長は、道路の損傷等により陸上輸送に支障をきたす場合に備えて、ヘリコプターの離着陸可能な空地を調査し、臨時離着陸場を設ける。

市は、ヘリコプターが安全に離着陸できるよう十分な面積を有する空地を確保し、周囲に障害物となるものが生じないよう維持管理に努める。

4 漁港の整備

県（港湾管理者）により、人員、物資及び復旧用資機材等の海路による輸送の機能を確保するため、岸壁・道路等が強化される。緊急物資の集積及び市民等の避難等のための広場等についても整備が図られ、雪害時に漁港等を使用することとなった場合には、船舶等が接岸し作業できるように除排雪について協力される。また、県（港湾管理者）により北陸地域港湾の事業継続協議会において、港湾相互間の広域的な連携による航路啓開等の港湾機能の維持・継続のための対策を検討され、緊急輸送の確保に関する広域的な体制の構築等、必要な対策が講じられる。

5 民間事業者等の活用

- (1) 市は、平時から、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として活用可能な運送事業者等の施設の把握及びそれらを活用するための体制整備を図る。また、必要に応じ、輸送業務を一元的に行う物流事業者との協定を締結するなど、物流体制の強化を図る。
- (2) 市は、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置の推進、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等、環境整備に努める。
- (3) 市は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図る。

第14節 医療体制の整備

1 基本方針

雪害時には、家屋の倒壊、道路の損壊、火災等により多数の負傷者が発生し、更に医療機関の被災やライフラインの機能停止等による診療機能の低下が予想される。このような混乱した状況のもとで、市民等の生命と安全を守るため、迅速な医療救護が要求される。

このため、市は防災関係機関と緊密な連携を図りながら、被災者の救護に万全を期すため、全ての医療機関の役割分担を明確にした上で、医療救護体制の整備に努めるとともに、ライフラインが機能停止した場合における業務継続計画の策定支援を行う。また、医療機関は、被災時にあっても診療機能を維持するための施設・設備の整備に努めるとともに、それぞれの役割に応じた医療救護活動を実施するなど、平素から災害の発生に備える。

2 医療救護体制の整備

(1) 市

ア 市は、加賀市医療センターの協力を得て医療救護班を編成しておく。

イ 市は、加賀市医師会の協力を得る。

ウ 医療救護班は、原則として医師1名、看護師2名、補助者2名（運転手、補助員）を一班とするよう編成し、できるだけ薬剤師1名も加えるよう努める。また、連絡体制についても定めておく。

なお、市で編成された医療救護班については、県へ報告し、変更した場合も同様とする。

エ 市は、円滑な医療救護活動を実施するため、あらかじめ責任者を定めるとともに、県が設置する地域保健医療福祉調整本部への当該責任者の参加及び連携について定めておく。

オ 市は、災害時に重症患者等の処置及び収容を行う病院をあらかじめ指定しておく。

カ 市は、災害時に、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう応急救護設備等の整備に努めるとともに、常に点検を行っておく。

キ 市は、避難所における救護所の設置について、あらかじめ当該管理者と協議しておく。

ク 市は、病院、救護所の被害状況や傷病者の受入情報等の収集方法をあらかじめ定めておく。

ケ 市及び消防長は、陸路による被災者救護が困難な場合に備えて、ヘリコプターによる救急搬送体制について定めておく。

なお、県消防防災ヘリコプターの出動については、市又は消防本部から県航空消防防災室に対して行う。



(2) 医療関係団体

県医師会等の医療関係団体は、県からの派遣要請に円滑に対応し、医療救護活動が、効果的かつ効率的に行えるよう、活動マニュアル等の整備に努めるとともに、平時から、研修・訓練の実施に努める。

(3) 災害拠点病院

ア 災害拠点病院は、災害の発生に備え、患者の安全確保、ライフラインが機能停止した場合における診療機能の維持（業務継続計画）、重症患者の受入れ及び搬送、DMAT及び医療救護班の編成・派遣、他の医療機関から派遣されたDMAT及び医療救護班の受入れ、地域の医療機関への応急用医療資機材の貸出しなどについて記載した災害対応マニュアルを作成しておく。

イ 災害拠点病院は、災害対応マニュアルに基づき、定期的な防災訓練を実施する。

(4) 救急告示病院

ア 救急告示病院は、災害の発生に備え、患者の安全確保、ライフラインが機能停止した場合における診療機能の維持（業務継続計画）、傷病者の受入れ及び搬送、医療救護班の編成及び派遣並びに他の医療機関から派遣された医療救護班の受入れ（※公立病院等）などについて記載した災害対応マニュアルを作成し、それに基づく定期的な防災訓練の実施に努める。（※公立病院等・・・大学病院、公立病院、国立病院機構の病院、金沢赤十字病院、済生会金沢病院、地域医療機能推進機構金沢病院）

イ 救急告示病院は、地域の災害拠点病院が実施する定期的な防災訓練への参加に努める。

(5) 一般医療機関

ア 一般医療機関は、患者の安全確保、ライフラインが機能停止した場合における診療機能の維持（業務継続計画）などについて記載した災害対応マニュアルを作成し、それに基づく定期的な防災訓練の実施に努める。

イ 透析医療機関は、被災により人工透析が困難となる場合に備え、他の透析医療機関との協力体制を確立しておく。

ウ 人工呼吸器等を使用している患者を抱える医療機関は、災害時にこれらの患者の搬送先等の計画を定めておく。

(6) 災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾン

災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県が災害時における医療提供体制及び関係団体等との連携を構築する際、県に対して適宜助言を行う。

3 情報連絡体制

(1) 医療救護活動に係る情報連絡体制

市は、被災地内医療施設及び救護所に係る情報連絡体制を整備しておく。

(2) 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）（注1）による連絡体制

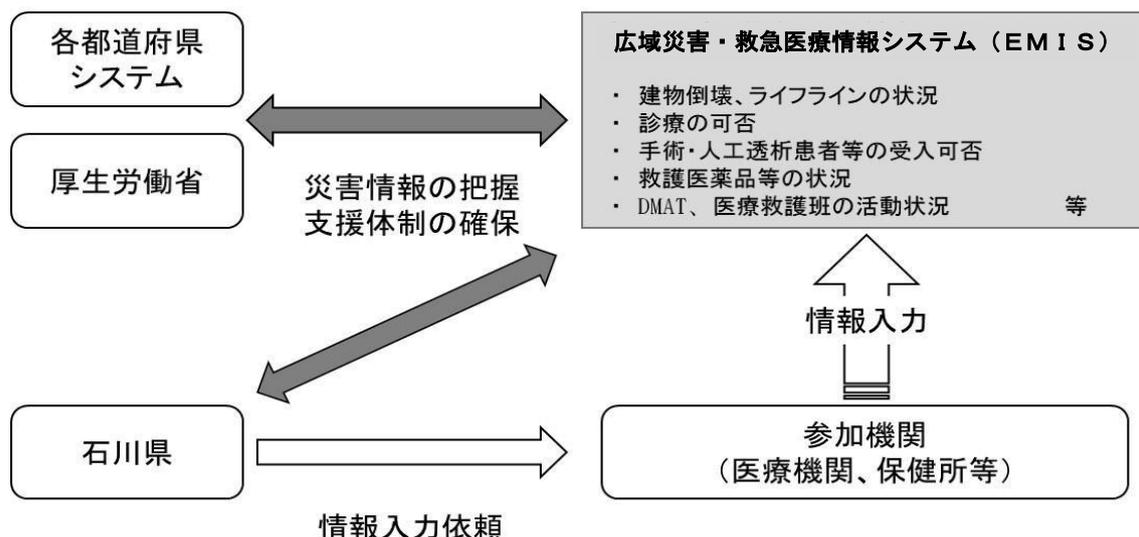
ア 県により、災害時の医療機関の稼働状況、医師・看護師等スタッフの状況、ライフラインの確保状況、医薬品等の保有状況などの災害時医療に係る総合的な情報収集及び提供を行う広域災害・救急医療情報システム（EMIS）が有効に機能するよう体制を整備しておく。

イ 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）に参加する医療機関は、当該システムに迅速で確実な情報の入力を行うため、複数の担当者を定め、入力内容や操作などの研修・訓練を定期的に行っておく。

（注1）広域災害・救急医療情報システム（EMIS）

- 災害時に被災した都道府県を越えて医療機関の稼働状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速且つ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供することを目的に平成8年から運用開始。
- システム参加機関
医療機関、消防本部、医師会、保健福祉センター等
- 災害時情報
患者受入可否情報、受入患者数、患者転送情報、医薬品保有状況、ライフライン状況等

広域災害・救急医療情報システム（EMIS）概念図



(3) 災害時通信手段の確保

- ア 災害拠点病院は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）による情報収集に加え、災害時の通信手段を確保するため、衛星電話を保有するとともに、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備しておく。
- イ 災害拠点病院、救急告示病院及び透析医療機関は、衛星電話、災害時優先電話等を含めた複数の通信手段の保有に努める。
- ウ 市は、災害時の情報連絡体制を確保するため、衛星電話、災害時優先電話等の複数の通信手段の整備に努める。

4 保険医療福祉調整本部等の設置及び運営に関する訓練等

市は、災害時において医療救護活動が円滑に行われるよう、県が実施する、保険医療福祉調整本部、DMAT調整本部、地域保健医療福祉調整本部、DMAT活動拠点本部の設置、運営等に関する研修や訓練への参加に努める。

5 医薬品等及び輸血用血液の備蓄・供給体制

(1) 医薬品等

市は、救急用の医薬品等の備蓄・供給体制を確立しておく。

(2) 輸血用血液

石川県赤十字血液センターにより、輸血用血液の備蓄・供給体制が確立されている。

6 応援医療従事者の受け入れ体制

応援医療従事者等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援医療従事者等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

1 基本方針

災害発生時には、ライフラインの機能停止等により、健康の基本である食事、睡眠等の確保が困難となりやすく、さらに災害に対する不安や避難所生活等のストレスにより心身の健康を損ないやすい。

このため、市は、医療救護活動等と緊密な連携を図りながら被災者の健康管理体制に万全を期すため、災害時の保健活動マニュアルを作成する等、平素から災害の発生に備える。また、「自らの健康は自らが守る」という観点から、市民自身の健康管理意識の向上に努める。

2 平常時の健康管理対策

- (1) 市は、災害時に健康障害の発症リスクの高い者に対して、平素から保健指導の徹底を行うとともに、災害時の備えに関する健康教育、保健指導の実施に努める。
- (2) 市は、平素の健康管理活動を通じ、地区ごとの要支援者の把握に努めるとともに、地域の医療機関、民生・児童委員、健康づくり推進員等との協働・連携体制の構築に努める。
- (3) 市民等は、平常時から健康診断の受診等により、自らの健康状態の把握、改善に努めるとともに、特に慢性疾患等を有する場合は、健康手帳やお薬手帳等により服用薬剤等の自己管理に努める。

3 災害時の健康管理体制の整備

市は、災害時に被災者への健康管理活動が円滑に実施できるよう、災害時の保健活動マニュアル等を作成するとともに、障がい者、高齢者、医療、食料備蓄、避難所運営等の担当部門と協力、連携した活動体制の確立に努める。

4 情報連絡体制の整備

市は、災害時の健康管理活動実施についての情報連絡体制の整備に努める。

1 基本方針

災害発生時には、家屋の倒壊、道路の損壊、火災等により多数の負傷者が発生し、更に医療機関の被災やライフラインの機能停止等により、精神科医療機能の低下が予想される。このような混乱した状況のもとで、被災した市民等は災害時のストレス、死の恐怖や絶望感などの精神的苦痛から、心身の健康を崩したり、疾病の悪化を招いたりするおそれがあり、精神的不調の予防や軽減を図る必要がある。

このため、市は平時から、県及び精神科医療機関と緊密な連携を図りながら、災害発生時における被災者の心のケア等に万全を期すため、精神保健医療体制の整備に努める。

2 活動体制の整備

- (1) 市は、平時から市民等に対する災害時のメンタルヘルスに関する知識の普及・啓発を行うとともに、支援が必要な精神障害者等要配慮者に関する情報の把握に努める。
- (2) 市は、災害発生時に必要に応じて、県に対し、災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣を要請する。

3 情報連絡体制の整備

(1) 県の体制

ア 心のケア活動に係る情報連絡体制

県により、DPAT統括者、DPAT調整本部、DPAT活動拠点本部等相互の情報連絡体制を整備する。

イ 災害時通信手段の確保

災害拠点精神科病院である石川県立こころの病院は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）による情報収集に加え、災害時の通信手段を確保するため、衛星電話を保有するとともに、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備する。

(2) 市の体制

市は、県及び精神科医療機関と連携し、平時から厚生労働省が定める「災害派遣精神医療チーム（DPAT）の活動要領」等を踏まえながら、石川DPATの派遣・受入体制及び精神科救急医療についての情報連絡体制の整備に努める。

第17節 食料及び生活必需品等の確保

1 基本方針

雪害時には、ライフラインの損壊や道路交通の途絶等により、流通機能は一時的あるいは長期間にわたり麻痺状態になることが予想され、この場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。

このため、市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、発災直後から被災者に対して円滑に食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資の供給が行われるよう物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を図るとともに、新物資システム（B-P L o）を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資の拠点の登録に努める。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、平時から孤立集落等への無人航空機（ドローン）による飛行ルートを整備を進めるなど、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとし、国〔消防庁〕からの支援を受ける。

なお、この際、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。また、女性の視点に立った支援物資の備蓄・供給（生理用品など）や市民等・事業者が食料、飲料水及び生活必需品を備蓄するよう啓発する等の取り組みを一層推進する。

2 市、市民等の役割分担

- (1) 市は、被災者に給与する食料品等の物資の調達及び供給計画を策定し、その計画に基づく調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努める。
- (2) 市は、指定避難所や各中学校区に拠点備蓄倉庫を整備し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具や資機材、安眠確保のための段ボールベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレトーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄し、これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く市民等に公表する。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保に努める。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮する。
- (3) 市民等は、「自らの身の安全は自らが守る」という自覚をもとに個人又は地域において可能な方法、範囲で食料品等の物資の備蓄を行うとともに、地域における市民等の相互扶助の仕組みづくりを進め、最小限度の被害に抑止するための防災体制の構築に努める。
- (4) 事業所等は、災害発生に備えて、従業員や市民等も考慮しながら可能な方法、範囲での物資の備蓄に努める。
- (5) 市は、物資の供給にあたり、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及に努める。
- (6) 市は、新物資システム（B-P L o）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握する。

3 食料及び生活物資の確保

- (1) 市は、平常時から災害の発生に際して必要となる物資の調達を行う。
- (2) 市は、非常食の備蓄に努める。また、備蓄を行うに当たって、大規模な雪害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、要配慮者向けの粉ミルクや軟らかい食品の備蓄、洋式仮設トイレなどの避難所生活に必要な物資が適時・適切に配備されるよう、要配慮者に対する備蓄物資を拡充する。
- (3) 市は、非常食の備蓄を補完するとともに、栄養や食事形態など要配慮者に配慮した、避難者に必要とされる食料等の調達方法を具体的に検討し、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなど、災害発生時に迅速かつ適切に対処できるようそれらの供給体制を整備し、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した事業者団体等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

4 消費者米穀の確保

- (1) 越冬用米穀の確保
雪害が予想される場合においては、市は、山間豪雪地帯の消費者に対し、広報紙その他の広報措置により、降雪前に越冬用米穀の確保を呼びかける。
- (2) 応急用米穀の確保
災害時における応急用米穀については、第3章第21節「飲料水・食料の供給」に準じ、市が措置する。
- (3) 政府預託倉庫の搬路確保
政府管理米の管理者は、主要政府預託倉庫の搬出路について、国、県、市の道路除雪計画に編入する等、関係機関と協議のうえ確保を図る。

5 青果物の確保

雪害が予想される場合においては、市は一般家庭に対し、広報紙その他の広報措置により、貯蔵可能な青果物について、その貯蔵を呼びかける。また、市は、輸送路の除雪体制の確立とともに、その状況に応じ青果物取扱業者に対し、貯蔵可能な青果物について在庫増加を呼びかける。

6 畜水産物の確保

- (1) 畜産物の確保
 - ア 牛乳の集荷、搬送を円滑にするため、集乳業者及び牛乳販売業者に呼びかけ集送路線並びに輸送方法等についてあらかじめ計画する。
 - イ 食肉については、食肉事業者及び食肉センター等冷蔵施設を活用して保管、確保する。
 - ウ 鶏卵は、集荷業者に対し、その集荷と保管を呼びかけ、在庫量の確保を図る。
- (2) 水産物の確保
雪害が予想されその必要があると思われるときは、市は、主要都市の水産物卸売業者に対し、冷蔵施設を利用し、在庫確保を呼びかける。

7 その他の食料品の確保

- (1) 一般家庭における備蓄
市は、山間豪雪地帯の一般家庭に対して、水産加工品等貯蔵が可能な食品類及び乳児用粉乳、練乳等の保有を呼びかける。
- (2) 乳児用粉乳、練乳の確保
豪雪が予想される場合において市は、乳児用の粉乳、練乳の在庫量を調査し、不足と思われるときは、在庫について呼びかける。

8 ドライバー等への食料・飲料水等の確保

市は、雪害時の交通渋滞等により、車両等が立ち往生した場合に備え、食料・飲料水の確保及び燃料の補充をドライバーに対し呼びかける。

9 物資の集積、配送地の整備

市は、被災者に食料等の物資が迅速に供給できるようそれぞれの救援物資等の集積、保管、配送等のために集配予定地をあらかじめ定めるとともに、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、体制を整備する。

- (1) 県により、雪害の規模が甚大で市町が定める集配予定地のみでは対応が困難な場合や全国からの物資の円滑な受け入れを行うため、県の地形的特質等を勘案の上、交通上の利便の良い所に集配予定地（広域物資輸送拠点）を定められる。
- (2) 市は、避難所の位置及び近隣市町等からの物資受け入れ輸送経路を考慮し、集配予定地（地域内輸送拠点）を定める。
- (3) 市は、大規模災害等を想定した物資の仕分けの配送について、民間事業者の活用を事前に検討しておく。

10 義援金及び義援物資の受け入れ・配分マニュアルの作成

市は、発災直後から義援金及び義援物資の円滑な受け入れ等を図るため、具体的な受け入れ・配分に関するマニュアルの作成に努め、受入体制の強化を図る。

この際、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、義援金及び義援物資の受付・調整にデジタル技術の活用を努める。

1 基本方針

積雪時における工業用原材料の確保及び製品の輸送については、業界並びに輸送機関の協力を得て、その体制の確立に万全を期する。

2 物資確保対策

- (1) 産業生産性の低下を防ぐため、鋼材、繊維原料等の貯蔵を降雪前に十分確保するよう必要に応じて関係業界に要請する。
- (2) 主要産業の原料の貯蔵及び製品の流動については、グループ別優先順位を定め、緊急輸送によりその確保に努める。
- (3) 雪害の際における産業物資の輸送については、関係機関と連携を密にし、必要に応じて協力を要請する。

1 基本方針

雪害から農林業の被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するため、農地、農業用施設保全事業等の推進を図るとともに、被害防止の指導を徹底する。

2 農作物対策

市は、農協、農業共済組合などの関係団体を通じて、生産者に降雪前、降雪後の技術指導を徹底し、生産の減少防止と被害の軽減を図る。

(1) 麦類の指導事項

降雪前の措置	降雪後の措置
<ul style="list-style-type: none"> ○ 排水不良によって作物の根の伸長が阻害され、生育不良になって減収をきたすので、地表面水の排除と地下水位を低下させるため、排水溝、暗渠を設置すること。 ○ 麦の年内生育量を確保するため、適期に播種するとともに年内追肥の徹底を図ること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 根雪期間が90日を超えると予想されるときは、融雪促進を図るため融雪剤（テッケンブラック、又はフライアッシュ等）を散布し、一日でも早く消雪に努めること。 ○ 消雪時の排水を徹底するため、排水溝を整備しておくとともに、融雪水の停滞のないようにすること。 ○ 消雪後、第1回目の追肥の適期は2月下旬～3月上旬であるので、遅れないように施用すること。 ○ 消雪の遅れにより第1回目の追肥が適期に施用できなかった場合は、消雪後速やかに施用し、その後の管理は南加賀農林総合事務所の指示に従うこと。

(2) 野菜・花きの指導事項

降雪前の措置	降雪後の措置
<ul style="list-style-type: none"> ○ 露地越冬野菜、露地夏ギク等では排水不良によって作物の根の伸長が阻害され、生育不良になって減収をきたすので、地表面排水と地下水位を低下させるため、排水溝、暗渠を設置し、湿害の防止を図ること。 ○ 越冬する露地野菜は、ワリフ等の不織布をべた掛けして保護すること。 ○ 休栽ビニールハウスは、根雪前にビニールを除去しておくこと。 ○ ハウスは、筋交い、中柱等で補強する。その際、ハウスが降雪でねじれないように補強は左右対称に行うこと。 ○ 冬期利用のガラス室、ビニールハウスは、単棟とし隣棟との間隔を4m以上あけ、除雪作業を容易にするとともに、融雪装置や湛水溝を設けること。 ○ ビニールハウス内での野菜・花きの作付けに対しては、特に簡易暖房機や補強資材を準備すること（ハウス室温2～4℃で屋根雪は、自然滑落する）。 	<p>露地越冬野菜、露地夏ギク等では、排水溝の整備を行い、融雪水の停滞のないよう、早期に排水を行うこと。</p>

(3) 果樹・花木の指導事項

降雪前の措置	降雪後の措置
<ul style="list-style-type: none"> ○ 幼木は、支柱に誘引・結束するとともに必要に応じてワラ等で防寒、野兎防止策を行うこと。 ○ ハタネズミの生育密度が高い場合には事前に殺鼠剤等で生息密度を低下させておくこと。 ○ 樹冠部及び棚面への積雪を防ぐため、降雪前に粗せん定を終えておくこと。 ○ 過去の豪雪などで損傷を受け、裂開の恐れのある太枝は、あらかじめ支柱による補強を行うこと。 ○ 防風ネット及び防鳥ネット等は収穫終了後速やかに除去すること。 ○ 果樹棚及び防災用棚は、収穫後ゆるみを直し、支柱による補強等必要な対策を講じること。 ○ りんごのわい化栽培や低樹高仕立てのいちじくでは、降雪前に支柱を点検強化しておくこと。 ○ 降雪前に排水溝を整備し、雪解け後の排水に支障のないようにすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 園内を巡回し、枝上の雪払いを行うとともに支柱を補強し、枝吊りを行うこと。 ○ 雪質が硬化する前に除雪を行う。除雪に当たっては、特に主枝先端は必ず掘り出すこと。 ○ 園内除雪が困難な場合、踏圧により積雪深を低くすること。特に果樹棚の棚面に積雪が達しないように早め実施すること。

3 畜産対策

市は、農協、畜産関係団体を通じ、生産者に対して、降雪前、降雪後の技術指導を徹底し、生産の減少防止と被害の軽減を図る。

(1) 牧草類の栽培・管理の指導事項

降雪前の措置	降雪後の措置
<ul style="list-style-type: none"> ○ 耐雪性草種・品種の導入を図る。 ○ 適期播種により越冬前の生育を確保する。 ○ 排水対策を十分に行う。 ○ 基肥には、石灰と燐酸を重点とし、窒素の施用量を控え目にする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 融雪水の停滞による生育障害や病害の発生を防止するため、小排水溝を整備する等排水対策に努める。転換田においては、特にこの点に留意する。 ○ 融雪直後は早めに追肥を施すように配慮する。

(2) 飼料確保の指導事項

降雪前の措置	降雪後の措置
<p>11月から年末までに畜産農家の飼料タンクに越冬用飼料を確保するとともに、農協、販売店においてもあらかじめ十分な飼料の在庫確保に努めること。</p>	<p>積雪が2月に入ってからの場合、越冬用飼料も少なくなるので輸送を強化し確保を図ること。</p>

(3) 牛乳処理の指導事項

降雪前の措置	降雪後の措置
<p>道路事情の比較的良くない地域については、冷却施設の整備を図ること。</p>	<p>速やかに輸送路の確保を図ること。</p>

(4) 畜舎と飼養の指導事項

降雪前の措置	降雪後の措置
畜舎は破損箇所を修理し、屋根雪の融雪設備を設置する。また、家畜は努めて日光浴を行い都外運動の励行により健康に留意すること。	畜舎内の採光、換気と保温、ふん尿などの搬出に留意し、粗飼料の給与、畜体の手入れ等健康管理に努めること。

4 林業対策

市は、森林組合など林業団体を通じ林業生産者に対して、降雪前、降雪後の技術指導を徹底し、生産の減少防止と雪による被害の減少を図る。

(1) 育林の指導事項

降雪前の措置	降雪後の措置
<ul style="list-style-type: none"> ○ 台風等による折損木や倒伏木は、融雪時の出水により流出し、他に多大な被害を与える恐れがあるので、速やかに処理し、被害を未然に防ぐこと。 ○ 多雪地域の急傾斜地に造林する場合、努めて階段造林を実施するか、又は保存帯を設置すること。 ○ 掛り木などは、二次災害を防止するために伐倒整理すること。 また、片枝となっている造林木は、枝打ちを行って偏りを修正すること。 ○ 苗畑において積雪期間が長期にわたるときや融雪水が停滞するような場合、雪腐病の被害を受け易いので排水を良くすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 融雪時に積雪により枝が引かれて倒伏している造林木については、その部分のみ枝払いを行うとともに成長開始前に雪起こしをすること。 ○ 苗畑における積雪が長期にわたるときは、くん炭等を散布し融雪を促進するとともに、融雪後直ちに薬剤で消毒すること。 ○ 雪害により折損した林木は、速やかに伐倒整理すること。

(2) 林道の指導事項

降雪前の措置	降雪後の措置
<ul style="list-style-type: none"> ○ ガードレール、カーブミラー等の安全施設の点検、補修の徹底を図る。 ○ 生活道路としての林道については、道路幅を示す誘導ポールを設置等を行う。 ○ 融雪時の異常出水に備え、路面保護のため、側溝の整備を図ること。 	生活道路としての林道の誘導ポール、カーブミラーの点検及び雪崩、落石等危険箇所の通行の安全を確保する。

(3) 林産の指導事項

降雪前の措置	降雪後の措置
<ul style="list-style-type: none"> ○ 炭窯は、ワラ、コモ等で防雪、防凍処置を図るとともに天井落下防止及び小屋の補強をすること。 なお、周囲に排水溝を設けること。 ○ 椎茸のホダ木を井桁積みにしておくと雪の重みでホダ木が折損することが多いので、なるべく鑑伏せにすること。 ○ 椎茸のフレーム舎等は雪の重みで破損することがあるので、周囲を除雪するとともに補強資材を準備すること。 	炭窯、椎茸のフレーム舎等は雪質が硬化する前に除雪を行う。

(4) その他

降雪前の措置	降雪後の措置
<p>○ 集材機、索道など架線による伐出作業場では、ワイヤーロープの断線を防止するため撤収、格納するのが望ましいが、現場にそのままおくときは、張ってある索をゆるめ、搬器等は、支点の一方に寄せておくこと。</p> <p>なお、ワイヤーロープの固定索がゆるんでないか点検すること。</p> <p>○ その他機械類は、凍結防止のため保護するとともに作業現場での構築物は、積雪の重みやなだれによる被害を防ぐため補強すること。</p>	<p>○ 集材機、索道など架線については、原則として融雪を待ち、作業の安全が確認できるまで使用してはならない。</p> <p>また、ワイヤーロープ等が格納できなかった場合は、再度使用する際に十分な点検を行うこと。</p> <p>○ その他の機械類についても、原則として降雪時、積雪時は使用しないことが望ましい。</p>

5 水産対策

市は、漁業協同組合などの水産関係団体を通じて、生産者に降雪前、降雪後の被害防止の指導を徹底し、生産の減少防止と被害の軽減を図る。

(1) 漁船の指導事項

降雪前の措置	降雪後の措置
<p>降雪、着雪等により、漁船設備、漁具等に不具合が生じないように、設備の管理強化及び故障時の早期対応のための点検強化を図ること。</p>	<p>速やかに除雪、融雪作業を行い、設備機能の確保に努めること。</p>

(2) 養殖場（内水面）の指導事項

降雪前の措置	降雪後の措置
<p>○ 養殖場は、破損箇所を修理し、降雪による施設被害防止に必要な対策を講じること。</p> <p>○ 融雪期における施設内への泥水等の流入を防ぐため、排出溝等必要な設備の設置を図ること。</p>	<p>適正な維持管理が行えるように、取水施設付近などの除雪を行うこと。</p>

1 基本方針

市は、なだれなどの被害を未然に防止し、また、なだれや積雪により徒歩による交通が困難となる恐れのある集落について必要な措置を指導する。

2 なだれ対策

(1) 道路のなだれ防止施設

ア 道路管理者は、それぞれが管理する道路の保全及び交通の安全を確保するため、予想されるなだれ発生危険箇所には階段工、なだれ予防柵、なだれ防護擁壁、減勢工及びスノーシェッド等のなだれ防止施設を整備する。

イ 市は、農地、公共施設、住家等で特になだれの発生が予測される箇所の保全を図るため、なだれ防止林の造成及びなだれ防止施設の整備を行い、なだれの発生防止を図る。

(2) 鉄道のなだれ防止

鉄道事業者は、鉄道施設の保全と列車の運行を確保するため、なだれ危険箇所について、なだれ覆い、なだれ止め柵等のなだれ防止設備を設置し、事故防止を図る。また、なだれ発生期に次の警戒体制を充実して災害の排除に万全を期す。

ア なだれ警報装置が検知した場合、金沢支社輸送指令又は警備員に知らせる。

イ なだれ発生の恐れがある箇所については、列車の運転規制を行うとともに、社員が巡回又は警備を実施する。

(3) なだれ危険箇所の警戒

ア 市及び関係機関は、道路、農地、公共施設、住家等で特になだれの発生が予測される箇所の巡視を適時実施し、なだれの早期発見に努め、事故防止を図る。

(ア) 各道路管理者は、それぞれの担当除雪路線を主体として道路の巡視を実施する。

(イ) 各鉄道事業者は、各保線区の保線班等により鉄道の巡視を実施する。

(ウ) 県により、雪害時等において特に必要があるときは、消防防災ヘリコプター及び自衛隊航空機等による航空偵察が実施される。

イ 標識の設置各関係機関は、なだれの危険箇所を県民に周知させるため、標識を整備し、主要交通道路及び通学道路等を重点として危険箇所にこれを設置する。

ウ 事故防止体制

国土交通省、中日本高速道路(株)、県、警察、市は、なだれの発生による事故防止を図るため、道路、危険地域の警戒体制を強化し、交通規制及び迂回路の選定並びに避難措置等について関係機関と協議し、必要な事故防止の措置を講じる。

(4) なだれ発生に伴う応急措置

なだれ発生により、道路交通、鉄道輸送等に支障をきたしたときは、当該管理責任者において応急措置を講じるが、除雪計画路線については、当該除雪担当機関において速やかに道路の除雪に当たり、交通の確保を図る。

(5) 予想されるなだれ等危険地域については、事前に調査を実施し、把握する。

第21節 防災パトロール

1 基本方針

防災関係機関は、異常な気象条件のもとで発生する各種の災害に対処するため、防災上重要な施設や危険箇所について総合的に調査検討を行い、災害の未然防止、拡大防止及び応急対策に資するとともに、防災体制の確立を図るため、随時、防災パトロールを実施する。

2 調査対象

- (1) 河川、道路、橋りょう、港湾施設等防災上重要な施設
- (2) なだれ等の危険箇所及び過去の災害発生箇所
- (3) 孤立予想集落及び臨時離着陸場

3 実施方法

防災関係機関は、現地へ出向き、又はヘリコプター等の航空機により上空からパトロールを実施する。

4 実施機関

- 国 : 北陸地方整備局（金沢河川国道事務所、金沢港湾・空港整備事務所）、海上保安本部（金沢海上保安部）
県 : 関係各課（出先機関）
警察 : 本部、地元警察署
自衛隊 : 陸上自衛隊第14普通科連隊
市 : 関係各課、消防本部

5 調査結果

市及び防災関係機関は、調査結果を踏まえ、適切な予防措置を講じるとともに、県に報告する。市は、防災パトロールの調査結果を取りまとめ、防災関係機関にその内容を通知する。

【雪害に強いまちづくり】

「雪害に強いまちづくり」のために、公共施設や多くの人が集まる施設などをはじめとした建物の安全化や河川管理施設などの公共構造物、ライフラインなどの公共的施設の安全化及び急傾斜地崩壊対策事業などその市土保全事業を計画的かつ総合的に推進する。

第22節 孤立集落対策

1 基本方針

中山間地域、沿岸地域など、災害時に土砂崩れや津波による交通遮断で孤立状態となることが予想される地域においては、救援が届くまでの間、自立的に持ちこたえることを前提に、必要な装備、物資の事前配置や防災拠点の整備など環境整備を行う。

2 孤立可能性の把握と防止対策の実施

市は、県と連携して土砂災害や液状化等による道路構造物の損傷、土砂堆積等によって交通が遮断され、孤立する可能性のある地区及び集落について、把握する。

また、被災によって交通遮断となる可能性のある道路を、県との役割分担により、災害に強い道路整備を行う。

3 孤立予想集落の資機材整備等に対する支援

市は、県から、自主防災組織及び消防団等の資機材等の整備支援を受ける。

4 積雪期のヘリコプター運用

積雪期のヘリコプターによる市民等の救出、医療救護班の派遣、物資の補給方法等について、県と協議する。また、必要に応じて訓練を行う。

5 市民等の役割

(1) 市民等の役割

孤立が予想される地域の住民は、最低7日間分の食料、飲料水、生活必需品及び燃料を各家庭で備蓄するよう努めるものとする。

(2) 地域の役割

災害発生時に、住民の安否の確認、救出、初期消火、炊き出し等の実施、市への初期的な被害状況の報告、救援の要請等を住民自らが行うため、自主防災組織等による防災訓練等を実施するよう努める。

(3) 企業・事業所の役割

孤立が予想される地域の企業・事業所は、災害時の施設や資機材提供等の協力について、あらかじめ自主防災組織等と協議するよう努める。

6 市の役割

市は、県と連携して孤立集落対策を実施する。

(1) 孤立予想集落の把握及び住民への周知

(2) 避難経路多重化の検討

(3) 衛星通信等の通信手段の確保

(4) 集落防災拠点施設の確保

(5) 資機材（電源、水源、熱源等）の整備、物資の備蓄と事前配置

(6) 地域住民の自治組織を自主防災組織として整備

(7) 集落内のヘリポート適地の確保（冬季積雪の多い場合は、グラウンド等地面の状況にこだわることなく、河川敷、田畑等付近に障害物のない場所を圧雪する。）

(8) 積雪期に備えた装軌（キャタピラ）車両の確保

(9) 市町地域防災計画で定める事項（資料編）

ア 孤立が予想される集落

イ 土砂災害、雪崩等の発生危険箇所

ウ 各集落との通信の確保方法

エ 各集落の防災拠点施設及び資機材の整備、物資等の配置状況

オ 各集落のヘリポート適地

カ 企業・事業所等との災害時の協力に関する事項

第23節 建築物等災害予防

1 基本方針

雪害に強いまちづくりを行うに当たって、市は、公共建築物、一般建築物の耐雪害性の確保に努めるとともに、関係団体の協力のもとに建築物の安全性を一層高める。

2 防災上重要な公共建築物等の雪害予防

- (1) 公共施設の施設管理者は、それぞれ除雪計画をたてておく。また、市は、公共施設の管理者から除雪要員の参集等の要望があったときは対応できるよう対策を講じておく。
- (2) 災害対策は、迅速かつ的確な情報伝達と適切な行動への指示が要求される。これらの活動を円滑に進めるため、市及び県等は、次の公共建築物等については、一層の耐雪害性等の強化を図る。
また、イに掲げる建築物等については、要配慮者にも配慮した構造、設備の確保を図る。
ア 避難誘導、情報伝達及び救助等の防災業務の中心となる公共建築物等
イ 雪害時の緊急救護所、被災者の避難所となる学校、社会福祉施設等の公共建築物等

3 一般建築物の雪害予防

市は、雪害における建築物被害の未然防止を図るため、老朽住宅密集市街地対策を推進するほか、次の措置を講じる。

(1) 老朽危険建築物に対する調査、指導

市は、老朽建築物等で著しく保安上危険であると認める場合においては、建築物の構造、敷地、危険度等について調査し、除却、移転、補修、改築、使用禁止等の措置を講じるよう所有者等に対して指導する。

特に、老朽危険建築物等が避難地や避難経路に面している場合には、必要な措置をとるよう早期に所有者等に対して指導等を行う。また、老朽危険建築物のうち空家であるものについて、市町はその所在状態等を把握するとともに、そのまま放置すれば倒壊等著しく保守上危険となるおそれのある状態となるものについて、所有者等に対して助言・指導等、必要な措置を行う。

(2) 特殊建築物の検査、指導

市は、旅館、百貨店、マーケット、病院、興業場、集会場等特殊建築物及びその設備について、定期的に所有者等からその状況を報告させ、又は実地に調査し、その結果に基づいて適切な指導を行う。

(3) 市街地再開発事業等の促進

市街地における非耐火建築物の集積地区及び建築物の密集地区等の防災対策が必要な地区においては、都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく市街地再開発事業等を行うことにより、公園、緑地等、除排雪にも利用できる都市空間の創設、避難道路の整備及び地区の不燃化等を促し、都市の防災化を図る。

(4) 市は、降雪及び積雪の状況により、屋根雪の状況等を適宜巡回して把握し、区長等を通じて、一斉に屋根の雪おろしを行うよう督促し、家屋倒壊による事故防止に努めるとともに、除雪後の非常口の設定について指導する。

特に、高齢者、障がい者等要配慮者の家屋については、消防機関及び社会福祉協議会等と連携し、民生・児童委員等地域関係者の協力による安全確保に十分配慮した除雪体制の確立に努める。

4 文化財雪害予防

市教育委員会は、文化財被災対応マニュアルを策定し、被災文化財に対応する体制整備に努める。

指定文化財のうち、建築物については、管理者は施設の除排雪を励行するほか、次の事項について、教育委員会、消防本部、警察と協力して所有者、管理者等を指導する。

- (1) 周辺環境を含めた適切な日常管理を継続的に実施する。
- (2) 破損箇所の確認・把握に努め、確認できる破損箇所については、常日頃から部分的・応急的な補修を実施し、強度を維持する。
- (3) 防火・消火体制を整備する。
- (4) 消防車両等、緊急車両の進入道路を確保する。
- (5) 雪の側圧をさけるため、事前にさしかけ等の措置をとる。
- (6) 事前対策
 - ア 未指定文化財目録の作成
未指定文化財の文化財価値の重要性について指導、助言し、目録を作成しておく。
 - イ 防災対策の意識啓発と予防対策
市又は市教育委員会は、文化財の災害からの保護を図るため、必要な計画を立てるとともに、所有者、管理者に対して、防災対策の必要性を啓発する。
文化財については、火災による焼失被害を防止するために、消防本部と連携しながら所要の防災上の措置を講じる。
 - ウ 文化財保護
教育委員会は、文化財保護のため、平時から、民間団体等との連携を強化する。また、文化財の所有者・保管場所・価値等のデータベース化や、3Dスキャン等によるデジタルアーカイブ化の検討に努める。

第24節 公共施設災害予防

1 基本方針

道路、海岸、漁港、河川、公園、上水道、下水道、電力、電信電話、鉄道等の公共施設は、市民等の日常生活及び社会、経済活動に欠くことのできないものであり、また、災害発生後の災害復旧のための重要な使命を担っている。

このため、雪害に強いまちづくりを行うに当たっては、これら公共施設の強化及び被害軽減のための諸施策を実施し強靱化を図るとともに、主要な鉄道、道路、港湾、空港、通信局舎などの交通・通信施設間の連携強化を図るなど、大規模災害発生時の輸送・通信手段を確保し、雪害時の被害を最小限にとどめるよう予防措置に努める。特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化する。

2 上水道、下水道の整備対策

(1) 上水道の整備

雪害による水道の断水被害を可能な限り防止するとともに、水道被害が生じた場合でも、迅速かつ円滑に対応できる体制を整備する。また、新設する施設については、災害に対する安全性の確保に努めるとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

ア 体制の確立

断水等水道被害に即応するため、市は、あらかじめ次による参集体制及び情報の収集連絡体制を確立する。

(ア) 参集体制

市は、災害発生時に「給水対策本部（班）」を設置運営できるよう、あらかじめ組織や役割分担等を定めておく。

なお、市における給水対策では、対応できない場合には県を通じて（公社）日本水道協会石川県支部と連携した体制とする。

(イ) 市は、あらかじめ被害状況の把握、応急給水、応急復旧及び施設復旧等に要する人員配置など参集計画を定める。この場合、人員不足を想定して、水道工事等関係業者及び他の地方公共団体への協力要請も考慮する。

イ 情報収集及び連絡体制

(ア) 市は、情報連絡の手段として、事前に非常時における通信体制を整えておく。この場合、地方公共団体間の連絡以外に、（公社）日本水道協会石川県支部及び水道工事等関係業者への連絡体制にも配慮する。

(イ) あらかじめ情報収集連絡事項を定めておく。

ウ 飲料水の確保

市は、雪害時においても飲料水を確保するため、平時からそれぞれ次の措置を行う。

(ア) 水道施設の安全性の確保に努める。

(イ) 緊急時給水拠点として、一定のエリア内に貯留施設を兼ねた配水池の整備や水道事業者間で相互融通できる連絡管等の整備に努める。

(ウ) 代替水源等緊急用水源として、井戸水、河川水及び湧水等の確保に努める。

(エ) 応急給水又は応援給水及び応急復旧のため、あらかじめポリタンク及び給水用ポリ袋等を準備（備蓄）するほか、給水車、給水用タンク、運搬用車両、ろ水機及び管材料等の整備に努める。また、自ら整備できない場合を想定し、水道工事等関係業者からの貸与や県へのあっせん等の協力要請を含めた、これらの資機材の調達計画を作成する。

(オ) 応急給水及び施設復旧等に際しては、道路の通行不能な状態も考慮して、対応できる体制をあらかじめ検討する。

(カ) 自主防災組織及び市民等に対し、あらかじめ緊急時の給水拠点を周知し、貯水や応急給水についての指導を行う。

(2) 下水道の整備

市民等の安全で衛生的な生活環境を確保するため、既存下水道施設の雪害時における防災性の強化に努めるとともに、雪害時における応急対策及び応急復旧に必要な体制を整備しておく。ま

た、新設する施設については、災害に対する安全性を確保する。

ア 施設の整備

(ア) 管渠

主要な管路等を重点に、優先度の高いものから補強、整備する。また、新たに下水管渠を敷設する場合は、地盤条件等を総合的に検討して計画する。

なお、地盤の悪い箇所に敷設する場合は、埋戻し土の液状化対策を実施するとともに、人孔と管渠の接合部に可とう性伸縮継手を使用する等の工夫で実施する。

(イ) ポンプ場、終末処理場

ポンプ場、終末処理場については、一定の処理機能を確保できるよう安全性の強化を図る。

また、「下水道施設計画・設計指針と解説（(公社)日本下水道協会）」及び「下水道施設地震対策指針と解説（(公社)日本下水道協会）」、「下水道の耐震対策マニュアル（(公社)日本下水道協会）」の基準に従い、総合的に検討を行う。

イ 安全の確保

(ア) 体制面の強化

日頃からの整備の巡視、点検を行い安全の確保に努める。

(イ) 要員の確保

災害時に円滑に活動できるよう下記事項について定めておく。

- a 初動時の要員の確保
- b 非常招集方法
- c 応援要請方法
- d 広報体制等

(3) 上水道・下水道施設の応急復旧の連携

市は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における上下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても上下水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努める。また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努める。さらに、宅内配管について迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努める。

なお、上水道・下水道施設がともに被災した地域における早期かつ同時期の復旧対策を強化するため、平時から応急対策時期や対策方法について両施設の関係機関相互の連携を図り、人員の確保と広域的な業者斡旋体制の確保に努める。

3 電力施設の整備対策

電力供給事業者及び電気通信事業者は、雪害時における電力の供給を確保するため、電力施設の強化を図るとともに、平常時から電力設備の防護対策に努める。また、市は、県、電力供給事業者及び電気通信事業者により、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ実施される事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に協力する。

(1) 設備面の対策

電力供給事業者は、あらかじめ定められた計画により、施設、設備の整備、管理を行う。

(2) 保安の確保

ア 体制面の強化

(ア) 日頃から設備の巡視、点検を行い、保安の確保に努める。

(イ) 日頃から災害に備えて、応急復旧用資機材等の確保に努める。

(ウ) 日頃から災害に備えて、電力不足に対応するため、他電力事業者との電力融通体制を確立しておく。

イ 要員の確保

災害時に円滑に活動できるよう下記事項について定めておく。

- (ア) 初動時の要員の確保
- (イ) 非常招集方法
- (ウ) 応援要請方法
- (エ) 広報体制等

4 通信施設の整備対策

雪害時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策を迅速かつ的確に実施する上からも極めて重要であり、非常用電源の整備等による通信設備の防災対策、電信電話、専用通信、

放送等の安全な設置場所の確保などによる施設設備の安全性の確保及び耐火並びに多ルート化に努める。また、市は、県、電力供給事業者及び電気通信事業者により、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ実施される事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に協力する。

(1) 電信電話

電気通信事業者は、電気通信設備の維持のため、常に必要な要員及び資材の確保、点検整備を行う。

ア 社員の参集体制

雪害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、業務の運営及び応急復旧に必要な参集を円滑に行うため、下記事項について定めておく。

(ア) 初動時駆け付け要員の確保

(イ) 社員の非常招集方法

(ウ) 関係組織相互及び関連会社等の応援要請方法

イ 電気通信設備の点検・整備

雪害等に備え、次の設備、資機材の点検・整備を行う。

(ア) 電気通信設備の巡回、点検及び防護

(イ) 災害対策機器及び車両の点検・整備

(ウ) 応急復旧に必要な資材及び物資の点検確認並びに輸送手段の確認と手配

(エ) 災害時措置計画及び施設記録等の点検確認

ウ システムとしての信頼性向上

(ア) 通信設備の耐火、水防設計、施工及び建物等の防災措置による設備自体の強化を図る。

(イ) 主要な中継交換機の分散、主要な伝送路の多ルート構成若しくはループ構成に努める。

(2) 専用通信

無線を利用した専用通信は、防災関係機関の情報連絡手段として、極めて有効である。

特に、雪害時における通信手段としては、最も重要な役割を果たすことが期待されているところであり、各機関は、次の点に留意して専用線の確保に努める。

ア 耐火性の強化

局舎及び装置等について、耐火等の防災工事を実施する。

イ 伝送路の強化

(ア) 通信機能を確保するため、バックアップ回線の設定、多ルート化等を促進する。

(イ) 市民等への災害情報の伝達手段として、同報無線局の設置を促進する。

ウ 装置、機材の充実

予備電源、移動無線、可搬型無線等の資機材の充実整備を図り、有事に備える。

エ 定期的な点検の実施

施設、装置の定期的な点検を実施する。

オ 防災訓練等の実施

通信機能の重要性を考慮し、平素から関係者による防災訓練を実施し、通信機能の確保に努める。

(3) 非常通信

雪害が発生し、又は発生するおそれがある場合、有線通信を利用できない等の時に無線局の免許の条件に関わらず非常通信を実施することができる。

(4) Lアラート（災害情報共有システム）

市、県及び防災関係機関が連携して有効適切な防災活動を実施するには、その情報の伝達の手段として、各防災関係機関が開設するLアラート（災害情報共有システム）が果たす役割が重要であるため、次の措置を講じる。

ア Lアラート（災害情報共有システム）の活用

イ Lアラート（災害情報共有システム）の訓練への参加

(5) 放送

放送は、非常災害時における市民等への情報伝達手段として極めて有効であるので、雪害の発生等に際して、その機能を確保するため、次のような対策の推進に努める。

ア 送信所、演奏所の建物、構築物の耐火性の強化

イ 放送設備、特に放送主系統設備、受配電設備、非常用発電設備等の耐火対策

ウ 放送設備等重要な設備については、代替又は予備の設備の整備

エ 二次災害防止のための防火設備の整備

オ 建物、構築物、放送設備等の耐火性等についての定期点検

5 交通施設等の整備対策

大雪時においても、道路ネットワークを確保するため、地域の実情に応じて雪に強い道路の整備に努める。主要な鉄道、道路、港湾、空港等の基幹的な交通施設等については、代替路を確保するための道路ネットワークの整備を図るとともに、施設・機能の代替性の確保、各交通施設間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保、雪害に対する安全性の確保に努める。また、道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策を推進する。

6 一般廃棄物処理施設の整備対策

市は、一般廃棄物処理施設の雪害に対する安全性の確保を図るとともに、一般廃棄物処理施設の非常用自家発電設備等の整備や断水時における機器冷却水等の確保に努める。また、大規模災害時の電力供給や熱供給等への活用のため、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

第24節 防災資機材等の点検整備

1 基本方針

市及び防災関係機関においては、災害応急対策に必要な資機材を、雪害に際し、その機能を有効適切に発揮できるよう常時、点検整備する。

2 救助用備蓄物資の整備点検

災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づく救援物資及び日本赤十字社石川県支部(加賀市地区)で備蓄する救援物資については、品目、員数、梱包の整理点検による適正保存に努めるとともに、災害発生による備蓄物資の支給又は棄損したときの補充等、物資の確保に万全を図る。

3 その他資機材の整備点検

救援資機材を保有する機関及び応急復旧用資機材を備蓄する機関においては、適宜点検整備を行い、災害に備える。

第3章 雪害応急対策計画

災害の発生に伴う災害応急対策を迅速に適時・的確に行うためには、災害対策に優先順位をつけてタイミングよく実施しなければならない。また、災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は、被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的優先的に配分する。

この際、職員は当事者意識を持ち、被災地に寄り添った判断を適時適切に行うものとする。

なお、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

第1節 初動体制の確立

全課

1 基本方針

市長は、災害対策基本法第23条に基づき、雪害に係る応急対策の推進を図る必要があるときは、災害対策本部を設置し、その活動体制を確立する。また、市、県及び防災関係機関は、雪害に係る応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、国、地方公共団体、民間企業等からの円滑な支援を受けるための広域応援体制を確立する。

2 災害対策本部設置等に係る配備体制及び基準等

雪害に関する加賀市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）及び加賀市雪害対策本部（以下「雪害対策本部」という。）の設置等に係る配備体制及びその基準等（以下「配備体制及びその基準等」という。）は、次のとおりとする。

（注） 市道路雪害対策本部の設置基準は、本章「第10節 道路等の交通確保対策」参照

配備体制及びその基準等

配備体制	基準	参集対象職員
通常体制 情報収集、連絡活動を円滑に行える体制	・降雪、積雪により除雪対策本部長が道路交通に支障をきたすと判断したとき	・建設部担当職員 ・各部局の人員配備計画による職員
警戒体制(除雪対策本部) 雪害対策本部の設置に備える体制	・加賀市に大雪警報が発表されたとき ・市内に相当の積雪が予想され、除雪対策本部長が体制移行を決定したとき	・建設部担当職員 ・危機対策課職員 ・各部局の人員配備計画による職員
緊急体制 雪害対策本部 災害対策本部に準ずる体制	・雪害対策本部が設置されたとき ・市内に雪害が発生し、又は雪害の発生が予測され、その規模及び範囲等から雪害対策本部を設置して、その対策を要すると市長が認めたとき	・建設部担当職員 ・危機対策課職員 ・各部局の人員配備計画による職員 ・災害対策本部連絡員
災害体制 災害対策本部	・市内に大雪特別警報が発表されたとき ・市内に顕著な大雪に関する気象情報が発表されたとき ・市内に相当規模の雪害の発生が予測され、災害対策本部を設置してその対策を要すると市長が認めるとき ・市内に雪害が発生し、その規模及び範囲等から災害対策本部を設置してその対策を要すると市長が認めるとき ・市内に災害救助法による救助を適用する雪害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると市長が認めるとき	・原則として全職員。ただし、災害対策本部長（以下「本部長」という。）が、雪害の発生（予測を含む。）規模等から判断して、災害応急対策に必要な一定の範囲の参集対象職員を指定したときは、この限りではない。

3 通報連絡体制及び職員の参集

(1) 通報連絡体制

- ア 各部局（課・室）長及び出先機関の長は、あらかじめ職員の配備計画及び参集伝達システムを定め、所属の職員に周知徹底するとともに、このための所要の準備を日頃から整えておく。
- イ 各課長及び出先機関の長は、毎年度、新たに策定（変更を含む。）した職員の配備計画及び参集伝達システムを、年度初めに防災担当課長に報告する。

(2) 通報の方法

- ア 2の「配備体制及びその基準等」の定めによる参集対象職員は、携帯電話及び職員の参集伝達システム等により、確実に連絡を受けて登庁する。
- イ 放送機関（ラジオ、テレビ）の協力を得て、職員の参集を図る。

(3) 職員の参集

- ア 通常又は警戒体制（除雪対策本部）の場合
2の「配備体制及びその基準等」による通常又は警戒体制になったときは、建設部担当職員及び各部局からの人員配備計画による職員は、速やかに登庁する。
- イ 緊急体制（雪害対策本部）の場合
2の「配備体制及びその基準等」による緊急体制（雪害対策本部）となったときは、建設部職員及び参集対象職員並びに災害対策本部連絡員は、速やかに登庁する。

ウ 災害体制（災害対策本部）の場合

2の「配備体制及びその基準等」による災害体制（災害対策本部）となったときは、原則として全職員は直ちに登庁する。ただし、本部長が雪害の発生（予測を含む。）規模等から判断して、災害応急対策に必要な一定の範囲の参集対象職員を指定したときは、この限りではない。なお、登庁が不能の場合は、雪害予防計画第6節2（2）で定める市の機関に登庁する。

4 雪害対策本部

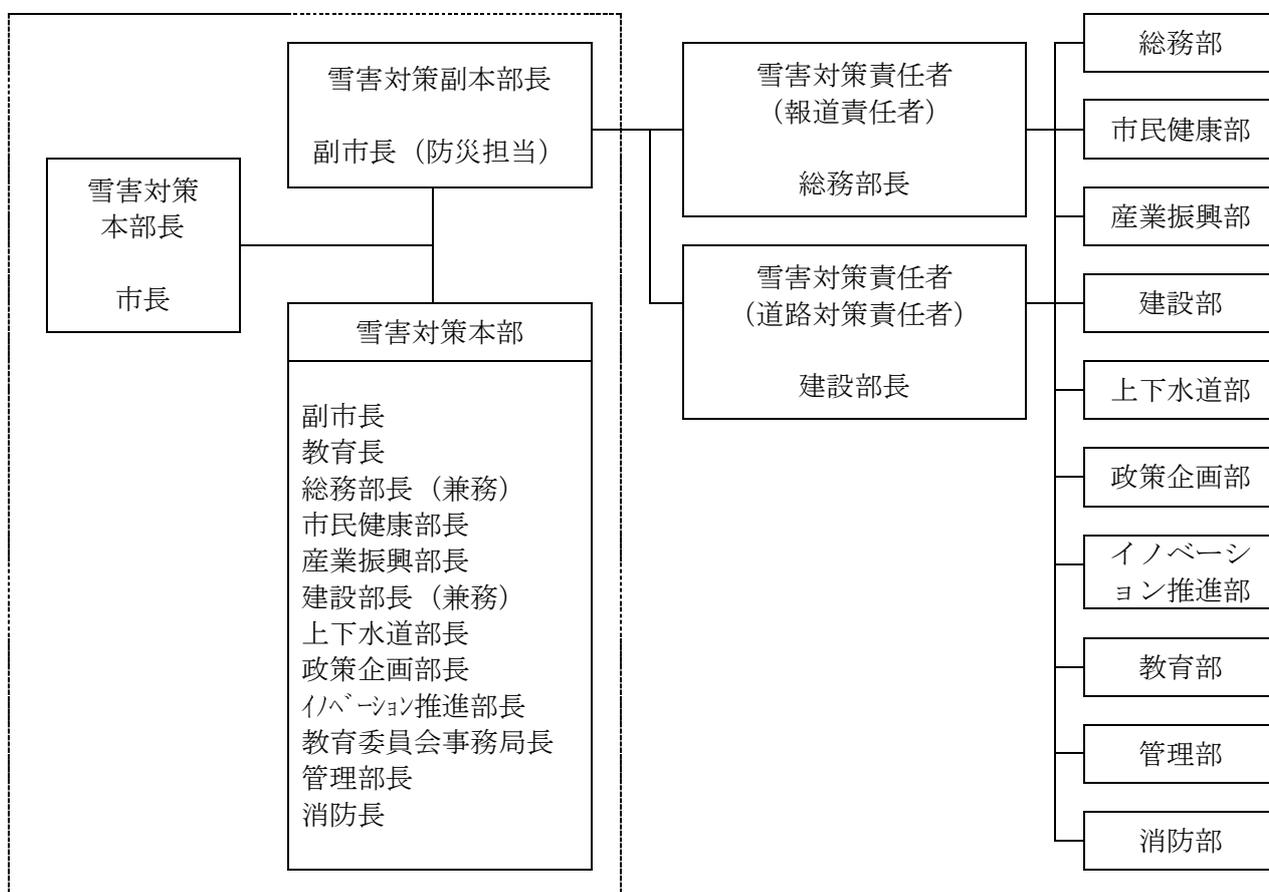
(1) 雪害対策本部の設置

市長は、2の「配備体制及びその基準等」に定める基準に基づき、雪害対策本部を原則として、本庁舎内に設置する。

(2) 雪害対策本部組織図

設置場所 会議室201 又は 会議室302

雪害対策本部員



(3) 雪害対策本部の職名、担当職及び所掌事務

職名	担当職	所掌事務
雪害対策本部長	市長	雪害対策本部を総括する。 災害対策本部員会議の事前招集
雪害対策副本部長	副市長（防災担当）	雪害対策本部長を補佐する。 また、雪害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 災害対策本部

(1) 災害対策本部の設置

- 市長は、2の「配備体制及びその基準等」に定める基準に基づき、災害対策本部を設置する。
- (2) 災害対策本部の組織等は、「加賀市災害対策本部条例（平成17年加賀市条例第159号）」及び「加賀市災害対策本部規程（平成17年訓令第1号）」の定めるところによる。
- (3) 災害対策本部は、市長を本部長として、市、教育委員会及び消防本部を含む構成とし、雪害に係る救助その他の災害応急対策活動を統括する。
- (4) 災害対策本部は、原則として市役所内（会議室201又は会議室302）に設置する。ただし、市役所庁舎での設置が困難な場合は、消防本部庁舎又はセミナーハウスあいらす内に設置する。
- (5) 救助その他の災害応急対策活動を円滑に実施するため、災害対策本部に所要の部を置き、災害対策本部の事務を分掌させる。
- (6) 災害対策本部の組織、編成
- ア 災害対策本部は、雪害対策に関する方針の協議及び事務連絡の機関として、本部長、災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）及び災害対策本部員（以下「本部員」という。）を構成員とする災害対策本部員会議（以下「本部員会議」という。）を設ける。
- イ 本部員会議は、必要の都度、本部長が招集する。
- ウ 災害対策本部には、部及び班を設け、部に部長を、班に班長を置く。
- エ 部長には本部員（各部局長）を充て、班長には各課の各課長を充てる。
- オ 本部員会議の庶務その他雪害対策についての各部、各班の連絡等に関する事項の処理にあたるため本部連絡員室（小会議室又は会議室304）を設置し、各部局は本部連絡員を、原則として本部連絡員室に勤務させる。また、部内各班の連絡を図るため、部内連絡員（各課係長）を置く。
- カ 災害対策本部の円滑な運営を図るため、災害の規模に応じて、本部事務局の人員増強を図るとともに、必要に応じて本部の運営を支援する班を設置する。
- キ 災害対策本部の編成は、次のとおりとする。

本部員会議		職名				
本部長		市長				
副本部長		副市長（防災担当）				
災害対策本部	本部員	総務部	副市長	各班	各班長	
			教育長			
			総務部長			
			議会事務局長			
		市民健康部	監査委員事務局長			課長
			会計管理者			
			市民健康部長			
			産業振興部長			
			建設部長			
			上下水道部長			
			政策企画部長			
			イノベーション推進部長			
			教育委員会事務局長			
			管理部長			
消防長						
現地災害対策本部						

(7) 災害対策本部の所掌事務

災害対策本部は、雪害対策の推進に関して、総合的かつ一元的体制を確立するとともに、災害対策基本法第16条に基づく加賀市防災会議と緊密な連絡のもと、次に定める所掌事務を実施する。なお、各部、各班の組織及び事務分担は、加賀市災害対策本部規程の定めるところによる。

本部の所掌事務

- 災害情報の取りまとめに関すること。
- 災害による被害状況の調査及び災害報告の取りまとめに関すること。
- 災害時における通信の確保に関すること。
- 災害状況の市内外に対する広報に関すること。
- 被災地に対する救援隊の派遣計画に関すること。
- 災害時における医療救護・健康管理活動等に関すること。
- 国や他県等からの支援を受けるための受援計画に関すること。
- 水防その他災害の緊急防御対策に関すること。
- 災害時における緊急輸送道路の確保状況の広報に関すること。
- 災害時における車両、船舶等交通手段の確保に関すること。
- 災害時における治安の確保に関すること。
- 災害の応急復旧対策に関すること。
- その他災害対策に関して、市長が特に必要と認めた事項

6 現地災害対策本部

(1) 現地災害対策本部の設置

本部長は、被災地域及び雪害の状況等に応じて、現地災害対策本部を設置する。

なお、市長が必要と認めた場合は県と情報の共有化を図るため、県の現地災害対策本部との合同会議等を開催するなど機動的な運用を図る。

(2) 現地災害対策本部の組織、編成

ア 現地災害対策本部には、現地災害対策本部長（以下「現地本部長」という。）及び現地災害対策本部員（以下「現地本部員」という。）を構成員とする現地災害対策本部員会議（以下「現地本部員会議」という。）を設ける。

イ 現地災害対策本部には、部及び班を設け、部に現地本部員を長とする部長を、班に班長を置く。

ウ 部及び班の事務分担及び出先機関等については、加賀市災害対策本部条例の定めによる。

エ 市内に現地災害対策本部を複数設置することとなったときは、現地本部長、現地本部員は、本部長がその都度指名する。

7 災害対策本部等設置の表示等

(1) 災害対策本部及び現地災害対策本部を設置した場合

ア 直ちにその表示を行い、県、防災関係機関及び報道機関等に通報し、市民等に周知する。

イ 各部署に対しては、口頭及びメール又はファクシミリで速やかに伝達する。

(2) 廃止した場合も、(1) ア、イに準じて行う。

8 意思決定手続

(1) 本部長（市長）に事故ある場合における職務の代理順位は、次のとおりとする。

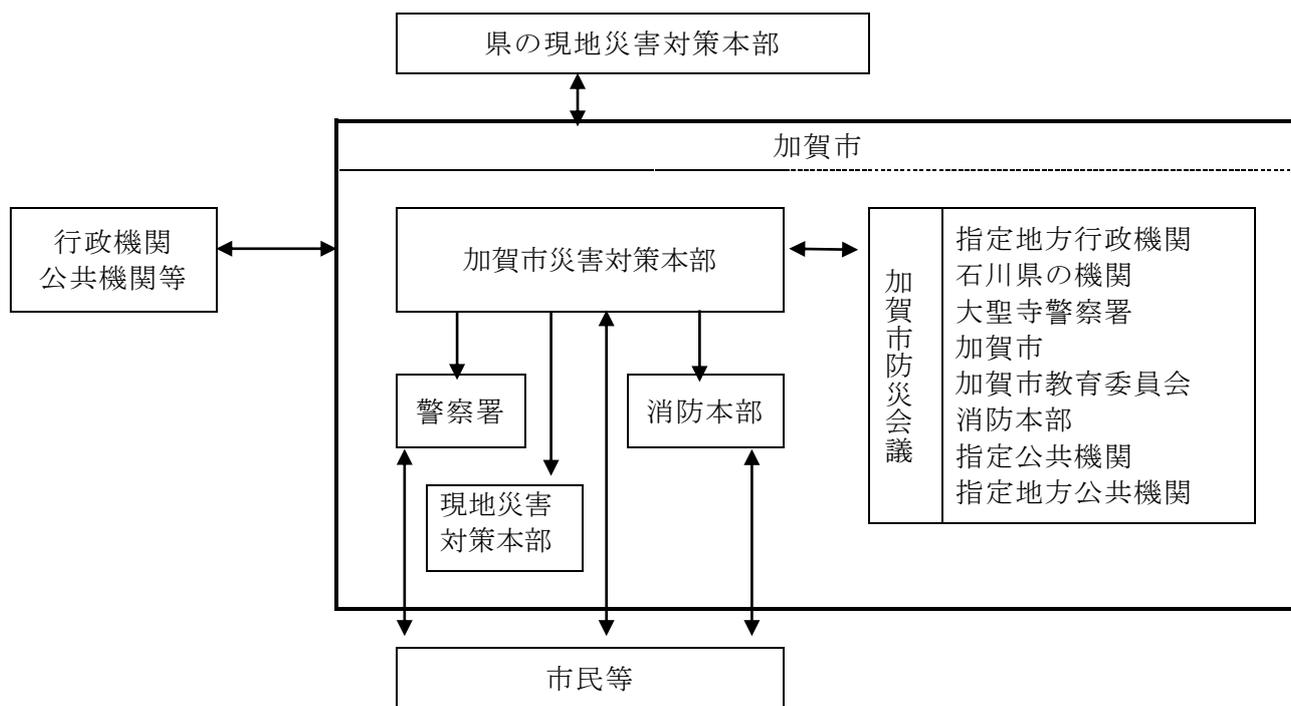
代理順位	職名
第1位	副本部長（防災担当副市長）
第2位	本部員（副市長）
第3位	本部員（総務部長）

(2) 本部員及び現地本部員並びに班長に事故ある場合の代理は、加賀市事務執行規則（平成17年規則第6号）第13条（代決）の規定を準用する。

9 災害応急対策の総合調整

(1) 総合調整

- ア 市は、県が現地災害対策本部を設置した場合、相互に連絡調整を図りつつ、応急対策を円滑に実施する。また、国が現地において連絡会議及び調整会議を開催した場合、応急措置状況や被災市町を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等と共有する。
- イ 加賀市防災会議は、市が災害対策本部を設置した場合、必要に応じて市役所庁舎内に加賀市防災会議連絡員室を設置し、関係機関相互間の連絡調整の円滑化を図る。また、加賀市防災会議の各委員は、その所属機関から職員を派遣し、必要に応じて加賀市防災会議連絡員室（小会議室又は会議室304）にこれを駐在させる。
- ウ 市は、必要に応じて災害対策本部員会議に防災関係機関の参加を求め、迅速な初動対応等に必要な調整及び連携強化を図る。
- エ 総合調整の系統



(2) その他の対策会議等の設置

- ア 災害対策本部等の設置にいたらない規模の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、常時又は随時関係機関相互の連絡調整を図るため、災害の形態に応じて必要な対策会議等を設置することができる。
 なお、対策会議等を設置したときは、速やかに加賀市防災会議に連絡する。
- イ 災害対策本部等が設置されたときは、災害の形態に応じて設置した対策会議等は、災害対策本部等に吸収される。

10 受援体制の確立

市は、災害時において、国、県、地方公共団体、民間企業等からの円滑な支援を受けるため、受援体制を確立する。

(1) 市長の応援要請（知事又は他の市町長に対する応援要請）

市長は、当該市の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、知事又は他の市町長に対し、次の事項を明らかにし、応急措置の実施を要請する。

- ア 災害の状況
- イ 応援を要請する理由
- ウ 応援を要請する区域及び範囲又は内容
- エ 応援を必要とする期間
- オ その他必要な事項

要請事項

- 物資等の提供及び斡旋並びに人員の派遣
 - ・ 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材の提供及び斡旋
 - ・ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供及び斡旋
 - ・ 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供及び斡旋
 - ・ 救護及び応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣
- 避難場所等の相互使用、緊急輸送路の共同警戒等被災県市の境界付近における必要な措置
- 被災者の一時収容のための施設の提供
- 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(2) 自衛隊の災害派遣要請

市長は、県を通じ雪害に際して、人命及び財産を保護するため必要と認めるときは、本章第12節「自衛隊の災害派遣」に基づき、自衛隊の災害派遣を要請する。

(3) 消防の応援要請

消防活動については、石川県消防広域応援協定（平成3年8月1日）により、相互応援を行う。市内の消防力のみでは対処できない場合、市長は県を通じて知事に次の派遣を要請する。

ア 消防組織法（昭和22年法律第226号）第44条に基づく、緊急消防援助隊等の派遣要請

イ 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（昭和61年5月30日消防庁次長通知）」に基づく、他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣要請

(4) 各種団体に対する応援要請

市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるとき、応援協定等に基づき、各種団体に対して、応援を要請する。（協定書、連絡先：資料編参照）

(5) 職員の派遣の要請等

ア 職員の派遣の要請

災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第29条に基づき、市長は指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。また、市長は、必要に応じ、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17に基づき、他の市町長に対し、職員の派遣を要請する。特に、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討する。

なお、要請に当たっては、次の事項を明らかにする。

(ア) 派遣を要請する理由

(イ) 派遣を要請する職員の職種別人員

(ウ) 派遣を必要とする期間

(エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

(オ) その他職員の派遣について必要な事項

イ 職員の派遣のあつせん

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、知事に対し、次の事項を明らかにし、指定地方行政機関又は他の地方公共団体の職員の派遣のあつせんに求める。

(ア) 派遣のあつせんに求める理由

(イ) 派遣のあつせんに求める職員の職種別人員

(ウ) 派遣を必要とする期間

(エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

(オ) その他職員の派遣のあつせんについて必要な事項

(6) 受け入れ体制の確立

市長は、派遣職員等の受入れと効率的な派遣業務の遂行を図るため、次の措置を講じる。

ア 派遣職員等との現地連絡責任者を定める。

イ 派遣職員等の宿舎を提供する。

ウ 派遣職員等と派遣機関との連絡に関して便宜を与える。

11 広域応援協力体制の確立

市は、大規模な災害等が発生し、県下市町又は他の都道府県等が被災した場合には、速やかに必要な応援体制を確立する。

なお、職員を派遣する場合は、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

- (1) 市長は、県下市町はもとより、広域応援県市、又は他の被災都道府県等に対し、速やかに広域応援協力が図れるよう次の措置を講じる。

ア 災害救援対策本部等の設置

市長は、必要に応じて、災害救援対策本部を設置するとともに、災害情報の収集に努め、派遣経路の確認と輸送手段を検討して、応援部隊の規模等を決定する。また、災害救援対策本部は、応援部隊の派遣に係る支援や資材の調達を行う。

イ 応援部隊の編成

応援要請の内容に基づき、応援部隊を編成する。

なお、他市町村への応援部隊の編成に当たっては、次の点を考慮する。

- 応援部隊には、応援を要請した市町村との連絡調整及び応援部隊各班の指揮連絡のための総括責任者を置く
- 応援部隊の業務の円滑化を図るため、庶務班（担当者）を設ける。
- 応援部隊は、応援業務によって概ね次の班を編成する。
 - ・ 救護班（救護活動について応援する。病院の医師、看護師を中心に編成）
 - ・ 防疫班（防疫活動について応援する。保健福祉センター等の技師を中心に編成）
 - ・ 復旧班（被災地における復旧作業を応援する。建設部の技師を中心に編成）
 - ・ 技術指導班（復旧作業の技術指導をする。各分野の専門職を中心に編成）
 - ・ 輸送班（応援部隊の被災地の輸送や救援物資の輸送について応援する。技能労務職員を中心に編成）

ウ 被災地の状況把握

職員は、被災市町に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努める。

- (2) 市長は、他の市町村から応援を求められた場合は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。

災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動する。

12 職員等の安否確認及び勤務ローテーションの確立と健康管理

(1) 職員や家族の安否確認

自宅又は自分がいる地域で相当規模の災害が発生した場合には、原則として本人が所属の課へ報告し、人事課に情報を集約する。報告事項は、本人、家族及び家屋の被災状況とする。また、勤務中の発災時には、早期に、状況に応じて職員を交代で帰宅させ、家族等の安否や被害状況の確認をさせるとともに、周辺の被災状況を調査し報告させる。

(2) 勤務ローテーションの確立と健康管理

職員の応急対策に従事する期間が長期にわたるときは、参集計画に沿った勤務ローテーションを確立し、職員を適宜交代させるなどして心身の健康管理に万全を期す。

第2節 事前措置及び応急措置

1 基本方針

雪害が発生し、又は発生するおそれがあり、事前措置及び応急措置を実施するため、緊急の必要があると認めるときは、施設、土地、家屋又は物資を管理し、使用し、収用し、若しくは応急措置業務に従事させる等の措置を講じる。

2 市長の事前措置

市長は、災害が発生するおそれがあるときは、法令又は市地域防災計画の定めるところにより、次の措置をとる。

(1) 出動命令等（災害対策基本法第58条）

ア 消防機関及び消防団に対する出動準備又は出動命令

イ 市内の災害応急対策責任者に対する応急措置の実施に必要な準備の要請又は求め（警察官の出動を求める場合は、大聖寺警察署長を経て警察本部長に対して行う。）

(2) 事前措置等（災害対策基本法第59条）

災害が発生した場合において、その災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対する災害の拡大を防止するために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置の指示

(3) 避難の指示

本章第13節「避難誘導等」に定める。

(4) 災害対策基本法第63条第2項に定める市長の委託を受けて市長の職権を行う市の職員については、あらかじめ定めておき関係機関に連絡しておく。

3 市長の応急措置等

(1) 応急措置（災害対策基本法第62条）

市長は、市の地域に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置をすみやかに実施するとともに、必要があると認めるときは、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等、応急措置実施の責任を有する者に対し、応急措置の実施を要請する。

(2) 警戒区域の設定等（災害対策基本法第63条、消防法第23条の2、第28条、第36条、水防法（昭和24年法律第193号）第21条、道路交通法（昭和35年法律第45号）第6条第4項）

(3) 工作物等の使用、収用等（災害対策基本法第64条第1項、同法施行令第24条）

(4) 工作物の除去、保管等（災害対策基本法第64条、同法施行令第25条から第27条まで）

(5) 従事命令等（災害対策基本法第65条）

ア 市長は、災害発生し、又は発生しようとしている場合において、緊急に必要があると認めるときは、市の区域内の市民等又は応急措置を実施すべき現場にある者を、応急措置の業務に従事させることができる。

イ 従事命令及び協力命令は、次に掲げるところにより執行する。

命令区分	命令対象の作業	根拠法令	執行者
従事命令	消防作業	消防法第29条第5項	消防吏員又は消防団員
	水防作業	水防法第24条	水防管理者、水防団長又は消防本部の長
従事命令	災害救助作業 (災害救助法適用救助)	災害救助法第7条	知事
協力命令		災害救助法第8条	
従事命令	災害応急対策作業 (災害救助法が適用された場合を除く。)	災害対策基本法第71条	知事
協力命令			

市は、市長又は警察官が、業務従事命令及び警戒区域の設定のため区域内の市民等又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合に、当該業務に従事した者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害の補償をする。

4 市の委員会並びに委員の応急措置

地域防災計画には、市の委員会又は委員等の応急措置に関して、次の事項を定めておく。

市の委員会又は委員、市の区域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者その他法令の規定により応急措置の実施の責任を有する者は、市の地域に係る災害時は、地域防災計画の定めるところにより、市長の所轄の下にその所掌事務若しくは所掌事務に係る応急措置を実施し、又は市長の実施する応急措置に協力しなければならない（災害対策基本法第62条第2項）。

5 警察官、海上保安官又は部隊等の自衛官の応急措置

(1) 警戒区域の設定

警察官、海上保安官又は部隊等の自衛官が災害対策基本法第63条第2項又は第3項の規定に基づき市内に警戒区域の設定を行った場合は、直ちに当該地域を管轄する市長に通知される。警察官、海上保安官又は部隊等の自衛官が前記の措置をとったときは、当該措置の事後処理は当該地域を管轄する市長が行う。

(2) 応急公用負担

警察官、海上保安官又は部隊等の自衛官が災害対策基本法第64条第7項若しくは第8項又は同法第65条第2項若しくは第3項に基づき応急公用負担、工作物等の除去その他必要な措置をとったときは、直ちにその旨が市長に通知される。

6 被害の発生及び拡大防止体制

(1) 第1段階（当事者体制）

災害時において、その被害の拡大を防止し、又は被害の発生の防ぎよするために必要な措置は、それぞれ災害応急対策責任者が、その機能をあげて所要の措置を講じる。

このために、市はその消防機関、水防団その他市町の機関の災害時出動体制等についてあらかじめ定め、また、指定公共機関又は指定地方公共機関等は、その業務に係る災害に関して保安要員等の出動体制を定めるなど万全の体制を整えておく。

(2) 第2段階（相互応援体制）

被害の発生又は拡大の防止に当たり、被害の規模が大きく第1段階たる当事者体制のみによっては所期の目的を達しがたい場合は、災害応急対策責任者は、災害対策基本法第67条（他の市町村長等に対する応援の要求）又は第80条（指定公共機関等の応急措置）の規定により応援を求めて、被害の発生及び拡大の防止を図る。

(3) 第3段階（災害派遣体制）

災害の規模が拡大し、人命又は財産の保護のために必要があると認める場合には、自衛隊に対し部隊等の派遣の要請を知事に要求する。

第3節 雪に関する防災気象情報

危機対策課、土木課、消防総務課、
警防課、消防署

1 基本方針

気象庁は、災害の予防、交通の安全確保、産業の興隆等、公共の福祉の増進に寄与するため、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき、降雪等に関する気象注意報、警報及び予報等を発表する。

2 注意報・警報の対象区域

	市町名
石川県	金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、川北町、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町
	沿岸の海域（海岸線から20海里（約37km）以内の水域

（注）大雪などの警報が発表された場合、テレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

市町をまとめた地域の名称

加賀北部・・・	金沢市、かほく市、津幡町、内灘町
加賀南部・・・	小松市、加賀市、白山市、能美市、野々市市、川北町
能登北部・・・	輪島市、珠洲市、穴水町、能登町
能登南部・・・	七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町

3 雪に関する特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準

（1）特別警報・警報・注意報

金沢地方気象台は、大雪や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」を、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」を、または、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」を県内の市町ごとに発表する。

なお、大雪などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい時に発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい時に発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警報	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

注意報	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあると発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあると発表される。

気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合

(注) 発表に当たっては、積雪量、低気圧の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をします。

各地の50年に一度の積雪深と既往最深積雪深一覧(令和6年11月1日現在)

(注1) 「※」が付いている地点は、現在積雪深の観測を行っていないもので、50年に一度の値は「-」としている。

(注2) データ不足のため、50年に一度の値が算出できない地点は、値を「-」としている。

(注3) 「*」が付いている地点は、積雪深ゼロの年もあり、50年に一度の値の信頼性が低いため、参考値として扱う。

(注4) 50年に一度の値は過去の観測データから推定した値。

(注5) 大雪特別警報は、府県程度の広がり度50年に一度の値となる現象を対象。

個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

府県予報区	地点名	50年に一度の積雪深(cm)	既往最深積雪深(cm)
		更新値	更新値
石川県	輪島	85	110
	金沢	133	181
	珠洲	136	159
	七尾	87	74
	金沢	136	181
	白山河内	260	308
	加賀菅谷	227	246

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/tokubetsu-keiho/kizyun-kishou.html>

加賀市 警報等の発表基準一覧表

発表官署	金沢地方気象台	
府県予報区	石川県	
一次細分区域	加賀	
二次細分区域	加賀南部	
警報	大雨	加賀市で別表の基準に到達することが予想される場合
	洪水	加賀市で別表の基準に到達することが予想される場合
	暴風（平均風速）	陸上 20m/s、海上 25m/s
	暴風雪（平均風速）	陸上 20m/s、海上 25m/s 雪を伴う
	大雪	平地 12 時間降雪の深さ 30cm 山地 12 時間降雪の深さ 55cm
	波浪（有義波高）	5. 0 m
	高潮	加賀市で別表の基準に到達することが予想される場合
注意報	大雨	加賀市で別表の基準に到達することが予想される場合
	洪水	加賀市で別表の基準に到達することが予想される場合
	強風（平均風速）	陸上 12m/s※、海上 15m/s
	風雪（平均風速）	陸上 12m/s※、海上 15m/s 雪を伴う
	大雪	平地 12 時間降雪の深さ 20cm 山地 12 時間降雪の深さ 35cm
	波浪（有義波高）	3. 0 m
	高潮	加賀市で別表の基準に到達することが予想される場合
	雷	落雷等により被害が予想される場合
	融雪	①積雪地域の日平均気温が 13° C 以上 ②積雪地域の日平均気温が 10° C 以上、かつ日降水量が 20mm 以上
	濃霧（視程）	陸上 100m、海上 500m
	乾燥	最小湿度が 4 0 %で、実効湿度が 6 5 %
	なだれ	①24 時間降雪の深さが 50cm 以上あって気温の変化の大きい場合（昇温） ②積雪が 100cm 以上あって金沢地方気象台の日平均気温 5° C 以上、又は昇温率（+3° C/日）が大きいとき （ただし、0° C 以上）
	低温	夏期：最低気温 17° C 以下が 2 日以上継続 冬期：最低気温 -4° C 以下
	霜	早霜・晩霜期に最低気温 3° C 以下
着氷、着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合	
記録的短時間大雨情報 （1 時間雨量）	1 0 0 mm	

※ 金沢地方気象台の観測値は、15m/s を目安とする。

- (注 1) 発表基準に記載した数値は、石川県における過去の災害頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害を予想する際の目安である。
- (注 2) 注意報、警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報、警報に切り替えられる。
- (注 3) 風に関する基準については、金沢、輪島の両気象官署とも観測機器が高所に設置してあるため、官署における値は、これとは別に設定している。
- (注 4) 平地は、標高 100m 未満、山地は、標高 100m 以上の地域を示す。

4 降雪予報

金沢地方気象台は、降雪に対する防災効果を上げるため、県内を対象にした「降雪量予想」を発表する（石川県降雪量予想 <https://www.data.jma.go.jp/kanazawa/shosai/yukiyosou.html>）。

(1) 発表期間

12月1日～3月31日

ただし、この期間以外でも積雪となるような降雪が予想される場合には臨時に発表する。

(2) 発表時刻と予想項目

発表時刻	予想項目	単位
6時	当日6時～当日18時の12時間降雪量(平均値、最大値)	c m
	当日18時～翌日6時の12時間降雪量(平均値、最大値)	
16時	当日18時～翌日6時の12時間降雪量(平均値、最大値)	
	翌日6時～翌日18時の12時間降雪量(平均値、最大値)	

(注) 降雪量予想の修正発表は行わないため、警報、注意報、気象情報が発表された場合には、警報、注意報、気象情報の予想を優先する。

(3) 地域細分

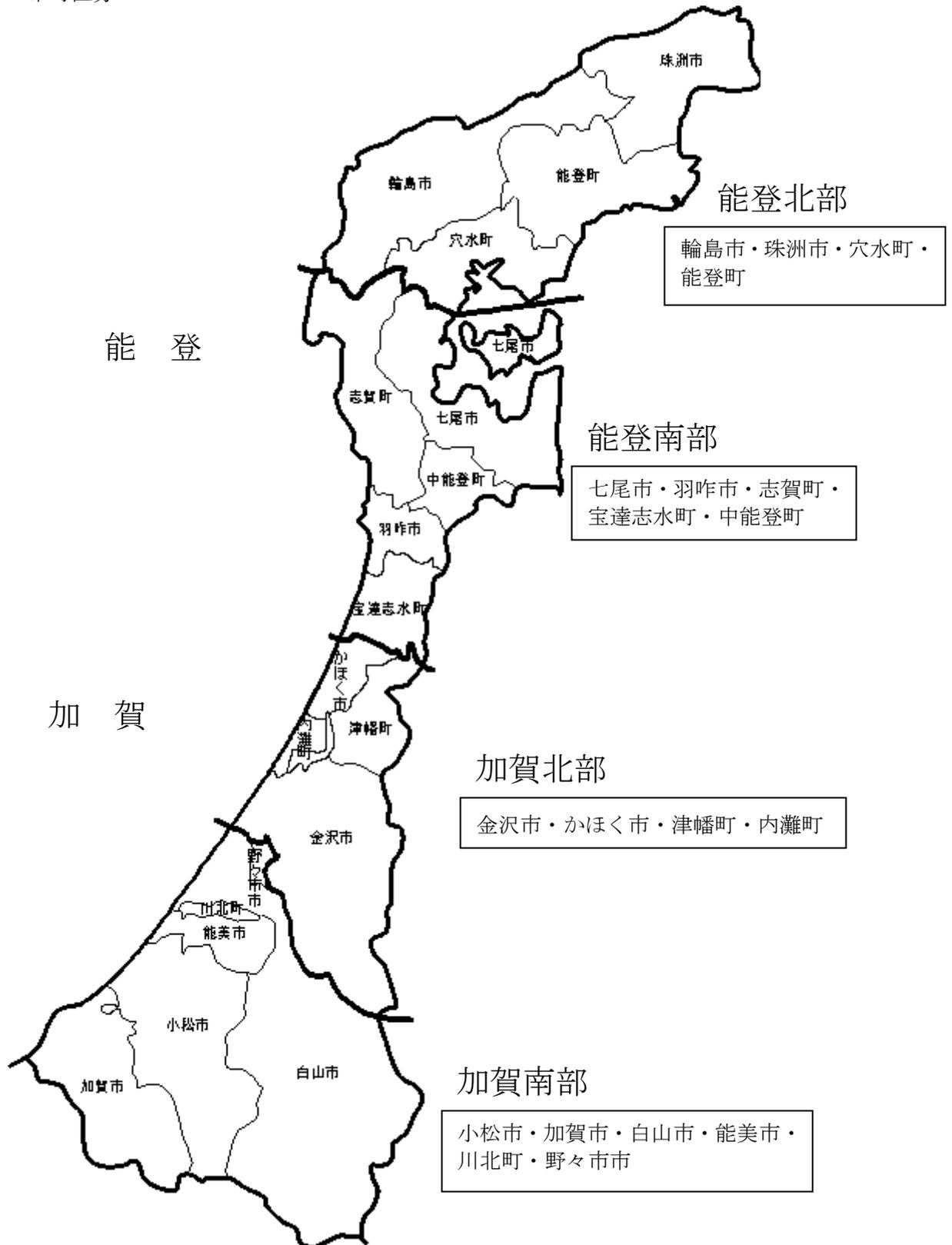
一次細分区域	市町村等をまとめた区域	地域区分
能登	能登北部	平地、山地
	能登南部	平地、山地
加賀	加賀北部	平地、山地
	加賀南部	平地、山地、山地(標高500m以上)

(注) 平地は標高100m未満、山地は標高100m以上としている。ただし、加賀南部は山地を標高500m未満と標高500m以上に分けている。

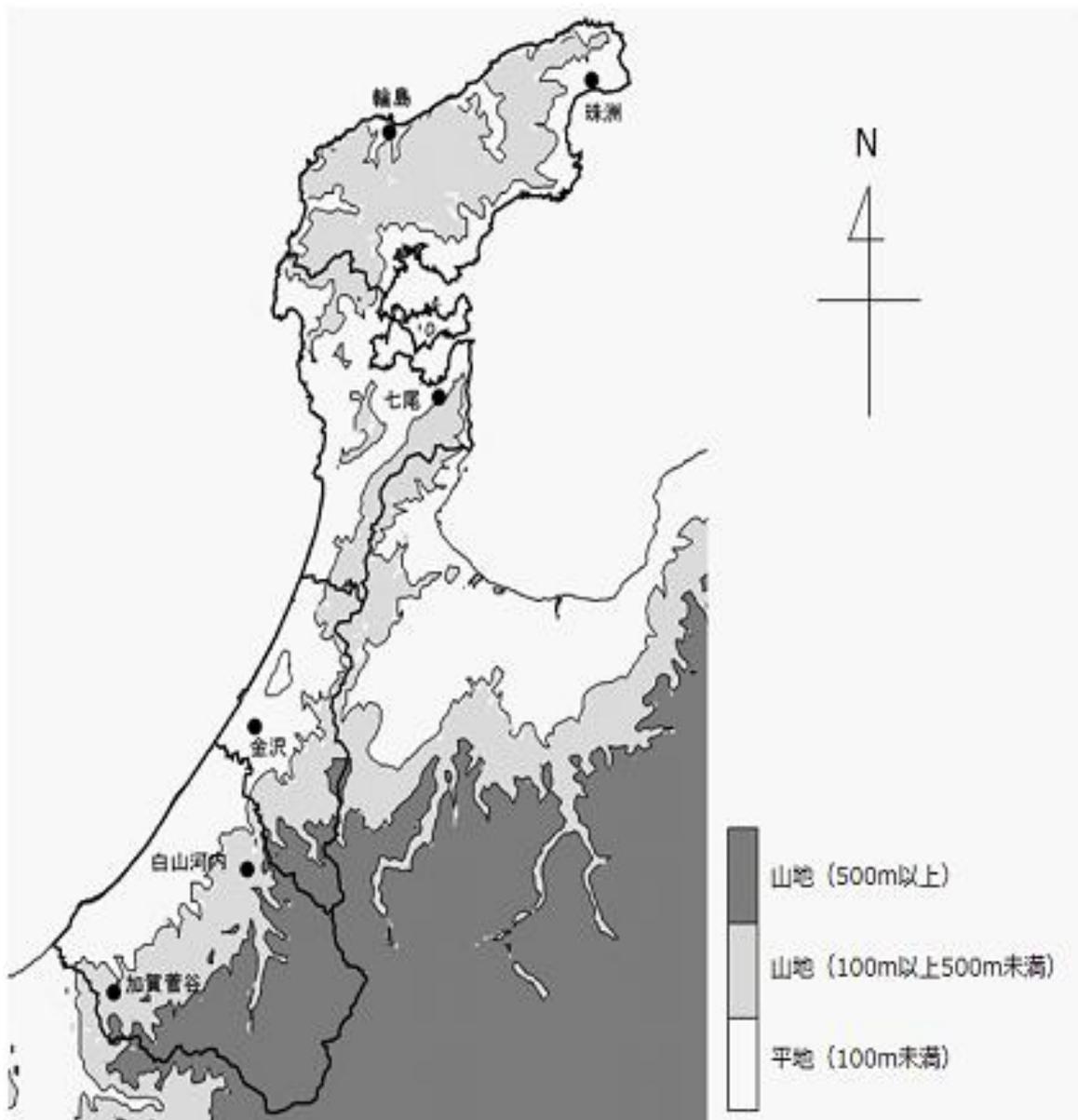
(注) 山地のうち山岳部など人が通常立ち入らない地域は予想の対象外とする。

(4) 地域区分地図 (市町区分)

ア 市町区分



イ 標高区分



(5) 降雪・積雪観測所（金沢地方気象台）

観測所		所在地	観測所の 標高(m)
種別	観測所名		
気象官署	金沢	金沢市西念	6
特別地域気象観測所	輪島	輪島市鳳至町畠田	5
地域気象観測所	珠洲	珠洲市正院町正院	4
	七尾	七尾市万行町43の部	58
	白山河内	白山市河内町福岡	136
	加賀中津原	加賀市山中温泉中津原町	65

5 天気分布予報（降雪量）

(1) 実施期間：12月1日～翌年の3月31日

(2) 発表時刻：05時、11時、17時

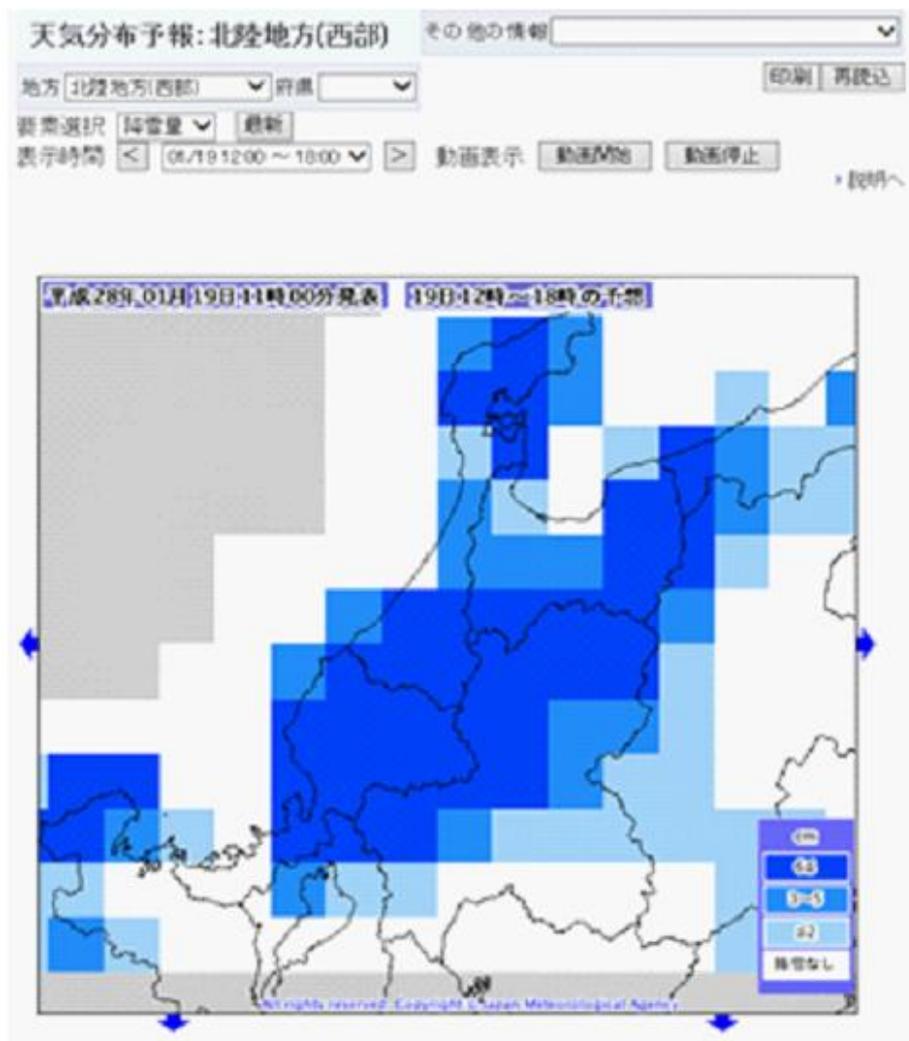
(3) 予報期間：翌日24時間まで

(4) 予報形式：5km格子の分布予報

(5) 予報表現：格子内の平均3時間降雪量を「降雪量なし」、「1～2cm」、「3～5cm」、「6cm以上」の4階級で表示

(6) 対象地域：北陸地方（西部）

天気分布予報（降雪量）の例



第4節 災害予警報の伝達体制

1 基本方針

市は、県、報道機関等と相互に協力し、雪害に関する予警報等の伝達徹底に努め、必要がある場合には、雪害時における放送要請に関する協定（以下「放送協定」という。）に基づき県が放送機関に災害予警報の伝達を要請する。

2 市長、その他の機関が発する警告等の放送

市、その他の機関が発する災害に対処するための通知、要請、警告については、必要があると認めるときは、原則として県を通じて放送機関に要請し、放送機関は、速やかに放送を行うよう協力する。

3 災害応急対策責任者の体制整備

災害応急対策責任者は、災害予防等の発受伝達が迅速かつ正確になされるよう、その機関内における体制を整備する。

4 非常時における予警報の伝達方策

(1) 雪害のため通常の警報等の伝達系統によりがたい場合における市への警報等の伝達については、北陸地方非常通信協議会及び石川県非常通信協議会の協力により、県防災行政無線を中枢とし、中継局を得、市役所最寄りの無線局に非常通信により伝達する。

この場合における中継局、受信局の選定については、停電時の連絡を考慮して予備電源を有する同一免許人所属の無線局による直接通信可能な常用通信系統を優先して選定する。

(2) 災害応急対策責任者は、トランジスターラジオ等を常備し、非常災害時にあつては、常に受信体制を整え警報等を積極的に受信し、必要な措置を講じる。

第5節 災害予警報別の伝達

1 基本方針

雪に関する警報等については、伝達系統・手段等の周知徹底を図るとともに、それぞれの伝達体制に基づき、迅速かつ的確に情報伝達する。

2 気象警報等の伝達

金沢地方気象台等から、別図の「気象警報等各種伝達系統図」により、関係機関に速やかに伝達される。

- (1) 金沢地方気象台により、警報等を発表され、又は解除した場合は、気象情報伝送処理システムや防災情報提供システムにより関係機関に伝達される。

なお、異常災害時に平常時の加入電話又は気象情報伝送処理システムや防災情報提供システムが途絶した場合の気象警報等の伝達は、緊急連絡用衛星電話を活用して行う。

- (2) 県により、石川県総合防災情報システム、ファクシミリ通信網等により速やかに関係機関及び市町へ伝達される。

- (3) 市は、地域防災計画に定めるところにより、防災行政無線（戸別受信機を含む。）等を使用し、直ちに市民等及び関係機関へ周知する。

なお、大雪、暴風雪等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに市民等に伝達する。

- (4) 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社により、一般通信に優先し、市へ電話回線を使用して略号により警報が伝達される。

警報の種類及び略号並びに警報解除の種類及び略号

警報の種類	同略号	警報解除の種類	同略号
暴風雪警報	ボウフウセツ	暴風雪警報解除	ボウフウセツカイジョ
大雪警報	オオユキ	大雪警報解除	オオユキカイジョ

- (5) 放送機関により、ラジオにあつては番組間を利用し、又は緊急の場合は番組を中断し、テレビにあつては字幕等により放送され、公衆に周知するための協力が行われる。

- (6) その他の機関により、それぞれの災害担当業務に応じた所要の機関等に周知、伝達される。

3 気象注意報等の伝達

- (1) 金沢地方気象台が発表、切替又は解除した注意報及び情報の伝達は、気象警報等の伝達体制に準ずる。ただし、西日本電信電話株式会社の行う市への伝達は行わない。

- (2) 県が行う市への伝達については、災害状況等により、伝達すべき注意報及び情報の取捨選択をすることができるものとし、解除については、原則として行わない。

4 市長、その他の機関が行う警告等の伝達

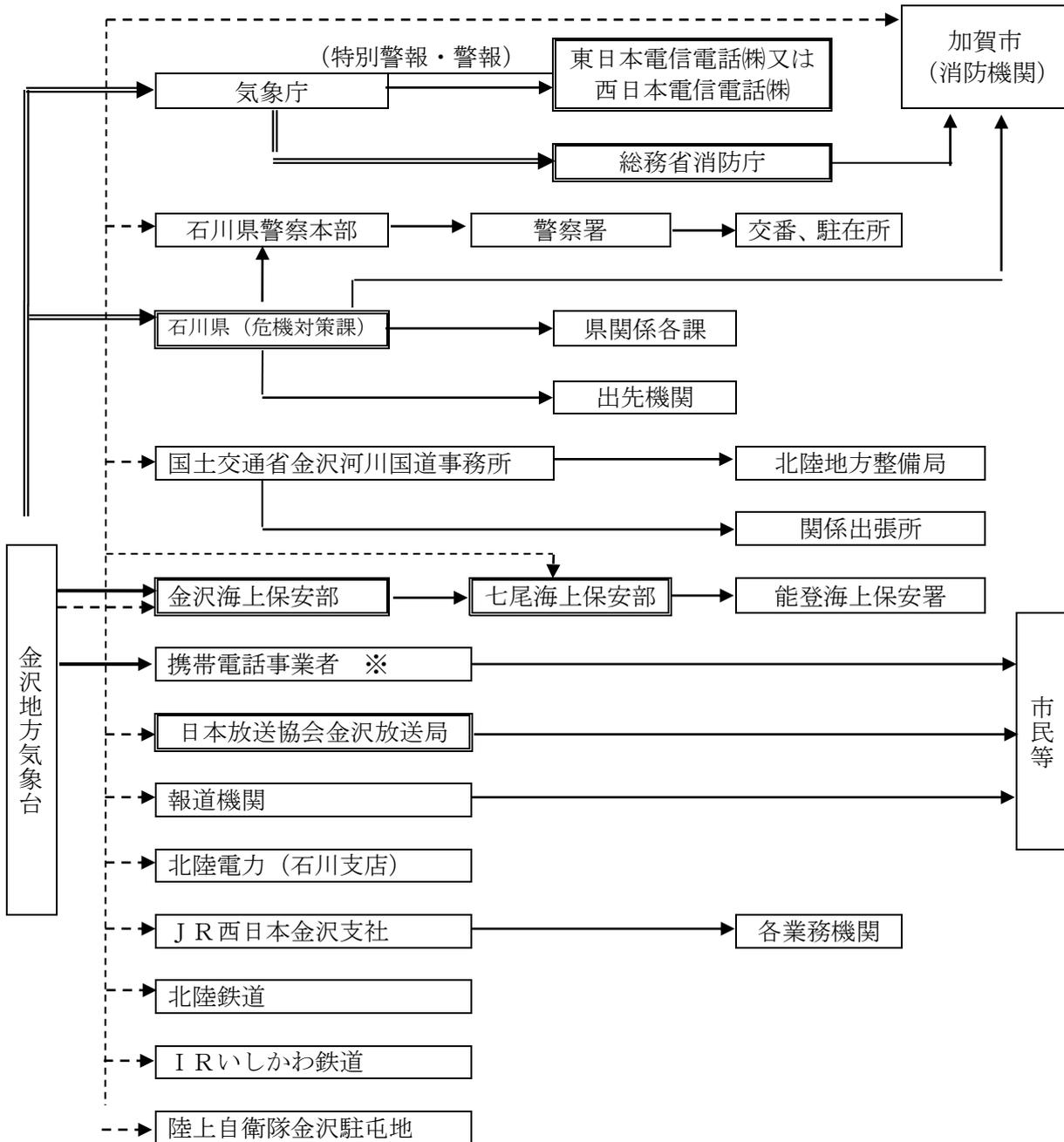
- (1) 気象警報等により予想される雪害に対処するため、知事が発する通知又は要請のうち市長及び市を通じての関係機関への伝達は、気象警報の伝達体制に準ずることができる。また、関係機関へ直接伝達するものについては、一般の通信施設等による。

- (2) 市長が予測される雪害に対処するため発する警告の伝達体制は、地域防災計画に定めるところによる。市長が発する警告について必要がある場合は、県を通じて放送機関に放送を要請する。

- (3) 道路管理者は、降雪予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制に関する情報を発表する。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、通行規制に関する情報を広報する。

◇気象警報等各種伝達系統について◇

別図 金沢地方気象台が発表する気象警報等伝達系統図



(凡例)

- ====> 気象情報伝送処理システム
- - - -> 防災情報提供システム(インターネット) (注)
- > 防災情報提供システム(専用線)
- > 各機関伝達手段

(注) インターネットを活用した防災情報提供システム。気象庁が石川県、市町等に提供する補助的な伝達手段である。

(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先

※ 緊急速報メールは、気象等(大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪)に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

1 基本方針

市は、雪害における迅速かつ適切な応急対策を実施するため、人的被害の軽減に重点をおき、防災関係機関と相互に緊密な連携のもとに正確かつ迅速な被害情報の収集と伝達活動を行うとともに、これらの情報の共有を図る。

2 情報収集体制及び伝達系統の確立

(1) 被害規模に関する概括的情報の収集、伝達

ア 被害規模に関する概括的情報

市は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、地盤災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含めて、把握できた範囲から直ちに県に報告する。
 なお、県への報告が困難となった状況の場合は、直ちに消防庁へ報告する。

イ 119番通報に係る被害状況の情報

市は、119番通報に係る被害状況の情報を把握し、直ちに消防庁及び県に報告する。

(2) 災害情報収集に係る各機関の実施事項等

ア 市

(ア) 市長は、管内の災害情報、被害報告及び応急措置の実施状況を危機対策課又は県の出先機関に報告する。

(イ) 市長は、上記報告の概要を関係機関に連絡する。

(ウ) 市は、本庁と現地災害対策本部など被災地区との連携を緊密にし、情報の共有を図る。

イ 警察

(ア) 警察署長は、市長、知事その他の関係機関と緊密に連携して、災害活動上必要な災害に関する情報を収集する。

(イ) 収集した災害情報及び警察関係施設被害については、上級機関に報告するとともに、必要により関係機関に連絡する。

(ウ) 被害情報収集及び被害報告に関する業務の処理は、警察署においては警備課が行う。

ウ 関係機関等の協力関係

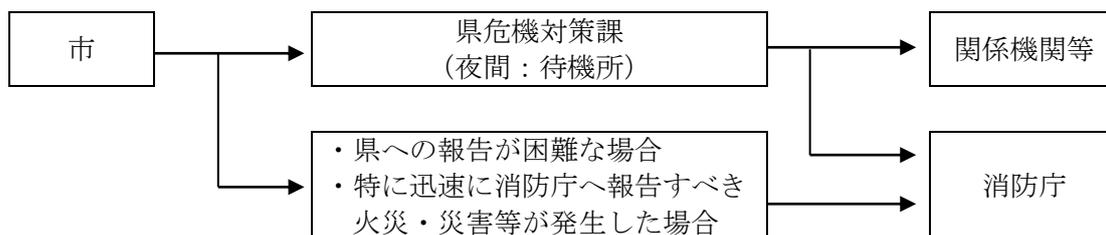
市、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、登録被災者援護協力団体並びに防災上重要な施設の管理者は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、相互で連絡する手段や体制を確保し、被害状況の調査及び報告に当たって緊密に連絡を取ることで、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うなどにより、情報共有を図るように努める。

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、市は、所管する道路のほか、通信サービス、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県に連絡する。また、市は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

電気事業者等は、それぞれが所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。

エ 情報収集伝達体制

市は、災害情報、被害状況等を次の体制で報告し、必要に応じ、県から消防庁及び関係機関等に連絡する。



(3) 航空機等による被害状況の把握

市は、画像情報システム、インターネット、無人航空機等により被害状況の把握に努める。

(4) 安否情報の収集等

ア 市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

イ 市は、武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム等を活用し、安否情報の収集等を行う。

ウ 県により、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市と連携の上、安否不明者の氏名等が公表され、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みが行われる。

(5) 異常現象発見者の通報義務

雪害が発生するおそれのある次のような異常現象を発見した者は、市長、消防本部、警察官、海上保安官のうちいずれかに速やかに通報する。

この場合において、市長及び消防本部がこれを受けた場合は県へ、警察官及び海上保安官がこれを受けた場合は市長を経由して県へ速やかに通報する。

県から、必要に応じて金沢地方気象台その他の関係機関へ通報される。

ア 異常な自然現象

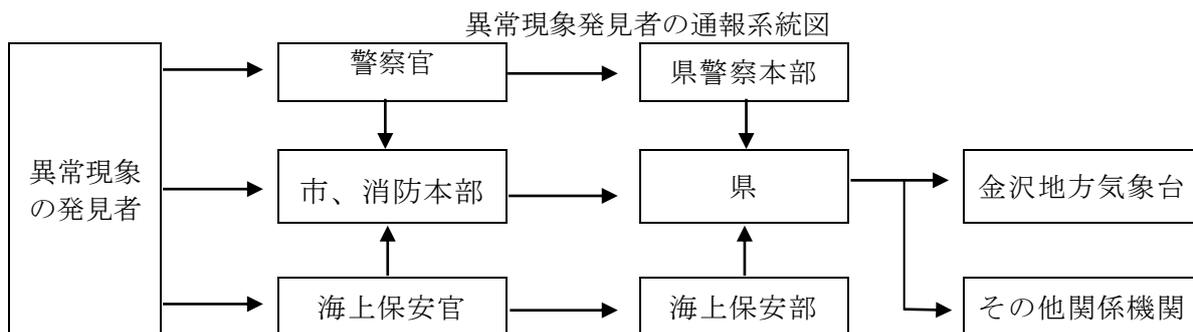
(ア) 大きな災害となるおそれがあるなだれ等

(イ) 異常な突風、たつまき、強いひょうがあったとき

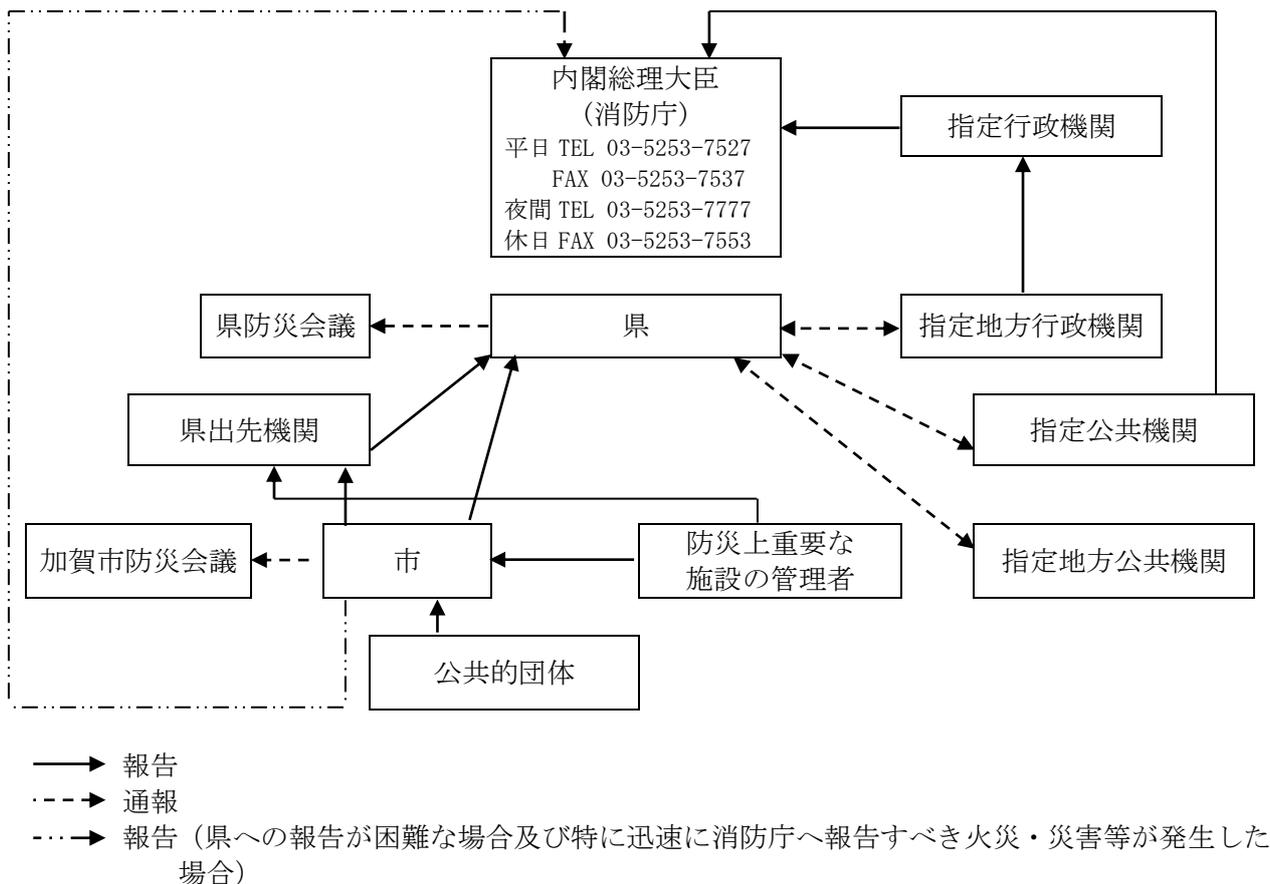
イ その他の現象

(ア) 陸上及び水上における大量の流出油

(イ) 火災、その他異常と思われるもの



(6) 防災関係機関相互における災害情報連絡系統図



3 収集すべき情報

市（教育委員会を含む。）及び消防本部が行う被害状況等の報告については、被害規模に関する概括的情報のほか、次により報告する。

(1) 被害報告等の基準

- 災害救助法の適用基準に合致するもの
- 市が災害対策本部を設置したもの
- 雪害が2市町以上にまたがるもので、1の市町における被害は軽微であっても、全県的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- 雪害による被害に対して国又は県の特別の財政援助を要するもの
- 雪害による被害が当初は軽微であっても、上記4項目の要件に該当する雪害に発展するおそれがあるもの
- 人的被害又は住家被害のあったもの
- その他雪害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの、又は県より報告の要請のあったもの

(2) 報告の要領

ア 被害報告は、降積雪の規模などによって短時間に正確な事項別の被害状況を把握することが困難な場合があり、かつ全体の被害状況が判明してからの報告では、国や県における災害状況の把握が遅れ、応急対策に支障をきたすので、市は、雪害が発生した場合は、

(ア) 直ちに被害規模に関する概括的情報と雪害の状況を報告する。

(イ) 順次災害対策本部の設置状況など、雪害に対してとられた措置を報告する。

イ 被害程度の事項別の報告は、最終報告を除き、原則として電話、ファクシミリ等で行うが、緊急を要するもの又は特に指示のある場合を除き、1日1回以上行う。

ウ 被害報告は、雪害の経過に応じて把握した事項から逐次行うが、特に死傷者、住家被害を優先する。

エ 特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。

オ 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は都道府県に連絡する。

- (3) 速報及び被害状況等の報告様式
資料編参照

1 基本方針

市及び防災関係機関は、雪害時において応急対策に必要な指示、命令、報告等の災害情報の迅速かつ的確な収集、伝達を行うため、通信施設の適切な利用を図る。

また、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブル・CATVケーブルの地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平時からの連携体制の構築等による防災対策の推進を図る。特に、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星ネットワークについて、一体的な整備を図る。

2 通信手段の利用方法等

雪害時における通信等の方法は、通信網の被害状況等により、おおむね次の方法のうち実情に即した順位で行う。

なお、通信設備の優先利用等については、あらかじめ協議をしておく。

(1) 電話による通話

ア 市は、災害時における緊急通信のため、NTT西日本北陸支店等と災害時優先電話について協議し、決定しておく。

イ 災害発生等により緊急に通信連絡の必要がある場合は、アにより決定された災害時優先電話を用いて行う。

なお、電話交換手扱いで緊急に通信連絡の必要がある場合は、(局番なし102番)に「非常扱いの通話」であることを告げ、その理由及び相手方電話番号を申し出る。

ウ 市が承認を受けた非常緊急通話優先取扱い電話番号は、災害時優先電話一覧表(資料編参照)による。

(2) 非常通信

ア 専用通信施設の利用

市及び防災関係機関は、電気通信事業用設備の利用が不可能となり、かつ、通信が緊急を要する場合は、災害対策基本法第57条及び第79条、災害救助法第28条、水防法第27条、消防組織法第41条の規定により、他の機関が設備する有線電気通信設備又は無線通信設備を利用することができる。

通信施設が優先利用できる機関及び優先利用する者は、次の協定及び北陸地方非常通信協議会を構成する石川県に所在する機関とする。

(ア) 通信設備の優先利用等に関する協定

協定者		協定締結日
加賀市	石川県警察本部	平成17年11月1日(再締結)
加賀市	北陸電力(株)石川支店	昭和39年11月1日

(イ) 北陸地方非常無線通信協議会を構成する加賀市に所在する機関名

通信設備設置機関	申込み窓口	優先利用する者
県(防災行政無線、水防無線)	県(危機対策課、県事務所、河川課ダム管理G、土木総合事務所、ダム管理事務所等)	知事 市長 指定行政機関の長 指定地方行政機関の長
	市等当該通信設備設置機関	
石川県警察本部	石川県警察本部、各警察署	地方公共団体
消防	各消防本部	水防管理者
北陸銀行	各支店	水防団長
北國銀行	本店	消防機関の長

イ 利用できる各種無線局の通信系統

非常通信は、原則としてすべての無線局について利用できるが、その事業形態、設備内容等

- 災害時の運用を考慮して、対象無線局を、
- (ア) 公共機関であること。
- (イ) できればあて先までの通常通信系ルートを設定していること。
- (ウ) 停電時でも運用できる非常用予備電源を有すること等の条件に適合するものを第1次的に利用する。

ウ 利用上の注意事項

- (ア) 非常通信は、災害時における重要通信の疎通の確保を図るために、緊急止むを得ないと認められるものについて、電波法(昭和25年法律第131号)第52条に基づき優先的に利用できる。
- (イ) 非常通信は、NTT西日本等の電話回線が被害を受け使用できなくなったり、通信が混んで利用することが非常に困難になった場合に利用する。
- (ウ) 非常通信の内容は、次のとおりである。

- 人命の救助に関する通報
- 災害の予警報に関する通報
- 秩序の維持のため必要な緊急措置に関する通報
- 遭難者救援に関する通報(日本赤十字社の本社及び支社相互間に発受するものを含む。)
- 電信電話回線の復旧のため緊急を要する通報
- 鉄道路線の復旧、道路の修理、罹災者の輸送、救援物資の緊急輸送等のために必要な通報
- 災害時の救援に関し、次の機関相互間に発受する緊急な通報
 - ・ 石川県防災会議会長及び市町防災会議会長
 - ・ 石川県災害対策本部長及び市町災害対策本部長
- 電力設備の修理復旧に関する通報
- その他の通報

- (エ) 通信文は、非常通報用紙に次の順序で記入する。

- 宛先の住所、氏名(職名)及び電話番号
- 本文は、簡潔明瞭に記入し、末尾に発信人名
- 通報用紙がない場合は、冒頭に、「非常」と必ず記入するとともに、通報文の後ろに発信人の住所、氏名(職名)及び電話番号を記入

(3) Lアラート(災害情報共有システム)の活用

市は、防災関係機関と相互に緊密な連携を図り、有事即応の通信体制の確保に努める。

(4) 孤立防止用無線の活用

災害応急対策機関は、NTT西日本が設置している孤立防止用無線の活用を努める。

(5) 移動無線車、移動電源車、衛星無線車載局、衛星無線可搬局、衛星携帯電話等の活用

市は、通信が途絶又は途絶の恐れがあるとき、被害状況を把握するため、地域の状況により、県及び防災関係機関に対し、移動無線車、移動電源車、衛星無線車載局、衛星無線可搬局及び衛星携帯電話等の現地への配備又は貸出を申請し、被害状況の報告及び県本部からの通報事項等に関する通信連絡の確保に努める。

(6) 消防用主運用波無線の活用

市は、消防本部と緊密な連携を図り、消防用主運用波無線の活用を努める。

(7) 消防用統制波無線の活用

県域を越えて消防活動の応援を受ける場合は、応援消防隊の迅速かつ適正な活動に資するため、消防用統制波により、県外消防機関と緊密な連携に努める。

3 通信設備の応急復旧

通信障害発生時の早期復旧を図るため、平時から体制整備を検討する。災害により防災行政無線等が途絶した場合、応急復旧を最優先とし、通信手段の確保に努める。

(1) 市

市は、雪害により防災行政無線等の通信が途絶したときは、早急な応急復旧を最優先に行い、通信の確保に努める。また、必要に応じて、北陸総合通信局に対し災害対策用移動通信機及び災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。

(2) 通信事業者

電気通信事業者は、重要通信の確保及び通信の途絶を解消するため、市災害対策本部を中心とする防災関係機関等の通信の回復を最優先とし、次により応急復旧に努める。

ア 非常用衛星通信装置及び応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。

イ 交換機被災局には、非常移動電話局装置を使用し、応急復旧を図る。

ウ 電力設備被災局には、移動電源車又は大型可搬型電源装置を使用し、応急復旧を図る。

エ 幹線電送路の被災については、非常用伝送装置等による復旧を図る。

第8節 県消防防災ヘリコプターの活用等

危機対策課、消防総務課、
警防課、消防署

1 基本方針

雪害時においては、道路の通行が困難となることが予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策については、消防防災ヘリコプターを広域的かつ機動的に活用する。

2 消防防災ヘリコプターの活動内容

消防防災ヘリコプターは、次に掲げる活動で、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航する。

(1) 災害応急対策活動

- 被害状況等の調査及び情報収集活動
- 雪害に関する情報、警報等の伝達及び広報活動
- 救援物資、人員等の搬送

(2) 救助活動

- 捜索又は救助活動
- 陸上から接近できない被災者の救助活動

(3) 救急活動

- 遠距離の救急患者搬送
- 傷病者発生場所への医師等の搬送、医薬品等の輸送

(4) 火災防ぎょ活動

- 被害状況等の調査及び情報収集活動
- 消防職員、消防資機材等の搬送

(5) その他総括管理者（危機管理監）が必要と認める活動

3 運航基準

消防防災ヘリコプターは、「石川県消防防災ヘリコプター運航管理要綱（平成9年4月23日）」及び「石川県消防防災ヘリコプター緊急運航要領（平成9年4月23日）」の定めるところにより運航される。運航の基本要件は、同要領に定める「運航基準」に基づいて公共性、緊急性、非代替性を満たす場合である。

4 支援要請

市長又は消防長から知事に対する消防防災ヘリコプターの支援要請は、「石川県消防防災ヘリコプター支援協定（平成26年4月1日）」の定めるところによる。

(1) 支援要請の要件

市長又は消防長は、災害時で、次の各号のいずれかに該当する場合は、県に対して支援要請し応援を求める。

- 災害が隣接する市町等の区域に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- 市の消防力による災害の防御又は災害情報の収集が著しく困難と認められる場合
- その他救急搬送等の緊急性があり、かつ、ヘリコプター以外に適切な手段がなく、ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

(2) 要請方法

市長又は消防長から知事（石川県消防防災航空隊）に対する要請は、電話等により次の事項を明らかにして行うとともに、すみやかにファクシミリにより消防防災航空隊緊急出動要請書を提

出する。

- | |
|-------------------------------|
| ○ 災害の種別 |
| ○ 災害発生の日時、場所及び被害の状況 |
| ○ 災害発生現場の気象状態 |
| ○ 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制 |
| ○ 災害現場の市側の最高指揮者の職名及び氏名並びに連絡方法 |
| ○ 支援に要する資機材の品目及び数量 |
| ○ その他必要な事項 |

(3) 要請先

石川県危機管理監室消防保安課航空消防防災グループ	
TEL	0761-24-8930
FAX	0761-24-8931

5 防災関係機関のヘリコプターとの連携

防災関係機関のヘリコプターについては、その性能、機能、職務等によって本来的な活動内容の違いがある。

なお、相互の連携のため次の協定等がある。

(1) 石川県航空防災対策連絡会基本的合意事項

救難、救助等の災害時における連絡体制、現場空域の運用及び協力体制

協定者		協定締結日	TEL	FAX
石川県	石川県警察本部 (航空隊)	H10. 3. 31	076-238-9444 夜076-225-0110 (内線3812)	076-238-9444
	航空自衛隊第6航空団 (防衛部)		0761-22-2101 (内線231) 夜(内線204)	0761-22-2101 (内線651, 657)
	航空自衛隊小松救難隊		0761-22-2101 (内線215, 216) 夜(内線218)	0761-22-2101 (内線654)
	第九管区海上保安本部 (新潟航空基地)		025-273-8118	025-279-2288

(2) 消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定

協定者		協定締結日	TEL	FAX
石川県	富山県	H9. 7. 1	076-495-3060	076-495-3066
	福井県		0776-51-6945	0776-51-6947

(3) 石川県・岐阜県航空消防防災相互応援協定

協定者		協定締結日	TEL	FAX
石川県	岐阜県	H20. 10. 14	058-375-3772	058-385-3774

1 基本方針

雪害時の混乱した事態に、民心の安定、秩序の回復を図るため、市民等に雪害の状況、道路除雪等の災害応急対策の実施状況等を迅速かつ的確に周知できるよう、市及び防災関係機関は、緊急事態用の広報計画を作成し、広報活動を展開する。

市は、防災関係機関と、災害時に正確な情報が迅速かつ的確に伝達されるよう、平時から連携方法を整理した上で、災害に関する情報の発信内容の検討や設備・機器使用の習熟を図り、災害を想定した広報活動訓練を実施する。訓練時期は関係機関で調整の上、実施する。

2 広報機関

(1) 警戒配備態勢前までの場合

警戒配備体制に至らない雪害についての情報の収集及び広報は、加賀市防災会議事務局（危機対策課）が原則として行う。

(2) 警戒配備体制、雪害対策本部設置の場合

警戒配備体制、雪害対策本部設置時には、総務部が協力して被害状況その他の雪害情報を収集し、広報活動を行う。

(3) 災害対策本部設置の場合

ア 災害対策本部設置時には、危機対策課が被害状況その他の雪害情報を収集し、その広報は、企画課が行う。

イ 災害対策本部に報道機関専門の広報担当幹部を配置し、迅速かつ的確に広報活動を展開する。

3 広報の内容

災害時における情報発信に際しては、現在の状況だけでなく、今後の見通しや予測される展開についても併せて提供することで、住民の適切な判断と行動を促進する。また、通信が途絶した場合の情報発信における代替手段をあらかじめ検討しておく。

(1) 災害発生直後の広報

- 被害状況及びその他の雪害情報
- 基幹道路の渋滞情報及び交通規制、除雪状況など災害応急対策活動状況
- 鉄道、バス、航空機の運行状況
- 凍結・積雪時における注意事項
- 避難の必要の有無、避難所、避難行動、避難誘導等
- 車両使用の自粛等の交通規制に対する協力要請

(2) 被災者に対する広報

- 市地域内における雪害の発生等被害状況の概要
- 避難所の開設状況、飲料水・食料・物資等の配給状況等
- 医療機関の診療状況
- 電気等ライフラインの復旧状況
- スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の復旧状況
- 道路、交通機関、金融機関等の復旧状況
- 安否情報の提供、各種の相談等に対する対応
- 被災者生活支援に関する情報
- 犯罪情勢及び予防対策
- 被災事業者向けの情報

(3) 支援者に対する広報

- ボランティアの募集に関する情報
- 義援金・寄付金の募集に関する情報
- 観光や消費活動を通じた支援等に関する情報

(4) 主催行事の延期等

雪害発生時には、市等が主催する行事を可能な限り、延期又は中止し、その内容を市民等に周知する。

4 広報手段等

(1) 情報伝達及び放送、報道要請

市長は、情報伝達に当たっては、ホームページ、市公式LINE、SNS、掲示板、広報誌、広報車によるほか、県を通じて放送事業者、新聞社、コミュニティFM局等の報道機関の協力を得る。雪害の規模が大きく、又は長期間にわたる場合は、報道責任者を定め、定期的に報道資料の提供を行う。また、災害対策本部員会議を公開するなど迅速的確な情報提供に努める。

(2) 各種情報提供

市は、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、広く報道機関や情報関連会社等の協力を得て、迅速に的確な情報を提供する。また、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行う、家族や支援団体からの伝達を呼び掛けるなど、適切に情報提供がなされる。

なお、市は、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者や観光客に対する情報提供にも努める。

ア テレビ、ラジオ、新聞等

(ア) 県提供番組枠による雪害関係情報の提供

(イ) 放送機関との協定に基づく放送要請

(ウ) 報道機関への発表・情報提供

イ 防災メール、市公式LINE、インターネットなどの活用

ウ 携帯電話の活用

エ 紙媒体の活用（チラシの張り出し、配布）

オ 臨時広報誌の発行

カ 相談窓口による情報提供

キ 臨時災害FM局の活用

ク Lアラート（災害情報共有システム）の活用

ケ 広報車の活用

5 被災地域の相談・要望等の対応

市及び防災関係機関は、臨時相談窓口を設置して相談に応じる等の広聴活動を展開し、被災地市民等の動向と相談、苦情及び要望等の把握に努め、対策を講じる。また、その対策を積極的に広報する。

6 安否情報の提供等

市は、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

7 ライフライン情報の提供等

- (1) 電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。また、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。
- (2) 市、ライフライン事業者は、市民等からの問い合わせ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておく。

1 基本方針

降積雪、凍結、なだれ等により交通に障害を生じた場合、道路、公共交通機関等を確保することにより、市民生活、社会経済活動の安定のため、市、県、国及び関係機関は応急復旧活動を実施する。また、短時間に強い降雪が見込まれる場合等においては、道路管理者相互の連携の下、迅速・適切に対応するよう努める。

2 道路の除雪

(1) 市管理道路の確保

市が管理する道路の冬期間における道路交通の確保は、毎年12月上旬から翌年3月31日までの間、除雪対策本部（本部長：建設部長）を設置し、「道路除雪計画及び雪害対策計画」に基づき実施する。

異常降雪となり、雪害が発生し、又は雪害の発生が予想される場合、市長は、除雪対策本部を雪害対策本部（本部長：市長、副本部長：副市長）に移行し、除雪体制を強化する。

ア 除雪体制

毎年12月上旬から3月31日までの間、除雪対策本部を設置して、降雪・積雪・凍結等気象状況及び交通状況に応じ、通常・警戒・緊急・災害の4ランクに分け体制をとる。

除雪体制	降積雪の状況	備考
通常体制	・ 積雪深が10cm～15cmに達し、10cm以上の降雪が予想される場合、除雪対策本部長（建設部長）が道路交通に支障をきたすと判断したとき	除雪対策本部
警戒体制	・ 加賀市に大雪警報が発表されたとき ・ 相当の積雪（積雪深30cm～40cmに達する。）が予想され除雪対策本部長が体制の移行を決定したとき	
緊急体制	・ 県下に大雪特別警報が発表されたとき、又は異常降雪（積雪深が県が定める地域警戒積雪深に達する。）が予想され、雪害が発生し、又は雪害の発生が予想され、市長が体制移行を決定したとき	雪害対策本部設置
災害体制	・ 相当規模の雪害が発生し、又は雪害の発生が予想され、市長が体制移行を決定したとき	災害対策本部設置

イ 除雪目標

除雪目標は、2車線以上の車道幅員を常時確保する。ただし、警戒体制・非常体制時の異常降雪により2車線確保が困難となった場合は、降雪後概ね5日以内に2車線以上の確保を目標とする。

ウ 除雪作業

- (ア) 出遅れない、迅速かつ効率的な除雪作業を行う。また、その体制を確立する。
- (イ) 異常降雪・地吹雪等により安全で円滑な交通の確保が困難な場合は、通行禁止又は通行規制等を適切に実施する。
- (ウ) 集中的な降雪等により一時的に除雪機械が不足する場合は、工区間の相互応援を行う。また、さらに不足する場合は、予備機械の手配又は民間機械の借り上げ等を弾力的に行う。
- (エ) 消融雪施設は、降雪期前に点検整備を行う。また、使用期間中においても故障の発生を未然に防ぐため、定期的に維持・管理を行う。
- (オ) 交差点除雪については、事前に関係機関と担当範囲・除雪方法を調整し問題や苦情が出ないように努める。また、排雪・屋根雪等の処理については、地元町内会等と十分に調整を行い、協力体制を整備すること。

(カ) 他の道路管理者・交通管理者と情報連絡を密にするとともに、関係機関の実施する除雪会議には、積極的に参加して情報交換を図る。

(キ) 沿道の市民等から除雪に対する協力を得るため、PRを積極的に行う。

(2) 県管理道路の確保

県が管理する道路の冬期間における道路交通の確保は、毎年11月1日から翌年3月31日までの間、道路除雪対策本部（本部長：土木部長）及び除雪実施部（実施部長：土木総合事務所長又は土木事務所長）が設置され、「冬期交通確保計画書」に基づき実施される。

県内の指定観測点のうち半数以上が警戒積雪深に達するおそれがある場合、知事により、北陸地方整備局長と協議して、道路除雪対策本部を道路雪害対策本部（本部長：知事、副本部長：土木部長）に体制強化が図られる。

(注) 指定観測点とは、積雪地域において交通の確保すべき路線網における積雪を代表する地点として国が指定したもの。

指定観測点の警戒積雪深

観測点名	観測機関名	警戒積雪深
小松	南加賀土木総合事務所	60cm
金沢	金沢地方气象台	80cm
七尾	七尾地域気象観測所	70cm
輪島	特別地域気象観測所	40cm

ア 除雪体制

除雪体制	降積雪の状況	備考
平常体制	積雪深が5～10cmに達したとき、又は実施部長（土木事務所長）が道路交通に支障をきたすと判断したとき	道路除雪対策本部
注意体制	大雪注意報が発表されたとき	
準警戒体制	大雪警報が発表されたとき、又は各土木事務所の観測点で地域警戒積雪深を超え、かつ体制の強化が必要と判断されたとき、又は降積雪の状況から道路除雪対策本部長（土木部長）と実施部長（土木事務所長）が協議して体制移行を決定したとき	
警戒体制	県内の指定観測点のうち半数以上が警戒積雪深に達する恐れがあり、知事が北陸地方整備局長と協議して移行を決定したとき	道路雪害対策本部設置
緊急体制	県下に大雪特別警報が発表されたとき、又は県内の指定観測点の大部分が警戒積雪深を大幅に超え、知事が北陸地方整備局長と協議して移行を決定したとき	

(注) 地域警戒積雪深とは、局地的な大雪となった場合、準警戒体制に移行するため県独自で定めた積雪深

県地域警戒積雪深

観測機関名	観測点名	地域警戒積雪深
南加賀土木総合事務所 大聖寺土木事務所	片山津	50cm
	山中	80cm

イ 除雪目標

除雪目標は、車両交通量、物資の輸送、民生の安定、その他交通確保の重要度を勘案し、次の区分による。

区分	除雪目標	日交通量等のおよその標準
重点除雪路線	常時2車線以上の幅員確保を原則とする。	(雪みちネットワーク路線) ・第1次緊急輸送道路 ・自動車専用道路の代替道路 ・地域において主要な交通を担う幹線道路 ・緊急告示病院及び消防署へのアクセス道路 ・主要な交通結節点へのアクセス道路
第1種路線	2車線以上の幅員確保を原則とする。	1,000台/日以上
第2種路線	2車線幅員確保を原則とするが、状況によっては1車線幅員で待避所を設ける。	500台/日以上～1,000台/日未満
第3種路線	1車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。	500台/日未満

ウ 除雪作業

(ア) 管内除雪計画路線と隣接実施部長（土木事務所長）が除雪する道路、国土交通省が管理する道路及び市町長が管理する道路等が接する地点の除雪が円滑に行われるよう、あらかじめ関係機関と十分連絡協議する。

(イ) 重点除雪路線に含まれる市町が管理する道路については、除雪水準、除雪方法、連絡体制など十分協議し、必要に応じ、相互受委託により除雪の連続性を確保する。

(ウ) 除雪機械及び除雪機械附属部品等を点検し、降雪時には即時出動できる体制を整えておくとともに、除雪機械等が損傷したときは迅速確実に修理できるよう準備をする。

(エ) 県有除雪機械の貸付及び民間除雪機械の借上げ等の委託契約を締結するなど除雪体制を確立する。

(オ) 除雪作業の危険防止及び走行目標確認のため、除雪路線の必要な箇所にスノーポールを設置するとともに、標識により待避所の位置を明示する。

(カ) 路面凍結箇所には、凍結注意の看板などを設置し、運転手に注意を喚起するとともに、坂道等の滑りやすい箇所には、必要に応じ砂箱を設置する。

(キ) 歩道除雪については、通学路や公共施設及び駅周辺など人通りの多い路線において、地元市民等の協力を得ながら実施する。

(ク) 車両による事故及び走行不能等により、渋滞の発生または除雪の障害となる場合は、立ち往生車両を早期に排除するよう努める。さらに、簡易な除雪車の配備や融雪剤の用意等、大規模な滞留に対応するための資機材を地域の状況に応じて準備するよう努める。

(3) 国道（国土交通省管理）の確保

毎年11月1日から3月31日までの間、金沢河川国道事務所道路雪害対策支部を設置して、除雪作業は「北陸地方整備局金沢河川国道事務所防災業務計画書」に基づき実施される。

(4) 北陸自動車道の確保

北陸自動車道の冬期間における道路交通の確保を図るため、毎年11月15日から翌年の4月15日まで雪氷対策期間とし、除雪作業は「中日本高速道路(株)金沢支社雪氷対策要領」に基づき実施される。

(5) 関係機関の連携

市は、国が集中的な大雪等に備え策定するタイムラインを踏まえ、国及び県と連携して広域的な交通ネットワークを確保するよう努める。

市は、大雪を想定し、関係機関等と除雪の連携を図るための合同訓練を実施する。

3 交通対策

(1) 交通規制

降雪期には、市道をはじめ主要幹線路の駐車禁止未実施区間を臨時の駐車禁止とするほか、積雪及び除（排）雪の状況に応じて、車種別の通行禁止、駐（停）車禁止、一方通行等の交通規制を行う。

交通規制の実施機関及び理由

実施機関		交通規制の理由
道路管理者等	一般国道	○道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められるとき ○道路工事のため止むを得ないと認められるとき ○道路除雪のためやむを得ないと認められるとき
	国土交通省又は県	
	県道	
	市道	
	臨港道路	
公安委員会	県又は市	○雪害時において緊急通行を確保するため必要があるとき ○道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認められるとき ○道路の損壊、火災の発生その他交通に危険が生ずるおそれがあるとき
	漁港道路	
	県又は市町	
公安委員会	公安委員会 警察署長 警察官	

(2) 交通指導取締り

- ア 降雪期に予想される交通事故の原因に相応した交通違反の指導取締りを効果的かつ集中的に実施する。
- イ 降雪時における交通の安全と円滑を図るため、各種交通規制を実施し、効果を高める指導取締り及び交通監視を強力に行う。
- ウ 積雪期の状況に応じて除排雪作業の支障となる駐車違反、凍結時のすべり止め不装着、歩行者保護のための泥はね運転等の取締りを強力に実施する。
- エ 積雪時の除雪及び交通の障害となる青空駐車の取締り並びに運転者不在の駐車違反車両の強制移動等を積極的に推進する。

(3) 交通情報の入手及び広報

- ア 市は、警察署、駐在所、交番等を通じて、積雪状況、すべり止め装置の要否、自動車等の通行可否その他安全運転に必要な情報を入手し、速やかに広報を行う。
- イ 市は、道路管理者の除（排）雪状況、交通渋滞の情報等を正確に把握するため、道路管理者との連絡を密にし、情報の入手に努める。
- ウ 市は、各報道機関の協力を得て、広報に努めるとともに、看板、チラシ、交通情報板など多様な広報媒体を活用し、交通情報（規制、渋滞状況）を広報し、市民等の協力を得るよう努める。
- エ 道路管理者は、大雪となるおそれがある場合、積雪状況や降雪予測等から広域的に、できるだけ早く通行規制に関する情報を発表する。

(4) 道路啓開

- ア 道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。
- イ 知事により、道路管理者である市町に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示が行われる。
- ウ 大聖寺警察（公安委員会）により、緊急車両以外の車両の通行禁止等を行うため、必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請される。

4 公共交通の確保

(1) J R西日本の運行

ア 除雪体制

除雪は、除雪車両に重点をおき、降積雪の状況に応じて、雪かき車の使用順序、時期等に留意して能率的な作業を行うものとし、線区の重要度に応じて除雪を行い、極力列車運転の混乱を防止する。機械除雪により難い箇所の除雪及び機械除雪の効果をあげるための人力除雪を計画的に行い、社員のほか必要に応じて除雪協力会員がこれに従事する。

イ 列車の運転規制

降積雪の状況により、計画的に運休列車を定め、雪捨、排雪列車の運行を行い、早期に除雪作業を実施し、列車の全面的運転休止を回避するため、必要な運転規制を行う。

ウ 災害対策

(ア) 旅客の接遇

豪雪時においては、旅客の安全と輸送秩序の維持に万全を期すため、各駅長は、必要に応じて、市、市民等の協力を求めて応急炊出しを実施し、又は日赤医療班による施療を求め等、給食、医療に万全を期する。

(イ) 自衛隊等の出動要請

豪雪時において緊急除雪が必要になったときは、県に対して自衛隊又は消防団の出動を要請する。

(ウ) 緊急輸送

豪雪時における緊急輸送は、一般客貨に優先して行うが、輻輳して調整困難となったときは、J R西日本は、輸送物資及びその順位等について県と協議のうえ行う。

(エ) 列車遅延情報等の提供

利用者に適切且つ迅速な列車運行状況（列車遅延・運休情報等）を提供するため、駅頭掲示・ホームページ（J Rおでかけネット[<https://www.jr-odekake.net/>])・J R西日本列車運行情報アプリ等による情報配信のほか、関係行政機関及び報道機関等への前広な情報提供を実施する。

(2) J R貨物及びI Rいしかわ鉄道株式会社の運行

列車の運行を確保するため、降積雪の状況に応じて除雪機械の計画的運行を図る。また、機械除雪により難い箇所の除雪及び機械除雪の不足を補うため、職員又はその他による人力除雪を併用する。

(3) バスの運行

一般乗合旅客自動車運送業者等（市が主体となり運行している生活交通路線を含む）は、国、県、市における計画除雪路線の定期バスを運行するほか、市街地及び鉄道駅周辺や主要定期路線についても関係者と協力除雪のうえ、極力定期バスの運行を図る。

1 基本方針

冬期は火災が発生しやすく、積雪時は消防自動車による活動が制限されることから、市民等の生命、身体及び財産を火災から保護するため、消防職員はもとより市民あげて出火防止と初期消火を行うとともに、消防本部は、関係機関と連携して市民等の救助・救急をはじめとして、避難者の安全確保、防災上重要な施設等の火災防ぎょ等に全機能をあげてあたる。

2 出火防止、初期消火

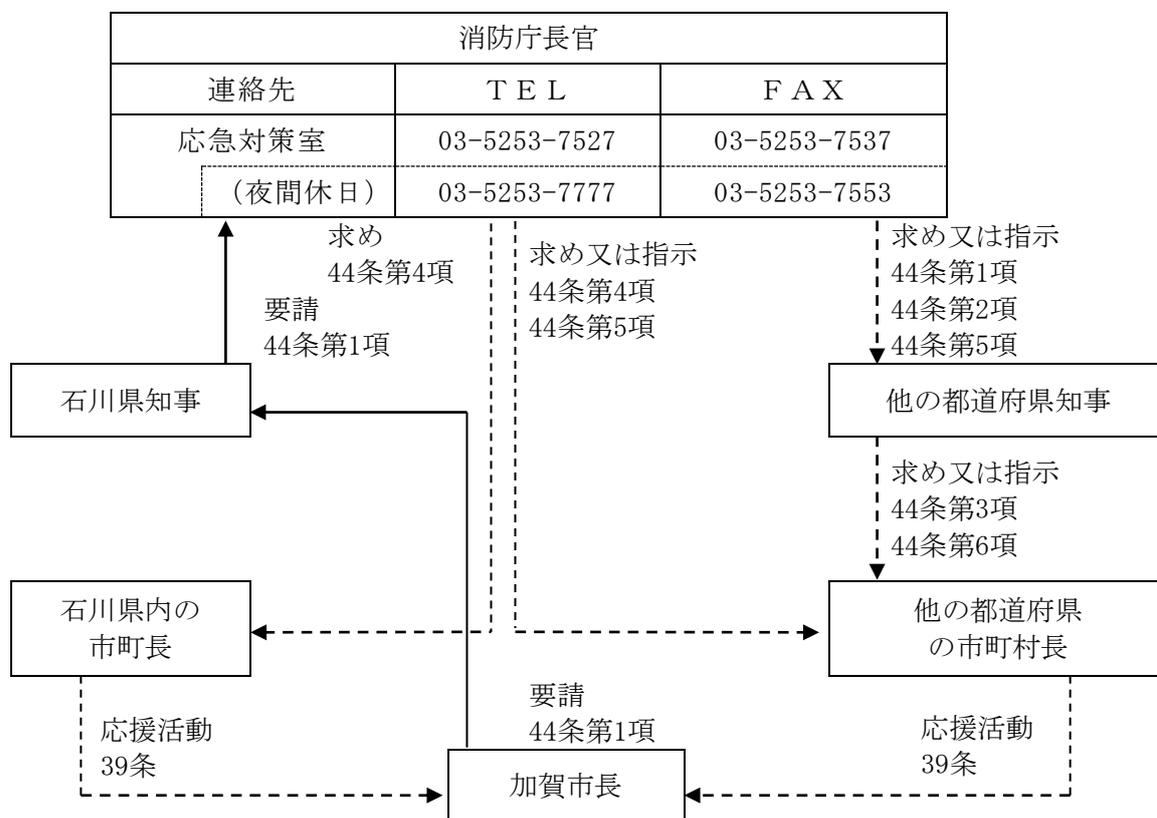
雪害発生時には、火災発生を最小限に食い止めるため、市民、事業者あげて出火防止に努めるとともに、市民、自主防災組織、自衛消防組織等が協力して初期消火に努める。

3 応援要請

市長は、必要に応じて、石川県消防広域応援協定（平成3年8月1日締結）及び消防組織法第39条に基づく相互応援協定により、相互応援を行う。

- (1) 災害が発生した市町等の消防長は、当該市町等の保有する消防力及び近隣市町等との相互応援協定による消防力によっては、災害の防御又は救助が困難と認める場合において、他の市町等の消防長に対して、速やかに応援要請を行う。
- (2) 応援要請を受けた市町等の消防長は、業務に重大な支障がない限り、応援を行う。
- (3) 応援要請を行った消防長及び応援部隊の消防長は、応援の状況について速やかに知事に通報する。
- (4) 知事により、特に必要があると認められるときは、市町間の広域応援を補完するため、必要な指示が行われる。

大規模災害時における緊急の広域消防応援体制



(注) 条文は消防組織法

4 消防活動

火災発生状況等の把握

消防機関は、警察等と協力して、迅速かつ的確に消防活動を実施するため、管内の消防活動に関する次の情報を収集する。

- 火災の状況
- 自主防災組織、自衛消防組織等の活動状況
- 消防ポンプ自動車等の通行可能道路
- 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利施設等の活用可能状況

5 救助・救急活動

消防本部は、医療機関、医師会、日本赤十字社及び警察等防災関係機関の協力のもと、負傷者等の要救助者を救護所等へ搬送する。この場合、必要に応じて、消防防災ヘリコプター等を活用する。

6 惨事ストレス対策

救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するなど、心のケアに配慮する。

1 基本方針

自衛隊の災害派遣については、知事が自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき行うこととなるが、派遣要請に当たっては、市、県及び防災関係機関は、連携を密にして自衛隊が迅速に災害派遣活動を実施できるような的確な情報提供に努める。

自衛隊法第83条（災害派遣）

- 1 都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を防衛大臣又はその指定する者に要請することができる。
- 2 防衛大臣又はその指定する者は、前項の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊等を救援のため派遣することができる。ただし、天災地変その他災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。
- 3 庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合においては、部隊等の長は、部隊等を派遣することができる。

災害対策基本法68条の2（災害派遣の要請の要求等）

- 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、自衛隊法第83条第1項の規定による要請（次項において「要請」という）をするよう求めることができる。この場合において、市町村長は、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。
- 2 市町村長は、前項の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定するものに通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、要請を待たないで、自衛隊法第8条に規定する部隊等を派遣することができる。
 - 3 市町村長は、前項の通知をしたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

2 災害派遣の適用

雪害の状況等による自衛隊の災害派遣方法は、次のとおりである。

- (1) 雪害が発生し、市長が人命又は財産保護のため必要があると認めて、県を通じて自衛隊の派遣要請をした結果派遣される場合
 - (2) 被害がまさに発生しようとしている場合に、市長が予防のため県を通じて自衛隊の派遣要請をした結果派遣される場合
 - (3) 雪害に際し、その事態に照らして特に緊急を要し、知事からの派遣要請を待ついとまがないと認めて知事からの要請を待たないで、自衛隊が自主的に派遣する場合
- なお、この場合の判断基準は、下記のとおり定められている（災害対策における自衛隊との連携等について（平成7年10月25日消防庁防災課長通知））。
- ア 関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
 - イ 知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
 - ウ 海難事故、航空機の異常を探知する等災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関すると認められること。
 - エ その他災害に際し、アからウに準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

3 派遣の要請

(1) 自衛隊に対する災害派遣の要請は、知事が行う。

ただし、第九管区海上保安本部長又は小松空港事務所長がその業務に関連して派遣を要請した場合を除く。

(2) 市長から(3)又は(4)により求めたとき、又は県の機関の判断により人命又は財産の保護のため必要があると認められたときは、知事により、それぞれ次の事項(以下「要請事項」という)を明らかにして部隊等の派遣が要請される。

要請事項

- 災害の情况及び派遣を要請する理由
- 派遣を希望する期間
- 派遣を希望する区域及び活動内容
- その他参考となるべき事項

派遣要請連絡先

自衛隊	部隊の長	連絡先	電話番号
陸上自衛隊	第14普通科連隊長	第3科長	076-241-2171 (内線235)
海上自衛隊	舞鶴地方総監	防衛部第3幕僚室長	0773-62-2250 (内線2548)
航空自衛隊	第6航空団司令	防衛部防衛班長	0761-22-2101 (内線231)

(3) 市長による要請等

ア 市が管内における応急対策の実施を促進するため自衛隊の派遣を必要とするときは、市長が要請事項のほか、

- 現に実施中の応急措置の概況
- 宿泊施設等の受入体制の実況
- 部隊等が派遣された場合の連絡責任者

等を明らかにした文書(資料編参照)で知事宛て(危機対策課)に申し出る。ただし、緊急を要する場合には、取りあえず電話又は口頭で申し出し、事後速やかに文書を送達する。

イ 通信の途絶等により、市長が知事に対して災害派遣要請の要求ができない場合は、当該地域に係る災害状況を防衛大臣又はその指定する者に通知する。

この場合、防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、部隊等を派遣することができる。

ウ 市長は、イにより通知した場合、速やかに知事にその旨通知する。

(4) 指定地方行政機関、指定公共機関又は指定地方公共機関がその所掌業務に係る応急対策の実施を促進するため特に自衛隊の派遣を必要とするときは、指定公共機関にあっては本市の地域を所管区域とする地方機関の長が、指定地方行政機関及び指定地方公共機関にあっては当該機関の長が、それぞれ(1)のアに準じて知事あて(危機対策課)に申し出る。

(5) 自衛隊に対する災害派遣要請をしないと決定したときも、直ちに自衛隊に連絡する。

4 派遣部隊の受け入れ

自衛隊の派遣部隊の受け入れにあたり、県・大聖寺警察署等の関係機関と緊密な連携を確保し効率的な作業が分担できるよう次の措置を取る。

(1) 災害対策本部における派遣部隊連絡幹部執務場所の確保

(2) 派遣部隊との連絡調整に係る通信手段の確保

(3) 部隊の展開に必要な場所(活動拠点)の準備(ヘリポートの設置を含む。)

受入地域については被災地域の状況を勘案して決定するほか、避難・救援拠点、市街地内にある防災活動拠点、又はその近傍を指定するよう努める。

5 活動の内容

災害派遣活動は、人命又は財産の保護のために行う応急救援及び応急復旧が終了するまでを限度とし、通常次のとおりとする。

なお、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長等、警察官、海上保安官がその場にはいない場合、警戒区域の設定等の措置をとるとともに、直ちにその旨を市長に通知する。

被害状況の把握	知事等から要請があったとき、又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、航空機等状況に適した手段によって偵察を行って被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	死者、行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援作業等に優先して捜索救助を行う。
道路、鉄道等の確保	道路又は水路が損壊し、若しくは積雪等の障害物がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	要請があった場合には、被災者に対して、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は通常地方公共団体の提供するものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食及び給水	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、給食（食材は各自自治体が準備）及び給水の支援を行う。
入浴支援	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、入浴支援を行う。
救援物資の無償貸付又は譲与	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲渡等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）」に基づき、救援物資を無償貸付し、又は譲与する。
その他	その他臨機の必要に対して、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

6 使用資機材の準備

- (1) 雪害予防、応急復旧、災害救助作業等に使用する機械、器具等については、特殊なものを除いて市が準備する。
- (2) 応急復旧、災害救助作業等に必要な材料、消耗品等は、市及び県が準備する。

7 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が次の基準により負担する。

なお、負担区分について疑義が生じた場合は、その都度協議して決める。

- (1) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う次の光熱費（自衛隊の装備品を活動させるため通常必要とする燃料を除く。）電気料、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料
- (3) 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊以外の資材、器材等の調達、借上げ、その運搬、修繕費
- (4) 県が管理する有料道路料

8 自衛隊航空機を行う災害活動に対する諸準備

(1) 空中偵察中の自衛隊航空機との連絡

自衛隊航空機が空中偵察をしていることを発見した場合、関係者は次の1メートル四方の旗を左右に振り連絡すること。

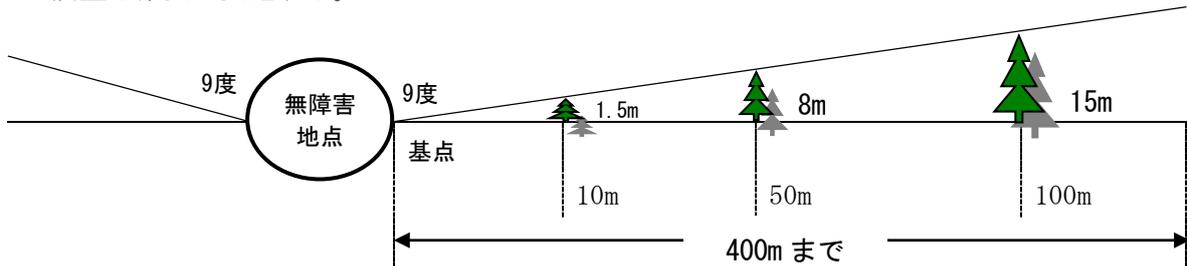
なお、異常のない場合は、旗は振らないこと。

- ア 急患が発生している場合 赤旗
- イ 食料が極度に不足している場合 青旗
- ウ 両方とも発生している場合 赤青両旗

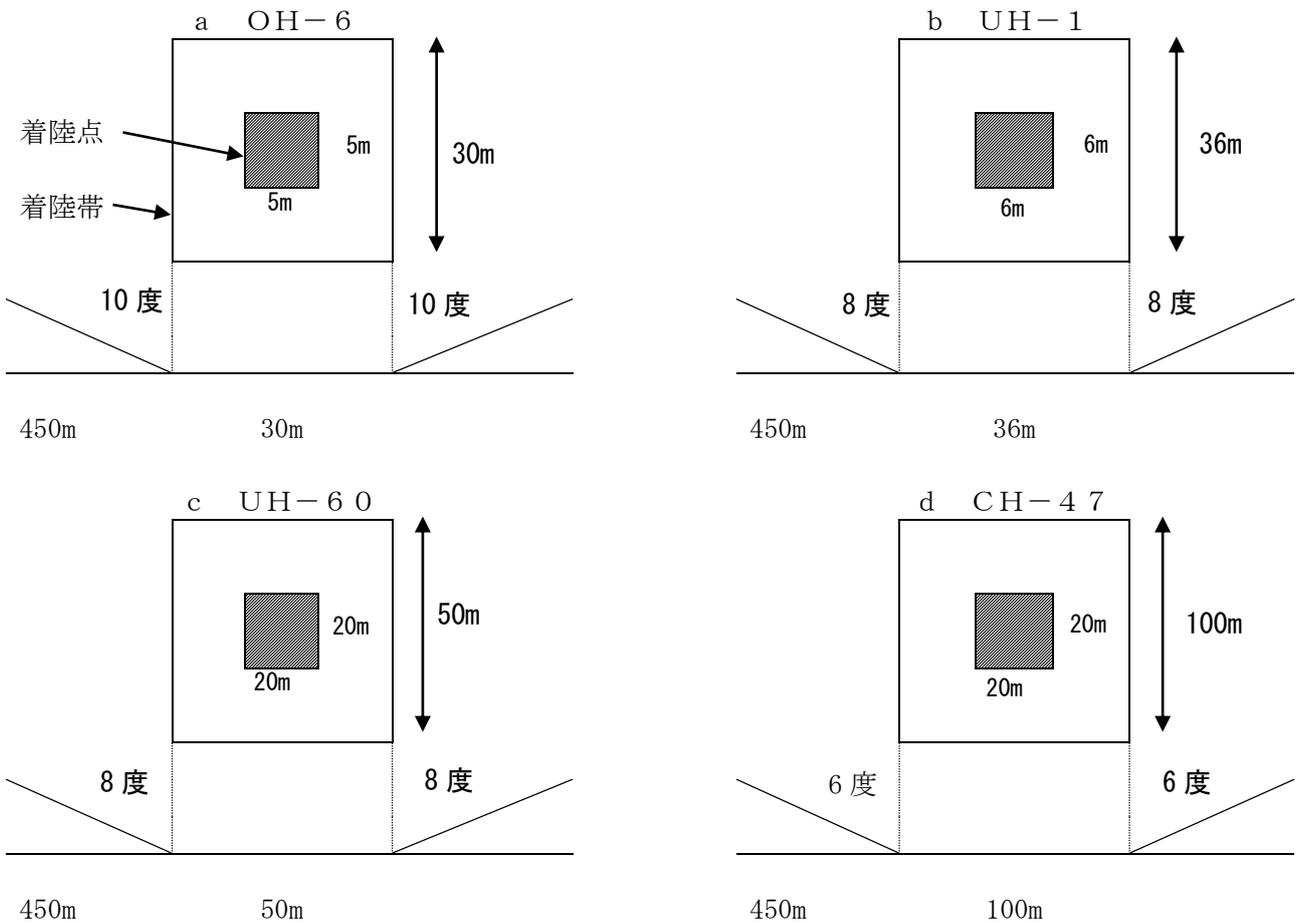
(2) ヘリコプター発着場の設定

ヘリコプターの離着陸のための適地としては、平坦（こう配4°～5°以下）であって、周囲に建物、かん木及び電線等の障害物がなく、また積雪のある場合は踏み固める。

ア 次の基準を満たす地積（臨時離着陸場）を確保する。この際、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施する。



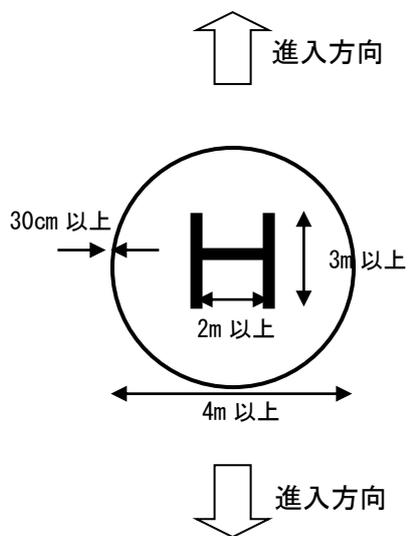
(ア) ヘリコプターの種別による着陸地点及び無障地点の基準



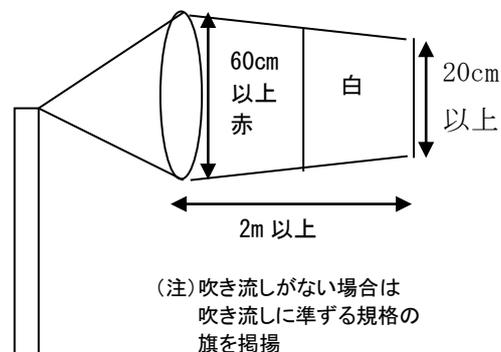
(イ) 着陸地点の地盤は、堅固で平坦地であること。

イ 着陸地点には、次の基準のH記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。

(ア) H記号の基準



(イ) 吹き流しの基準



- ・ 石灰等で標示、積雪時は墨汁、絵の具等で明瞭に表示

- ・ 生地は繊維
- ・ 型は円形帯

ウ 危害予防の措置

(ア) 着陸地帯への立入禁止

着陸地帯及びその近傍において運行上の障害となるおそれがある範囲には、立ち入らせない。

(イ) 防塵措置

表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講じる。

第13節 避難誘導等

1 基本方針

雪害により、家屋の倒壊、雪崩等の危険から市民等の生命、身体の安全を確保するため、市長等は、災害対策基本法等に基づき迅速かつ的確に避難のための措置を講じる。

2 避難の指示の実施

市長等は、次の措置を講じる。

(1) 市長（災害対策基本法第60条及び第61条の2）

ア 雪害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を雪害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示する。市長はこれらの指示等を行ったときは、速やかに知事に報告する。また、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示し、知事に報告する。

イ 市長は、避難のための立退きを指示し、又は緊急安全確保措置を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは指定地方行政機関の長又は知事に対し避難指示に関する事項について、助言を求める。

(2) 警察官、海上保安官（災害対策基本法第61条）

前記（1）の市長による避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示する。

なお、避難のための立退きを指示し、若しくは立退き先を指示したときは、直ちに市長に通知する。

(3) 自衛官（自衛隊法第94条）

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、雪害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、危害を受けるおそれのある者に対して避難の措置をとる。

(4) 相互の連絡協力

(1) から (3) に掲げる者は、それぞれの措置をとった場合は、相互に通知、報告するとともに、避難の措置が迅速、適切に実施されるよう協力する。

(5) 市は、避難指示等の対象地域、判断時期等について時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、積極的に県及び指定地方行政機関から助言を得る。さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。

(6) 避難指示等の発令方法

避難指示等の発令に当たっては、市民等が生命に係わる危険な状況であることが認識できるように、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとに取りべき避難行動がわかるように伝達することなど、具体的でわかりやすい内容で発令するよう努める。

なお、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

3 避難の指示の内容、時期及びその周知

(1) 避難の指示の内容

避難指示を発令する場合、市長等は、次の内容を明示する。

- 避難指示の理由（差し迫った具体的な危険予想）
- 避難対象地域
- 避難先
- 避難経路
- 避難行動における注意事項（携帯品、服装）
- 出火防止の措置
- 電気（配電盤）の遮断措置
- その他必要な事項

（2）避難指示の時期

市長等は、避難指示を行う場合は、危険が切迫する前に十分な余裕を持って行うものとし、市民等が自主的に家屋被害に対する対策、衣類や食料品の準備等、最低限の措置を講じて避難所へ向かうことができるよう努める。また、避難行動要支援者に対しては、支援者等の手配や避難に時間を要することから、高齢者等避難を発令する。

（3）市民等への周知

市長等は、避難指示を行う場合には、市民等に対して市防災行政無線（戸別受信機を含む）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、有線放送、広報車、サイレン、ケーブルテレビ、インターネット、携帯電話、Lアラート（災害情報共有システム）等多様な情報伝達手段を使用し、あるいは県に協力を要請し報道機関等を通じて、迅速かつ安全に避難できるよう周知徹底を図る。

4 警戒区域の設定

市長等は、次の措置を講じる。

（1）市長（災害対策基本法第63条第1項）

雪害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、市民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該地域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずる。

（2）警察官、海上保安官（災害対策基本法第63条第2項）

市長及びその職務を行う吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官又は海上保安官は、（1）の市長の職権を行うことができる。この場合には、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

（3）自衛官（災害対策基本法第63条第3項）

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、市長その他市長の職権を行うことができる者が現場にいない場合に限り、市長の職権を行うことができる。この場合には、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

5 警戒区域設定の周知等

（1）警戒区域の設定を行った者は、避難指示と同様に、市民等への周知及び関係機関への連絡を行う。

（2）市長は、警察官等の協力を得て、市民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯、防火のためのパトロールを実施する。

6 避難者の誘導

避難者の誘導は、警察官、市の職員等が行うが、誘導に当たっては各地区又は一集落の単位ごとの集団避難を心掛け、避難路等の安全を確認するとともに、要配慮者に十分配慮する。

（1）市は、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、雪崩災害の危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。また、市民等も積極的に協力する。

（2）市は、災害の実態に応じて、飼養者によるペット動物との同行避難を呼びかける。

7 避難所の開設及び運営

(1) 避難所の開設

市は、避難所の開設が必要と判断した場合は、市地域防災計画及び避難所運営マニュアルの定めるところにより、地元察署等と十分連絡を図り、避難所を開設する。災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。災害が発生していない場合であっても、市民等が自主的に避難しようとする場合にあっては、速やかに避難所を開設するよう努める。

ア 避難生活の対象者

- 住居等の被災者
- 避難指示などの対象地域の市民等
- 帰宅できない旅行者や迷い人、ホームレス等

イ 避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。また、二次災害の発生のおそれのある危険場所等の把握に努めるほか、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

ウ 避難等の措置を講じた場合には、実施状況を取りまとめる。また、警察等関係機関と情報を共有しつつ、避難所等における避難者の把握に努めるとともに、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、直ちに次の事項を県に報告し、市のみでは困難なときは、県に応援を要請する。

- 避難所の名称
- 避難所開設の日時及び場所
- 世帯数及び人員（避難所で生活せず食事や水等を受け取りに来ている被災者も含める。）
- 開設期間の見込み
- 必要な救助・救援の内容
- 指定避難所に付与された全国共通避難所・避難場所 I D

エ 特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

オ 被災地において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災部局と保健福祉部局が連携して、感染対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が避難所に避難する可能性を考慮し、あらかじめ、市の保健福祉担当部局、防災担当部局及び保健所との間で、情報共有の内容、情報の伝達方法などについて、検討・調整を行い、避難所の運営に必要な情報を共有する。

(2) 避難所の運営

市は、自主防災組織の会長や市民等及び避難所となった学校等施設の管理者、ボランティア、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の協力を得て避難所を管理運営する。運営に当たっては各主体の役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。また、避難者情報の把握及び各支援団体との円滑な情報共有にあたっては、デジタル技術の活用にも努める。

ア 職員の配置

市は、避難所の管理運営等を適切に行うために、市職員を配置する。職員を配置できない場合は、市はその代理者を定め避難所の責任体制を明確にする。

イ 避難所の良好な生活環境の継続的な確保

市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置する。

ウ 専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換

市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

エ 食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握

市は、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるよう努める。

オ 避難の長期化等措置

市は、必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める

カ 他市町との共同設置施設の避難所指定

市は、他の市町と共同設置する施設を避難所として開設したときは、当該共同設置に係る市町と連携して避難所を管理運営する。

キ 避難所での防犯活動

市は、避難所の安全確保と秩序維持のため、防犯活動が必要と認められる場合には、警察等の協力を得て避難生活の安定化に関する対応をとるとともに、必要に応じて自主防犯組織に対しても協力を求め連携を図る。

ク 避難者等に対する相談所の設置

市は、避難所に避難者等に対する相談所を設置し、ボランティア等の協力を得て、人心の安定に努める。また、避難者のニーズを十分把握し、災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、犯罪情勢や予防対策等防犯情報、被災者生活支援に関する情報等、避難者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。

ケ 仮設トイレ等の設置

市は、避難所の状況により仮設トイレ等を早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。その確保が困難な場合は、県にあっせん等を依頼する。また、女性用の仮設トイレや高齢者向けの洋式トイレの設置など、女性や高齢者、障がい者等の利用に配慮した避難所運営に努める。

なお、トイレの日常管理は、避難所の既設トイレも含めて、避難者やボランティア等が自主的な管理運営を行うようルールづくりを指導する。

コ 要配慮者に対する配慮

市は、避難所に要配慮者がいると認めた場合は、民生・児童委員、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て速やかに適切な措置を講じる。

サ 要配慮者等の健康管理

市は、環境変化等から生じる避難市民等の健康不安又は体調の変化を早期発見するため、関係機関と協力して、精神保健医療対策を講じ、精神的不調の早期治療や不安の軽減を図る。また、市は生活不活発発病の発症予防対策を講じるなど、要配慮者等の健康管理に努める。

なお、避難所で生活せず食事や水等を受け取りに来ている自宅避難者を含めた地区全体の健康管理に努める。

シ 福祉避難所への避難等に係る支援の実施

(ア) 市は、避難所での要配慮者の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。

(イ) 市は、要配慮者の受入先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。

ス 男女双方の視点の取り入れ

市は、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保や避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用

の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。

セ 女性や子ども等の安全の配慮

市は、避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体等との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

ソ 性的マイノリティへの配慮

男女別だけでなく、性的マイノリティへの配慮も必要であることに留意し、トイレや着替えスペースでプライバシーの保護などに努める。また、当事者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

タ ホテル・旅館等の活用

市は、災害の規模、避難者の避難及び収容状況、避難の長期化に鑑み、ホテル・旅館等への移動を避難者に促す。

チ 避難者の住生活の早期確保

市は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、希望者に対して公営住宅や民間賃貸住宅、空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により避難所の早期解消に努める。

ツ ペット動物の飼育場所の確保等

市は、必要に応じて、被災者支援等の観点からペット動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、ペットの一時預かり等必要な支援を獣医師会や動物取扱業者等から受けられるよう、連携に努める。また、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。

8 広域避難対策（災害発生前）

- (1) 災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議する。

ふれあい健康広場周辺区域

設置場所：小松市 ※小松加賀斎場さざなみを含む。

- (2) 避難者の他市町への移送を要請した場合、所属職員の中から他市町における避難所（以下「広域避難所」という。）管理者を定め、移送先の市町に派遣するとともに、移送に当たり引率者を添乗させる。
- (3) 広域避難について、あらかじめ締結した他市町との協定や具体的なオペレーションを定めたマニュアルに基づき、県等と連携し、適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。
- (4) 広域避難所の運営は、移送元の市町が行い、被災者を受け入れた市町は被災者の受け入れに協力する。
- (5) 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決

定しておくよう努める。

- (6) 県による被災者の移送に当たっては、当該市町の輸送能力を勘案して実施される。この場合、県が調達するバス、貨物自動車等の輸送手段の確保については、近隣市町等防災関係機関の協力を得て実施される。

9 広域一時滞在（災害発生後）

(1) 広域一時滞在のための協議・調整

ア 市は、災害の規模、避難者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し、当該他の都道府県との協議を求める。

イ 県により、市町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町からの要請を待ついとまがないときは、市町の要請を待たないで、県内の他の市町への受け入れを含め、広域一時滞在のための協議を当該市町に代わって行われる。

ウ 市は、県に、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災市民等の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を求める。

エ 市は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在用に供することについても定めるなど、他の市町からの被災市民等の受け入れが可能な施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

オ 被災市町は、広域一時滞在の受入先の市町との間で、被災住民に関する情報の共有を確実にを行う。また、受入先の市町は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供する。

(2) 避難路の確保

市は、知事に対し、必要に応じて自衛隊、警察、建設業者等に対して、避難路の確保を要請する。

10 帰宅困難者対策

市は、施設管理者や事業者等と連携し、大規模災害により交通が途絶したときは、「むやみに移動しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、通勤、通学者や観光客等の徒歩での帰宅や移動を支援するため、協力を要請するなど、必要な帰宅困難者対策に努める。また、必要に応じて、一時滞在施設の確保等の支援を行うとともに、一時滞在施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在施設の運営に努める。

11 避難所外避難者対策

市は、町内会や自主防災組織、消防団、NPOやボランティア等と連携して、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に係る情報の把握に努めるとともに、こうした避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。特に、車中避難者に対して、エコノミークラス症候群に対する注意喚起とその予防法について積極的に情報提供するよう努める。

在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のため拠点の利用者に対しても提供する。

車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じて物資の補充等の支援を行い、被災者支援に係る情報を、車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。

第14節 要配慮者の安全確保

1 基本方針

災害時においては、乳幼児、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、病人、難病等の患者、高齢者、妊婦、外国人などの要配慮者は、災害の認識や災害情報の受理、自力避難などが困難な状況にある。

市及び社会福祉施設等の管理者は、市民等の協力を得て迅速かつ適切な要配慮者の安全避難を実施するとともに、安否確認及び避難生活状況等の継続的な把握により必要な対策を講じる。

2 在宅の要配慮者に対する対策

(1) 災害発生後の安否確認

市は、避難行動要支援者の避難所への収容状況及び在宅状況等を確認し、その安否確認に努める。また、発災時に、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努め、必要に応じて自治会長、民生・児童委員、近隣の市民、自主防災組織、介護サービス事業者等の協力を得る。

(2) 避難

ア 雪害により市民避難が必要となった場合、市は、避難行動要支援者の避難に当たっては、近隣の市民等や自主防災組織等の協力を得るとともに、避難行動要支援者が属する町内会等を単位とした集団避難を行うよう努める。

イ 避難誘導の際は、避難行動要支援者を優先するとともに、身体等の特性に合わせた適切な誘導に考慮する。

(3) 被災状況等の把握及び日常生活支援

市は、次により要配慮者の被災状況等を把握し、日常生活の支援に努める。

その際、地元事情に精通した医療救護・福祉関係の専門家の配置に努めるとともに、必要に応じて各専門分野の地元退職者の活用を図る。

ア 被災状況等の把握

避難所及び要配慮者の自宅等に保健師や看護師等を派遣し、被災状況、生活環境等を把握する。

イ 被災後の日常生活支援

市は、県の協力のもとに在宅の要配慮者の被災状況に応じて、避難所への入所、施設への緊急入所、ホームヘルパー等の派遣、栄養や食事形態に配慮した食料及び必要な日常生活用具(品)の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。

(4) 福祉避難所への避難等に係る支援の実施

ア 市は、二次避難支援マニュアルに基づき、避難所での要配慮者の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。

イ 市は、二次避難が必要な要配慮者の受入先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じて、広域的な調整を県に要請する。

3 社会福祉施設等における対策

(1) 施設被災時の安全確認及び避難等

ア 施設管理者は、施設が被災した場合、施設管理者は、県が示す指針に基づき定めた防災計画に基づき、直ちに入所者等の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、入所者等の不安解消に努める。

イ 施設管理者は、入所者等が被災したときは、施設職員又は近隣の市民等や自主防災組織の協力を得て応急救助を実施するとともに、必要に応じて消防機関へ救助を要請する。

ウ 施設管理者は、施設の被災状況に応じて、適切な避難場所等への避難誘導を行う。

なお、夜間、休日等で施設職員が少数のときは、日頃から連携を図っている市民等や自主防災組織の協力を得て、安全な避難誘導に努める。

(2) 被災報告等

施設管理者は、入所者等及び施設の被災状況を市、県等に報告し、必要な措置を要請する。また、保護者等に入所者等の被災状況を連絡し、必要な協力を依頼する。

(3) 施設の使用が不能になった場合の措置

ア 施設管理者は、施設の継続使用が不能となったときは、市を通じて他の施設への緊急入所要請を行うとともに、必要に応じて保護者等による引き取り等の措置を講じる。

イ 市は、被災施設の管理者から緊急入所の要請があったときは、他の施設との調整に努め、入所可能施設をあっせんする。

4 医療機関における対策

(1) 医療機関被災時の安全確認及び避難等

ア 病院等の医療機関の管理者は、施設が被災した場合、あらかじめ定めた災害対応マニュアルに基づき、直ちに患者等の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、患者等の不安解消に努める。

イ 管理者は、患者等が被災した時は、応急救助を実施するとともに、必要に応じて消防機関へ救助を要請する。

ウ 管理者は、施設の被災状況に応じて、適切な避難場所等への避難誘導を行う。

(2) 被災報告等

管理者は、患者等及び施設の被災状況、受け入れている重症・中等症患者数、ライフライン等の状況について、市、県等に報告し、必要な措置を要請する。この場合、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）に参加している医療機関は、当該システムにより必要な情報の入力を行う。

(3) 医療機関の使用が不能になった場合の措置

ア 管理者は、医療機関の継続使用が不能となったときは、市及び県を通じて他の医療機関への緊急搬送要請を行う。

イ 市は、被災医療機関の管理者から緊急搬送の要請があったときは、他の医療機関等との調整を行い、傷病の程度、人工透析患者や人工呼吸器を使用している患者など個別疾患の状況に応じ、搬送先の確保に努める。

5 外国人に対する対策

(1) 市は、災害時に迅速に外国人の安否確認に努めるとともに、外国人が孤立しないよう、各種情報の収集、提供ができる体制の整備等に努める。

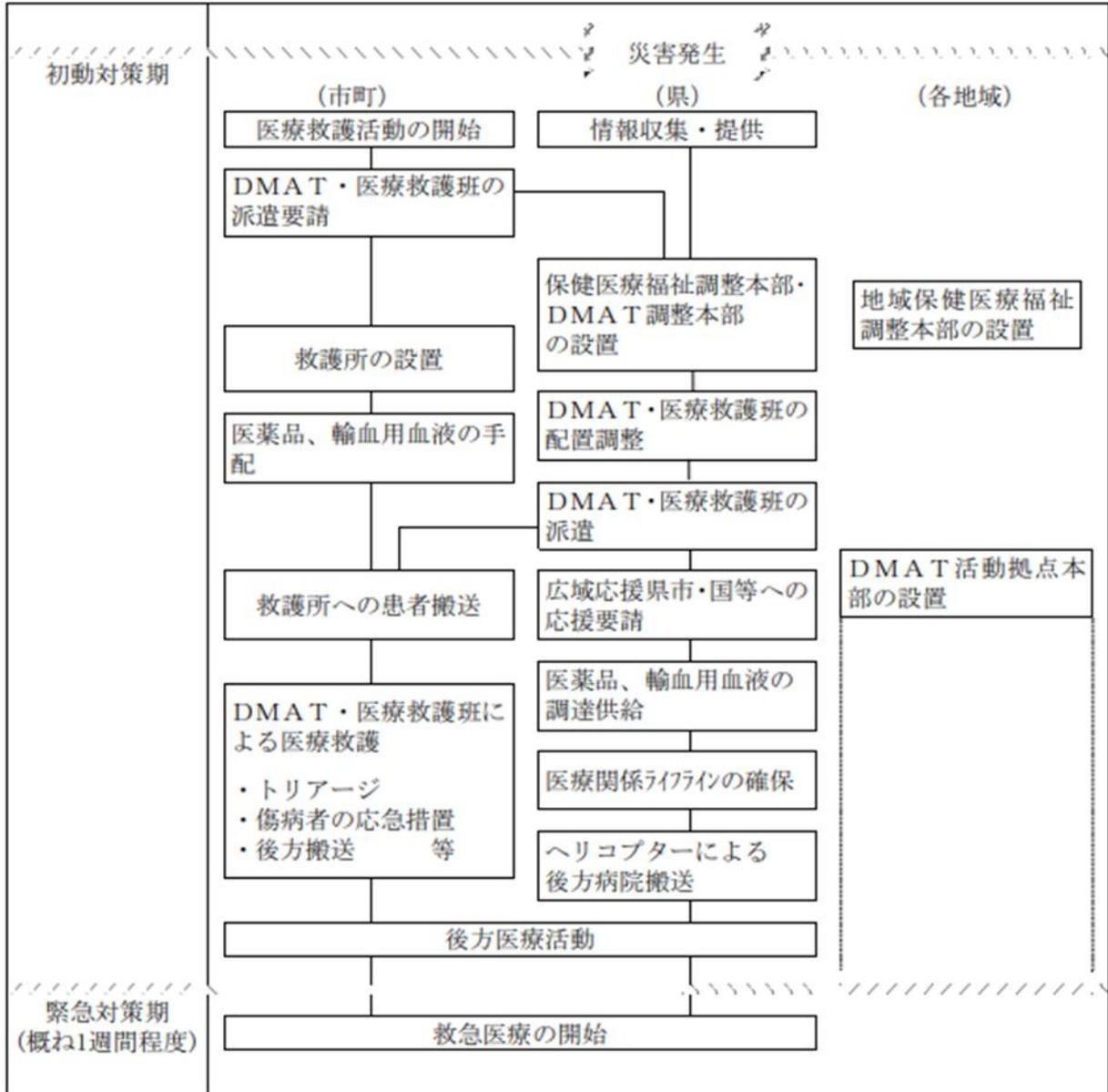
(2) 市は、広報車や防災無線等により、外国語による広報を行い、外国人の安全かつ迅速な避難誘導に努める。

(3) 災害多言語支援センターなどの相談窓口等を開設するとともに、必要に応じて、県に支援を要請し、災害に関する外国人のニーズの把握に努める。

第15節 災害医療及び救急医療

危機対策課、管理部総務課、加賀市医療センター、
消防総務課、警防課、消防署

災害医療の開始から救急医療までのフロー



1 基本方針

雪害時には、建物の倒壊、火災等の発生により、同時に多数の負傷者等が発生し、医療、救護需要が膨大なものになることが予想され、特に、発災当初の72時間は、救命救急活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、市は県及び他の関係機関の協力を得て迅速かつ確実に医療救護活動を実施する。

2 情報収集・提供

(1) 加賀市医療センター及び消防本部は、広域災害・救急医療情報システム (EMIS)、衛星電話、災害時優先電話などにより、医療機関の稼働状況、医師・看護師等スタッフの状況、ライフ

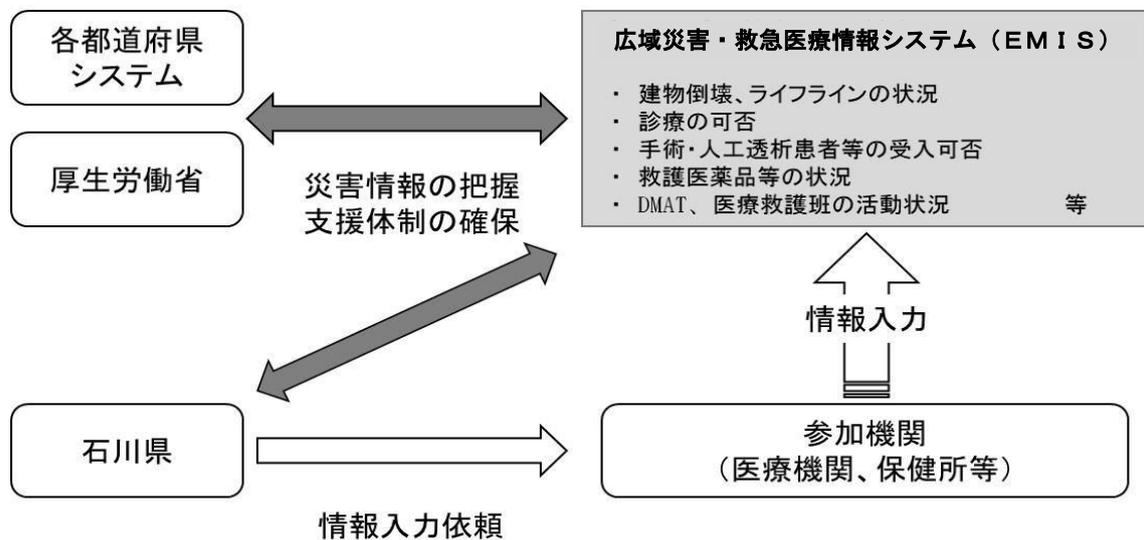
ラインの確保状況、医薬品等の保有状況、DMAT及び医療救護班の活動状況等を把握し、公益社団法人石川県医師会等の医療関係団体、医療関係機関（大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社石川県支部等）への情報提供を行う。

(2) 県により、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）、衛星電話、災害時優先電話、などにより、DMAT及び医療救護班へ活動に必要な情報が提供される。

広域災害・救急医療情報システム（EMIS）

- 災害時に被災した都道府県を越えて医療機関の稼働状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速且つ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供することを目的に平成8年から運用開始。
- システム参加機関
医療機関、消防本部、医師会、保健福祉センター等
- 災害時情報
患者受入可否情報、受入患者数、患者転送情報、医薬品保有状況、ライフライン状況等

広域災害・救急医療情報システム（EMIS）概念図



(3) 市民等への情報提供については、「第7節 災害広報」による。

3 DMAT・医療救護班派遣・受入体制

(1) 市

ア 市は、医療機関の被災状況や傷病者の発生状況等の情報を収集し、南加賀保健福祉センター所長の助言を得て、加賀市医師会及び加賀市医療センター等に医療救護班の派遣を要請する。また、必要に応じて避難所等に救護所を設置する。

イ 医療救護活動に関して、市のみでは十分な対応ができない場合には、速やかに隣接市町及び県に協力を求める。

(2) 石川DMAT指定病院

ア 石川DMAT指定病院は、待機要請を受けたときは、石川DMATを待機させる。

イ 石川DMAT指定病院は、県から「石川DMATの出動に関する協定書」に基づく派遣要請があり、出動が可能と判断した場合には、石川DMATを出動させる。

石川DMATの出動に関する協定書

協定者		協定締結日
石川県	金沢大学附属病院	H22. 4. 1
	金沢医科大学病院	H22. 4. 1
	国立病院機構金沢医療センター	H22. 4. 1
	公立能登総合病院	H22. 4. 1
	県立中央病院	H22. 4. 1
	金沢赤十字病院	H25. 3. 1
	金沢市立病院	H25. 3. 1
	市立輪島病院	H25. 3. 1
	小松市民病院	H25. 3. 1
	公立松任石川中央病院	H26. 4. 1
	公立羽咋病院	H26. 4. 1
	珠洲市総合病院	H26. 7. 1
	加賀市医療センター	R4. 6. 1

ウ 石川DMAT指定病院は、緊急やむを得ない場合には、地域の消防機関等からの情報又は要請に基づき、石川DMATを出動させる。

この場合、石川DMATを出動させた旨を速やかに県に報告し、その承認を得る。

エ DMATの業務内容

(ア) 消防機関等との連携による、被災状況等に関する情報の収集と伝達（状況評価）、トリアージ、救急医療等（現場活動）

(イ) 被災地内での搬送中の患者の治療（地域医療搬送）

(ウ) 災害拠点病院等の指揮下での患者の治療、患者の避難・搬送の支援等（病院支援）

(エ) 必要に応じて被災地内では対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的に被災地外へ搬送を行う際のトリアージ、緊急治療等（広域医療搬送）

オ DMATの情報共有

DMATは、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）及び衛星電話、災害時優先電話などにより、DMATの活動に必要な情報の収集及び活動状況の報告、引継ぎ等を行う。

(3) 災害拠点病院

ア 下記の災害拠点病院は、県から派遣要請があったときは、医療救護班を派遣し、医療救護活動を行う。

災害拠点病院

種別	病院名
基幹災害拠点病院	県立中央病院
地域災害拠点病院	小松市民病院
	国立病院機構金沢医療センター
	金沢市立病院
	金沢赤十字病院
	公立能登総合病院
	公立羽咋病院
	市立輪島病院
	珠洲市総合病院
	公立松任石川中央病院
	加賀市医療センター

イ 医療救護班の業務内容

(ア) 傷病者のトリアージ

(イ) 傷病者に対する応急措置

(ウ) 重症者の後方病院への搬送手続き

(エ) 救護所における診療

- (オ) 避難所等の巡回診療
- (カ) 被災地の病院支援
- (キ) その他必要な事項

ウ 医療救護班の情報共有

医療救護班は、あらかじめ定められた情報共有ルールに従って、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）及び衛星電話、災害時優先電話などにより、医療救護活動に必要な情報の収集及び活動状況の報告、引継ぎ等を行う。

エ 災害拠点病院は、他のDMAT及び他の医療機関の医療救護班の受入れを行う。

(4) 災害支援ナースの派遣

加賀市医療センター及び加賀のぞみ園は、県から「石川県における災害支援ナースの派遣に関する協定」に基づく派遣要請があったときは、災害支援ナースを派遣し、医療救護活動を行う。

(5) 公立病院等

ア 公立病院等は、県から派遣要請があったときは、医療救護班を派遣し、医療救護活動を行う。

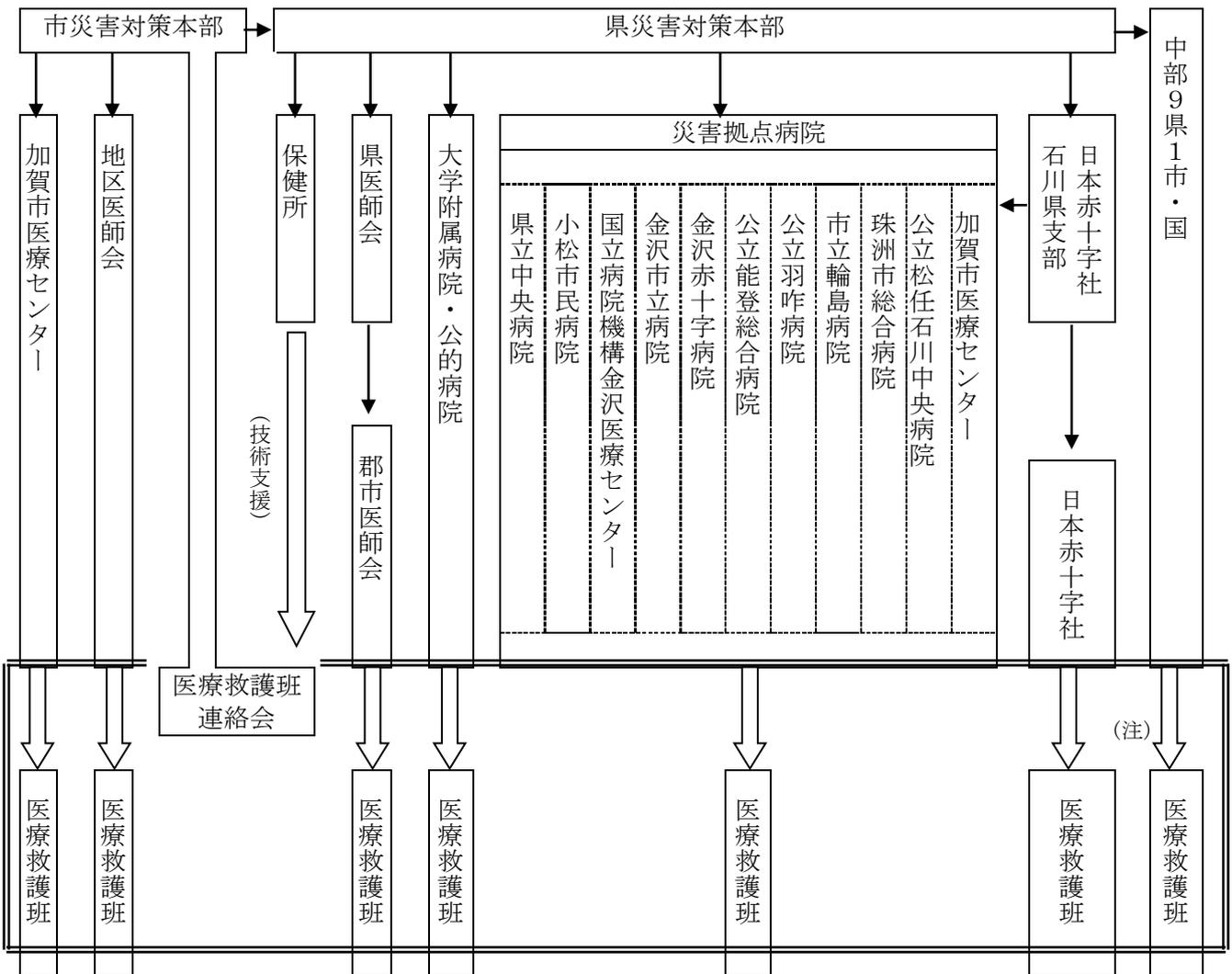
イ 公立病院等は、他の医療機関の医療救護班の受入れを行う。

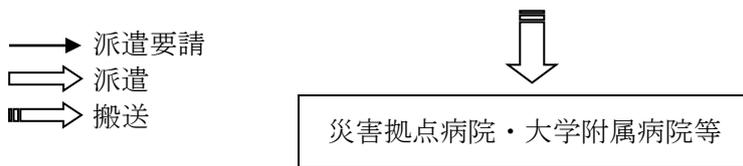
(6) 公益社団法人石川県医師会

ア 公益社団法人石川県医師会は、県から「災害時の医療救護に関する協定書」に基づく医療救護班（JMAT）の派遣要請があったときは、被災地外の地区医師会に対して、医療救護活動等を要請する。

イ 要請を受けた地区医師会は、医療救護班（JMAT）を派遣し、医療救護活動を行う。

医療救護活動系統図





(注)「9 県 1 市」は、災害応援協定を締結している次の県市である。

協定名：中部 9 県 1 市災害応援に関する協定（平成 7 年 11 月 4 日）

協定県市：石川県、富山県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、名古屋市

(7) 一般社団法人石川県歯科医師会

一般社団法人石川県歯科医師会は、県から「災害時の歯科医療救護に関する協定書」に基づく歯科医療救護班の派遣要請があったときは、歯科医療救護班を派遣し、歯科医療救護活動を行う。

(8) 公益社団法人石川県薬剤師会

公益社団法人石川県薬剤師会は、県から「災害時の医療救護に関する協定書」に基づく薬剤師又は薬剤師班の派遣要請があったときは、薬剤師又は薬剤師班を派遣し、調剤、医薬品等の供給及び服薬指導等の医療救護活動を行う。

(9) 公益社団法人石川県看護協会

公益社団法人石川県看護協会は、県から「災害時の医療救護に関する協定書」に基づく看護職員又は看護職員班の派遣要請があったときは、看護職員又は看護職員班を派遣し、医療救護活動を行う。

(10) 公益社団法人石川県栄養士会

公益社団法人石川県栄養士会は、県から「災害時の医療救護等に関する協定書」に基づく栄養士又は栄養士班の派遣要請があったときは、栄養士又は栄養士班を派遣し、栄養・食生活支援活動を行う。

(11) 公益社団法人石川県柔道整復師会、公益社団法人石川県鍼灸マッサージ師会、公益社団法人石川県鍼灸師会、公益社団法人石川県柔道整復師会、公益社団法人石川県鍼灸マッサージ師会、公益社団法人石川県鍼灸師会

各会は、県から「災害時における救護活動に関する協定書」に基づく救護活動員の派遣要請があったときは、救護活動員を派遣し、軽症患者への応急処置や避難者へのマッサージ、はり、きゅう等の施術提供などを行う。

(12) 石川県災害リハビリテーション支援関連団体協議会

石川県災害リハビリテーション支援関連団体協議会は、県から「災害時のリハビリテーション支援活動に関する協定書」に基づく支援チームの派遣要請があったときは、支援チームを派遣し、被災者、要支援者等の生活不活性化等を防ぐため、避難所等の生活環境の改善などを行う。

(13) 一般社団法人石川県助産師会

石川県助産師会は、県から「災害時の助産師による支援活動に関する協定」に基づく派遣要請があったときは、助産師または助産師班を派遣し、助産師の指揮、妊産婦に対する応急救護活動

(14) 一般社団法人石川県臨床衛生検査技師会

一般社団法人石川県臨床衛生検査技師会は、県から「災害時における支援活動に関する協定」に基づく派遣要請があったときは、臨床衛生検査技師または臨床衛生検査技師班を派遣し、避難所等における健康管理のための検査や病院検査室における診療支援などを行う。

4 救護所の設置

(1) 市は、施設の被災や多数の患者等により医療機関での対応が十分にできない場合には、救護所を設置、運営する。

(2) 救護所での医療救護は、可能な限り速やかに地域医療機関に引き継ぐことが望ましいが、地域の診療機能の回復までに相当の日時を要する場合や、応急仮設住宅周辺で医療機関が不足している場合には、仮設診療所の設置、運営を検討する。

5 災害時後方医療体制

(1) 医療施設又は救護所では対応できない重症患者や特殊な医療を要する患者については、災害拠

点病院や大学病院等に搬送し、治療を行う。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンから、適宜助言及び支援を受ける。

- (2) 災害拠点病院は、重症患者の受入れ及び搬出、地域の医療機関への応急用資機材の貸出し等を行う。

6 重症患者等の搬送体制

(1) 搬送者及び搬送先の選定

搬送に当たっては、負傷の程度、患者の状態等を勘案し、搬送者及び搬送先の適切な選定に留意して行う。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンから、適宜助言及び支援を受ける。

(2) 搬送の実施

ア 災害時後方病院で治療する必要のある患者を搬送するときは、市又は県に要請する。原則として、被災現場から医療施設又は救護所までの搬送は市が、医療施設又は救護所から災害時後方病院までの搬送については、市及び県が対応する。

イ 重症患者が多数発生するなどヘリコプター等による患者等の搬送が必要となった場合は、SCUを設置するものとし、保健医療福祉調整本部等は、航空機等の運用を調整する部門に必要な搬送手段の確保等を要請する。

ただし、患者搬送において、ドクターヘリ以外のヘリコプター使用については、本章第8節「県消防防災ヘリコプターの活用等」及び第12節「自衛隊の災害派遣」に準ずる。

7 他県等からの傷病者の受入体制

市は、県等から傷病者の受入要請があったときは、医療機関や消防機関等の関係機関と調整の上、搬送されてきた傷病者の医療機関への受入調整を行う。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンから、適宜助言及び支援を受ける。

8 医薬品等及び輸血用血液の供給体制

(1) 医療施設・救護所

医療施設の管理者及び救護所の責任者は、透析液や医薬品等又は輸血用血液に不足が生じた場合、市災害対策本部に調達を要請する。

(2) 市災害対策本部

ア 医薬品等

医療施設又は救護所から要請を受けた場合、調達できる医薬品等を供給する。市において調達できない場合は、県災害対策本部に要請する。

イ 輸血用血液

医療施設から要請を受けた場合は、県災害対策本部へ調達を要請する。

9 他県等からの医薬品等の受入体制

県災害対策本部により、他県等からの輸送医薬品等の受入窓口及び積載場所を被災地に近い保健所若しくは公益社団法人石川県薬剤師会に設置し、そこから被災地である市災害対策本部又は市保健センターに運送して保管される。また、公益社団法人石川県薬剤師会の協力により、医薬品等の保管管理及び供給が行われる。

10 医薬品等の輸送手段

(1) 医薬品等

ア 備蓄医薬品等及び他県等からの輸送医薬品等
県災害対策本部が輸送手段を講じる。

イ 県内医薬品等卸業者から調達する医薬品等

県災害対策本部により、当該医薬品等卸業者と連携を図り輸送される。

(2) 輸血用血液

県災害対策本部により、石川県赤十字血液センターと連携を図り輸送される。

11 医療機関のライフラインの確保

市は、電気、ガス、水道等のライフライン関係機関に対して、医療機関への優先的な供給を要請し、特に透析医療機関への上水道の供給に配慮する。

12 個別疾患対策

(1) 市は、慢性腎疾患、難病、結核、精神疾患、その他の慢性疾患等の在宅治療患者に対しては、患者の受診状況や医療機関の稼働状況を把握の上、患者等への確かな情報を提供し、受診の確保を図るほか、水、医薬品及び適切な食事の確保に努める。

(2) 市は、人工透析を実施する医療機関の被災に関し、必要に応じて県に対し、患者の受け入れの調整等、透析医療の確保に努める。

1 基本方針

災害発生時は、ライフラインの機能停止等により、健康の基本である食事、睡眠等の確保が困難となりやすく、さらに災害に対する不安や避難所生活等のストレスから、様々な健康障害の発生が懸念される。

このため、市は県や関係機関等の協力を得て、医療救護活動等と緊密な連携を図りながら被災者の健康管理活動を実施する。

2 実施体制

市は、保健師等により、被災者等の健康管理を行う。また、健康管理活動に関し、必要に応じて県に支援を要請する。

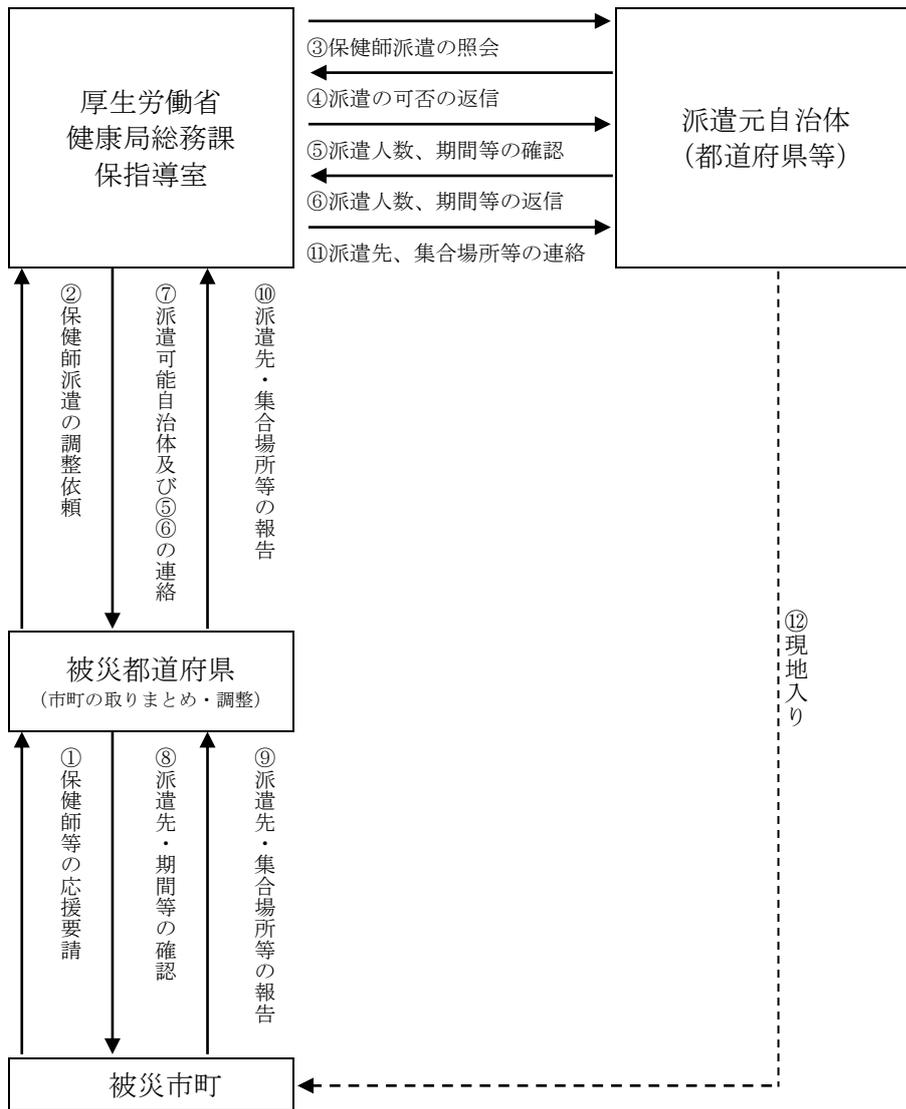
3 健康管理活動従事者の派遣体制

市は、被災者等の健康管理に際し、管下の保健師・栄養士等のみによる対応が困難な場合は、県に保健師・栄養士等の派遣を要請する。

4 健康管理活動

- (1) 健康管理活動に当たっては、民生・児童委員、介護支援専門員等との協力のもと、要配慮者、在宅患者等の健康状況を確認し、必要な介護、医療が受けられるよう対処する。
- (2) 保健活動マニュアル等に基づき、避難所や車中避難者を含む避難所外避難者等を訪問し、被災者の生活環境、生活状況、健康状態等を把握するとともに、必要な者に対し保健指導、栄養・食生活支援、医療、福祉サービスの調整等を実施する。
なお、健康状態の把握、支援に当たっては、特に、感染症やエコノミークラス症候群、生活不活発病、心血管疾患等の発症予防に留意する。
- (3) 健康管理活動に当たっては、各地域に設置された地域保健医療福祉調整本部内に設置する医療救護班等連絡会に参画し、連携協力して実施するとともに、活動により把握した健康情報を集約する。

図 災害発生直後の保健師派遣に関する手続き
(厚生労働省防災業務計画を一部変更)



第17節 救助・救急活動

危機対策課、管理部総務課、加賀市医療センター、
消防総務課、予防課、警防課、消防署

1 基本方針

雪害発生時には、倒壊家屋等の下敷き、車両事故等による負傷者など、救助・救急活動を要する事案が数多く現出するものと考えられる。このため、市及び防災関係機関は、相互に連携して市民、自主防災組織及び事業所に協力を呼びかけ、生命、身体が危険となった者を直ちに救助し、負傷者を医療機関に搬送する。また、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努める。

なお、必要に応じ、現地対策本部との合同会議を活用する等により、非常本部等、現地対策本部、国の各機関や他の地方公共団体に応援を要請する。

2 実施体制

(1) 市民、自主防災組織、事業所

市民、自主防災組織及び事業所等は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

(2) 市

ア 消防職員等による救助隊を編成するとともに、警察や民間事業者等と連携協力して、救助に必要な車両、機械器具その他の資機材を調達し、迅速に救助、救護、搬送活動にあたる。また、市民及び自主防災組織等に救助活動の協力を求める。

イ 市自体の能力で救助作業が困難な場合は、県及び他の市町に応援を要請する。

(3) 防災関係機関

ア 防災関係機関は、県及び市町から応援要請を求められたときは、機動力を発揮して救助・救急活動にあたる。

イ 災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

なお、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

3 惨事ストレス対策

従事する職員に対する惨事ストレス対策については、本章第11節「消防活動」による。

4 医療救護活動

医療救護活動については、本章第15節「災害医療及び救急医療」により実施する。

5 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合は、本章第18節「災害救助法の適用」による。

1 基本方針

市長は、その地域内における雪害の状況により直ちに災害救助法による救助が必要としたときは、知事に対してその状況を明らかにして要請を行う。

なお、市は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておく。

2 適用基準（災害救助法施行令）

災害救助法の適用基準は、次のいずれかに該当する災害とする。

- (1) 当該市の区域内の人口に応じて住家滅失世帯数が次表A欄に掲げる数以上であるとき（災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「令」という。）第1条第1項第1号—令別表第1）
- (2) 本県の区域内の住家滅失世帯数が1,500世帯以上であって、当該市の区域内の人口に応じて住家滅失世帯数が次表B欄に掲げる数以上であるとき（令第1条第1項第2号—令別表第2、第3）
- (3) 本市の区域内の住家滅失世帯数が80世帯以上であって、市の区域内の住家滅失世帯数が多数であるとき（令第1条第1項第3号前段）
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき（令第1条第1項第3号後段）
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、以下の内閣府令（平成25年10月第68号）で定める基準に該当するとき（令第1条第1項第4号）
 - ア 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。（内閣府令第2条第1号）
 - イ 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。（内閣府令第2条第2号）

（注）住家が滅失した世帯の算定は、次のとおりである。

- 1 住家の全壊（焼）又は流失した世帯は、1世帯を滅失世帯1世帯とする。
- 2 住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって滅失世帯1世帯とみなす。
- 3 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は、3世帯をもって滅失世帯1世帯とみなす。

適用基準

市町の人口	A 〔 当該市町の 住家滅失 世帯数 〕	B 〔 県区域内の住家滅失 世帯総数が1,500世帯 以上の場合 〕	(参考) 〔 人口対象市町 令和3年10月1日 国勢調査人口 〕
50,000人以上 100,000人未満	80世帯	40世帯	加賀市

（注）市町の人口は、直近の国勢調査による。

3 適用手続

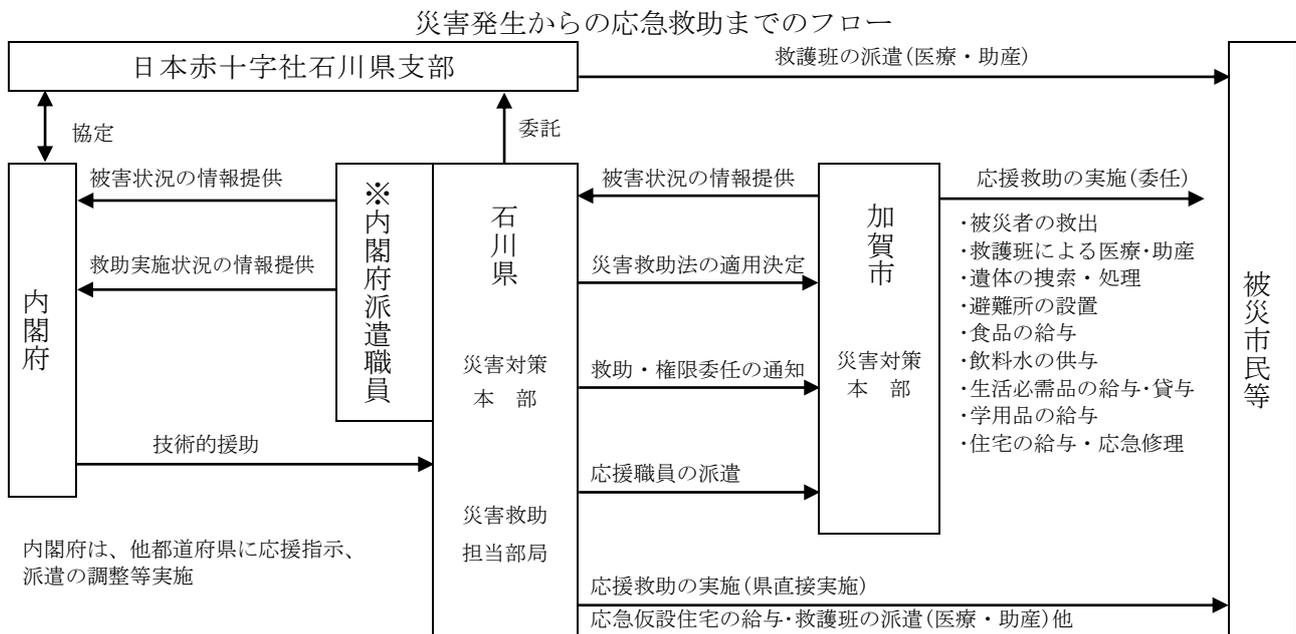
- (1) 市長は、市の区域内における災害の程度が災害救助法の適用基準に達し又は達する見込みであるときは、直ちにその旨を知事に報告する。
- (2) 救助が緊急を要し、知事の救助を待ついとまがないと認められるとき、その他必要があると認められるときは、知事から、市長が行う救助の事務の内容及び当該事務を行う期間を市長に通知することにより救助の実施に関する職種の一部を市長が行う。
- (3) 知事から、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助に実施について市長及び関係機関に指示されるとともに、内閣総理大臣に報告される。

4 災害救助法に基づく救助の種類

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（資料編参照）による。

5 災害救助法に基づく救助の実施

- (1) 市は、災害の状態によりいずれの救助項目を適用するかを速やかに判断して、救助方針をたて、適切かつ効果的な救助を行う。
- (2) 資料編「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について」の番号1、2の一部、3から14までに定める救助の他、知事が必要と認めるものについては、知事は救助の内容及び当該救助を行う期間を通知し、市長が行う。
この場合においては、市長は、当該期間において当該事務を行わなければならない。（令第17条第1項）
- (3) 知事が、前項（2）の通知をしたときは、直ちにその旨が公示される。（令第17条第2項）
- (4) 知事が、「災害救助法に基づく業務委託契約書（令和2年12月25日）」による救助が必要と認めた場合、日本赤十字社石川県支部に対して必要事項が要請される。



6 従事命令等

知事により、救助を行うため、特に必要があると認めるときは、災害救助法第7条、第8条及び第9条の定めるところにより、従事命令又は協力命令若しくは保管命令が発せられる。

7 災害救助法が適用されない場合の救助

災害救助法が適用されない場合の救助については、通常、市が実施し、災害救助法による救助に準じて行う。

1 基本方針

雪害が発生し、又は発生するおそれがあるときには、大聖寺警察署及び海上保安部は、市民等及び滞在者の生命、身体及び財産を保護し、災害に関連する犯罪の予防、鎮圧、被疑者の逮捕等を行い、公共の安全と秩序の維持を図る。

2 災害警備体制

(1) 警備体制

警備体制	警備体制の基準
準備警備体制	気象情報等により雪害の発生が予想され、かつ発生まで相当の時間的余裕があるとき
警戒警備体制	雪害により県内に相当の被害発生が予想される時
非常警備体制	大雪、豪雪などで被害の発生が予測される時、又は発生したとき

(2) 警備本部

ア 警察

警備体制の種別に応じて、警察本部及び大聖寺警察署に所要の規模の警備本部等を設置する。

イ 海上保安部

災害が発生したとき、又は発生が予想される時は、警戒警備等の必要な措置を講じる。

(3) 協力体制

災害対策活動を迅速かつ円滑に実施できるよう関係機関との援助協力体制を確保する。

(4) 災害警備対策

ア 災害警報等の通報伝達

災害警報等の伝達は、関係機関と協力して迅速に市民等へ周知徹底させるように努める。

イ 通信の確保

(ア) 通信の途絶が予想される必要地点へ器材及び要員を事前に配備するなど、通信を確保する。

(イ) 他の機関などから非常通信の疎通に関して協力を求められたときは、これに応じる。

ウ 現場措置等

災害情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害調査と報告、連絡 ○ その他関連情報の収集
防ぎょ作業への協力	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事態が急を要すると認められるときは、率先して市の防衛活動に協力する。 ○ 防衛作業等をめぐり、作業要員と地主との紛争、人工破堤をめぐり利害相反する市民等との対立等、抗（紛）争事案の予防警戒取締りにあたる。
避難等の措置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民等の生命、身体を保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があり、かつ、市長等が指示できないと認めるときは、必要な地域の居住者等に対して、避難のための立退きを指示する。 ○ 避難の指示、命令に応じない者等については、危険度等に応じて適宜必要な措置をとる。
犯罪の予防・取締り	<p>災害時の混乱に乗じた盗難や詐欺をはじめとする各種犯罪の予防、警戒、取締りを実施するため、警察及び海上保安部は独自に、又は警備業協会や自主防犯組織、防犯ボランティア等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保と市民等の不安の一掃に努める。また、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び市民等に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。</p>

遺体の検視、見分及び取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遺体については、死者検視、見分などの所要の措置をとる。 ○ 遺体の受取人がいないとき、又は身元不明者については、検視調書（死体見分調書）を添えて市長に引き渡す。
行方不明者の捜索	<p>人命尊重の趣旨から、関係機関との連絡を密にして、警察及び海上保安部のもつ組織、機能を最高度に活用して行う。</p> <p>なお、行方不明者については、関係方面の警察及び海上保安部に手配する。</p>
広報	<p>流言飛語の封殺、被害状況、救助及び救援の方策及び防犯等広範囲にわたる広報の実施に努める。</p>

第20節 行方不明者の搜索、遺体の収容、埋葬

1 基本方針

雪害時において家屋の倒壊、雪崩などで死亡していると推定される人については、搜索及び収容を行い、死亡者については応急埋葬を実施する。

2 行方不明者及び遺体の搜索

- (1) 市は、行方不明者及び遺体の搜索を警察、海上保安部及び消防の協力を得て実施する。
- (2) 市は、状況により自衛隊等の協力を得て実施する。
- (3) 市は、搜索に関しては、関係機関の情報交換、搜索の地域分担等を実施するため調整の場を設ける。

3 遺体の検視（見分）及び処理

市は、検案、遺体の検視（見分）、搬送、遺体安置所の設置、身元確認、遺留品の整理を警察、医師会、歯科医師会、医療機関等と調整を図り実施する。

(1) 遺体の検視（見分）

災害の際の死亡者については、次によりそれぞれ検視（見分）を行い、検視調書（戸籍法（昭和22年法律第224号）第92条（本籍不明者等の死亡の報告）に該当する場合）及び死体見分調書を作成して、当該遺体を遺族又は市長に引き渡す。

ア 警察官にあつては、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）又は死体取扱規則（平成25年国家公安委員会規則第4号）の規定による。

イ 海上保安官にあつては、海上犯罪捜査規範（昭和26年海上保安庁達第4号）又は、海上保安庁死体取扱規則（昭和45年保警-80号）の規定による。

(2) 遺体の処理

市は、医療救護班又は医師の協力により遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処理をし、埋葬までの間適切な場所に安置する。

4 遺体の埋葬

市は、身元が判明しない遺体の埋葬を実施する。また、身元が判明している遺体の埋葬に当たっては、市は、火葬許可手続きが速やかに行えるよう配慮する。

(1) 遺体多数の場合の埋葬方法

市は、小松加賀斎場の火葬能力を超える場合及び棺等葬祭用品が不足するなどの場合は、県に協力を要請する。

(2) 火葬許可証の発行

市は、迅速な対応を行う必要がある場合は、遺体安置所でも火葬許可証を発行する。

(3) 埋葬に関する相談

市は、遺体の埋葬に関する被災者からの照会、相談等に対応するため、必要に応じて遺体安置所等に相談窓口を設置する。

5 安否確認

市は、行方不明者の届け出等の受付窓口を明確にするとともに、届け出及び受付時の事務手続きの要領等を明確にしておく。また、警察と連携を密にし、行方不明者の情報収集・把握に努める。なお、行方不明者名簿は統一した様式とする。

6 警察の措置

(1) 身元不明者に対する措置

警察は、市長と緊密に連携し、市の行う身元不明者の措置について協力する。

なお、必要に応じ、医師、歯科医師等の協力を得て、遺体の検視・死体調査、身元確認等を行う。また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう県、市町、指定公共機関等と密接に連携する。

(2) 遺体の捜索及び収容に対する協力

警察は、災害時において救助活動、遺体及び行方不明者の捜索、又は遺体の搬送、収容活動等を関係機関と協力して行う。

7 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は、本章第18節「災害救助法の適用」による。

第21節 飲料水・食料の供給

1 基本方針

市は、被災者及び災害応急対策現地従事者等に対して、飲料水・食料を調達し、炊出し等で給食の供給を実施する。

なお、この際、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。

2 実施体制

(1) 市は、被災者及び災害応急対策現地従事者等に対して、必要に応じて飲料水・食料の確保状況等の情報を提供するとともに、応急給水・炊出し等で飲料水・給食の供給を実施する。

なお、実施に当たっては、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に対する飲料水・食料の配布にも努める。また、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

(2) 市自らで対応できない場合は、県に支援を要請する。

3 飲料水の確保

市は、凍結等により上水道施設の被害が発生した場合、情報収集、連絡及び施設の復旧並びに応急給水等を実施する。また、必要に応じて被災者に対して飲料水の確保状況等の情報を提供する。

(1) 参集及び給水用資機材の確保

ア 参集計画に基づき作業員や技術者を速やかに参集配置する。

イ 給水車、ポリタンク等給水用資機材を配備する。

ウ 水道工事等関係業者に復旧及び応急給水に必要な人員及び資機材の協力要請を行う。

エ 被災状況に応じて参集及び資機材の配備を行う。

オ 参集及び資機材が不足する場合は、県に要請し、応援を求める。

カ 緊急予防的に給水栓を閉じる等の措置を行う。

(2) 情報の収集、連絡

水道施設の被害状況の把握等については、正確かつ迅速に収集伝達する。

4 主食の供給

(1) 災害救援用米穀の確保

ア 米穀の引渡し要請

市は、米穀の調達・供給を緊急に行う必要が生じた場合には、その供給必要量及び受入れ体制について、県を通じて北陸農政局と十分な連絡を取りつつ、農林水産省農産局長に引渡し要請を行う。

イ 受託事業者への引渡し指示

農林水産省農産局長は、市及び県から米穀の引渡し要請を受けたときは、受託事業者に対して、知事又は知事が指定する引渡人に災害救助用米穀を引渡すよう指示する。

災害時非常時における政府所有米穀の引渡し要請の連絡先

連絡先	TEL	FAX
農林水産省農産局農産政策部貿易業務課	03-6744-1353	03-6744-1391

(2) 市自らで対応できない場合は、県に支援を要請する。

5 副食及び調味料の確保

(1) 市はあらかじめ供給協定を締結した製造業者等から調達し、被災者へ供給する。

(2) 市は、食料等の調達、供給にあたり、要配慮者への配慮及び食料の質の確保のため、以下に留

意する。

ア 避難者の健康障害を防ぐため、できるだけ早期にたんぱく質等不足しがちな栄養素等の確保を図るとともに、要配慮者に対しては、食事形態等にも配慮する。

イ 自衛隊の給食支援の他、ボランティア等による炊出し、特定給食施設等の利用、事業者の活用等による多様な供給方法の確保に努める。

ウ 支援物資や食料等の調達、保管・管理、配分については、避難所に必要な食料等の過不足を把握し調整する。

(3) 市自らで対応できない場合は、県に支援を要請する。

6 共助による食料の確保

被災者は、地域における市民等の相互扶助の精神に基づき、食料の確保、調理、配給などについて協力し合うよう努める。

7 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は、本章第18節「災害救助法の適用」による。

1 基本方針

市は、被災者に対して衣料、燃料等の生活必需品を調達し、供給を実施する。

2 実施体制

- (1) 市長は、被災者に対する衣料、生活必需品等の物資を供給する。
- (2) 市自らで対応できない場合は、県及び近隣市町、その他関係機関等の応援を得て実施する。また、雪害時において、交通渋滞による車両の燃料切れ等が発生し、又は発生するおそれがある場合、燃料補給や石油販売店への時間外営業等を要請する。

なお、被災者の中でも交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供給された賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資が提供されるように努める。

3 生活必需品等の確保

(1) 必要量の把握

ア 市は、平時から、新物資システム（B-PLo）を用いて備蓄状況の確認を行うほか、被害に対応した必要物資を迅速に供給するよう、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、必要な品目ごとに必要量を把握するとともに、調達、確保先との連絡方法、輸送手段、輸送先（場所）について明確にし、確保する。

イ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

ウ 市は、備蓄物資等が不足するなど市自らで対応できない場合は、県に支援を要請する。

エ 県により、被災市町における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、被災市町に対する物資を確保し輸送される。

(2) 情報の提供

市は、必要に応じて被災者に対し確保状況等の情報を提供する。

4 物資の輸送拠点（配送）の確保と運営

- (1) 市は、緊急輸送道路ネットワーク、空港、港湾等との接続に優れ、運営管理ができる施設の配置等を考慮して物資の輸送拠点を決定する。

なお、災害の規模や被災地域の広域性により、規模や設置箇所数を決定する。

- (2) 市は、あらかじめ新物資システム（B-PLo）に登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、速やかな物資支援のための準備に努める。
- (3) 市は広域物資輸送拠点を、市は地域内輸送拠点を速やかに開設するとともに、その周知徹底を図る。
- (4) 市及び防災関係機関は、避難所と物資輸送拠点の情報連絡手段及び輸送体制を確保する。
- (5) 市は、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。

5 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は、本章第18節「災害救助法の適用」による。

第23節 こころのケア活動

1 基本方針

災害直後の精神科医療を確立するとともに、災害ストレス等により新たな精神的問題が生じる等、精神保健医療の需要が拡大することが予想される。

このため、市は厚生労働省が定める「災害派遣精神医療チーム（DPA T）の活動要領」や「石川DPA T活動マニュアル」に基づき、被災地の精神保健医療ニーズを把握するとともに、各種関係機関と連携し、迅速かつ的確に精神科医療の提供と精神保健活動を実施する。

2 情報提供受け

市は、県からDPA T及び災害拠点精神科病院の活動に必要な情報の提供を受ける。

3 実施体制

市は、障害者施設等の被災状況や避難所の健康相談及びメンタルヘルス不調者、精神障害者等の現況を把握し、保健所と連携して、DPA T活動の必要性の検討や派遣要請を行う。

4 DPA T活動

(1) 被災地での精神科医療の提供

精神症状の悪化や急性反応への対応、薬の入手が困難な患者への投薬、在宅患者の訪問等を行う。

(2) 被災地での精神保健活動への専門的支援

災害のストレスによる心身の不調をきたした住民へ対応するほか、今後発生すると思われる精神疾患、精神的不調を防ぐための予防教育等を行う。

(3) 被災した医療機関への専門的支援（患者避難への支援を含む）

外来・入院診療の補助、入院患者の搬送補助、物資供給の調整補助等を行う。

(4) 支援者（地域の医療従事者、救急隊員、自治体職員等）への専門的支援

支援活動や支援体制づくりに関する相談・助言等を行うほか、支援者自身のメンタルヘルスに関する相談・助言等も行う。

(5) 精神保健医療に関する普及啓発

被災地域のニーズに応じて、行政、教育、保健福祉等の関係者や一般住民に向けてメンタルヘルスに関する普及啓発を行う。

第24節 防疫、保健衛生活動

1 基本方針

雪害時においては、水道の断水、停電による冷蔵食品の腐敗などにより、感染症が多発するおそれがある。

このため、感染症や食中毒の発生予防のために必要な、被災家屋、避難所等の消毒の実施、生活環境衛生及び食品衛生の確保を図るとともに、感染症のまん延を防止するため、各種の検査、予防措置を的確かつ迅速に行う。また、必要に応じ、県内における福祉的支援を円滑に行うための総合調整等に努めるものとする。

2 実施体制

(1) 市は、防疫班（衛生技術者、事務職員）を編成する。

防疫班は、避難所及び被災家屋の清潔、消毒、そ族、昆虫の駆除、飲料水の消毒を実施する。

(2) 市は、防疫活動の状況を県に報告する。

(3) 市は、防疫活動の実施に当たって、被害が甚大で自ら対応できないと認められるときは、県に協力を要請する。

(4) 市は、県の協力を得て防疫・保健衛生活動を実施する。

(5) 避難生活が長引く場合、市は、入浴施設の確保、寝具の乾燥等、被災者の生活環境の衛生対策を実施する。

3 連携体制

防疫班、検病調査班、食品衛生指導班は、被災家屋及び避難所等を巡回し、避難所の衛生状態や、被災者の健康状態などの情報収集を行い、各地域に設置された地域医療救護活動支援室内に設置する医療救護班等連絡会へ報告する。

4 避難所の防疫措置

避難所は設備が応急仮設的であり、かつ多数の避難者が入所するため、衛生状態が悪くなり、感染症発生の原因となるおそれがあるので、県の指導・調整のもとに、市は必要な防疫・保健衛生活動を実施する。

(1) 市は、避難所内に手洗い消毒液を配置するとともに、仮設トイレ等の消毒を行う。

(2) 県により実施される事項

ア 避難者に対する検病検査

イ 検便などによる健康診断を行う必要が生じた場合の適切な処置

ウ 避難者へ提供される給食について、調理、配膳時の衛生保持及び残廃物の衛生的処理に関する指導

5 防疫用資材の備蓄、調達

(1) 市は、防疫用資材の備蓄に努める。

防疫活動によって防疫用資材が不足するときは、卸売者等から調達するほか、県に対して調達を要請する。

(2) 防疫用資材の内容

10%塩化ベンザルコニウム（逆性石けん）、消毒用アルコール、次亜塩素酸ナトリウム等の消毒薬、消毒用噴霧器等

6 感染症患者発生時の対応

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する感染症患者の発生時には、別に定める健康危機管理マニュアル「感染症対応マニュアル」により市が医療機関等と連携を強化し、迅速かつ的確な対応を図る。

7 ペット動物の保護対策

(1) 避難所におけるペット動物の適正な飼育

市は、平時から、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同行したペット動物に関し、飼養者に適正飼育及び動物由来感染症等の予防の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

(2) ペット動物の保護

市は、県、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、負傷又は放し飼いのペット動物の保護等に努めるとともに、広域的な観点から避難所でのペット動物の飼育状況の把握、資材の提供等について支援を行う。

8 特定動物の逸走対策

市は、災害発生時に飼養者に特定動物の逸走等の有無等について確認するとともに、逸走した場合は、人への危害を防止するために、飼育者、県、警察その他関係機関、動物愛護団体等と連絡調整を図るなど必要な措置を請じる。

1 基本方針

雪害が発生したときは、災害応急対策の実施に多くの人員を必要とするため、市は、県、防災関係機関、関係団体と連携を図りながら、ボランティアに関する被災地のニーズの把握やボランティアの募集及び受け入れに努めるとともに、ボランティア活動拠点の確保など、ボランティアの円滑な活動が図られるよう支援に努める。

2 ボランティアの受け入れ

(1) 災害ボランティアセンターの設置

市が災害対策本部を設置したときは、被害の規模、被災地の状況等に対応した、適切なボランティアの配置、安全の確保及び効果的な活動ができるように、ボランティア受け入れのための総合調整を行うための災害ボランティアセンターを設置する。

災害ボランティアセンターの構成員は、市社会福祉協議会の各職員及び日本赤十字社石川県支部の職員等（災害ボランティアリーダー等を含む。）とし、状況に応じてボランティア団体の代表者を加える。

(2) ボランティア現地本部の設置

災害ボランティアセンターを設置したときは、市及び市社会福祉協議会は、ボランティア活動に対する支援及び調整窓口として、ボランティア現地本部を設置する。また、市は、県、市社会福祉協議会と連携し、バスの活用や受付窓口の一元化により現地の受け入れが円滑に行われるように努める。

(3) ボランティアとの連携・協働

災害ボランティアセンター及びボランティア現地本部を設置したときは、市は、県、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。また、市は災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮する。

(4) 災害ボランティアコーディネーターの派遣

市は、災害ボランティアセンター及びボランティア現地本部を設置したときは、県及び日本赤十字社等と調整して災害ボランティアコーディネーターを派遣する。

3 災害ボランティアセンターの機能

(1) 情報収集及び情報提供

災害ボランティアセンターは、災害対策本部及びボランティア現地本部と連携し、被災地の状況、救援活動の状況及び被災者ニーズの有無等の情報を絶えず把握し、マスメディアやインターネット等を用いて発信するとともに、関係機関に情報を提供する。また、ボランティア申出者の照会に対して的確に情報を提供する。

(2) ボランティア募集及び誘導

災害対策本部又はボランティア現地本部から次のような業務の支援要請があったときは、市、県及び防災関係機関においてあらかじめ登録している災害ボランティアに活動依頼をするほか、マスメディア等を用いて要請に対応するボランティアを募集し、適切な誘導を行うなど、県及び市町の各担当部局及び関係機関とが連携して、その効果的な活用を図る。

- ア アマチュア無線通信業務
- イ 傷病人の応急手当等医療看護業務
- ウ 被災宅地の危険度判定業務
- エ 通訳業務

オ その他専門的な技術、知識を要する業務

カ その他の業務

(3) ボランティア活動保険の加入

ボランティア現地本部が作成したボランティア活動者リストに基づき、ボランティア活動保険加入者を集約し、加入手続きを行う。

(4) ボランティア支援物品の提供

市は、ボランティア現地本部から、市が備蓄しているボランティア支援物品の放出の要求が出されたときは、速やかに提供する。

4 ボランティア現地本部の機能

(1) 状況把握及び報告等

現地災害対策本部及び関係機関、団体等との連携により、被災地の状況、救援活動の状況及び被災者ニーズの有無等の情報を絶えず把握し、ボランティアに対して的確に情報を提供するとともに、ボランティア本部に報告する。

(2) ボランティアの受入れ

ボランティア申出者を受付けし、活動地域、活動内容、活動日数、資格、ボランティア活動保険加入の有無等を把握するとともに、活動者リストを作成し、災害ボランティアセンターに報告する。

(3) ボランティア派遣依頼の受付け及び相談

被災市民等からのボランティアの派遣依頼の受付窓口として、受付けや相談に応じる。

(4) ボランティアコーディネート

被災者ニーズに対応したボランティア活動を展開するためのコーディネートを的確に行う。その際、市、県及び日本赤十字社等の派遣した災害ボランティアコーディネーターを活用する。

(5) ボランティア団体との連絡調整

地元ボランティア団体と他地域のボランティア団体及び行政等との情報交換や連絡調整の場を設け、よりの確な救援活動を確保する。

(6) ボランティアの健康管理・安全対策

ボランティアの健康管理に関して、関係機関、団体等との連携を図るとともに、安全な活動のための指導や必要な規制を行う。

(7) 継続的なボランティア活動の支援

被災者支援活動を継続的に行うため、災害ボランティアの被災地までの輸送に努める。

5 ボランティアの活動拠点及び資機材の提供

市は、庁舎、公民館、学校などの一部をボランティアの活動拠点として積極的に提供する。また、ボランティア活動に必要な事務用品や各種資機材については、可能な限り貸し出しし、ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努める。

6 協力体制

市は、災害ボランティア活動の円滑な実施のため、必要と認めるときは、協定による協力を要請する。

第26節 雪、し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理

危機対策課、
環境課、土木課

1 基本方針

被災地における雪、し尿、生活ごみ（粗大ごみを含む。）及びがれき等一般廃棄物並びに産業廃棄物の収集及び処分を迅速かつ効率的に実施し、被災地の環境浄化を図る。

2 実施体制

(1) 被災地の清掃

災害時における被災地の清掃は、原則として市長が実施するが、事業所及び工場等から排出される産業廃棄物については、事業主が市長の指示により実施する。

(2) 県等の応援

ア 市の被害が甚大で自ら処理が不可能な場合は、県に連絡して県及び近隣市町の応援を求めて実施する。

イ 市は、「石川県災害廃棄物処理指針（市町災害廃棄物処理計画及び業務マニュアル）」等を参考にあらかじめ災害の規模等による廃棄物の発生量を想定し、その処理対策を定めておく。また、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理のために、県や近隣市町、廃棄物関係団体等と災害時の相互協力体制をあらかじめ整備するとともに、平時からの連携強化に努める。発災後は、早い段階から、国や県、関係市町、関係団体などと連携し、課題や対策を共有するための工程管理会議を実施する。

3 被災地の状況把握

市は、発災直後から次の被災状況について情報収集を行い県に連絡する。

- 一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場）、中継基地等の被害状況
- 避難所箇所数及び避難者数、仮設トイレの必要数及びし尿の収集・処理方法
- 生活ごみの発生見込み量及び処理方法
- 全半壊建物数及び解体を要する建物数、がれきの発生見込み量及び処理方法

4 雪処理

市は、雪害の規模に応じ、適切な雪捨て場等を確保し、市民等に周知する。

5 し尿処理

(1) 豪雪地帯の地区は、市民等に対し便槽の改良及び事前くみ取りの措置について指導徹底を図る。

(2) し尿の消毒剤としては、石灰又はか性石灰末を使用することとし、か性石灰末の入手困難な場合に限ってクレゾール水を使用する。

なお、消毒剤の使用に当たっては、県に事前協議を行うものとし、消毒剤の確保が困難な場合は、県が需要発生都度、緊急輸送の手配を行う。

6 ごみ処理

市長は、豪雪時におけるごみ処理対策として「ポリ袋」の利用や、ごみ収集に当たっての積換場所（中継所）の設定等、その衛生的処理の徹底が期されるよう措置する。

7 がれき等の処理

市は、損壊家屋からの解体廃棄物、がれき等については、危険なもの、交通の支障になるものを優先的に撤去する。

8 産業廃棄物の処理

事業者は、産業廃棄物の適正処理に努めるとともに、産業廃棄物の保管が環境保全等に重大な影響を与えるおそれがある場合は、市は、県に対し産業廃棄物処理業者の斡旋を要請する。

1 基本方針

市は、家屋に被害を受け、自らの資力で住宅を確保できない被災者のために、応急仮設住宅の建設等必要な措置を講じ、住生活の安定に努め、応急仮設住宅の制度の周知にあたっては、県と連携して実施する。また、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。そのため、住宅の修繕を行う事業者のリストの作成や、事業者用宿泊拠点確保についてあらかじめ検討することとし、迅速な対応が可能な体制を整備する。

なお、市はあらかじめ予想される被害から災害に対する安全性に配慮しつつ、仮設住宅建設戸数と建設候補地を把握する。また、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努めるとともに、民間賃貸住宅の借上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくなど供給体制を整備する。また、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

2 実施体制

(1) 応急仮設住宅の建設（民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む。）及び運営管理

ア 応急仮設住宅の建設は、市長が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、知事から委任されたとき又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として市長が行う。

イ 必要戸数の算定に当たっては、被災者予測人数もあらかじめ考慮し算定する。

ウ 市は、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、関係業界団体等との連絡調整を行う。

エ 設置及び運営管理に関しては、安心、安全を確保し、地域コミュニティ形成や心のケアを含めた健康面に配慮するとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見の反映や、必要に応じて仮設住宅におけるペット動物の受け入れに配慮するほか、要配慮者に十分配慮し、優先的入居、高齢者、障がい者向け仮設住宅の設置等にも努める。

オ 応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。

(2) 市のみでは対応できない場合

市は、近隣市町、県、国その他の関係機関の応援及び民間関係団体の協力を得て実施する。

3 災害救助法による措置

災害救助法を適用した場合の措置は、本章第18節「災害救助法の適用」による。

4 住宅確保等の種別

住宅を失い又は破損し、若しくは土石の侵入その他によって居住することができなくなった被災者に対する住宅の建設、修繕等は、おおむね次の種別及び順位による。

ただし、災害発生直後における市民等の対策については、本章第13節「避難誘導等」の定めるところによる。

対策種別及び順位		内容	
住宅の確保	自力確保	自費建設	被災者世帯の自力（自費）で建設する。
		既存建物の改造	被災をまぬがれた非住家を自力で改造模様替えして住居とする。
		借用	一般民間（親戚等を含む。）の借家、貸間、アパート等を借りる。
	既存公営等入所施設	公営住宅等入居	既存公営住宅への特別入居、国家公務員宿舎を借上げる。
		社会福祉施設への入居	市、県又は社会福祉法人の経営する老人福祉施設、児童福祉施設等への入所要件該当者を優先入所させる。
	融資※1	・災害復興住宅建設補修資金 ・一般個人住宅災害特別貸付 ・地すべり関連住宅貸付	自費で建設するには資金が不足する者に対して、住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。
	設※2	災害公営住宅の整備	大災害発生時に特別な割当を受け、公営住宅を建設する。
		一般公営住宅の建設	一般公営住宅を建設する。
	※3 災害救助法による仮設住宅建設（民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む。）		大災害発生時に特別な割当を受け、仮設住宅を建設（民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む。）する。
住宅の修繕	自費修繕		被災者が自力（自費）で修繕する。
	資金融資	※4 機構資金融資	自費で修繕するには資金が不足する者に対して、住宅金融支援機構が融資（災害復興住宅建設補修資金）して補修する。
		その他公費融資	低所得者世帯に対して、社会福祉協議会、県が融資し、改築又は補修する。
	※5 災害救助法による応急修理		生活能力の低い世帯のため県（委託したときは市）が応急的に補修する。
障害物の除去等	自費除去		被災者が自力（自費）で除去する。
	除去費等の融資		自費で整備するには資金が不足する者に対して、住宅資金補助に準じて融資して除去する。
	災害救助法による除去		生活能力の低い世帯のために県又は市が除去する。

（注1）対策順位は、その種別によって対象者が異なったり貸付の条件が異なるので、適宜実情に即して順位を変更する必要がある。

（注2）※1の融資、※2及び※3の建設は、住宅の全焼、全壊及び流失した世帯を対象とする。

（注3）※4の融資及び※5の修理は、住宅の半焼、半壊及び半流失した世帯を対象とする。

（注4）「障害物の除去等」は、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去等をいう。

1 基本方針

電力施設、通信施設、水道施設、下水道施設のライフライン施設は、近年、市民等の依存度が著しく高まっている。

雪害により被害を受けた場合、大きな混乱を招くほか、各種の応急対策上大きな障害となるおそれがある。

このため、これらの施設管理者及び関係機関は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材を活用して、緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、応急措置を講じるとともに、早期の復旧に努める。併せて、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図る。

2 電力施設

北陸電力株式会社及び北陸電力送配電株式会社は、被害状況を迅速かつ的確に把握し、事故の拡大を防止するとともに、応急復旧工事により電力の供給確保に努める。

(1) 災害対策本部等の設置

雪害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要に応じて災害対策本部等を設置する。

(2) 情報の収集・伝達

災害対策本部等は、通信の確保を図り、被害状況及び復旧状況等、情報の収集・伝達を行う。

(3) 電気の保安

雪害時において危険があると認められる時は、直ちに当該範囲に対して送電を中止するほか、危険場所、危険設備に対して適切な危険予防措置を講じる。

(4) 広報活動

電気災害の未然防止及び拡大を防止するため、市民等に対し災害の状況、復旧活動の状況及び公衆感電事故防止PRを主体とした広報活動を広報車及びテレビ、ラジオ等の報道機関その他を通じて行う。

(5) 市及び防災関係機関との協調

被害状況の把握や復旧体制への協力のため、必要に応じて市及び防災関係機関へ要員を派遣して連携の緊密化を図る。

(6) 災害復旧の順位

各施設の復旧に当たっては、原則として人命に関わる箇所、災害応急・復旧対策の中核となる公共機関等を優先する。また、応急工事終了後、通電再開に当たっては、ショート、ガス漏れ等による二次災害を防止するため、その安全を確認の上行う。

(7) 応援協力体制

自社の電力の供給が不足又は応急復旧が困難な場合は、他の電気事業者に対し、電力の融通を受け、復旧資機材の融通及び要員の応援等協力を求める。

(8) その他

上記以外の事項については、北陸電力株式会社及び北陸電力送配電株式会社防災業務計画の定めるところによる。

3 通信施設

NTT西日本は、次の措置を講じる。

(1) 災害対策本部等の設置

雪害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要に応じて災害対策本部等を設置する。

(2) 情報の収集・伝達

災害対策本部等は、通信の確保を図り、被害状況及び復旧状況等情報の収集・伝達を行う。また、通信事業者は応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、国を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請する。

(3) 広報活動

災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

(4) 応急措置

雪害により、通信施設が被災したとき、又は異常ふくそうの発生により、通信の疎通が困難又は途絶するような場合においても、重要な施設の通信を確保するため、次のような応急措置を実施する。

- 臨時回線の作成
- 中継順路の変更
- 規制等による疎通確保
- 特設公衆電話の設置
- その他必要な措置

(5) 応急復旧

N T T西日本関係事業所は、被災した通信設備の応急復旧に当たり、応援計画及び復旧順位等については、N T T西日本防災業務計画の定めるところによるほか、次のとおりとする。

ア 広域災害時における応援計画

広域的な地域において甚大かつ広域的な雪害が発生した場合は、全国的又は北陸地域全体的規模による参集、災害対策用機器の出動資材及び物資等の転用を図る。

イ 復旧順位等

通信設備に災害が発生した場合、N T T西日本関係事業所は、通信の途絶解消及び重要通信の確保に留意し、災害の状況、通信設備の被害状況に応じて次の復旧順位により復旧を図る。

第1順位	気象機関、水防機関、消防本部、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送確保に直接関係ある機関、通信の確保に直接関係ある機関、電力の供給に直接関係ある機関
第2順位	ガス・水道の供給に直接関係ある機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業社及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

(6) その他

上記以外の事項については、N T T西日本防災業務計画の定めるところによる。

4 ガス施設

ガス施設に被害が生じた場合は、ガス事業者は、ガス施設の被害状況及び周辺の市民等の避難状況等を把握し、二次災害の発生を防止するために、速やかに応急措置を行う。

(1) 災害対策本部の設置

雪害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要に応じて災害対策本部を設置する。

(2) 応急処置

あらかじめ定める供給停止の判断基準により、速やかに供給を停止し、二次災害の防止を図る。

(3) 広報活動

災害発生後の時間的経過を踏まえ、発生直後、ガス供給停止時、復旧作業中及び復旧完了時において、状況に応じた広報活動を行う。

(4) 資機材の確保

あらかじめ前進基地や資材置場を確保しておくとともに、資機材の円滑な調達のための組織体制、在庫管理体制を整備し、資機材の物量や輸送体制を整備しておく。

(5) 復旧対策

応急復旧は、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して実施する。

(6) 応援体制

大規模な雪害により、事業者単独で復旧が困難な場合は、他事業者の応援を求める。

(7) 早期供給

ガス事業者は、使用者の施設及び設備の安全確認を実施し、又は実施の協力をし、確認された

場合は早期に供給を図る。

5 水道施設

市は、水道に被害が生じた場合は、次の措置を講じる。

- (1) 災害対策本部等の設置
雪害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要に応じて災害対策本部等を設置する。
- (2) 情報の収集・伝達
正確な被害等の情報を迅速に収集・伝達し、応急対策を効率よく実施する。
- (3) 広報活動
災害発生後の時間的経過を踏まえ、発生直後、復旧作業中及び復旧完了時において状況に応じた広報活動を行う。
- (4) 災害復旧用資機材の整備
水道被害の状況に対して、迅速に応急措置活動を実施するため、各施設に緊急用資機材の整備に努める。
- (5) 応急復旧
被災状況に応じて、仮配水施設及び仮管等により応急復旧に努めるとともに、残留塩素の確保等水質管理に十分配慮して復旧する。
- (6) 応援体制
大規模な雪害により、事業者単独で復旧が困難な場合は、他事業者の応援を求める。

6 下水道施設

市は、次の措置を講じる。

- (1) 参集体制の確立
災害対策本部の非常配備体制に基づき、職員の配置を行い、迅速に応急措置活動を行う。
- (2) 情報の収集・伝達
正確な被害等の情報を迅速に収集・伝達し、応急対策を効率よく実施する。
- (3) 被災状況の調査
ア 人的被害に繋がる緊急性の高い施設から、緊急点検、緊急調査、先遣調査などの被災状況調査により緊急措置を実施し、二次災害防止に努める。
イ 公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握する。
- (4) 応急措置
管路施設や処理場及びポンプ場施設などに必要な緊急措置をとるとともに、浸水・地震等の二次災害の防止に努める。また、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講じる。この際、上下水道一体となって施設の機能を維持することに留意する。
- (5) 災害復旧用資材の整備
下水道管渠の被害に対して、迅速に応急措置活動を実施するため各施設に緊急用資機材の備蓄に努める。
- (6) 応急復旧
被災状況を調査し、仮配管等による応急復旧やバキューム車の対応により広域的な応援体制の確保に努めるとともに、衛生管理に十分配慮して復旧する。
- (7) 広報活動
災害発生後の時間的経過を踏まえて、発生直後、復旧作業中及び復旧完了時において状況に応じた広報活動を行う。
- (8) 応援体制
被害が甚大で応援が必要な場合は、次による。
ア 「下水道事業における災害時支援に関するルール（平成8年1月）」
イ 「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール（平成20年7月15日）」
ウ 「石川県下水道等災害時における相互支援ルール（平成9年4月）」

1 基本方針

市は、雪害時における応急対策を実施するに当たり、必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、県及び防災関係機関と連携し、各々の保有する車両等を参集する。また、輸送関係機関等の保有する車両等を調達するほか、他の都道府県等の広域応援による緊急輸送体制の確保に努める。

なお、市は、人員、物資等の受け入れ体制について、あらかじめ計画を定めておく。

2 輸送の対象

緊急輸送の対象は、次のとおりとする。

- (1) 被災者
- (2) 食料、飲料水
- (3) 救援用物資
- (4) 災害対策要員
- (5) 災害応急対策用資機材
- (6) その他必要な物資等

3 実施機関

緊急輸送は、災害応急対策を実施する機関の長が行う。

4 要員、物資輸送車両等の確保

(1) 鉄道輸送

ア 災害対策要員や復旧資材、救助物資等の緊急輸送は、鉄道輸送による場合は、鉄道事業者の関係路線を通じて実施する。

イ 鉄道事業者は、それぞれ災害応急対策責任者の求めに応じて緊急輸送業務を行う。

ウ 緊急輸送業務は、一般客貨の輸送に優先して行う。このため、鉄道事業者は、必要に応じて列車の特別列車又は迂回運転など、緊急輸送の円滑な実施のため、臨機の措置を講じる。

エ 緊急輸送の要請が多数競合して調整困難となったときは、鉄道事業者は、加賀市防災会議又はその指定する機関と協議して、市内の災害応急対策が最も円滑に実施されるよう配慮する。

(2) 陸路輸送

ア 災害対策要員や復旧資材、救助物資等の輸送を自動車等により行う場合は、それぞれ災害応急対策責任者が所属の自動車等で陸路輸送を実施する。

イ 災害応急対策責任者が所属の自動車のみで十分な輸送が確保できないときは、協定に基づき確保するほか、自動車運送業者との契約により、又は車両の借上げによって緊急輸送を実施する。

この場合において、契約した自動車運送業者は、一般客貨の輸送に優先して緊急輸送業務を行う。

ウ 緊急輸送に従事する車両の円滑な運行を確保するため必要がある場合は、公安委員会が道路区間を指定して一般車両の通行を禁止し、又は制限するほか、警察署長が臨時交通規制を行う。

エ 隣接県の道路について、この措置を必要とする場合は、石川県防災会議が当該公安委員会に対して、道路区間及び期間を明示して一般車両の交通の禁止又は制限を要請する。

オ 緊急輸送に従事する車両であることの確認は、知事又は公安委員会が行い、所定の標章及び証明書を交付する。

(3) 海上輸送

ア 災害対策要員や復旧資材、救助物資等の緊急輸送を船舶等により行う場合は、それぞれの災害応急対策責任者が船舶等の所有者との契約又は船舶等の借上げによって海路による緊急輸送を実施する。この場合において、契約業者は、一般客貨の輸送に優先して緊急輸送業務を行う。

イ 市長は、特に緊急のため必要があると認められた場合は、海上保安部に対して次の事項を明らかにして巡視船艇の派遣要請を行う。海上保安本部は、負傷者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送について、必要に応じて、又は要請に基づき迅速かつ積極的に実施する。

(ア) 派遣を必要とする理由

(イ) 派遣を必要とする期間

(ウ) 派遣を必要とする場所、資機材

(エ) その他必要な事項

(4) 航空輸送

市長は、緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、航空輸送を実施する。この際、消防防災ヘリコプターを活用するほか、自衛隊及び海上保安本部に対して、(3)イの(ア)から(エ)までを明らかにして、県を通じて航空機の派遣要請を行う。

(5) 人力等による輸送

車両、船舶等による輸送が不可能な場合は、人力等により輸送する。

(6) 緊急・救援輸送に係る物資の一時保管

県により、緊急・救援輸送に係る物資について、協定による一時保管場所が確保される。

(7) 緊急・救援輸送に係る物資の輸送・保管管理の専門家派遣要請

県により、災害時等に緊急・救援輸送に係る物資の輸送管理及び保管管理を円滑に進めるため、必要に応じて協定等に基づき、関係団体に対し、専門家の派遣要請が行われる。

5 従事命令

知事は、災害応急対策のために必要な資機材等を緊急に輸送する必要がある場合は、災害対策基本法第71条（都道府県知事の従事命令等）の規定により、次の輸送関係者に対して従事命令を発することができる。

(1) 鉄道事業者及びその従業者

(2) 自動車運送業者及びその従業者

(3) 船舶運送事業者及びその従業者

(4) 港湾運送事業者及びその従業者

6 災害救助法による措置

災害救助法を適用した場合の措置は、本章第18節「災害救助法の適用」による。

1 基本方針

教育委員会は、降積雪時に、児童生徒、教職員及び学校その他文教関係施設が被害を受けるなど、正常な学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設の確保や教科書及び学用品の給与等の措置を講じ、応急教育を実施する。また、各学校において石川の学校安全指針を活用し、児童生徒等のより確実な安全確保を図る。

なお、施設設備、学校安全、登下校、教職員、児童生徒等についての最新情報について、県及び市町の各課で共有し、情報収集の一元化に努める。

2 児童生徒の危害防止対策

(1) 異常気象等の場合、校長の判断により保護者と連絡を密にし、臨時休校、授業の打ち切り、集団登下校の引率等適切な措置をとり、また、通学距離の遠い学校等においては、避難所（休憩所）を指定し、これらとの通信連絡方法をあらかじめ考慮する。

(2) 通学に際しては、特に次の項目に関して、安全指導を徹底する。

ア 交通事故防止

イ 屋根、樹木等から落ちる雪への注意

ウ 除雪車、除雪機械等を使用した除雪現場への立入禁止

(3) 道路、特に橋の安全性の確認に努め、必要によっては、手すり、標識等を付する。

3 校舎等の雪害保全対策

(1) 校舎等の構造、経過年数により、相違するが、概ね次の基準により、除雪に万全を期する。

ア 木造建物においては、50cm以上の積雪

イ 鉄骨造で60cm、鉄筋造で1 m以上の積雪

ウ 屋内体育館は、屋根の面積が広いので特に留意する。

(2) 校舎等の大雪補強に留意し、特に長期、又は短期間の多量の降雪が予想される場合、雪害に対する保全策は、概ね次により万全を期する。

ア 出入口の底部分は常に除雪する。

イ 雪の側圧をさけるため木造建築にあつては、事前にさしかけ等の措置をとる。

(3) 周辺施設等の確保、保全については、概ね次により万全を期す。

ア 通学道路及び非常時における避難経路並びに消火栓等の除雪に万全を期し、除雪に当たっては、事故防止に留意する。

イ 貯水池、水溜、プール等には、柵又は危険標識を設ける。また、積雪時における防火対策に万全を期する。

ウ 積雪酷寒時における室内の換気、採光、照明及び温湿度の管理を適切に行い、環境衛生に万全を期する。

エ 非常事態発生の場合の周到な避難計画をたて、計画に基づき避難訓練を実施する。

4 文教施設の応急復旧対策

(1) 被災施設の管理者は、被害状況を速やかに調査し、関係官公署との連絡を密にする。

(2) 市は、被災学校の授業開始のための応急施設整備計画の指導助言を行う。

(3) 社会教育施設等については、災害を受けた後、直ちに被害状況を調査し、被害状況によっては施設ごとに再開計画をたて、できるだけ早く開館する。

5 応急教育実施の予定施設

(1) 被害の程度により又は学校が長期に地域の避難所として使用される場合には、おおむね次により学校の授業が長期にわたり中断されることのないようにする。

災害の程度	応急教育実施の予定場所
学校の一部の校舎が使用できない（避難所として利用される場合を含む。）程度の場合	○ 特別教室、屋内施設等を利用する。 ○ 2部授業を実施する。
学校の校舎の全部が使用できない（避難所として利用される場合を含む。）場合	○ 公民館等公共施設を利用する。 ○ 隣接学校の校舎を利用する。
県内大部分（広域な範囲）について災害を受けた場合	避難先の最寄りの学校、公民館等の公共施設を利用する。
特定の地区全体について相当大きな災害を受けた場合	○ 市民の避難先の最寄りの学校、災害を受けなかった最寄りの学校、公民館、公等を利用する。 ○ 応急仮設校舎を建設する。

- (2) 応急教育実施の予定施設については、事前に関係者と協議の上選定し、教職員、市民等に対して周知徹底を図るよう指導する。

6 応急教育計画

学校の施設が被災し、又は地域の避難所となった場合、次の点に留意して応急教育を実施する。なお、平時から大規模災害発生時に被災地の学校を支援できる教職員の養成に努めるものとする。

- (1) 児童生徒、教職員等の被害状況を速やかに把握し、応急教育計画を作成する。
- (2) 応急教育施設の指定、応急教育の開始時期及び方法等を確実に児童生徒及び保護者に周知する。
- (3) 通常の授業の実施が不可能となった場合は、被災状況に応じた授業方法の選択（休校、短縮、分散、移転等）を考慮するなどの応急教育活動を実施するとともに、避難所との調整について関係機関と協議する。
- (4) 児童生徒が他市町、他県等で応急教育を受ける必要がある場合の連絡調整を行う。
- (5) 公立高等学校入学者選抜の弾力的な運用を行うとともに、私立高校にも同様の要請を行う。
- (6) 被災地域の大学受験生に対する弾力的な取扱いについて要請を行う。
- (7) 教職員の動員体制について、教職員の被害が大きく教育に支障をきたす場合には、教職員動員計画に基づき、他校や県外からの応援により対応するほか、県外学校支援チーム等への協力要請・情報共有を行うなど、市町立学校及び県立学校間の有機的連携を図り、適切に対処できるようにする。
- (8) 発災後一定期間、各学校内に教職員の居住スペースを確保するなど、教育機能と避難所運営の両立に努める。

7 教材、学用品の調達及び給与方法

災害救助法適用及びその基準外の教材、学用品の調達並びに給与方法については、市教育委員会及び学校があらかじめ計画を樹立しておく。

なお、災害救助法を適用する場合の措置は、本章第18節「災害救助法の適用」による。

8 授業料の免除及び育英資金

- (1) 被災生徒の授業料の免除
授業料を免除することができる（石川県立高等学校授業料減免規則（昭和54年県規則第16号）第2条及び石川県私立高等学校授業料減免補助金交付要綱第2条）。
- (2) 被災生徒の育英資金の貸与
被災により家屋の全壊、半壊及び流失等のために就学に著しい困難を生じた生徒に対しては、必要に応じて石川県育英資金の緊急採用奨学生として育英資金を貸与する。

9 給食措置

(1) 児童生徒の対策

市教育委員会は、被害状況報告に基づいて、災害発生に伴う要保護及び準要保護児童生徒給食費補助金の申請を行う。県教育委員会は、被害状況に応じて速やかに応急給食を実施するよう指導する。

(2) 物資対策

市教育委員会は、被害を受けた物資の状況を各教育事務所を経由して県教育委員会に速やかに報告し、物資の手配等を依頼する。

なお、給食を実施している県立学校にあっては、学校長が直接県教育委員会に報告する。

10 保健衛生

県教育委員会及び市教育委員会は、関係課と密接な連絡をとり、第24節「防疫、保健衛生活動」に従い適切な応急措置を行う。

(1) 被災教職員、児童生徒の保健管理

雪害が発生したときは、災害情報の収集に努め、感染症発生のおそれがあるときは、関係課と連絡を密にして防疫組織を確立するとともに、器具資材を整備して、予防教育を行う。また、災害状況により被災学校の教職員、児童生徒の健康診断を関係課の協力を得て行う。

(2) 被災学校の環境衛生

災害が発生し、浸水等による被害にあった場合は、関係課の協力を得て、特に感染症の予防に努めるとともに、環境衛生の整備改善に協力する。

11 教職員の健康管理

応急対応が長期化することにより教職員への負担が大きくなることから、職員ローテーションや他校等からの応援体制を組むなどして、身体的、精神的な健康管理に留意する。

12 避難所協力

学校は、学校施設が避難所となった場合は、市など防災関係機関と十分に連携を取り、円滑な開設・運営に協力する。また、防災関係機関や自主防災組織と定期的に会議を開催するなど、学校と地域が連携した防災訓練の実施、学校が避難所となる場合の具体的な対策、空調設備等の整備による環境改善、備蓄の整備、学校機能を維持、再開させる場合の避難所集約等の方策、児童生徒等の地域への貢献等について、あらかじめ具体的に協議しておく。

13 文化財対策

文化財は、貴重な市民的財産であることを勘案して、災害発生直後から所轄の指定文化財について被害状況を調査把握し、必要な応急措置を行う。

(1) 応急措置

ア 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、応急の防災活動、搬出等により文化財の保護を図る。

イ 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、被害状況を速やかに調査し、その結果を市又は市教育委員会を経由して県教育委員会に報告する。

ウ 関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、民間団体の協力を得て、文化財の搬出、修復・保全、一時保管等の応急措置を講じる。

その際、市又は市教育委員会、県教育委員会は、必要に応じて、助言、指導する。

エ 文化財に被害が発生した場合であっても、人命に関わる被害が発生したときには、被災者の救助を優先する。

(2) 被災文化財については、文化財的価値を最大限に維持するよう所有者、管理者が措置する。

(3) 埋蔵文化財対策

緊急を要する復旧事業等が行われる場合で、埋蔵文化財の所在が確認されたときには、必要に応じて発掘調査の実施を検討する。

復旧復興の本格化に伴う発掘調査については、近隣公共団体への派遣要請等により十分な人員を確保する。

14 被災地学び支援派遣等枠組み（D-E S T）

市は、県と連携し、被災した児童生徒の学びの継続のために、被災地学び支援派遣等枠組み（D-E S T）に基づき、国や他の都道府県から学校支援チーム・応援教職員、スクールカウンセラー等の派遣を受け入れる。

なお、他の都道府県で大規模災害が発生した場合は、県と連携し、必要に応じて、同制度に基づき、応援教職員等を派遣する。

第31節 応急金融対策

1 基本方針

雪害時、被災地において、通貨の円滑な供給、金融の迅速かつ適切な調整を行い、市民等の生活の安定を図る。

2 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調整

(1) 通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に発行元銀行券を寄託し、あるいは既存の寄託発行元銀行券の活用を図るほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講じること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講じる。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引き換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣する等必要な措置を講じる。

(2) 現金供給のための輸送、通信手段の確保

被災地における現金供給のため、緊急に現金を輸送し又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡のうえ、各種輸送・通信手段の活用を図る。

(3) 通貨及び金融の調整

災害発生時等において、必要に応じ適切な通貨及び金融の調整を行う。

3 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置

(1) 決済システムの安定的な運行に係る措置

災害発生時等において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、日本銀行金融ネットワークシステムその他の決済システムの安定的な運行に係る措置を実施する。また、必要に応じ、関連する決済システムの運営者等に対し、参加者等の業務に支障が出ないよう考慮し適切な措置を講じることを要請する。

(2) 資金の貸付け

災害発生時等において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、資金の貸付けを行う。

4 金融機関の業務運営の確保に係る措置

関係行政機関と協議のうえ、被災金融機関が早急に営業開始を行いうるよう必要な措置を講じるほか、必要に応じ金融機関に対し、営業時間の延長又は休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。また、災害の状況に応じ必要の範囲で適宜業務時間の延長又は休日臨時営業を行う。

5 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

必要に応じ関係行政機関と協議のうえ、金融機関又は金融機関団体に対し、次に掲げる措置その他の金融上の措置を適切に講じるよう要請する。

(1) 預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。

(2) 被災者に対して定期預金、定期積金等の期限前払戻し又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。

(3) 被災地の手形交換所において被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出しを認めるほか、不渡り処分の猶予等の特別措置をとること。

(4) 損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについて、実情に応じて必要な措置をとること。

(5) 必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置を取ること。

6 各種措置に関する広報

災害応急対策に関する情報について、情報発信マニュアルに基づき、新聞、放送、インターネットその他の適切な方法により、迅速に市民等に提供するよう努める。特に、4及び5で定める要請を行ったときは、関係行政機関と協議のうえ、金融機関及び放送事業者と協力して速やかにその周知徹底を図る。

1 基本方針

市は、雪害から農林水産物被害を防止し、又は被害の軽減を図るため、農業団体等と連携して、速やかに必要な措置を講じる。

2 農作物対策

市は、農業協同組合、農業共済組合などの関係団体を通じて、生産者に指導を徹底し、生産の減少防止と被害の軽減を図る。また、生産者は、被害が発生した場合には、市の指示に従い、適切な対策を講じる。

(1) 野菜・花き

ア ビニールハウスやガラス室は、屋根やサイドに雪が積もらないように除雪する。

イ ビニールハウスでは、補強を強化するとともに必要に応じ簡易暖房機などを活用し、融雪を促進する。

ウ ドカ雪等の緊急時にはビニールを切って、ハウスの倒壊を防ぐ。

(2) 果樹・花木

ア 園内を巡回し、枝上の雪払いを行うとともに支柱を補強し、枝吊りを行う。

イ 園内除雪が困難な場合、踏圧により積雪深を低くする。特に果樹棚の棚面に積雪が達しないように早めに実施する。

ウ 積雪深が深い場合、融雪時の沈降圧による被害が発生するので以下の対策を講じる。

(ア) 育成中の幼木やりんごわい性樹、低樹高仕立てのいちじく等は、枝の発生位置が低いので、枝裂けを防ぐため、枝の掘上や樹周辺の雪の踏み込み等を行う。

(イ) 積雪が棚面に達した場合、棚周辺の雪を踏み込むとともに、隅柱の掘り起こしを行う。

3 畜産対策

市は、農業協同組合、農業共済組合及び畜産関係団体を通じて、生産者に指導を徹底し、生産の減少防止と被害の軽減を図る。

(1) 牛乳処理

積雪により主要路線以外の輸送が停止した場合は、主要路線まで搬出し輸送に努力する。

(2) 畜舎と飼養

畜舎内の採光、換気と保温、ふん尿などの搬出に留意し、粗飼料の給与、畜体の手入れ等健康管理に努める。

4 林産対策

(1) 原則として降雪時には林地に入らず、融雪を待つ。雪害により折損した林木は、融雪後速やかに伐倒整理する。

(2) 椎茸等のフレーム舎は、屋根やサイドに雪が積もらないように除雪するとともに補強を強化する。また、必要に応じ簡易暖房機などを活用し、融雪を促進する。

5 水産対策

(1) 水産用施設

水産物荷捌き施設、貯氷・冷蔵施設等の流通施設及び燃料補給施設、漁船保全修理施設等の機能が維持されるよう、早期の融雪及び除雪を行う。

(2) 漁船

係留漁船については、その構造等を考慮して早期に除雪する。

第4章 復旧・復興計画

被災地の復旧・復興については、市民等の意向を尊重し、市及び県が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

第1節 市民除雪デーの実施

危機対策課、行政まちづくり課、土木課

1 基本方針

雪害の拡大のおそれなくなった場合において、除排雪を円滑かつ確実に実施するため、祝休日において、市民除雪デーを設け、市民総出で除排雪を実施する。

2 実施方法

市は、市民除雪デーを設定した場合には、市民等及び関係機関に周知し、除排雪が円滑に実施できるよう、各関係機関と調整を図る。

なお、具体的な周知の方法は、第3章第9節「災害広報」により実施する。

1 基本方針

雪害により被災した公共施設の災害復旧は、応急措置を講じた後に災害復旧事業の実施責任者が、各施設の原形復旧に併せて災害の再度発生防止のため施設の新設、改良を行うなどの事業計画を速やかに樹立し、民心の安定及び経済的、社会的活動の早急な回復を図るため迅速に実施する。

2 実施責任者

指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、市長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。

なお、県により、特定大規模災害等を受けた場合、又は災害が発生し、県が管理する道路と交通上密接である市道が被災した場合、市が要請し、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、市に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、市に対する支援が行われる。

3 復旧事業の方針

(1) 復旧事業実施体制

雪害により被害を受けた施設の復旧事業を早期に実施するため、市、指定地方行政機関、県、指定公共機関、指定地方公共機関等は、実施に必要な職員の配備、職員の応援、派遣等活動体制について、必要な措置をとる。

(2) 災害復旧事業計画の作成

被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、市、県等は、国の災害査定が速やかに行えるよう努める。

(3) 災害緊急調査の実施

広域にわたる大規模災害、又は人身事故発生等の特別な雪害の場合には、国の緊急調査が実施されるよう必要な措置を講じて復旧工事が迅速に行われるよう努める。

(4) 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立に当たっては、災害地の状況、被害の発生原因等を考慮し、雪害の再度発生防止に留意し、また、速やかに効果のあがるように関係機関は十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

(5) 復旧事業の促進

復旧事業の決定したものについては、速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率をあげるように努める。

(6) 暴力団排除活動の徹底

警察本部は、復旧・復興事業からの暴力団排除活動を徹底するため、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、業界団体等に必要な働きかけを行う。

4 職員の確保

被災施設等の測量、設計書の作成その他の事務を処理するための人員に不足が生じたときは、それぞれ関係機関に応援を求めて職員の確保を図る。

(1) 市災害復旧事業

ア 市において職員の不足を生ずるときは、被災を免れた他の市町から関係職員の派遣を求めてこれに対処する。この場合において、市町相互間において協議が整わないときは、県にアッセン又は調整を求める。

イ 市町相互間の職員派遣の円滑を期するため、災害対策基本法第33条（派遣職員に関する資料の提出等）に準じて、市は職員に関する資料を県に提出するとともに、当該資料を市町相互に交換する。

(2) 県災害復旧事業

被災地所管県出先機関の職員に不足を生ずるときは、被災地外所管県出先機関又は県本庁から所要数の職員が応援派遣される。それでも不足するときは、隣接県をはじめ、国のあっせんによる都道府県の派遣職員で所要数を充足するよう措置される。

1 基本方針

災害復旧事業には、法律又は予算の範囲内において国が全部若しくは一部を負担し又は補助して行う災害復旧事業及び「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）に基づき援助される事業がある。

災害復旧事業費は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査に基づき決定されるので、関係機関は、迅速な資料の提出等必要な措置を講じる。

2 助成制度

法律又は予算の範囲内において、国が全部若しくは一部を負担又は補助する事業は、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）に基づく事業
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）に基づく事業
- (3) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）に基づく事業
- (4) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく事業
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく事業
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく事業
- (7) 水道法（昭和32年法律第177号）に基づく事業
- (8) 予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく事業
- (9) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の1/2を国庫補助する事業
- (10) 農林水産業施設災害復旧事業国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）に基づく事業

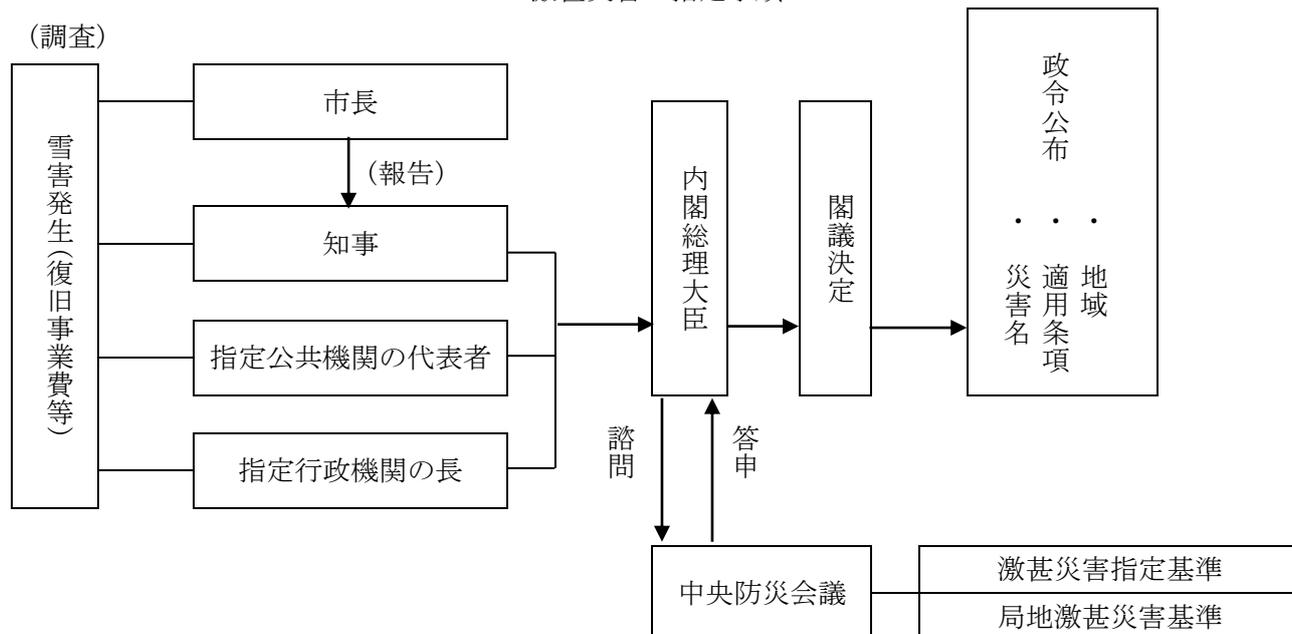
3 激甚災害の早期指定

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、市は、雪害の状況を速やかに調査し、実態を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるようにする。

4 激甚災害指定の手続

- (1) 内閣総理大臣により、知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべきかどうか判断される。
- (2) 中央防災会議において、内閣総理大臣に答申するに際し、激甚災害指定基準（昭和37年12月7日中央防災会議決定）又は局地激甚災害指定基準（昭和43年11月22日中央防災会議決定）に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申される。

激甚災害の指定手順



5 激甚災害に係る財政援助措置

激甚法に基づき激甚災害の指定を受けた場合の財政援助措置の対象は、次のとおり。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚法第3条、第4条）
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
 - ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（激甚法第5条）
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（激甚法第6条）
 - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助（激甚法第7条）
 - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（激甚法第8条）
 - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助（激甚法第9条）
 - カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助（激甚法第10条）
 - キ 共同利用小型漁船の建造費の補助（激甚法第11条）
 - ク 森林災害復旧事業に対する補助（激甚法第11条の2）
- (3) 中小企業に関する特別の助成
 - ア 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）による災害関係保証の特例（激甚法第12条）
 - イ 小規模企業者等設備導入資金等助成法（昭和31年法律第115号）による貸付金等の償還期間等の特例（激甚法第13条）
 - ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助（激甚法第14条）
- (4) その他の特別の財政援助及び助成
 - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第16条）
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第17条）
 - ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例（激甚法第19条）
 - エ 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による国の貸付の特例（激甚法第20条）
 - オ 水防資材費の補助の特例（激甚法第21条）
 - カ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（激甚法第22条）
 - キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（激甚法第24条）
 - ク 雇用保険法（昭和41年法律第132号）による求職者給付の支給に関する特例（激甚法第25条）

1 基本方針

災害復旧計画の実施に必要な資金需要額を速やかに把握し、それぞれ負担を要する財源を確保するために、起債その他所要の措置を講じるなど、災害復旧事業の早期実施に努める。

2 県の措置

- (1) 災害復旧に必要な資金需要額の把握
- (2) 歳入欠陥債、災害対策債、災害復旧事業債についての調査及び事業執行
- (3) 普通交付税の繰上交付及び特別交付税の交付に関する国への要請
- (4) 一時借入金及び起債の前借等による災害関係経費の確保

3 北陸財務局の措置

- (1) 関係団体を通じた災害復旧事業等に要する経費の財源として地方債を起すことができる事業に係る経費及び財源の把握
- (2) 災害つなぎ資金（地方短期資金）の貸付

4 郵便事業株式会社（加賀支店）の特例措置

災害が発生した場合における災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策の実施

- (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- (2) 被災者の差し出す郵便物の料金免除
- (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

第5節 被災者への支援

1 基本方針

- (1) 市は、災害発生後の市民生活の安定を図るため、平時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、関係機関と顔の見える関係を構築することで、地域の実情に応じた災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。
- (2) 市は、災害復旧事業の融資制度等の広報に努めるとともに、相談窓口を設置するなど迅速な復興援助の措置を講じる。
- (3) 市は、各種支援制度の窓口を一元化するとともに、申請窓口での混雑が予想される場合は、各地区の申請受付日を設定するなど、被災者の負担軽減に努める。

2 農林漁業制度金融の確保

市は、雪害により損失を受けた農林漁業者（以下「被害農林漁業者」という。）又は農林漁業者の組織する団体（以下「被害組合」という。）に対して、農林漁業の経営等に必要な資金、災害復旧資金の融通及び既往貸付期限の延期措置等について指導あっせんを行う。また、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号。以下「天災融資法」という）に基づく利子補給及び損失補償を行い、農林漁業の生産力の維持、増進と経営の安定を図る。このため、市は、次の措置を講じる。

- (1) 農業（漁業）協同組合及び信用農業（漁業）協同組合連合会が、被害農林漁業者又は被害組合に対して行う経営資金のつなぎ融資の指導あっせん
- (2) 被害農林漁業者又は被害組合に対して天災融資法による経営資金の融通措置の促進、利子補給並びに損失補償の実施
- (3) 被害農林漁業者に対する㈱日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）に基づく災害復旧資金の融通及び既往貸付期限の延期措置の指導あっせん

3 中小企業融資の確保

県により、被災した中小企業者の施設の復旧に要する資金及び事業資金の融資が円滑に行われて、早期に経営の安定が得られるようにするため、次の措置が講じられる。

- (1) ㈱日本政策金融公庫、㈱商工組合中央金庫の「災害特別融資枠」の設定を促進するため、関係機関に対する要請
- (2) 地元金融機関に対する中小企業向融資の特別配慮の要請及び協力の求め
- (3) 信用力の低い中小企業者の融資の円滑を図るための信用保証協会に対する保証審査の弾力化等の要請
- (4) 中小企業者の負担を軽減し、復興を促進するための激甚法の指定に必要な措置

4 住宅金融支援機構資金のあっせん

(1) 災害復興住宅資金

市は、被災地の滅失家屋の状況を調査し、住宅金融支援機構法（平成17年法律82号）に規定する災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、被災者に対して、当該資金の融資が円滑に行われるよう借入手続きの指導、融資希望者家屋の被災状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興資金の借入の促進を図る。

この場合、資金の融資を早くするために、市は、被災者が機構に対して負うべき債務を保証するよう努める。

(2) 地すべり関連住宅資金

地すべり等防止法第24条第3項の規定により、知事の承認を得た関連事業計画に記載された関

連住宅を移転又は建設しようとする者に対する融資のあっせんについて、市は、災害復興住宅資金と同様の措置を講じる。

5 生活福祉資金の貸付

雪害により被害を受けた低所得者の速やかな自力更生を支援するため、県社会福祉協議会により、民生・児童委員、市の社会福祉協議会の協力を得て、生活福祉資金貸付制度による生活福祉資金の貸付が行われる。

6 母子福祉資金、父子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付

災害により被害を受けた母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の速やかな自力更生を支援するため、母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付を行う。

7 災害援護資金の貸付

市は、条例に定めるところにより、その区域内で災害救助法による救助又は災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令374号）で定める災害により被害を受けた世帯に対して、災害援護資金の貸付を行う。

8 災害弔慰金の支給

市は、条例の定めるところにより、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令で定める災害により死亡した市民の遺族に対して、災害弔慰金を支給する。

9 災害障害見舞金の支給

市は、条例の定めるところにより、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令で定める雪害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったときに精神又は身体に災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に定める程度の障害がある者に対して、災害障害見舞金を支給する。

10 被災者生活再建支援金の支給

(1) 県により、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に定める自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金による被災者生活再建支援金が支給され、生活の再建の支援が行われる（資料編参照）。

(2) 市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

11 制度の周知

市は、被災者の早期生活再建を図るため、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

第6節 被災者の生活確保のための緊急措置

1 基本方針

市は、被害を受けた市民等が、速やかに再起できるよう、県及び防災関係機関等と相互に協力して被災者の生活の確保、社会経済活動の早期回復に努める。

2 被災者台帳の作成

市は、被災者台帳を作成するにあたり必要に応じて、県に対して被災者に関する情報の提供を要請する。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう努める。

3 生活相談

- (1) 市は、庁舎内に生活相談窓口を設けるとともに、避難所等に生活相談所を設け、被災者の生活、資金、健康、身上等の相談に応じる。
- (2) 県により、必要に応じて市町に職員が派遣されるほか、県相談窓口が設けられる。
- (3) 市は、住宅再建に対する相談については、県及び関係団体と連携協力し、総合的な相談窓口を設置し、速やかに周知する。
- (4) 市は、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の市町村との協力のうえ、必要な情報や支援・サービスを提供する。
- (5) 市は、被災者が行政手続等を円滑に実施するため必要と認めるときは、県に協力（生活再建に必要な手続に関する相談や書類作成など）を要請する。
- (6) 市は、総務省石川行政評価事務所が特別行政相談活動を実施する場合において、連絡・調整を図り、協力する。

4 こころのケア活動の継続

市は、こころのケアが継続的に必要な市民等に対して、自立して健康な生活を送ることができるよう、県及びDPAT等の関係機関と連携し、必要な支援を切れ目なく実施する。

5 罹災証明の交付

市は、被災者の各種支援措置を早期に実施するため、災害発生後早期に罹災証明の交付体制を確立し、被災者に罹災証明を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

早期に罹災証明の交付体制を確立するため、次の措置を講じる。

- (1) 市だけで対応できない場合は、応援協定等に基づいて実施する。
- (2) 市は、円滑な罹災証明の交付が図られるよう、必要に応じて県に支援を要請する。また、罹災証明を円滑に発行するため、県が被害認定調査講習会を開催する際は、積極的に受講するとともに、罹災証明について市民等への周知に努める。
- (3) 県により、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明の交付に係る事務の市町向け説明会が実施される。

6 被災者に対する職業のあっせん

- (1) 公共職業安定所は、被災により転職を希望する者に対して、本人の希望、適性等を考慮して適

当な求人を開拓して積極的に就職のあっせんを行う。

- (2) 被災者の就職を開拓するため、産業技術専門学校等の職業能力開発施設において職業訓練を実施するよう努める。

7 国税等の徴収猶予及び減免の措置

市は、被災者の納付すべき国税及び地方税等について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長の措置を講じるとともに、国税、地方税（延滞金等を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

8 公営住宅等の整備

市は、雪害により住居を滅失した低所得者の被災者に対する住宅確保支援策として、必要に応じて公営住宅等の整備、公営住宅等の特定入居等を行う。

この場合において、市は、滅失した住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときには、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅整備計画を作成し、災害査定を受け早期の整備を図る。

9 国有財産の無償借受等

市は、国有財産を災害復旧や、避難市民等受入のための仮設住宅の建設等の用に供する場合など、応急対策の用に供する場合、国に対し無償借受等の申請を行う。

10 災害廃棄物の処理等

- (1) 市は、事前に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理のために、必要な仮置場、広域処理を含めた処分先の確保とともに、効率的な収集運搬体制の確立に努める。併せて、必要に応じてデジタル技術を活用し、廃棄物の組成、運搬処分先ごとの廃棄物量の把握をはじめとした、多岐にわたる管理事務の効率化に努める。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、効率的に搬出を行う。また、一般廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用する。
- (2) 市は、損壊家屋の解体を実施する場合には、廃棄物関係団体等と連携した解体体制を整備するとともに、市による損壊家屋の解体開始前など、可能な限り早い段階から所有者等による自費解体を促進するため、所有者が解体業者と契約する前に相談できる体制を整えるよう努める。

第7節 災害義援金及び義援物資の配分

1 基本方針

被災者あて寄託された義援金及び義援物資については、義援金及び義援物資の受け入れ・配分マニュアルに基づき、被害状況に応じた配分計画をたて、确实、迅速に配分を行う。

2 義援物資の募集

市は、受入を希望する義援物資を具体的に示したうえで募集する。また、義援物資の受入・管理・配分窓口を一元化することにより、義援物資が被災者に迅速、効率的に届く体制をとる。

なお、県に寄付の申し出があった義援物資については、県健康福祉部が受け入れ窓口となり、必要な物資が迅速に届くよう市への仲介が行われる。

3 義援金及び義援物資の受付

(1) 市に寄託された義援金及び義援物資の受付については、総務部において受け付ける。

(2) 県に寄託された義援金は、出納室において受け付けられる。また、県に寄付の申し出があった義援物資については、健康福祉部において市への仲介が行われる。

(3) 日本赤十字社石川県支部では、日本赤十字社、支部事務局又は各地区・分区において、市民、企業等から寄託された義援金品を受け付けられる。

なお、災害の状況により前記場所で受付が困難な場合は、臨時的に他の場所で受け付けられる。

義援金品は、原則として義援金とされる。また、県又は被災市から受入の希望があった義援品については、受け付けられる。

4 義援金の配分

市等は、それぞれ配分委員会を設置して、義援金の配分を決定し、できる限り迅速な配分に努める。

5 義援金及び義援物資の輸送

(1) 市は、県又は日本赤十字社から送付された義援金及び義援物資については、日赤奉仕団等各種団体の協力を得て、被災者に配分する。

(2) 県により、義援金は市に送金され、義援物資は市が指定する集積場所まで県が調達した車両等で輸送して引き渡される。

(3) 日本赤十字社石川県支部により、義援金は速やかに地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織し努めて迅速、公正に配分される。

なお、配分委員会が設置されない場合は、市と協議のうえ配分する。

義援物資については、日頃から備蓄してある赤十字救援物資（毛布、緊急セット、安眠セット等）を被災者の状況に応じて配分される。また、配分に当たっては地方公共団体（各地区、分区）や防災ボランティア等の協力を得ながら行われる。

6 義援物資保管場所

(1) 市は、義援物資の保管場所（倉庫等）について、あらかじめ計画を樹立しておく。

(2) 県により、寄託義援物資を直ちに被災者に配分することが困難な場合は、一時保管場所が確保される。

(3) 日本赤十字社石川県支部が、3（3）に基づき義援物資を受け付ける場合は、寄託義援物資の一時保管場所として日本赤十字社石川県支部の倉庫が確保される。

なお、保管場所が不足するときは、県に集積可能な場所を応急的に確保するよう要請される。

1 基本方針

被災地の復興に当たっては、地域コミュニティの維持・回復や再構築に十分に配慮したうえで、被災者の生活再建を支援し、再度の災害の防止と施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な環境づくりに努める。

2 基本方向の決定

市は、被災の状況や地域の特性、関係公共施設管理者や市民等の意向を勘案して、迅速な原状復旧を目指すか、又は災害に強いまちづくり等の中長期的な課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、必要な場合には復興計画を作成する。

3 計画的復興の進め方

- (1) 市は、復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行を図るため、広域調整や県及び国との連携などにより、必要な体制を整備する。
- (2) 市は、再度の災害防止により快適な都市環境を目指し、市民等の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。